

平成19年度  
産業廃棄物処理業優良化推進事業  
報告書

平成20年3月

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



# 目次

第1章 事業の目的.....	1
第2章 優良性評価制度の現状.....	3
(1) 適合確認の状況.....	3
(2) 自治体の取組み状況.....	5
第3章 優良化促進のための具体的な活動の検討.....	7
(1) 評価制度の実施状況フォローアップと基準のあり方等に関する情報収集.....	7
① 排出事業者アンケート調査.....	7
② 適合事業者アンケート調査.....	8
③ 自治体アンケート調査.....	9
(2) 排出事業者及び処理業者の普及啓発、人材育成等の具体的な活動の検討.....	10
① 排出事業者の意識啓発.....	10
② 講師養成講習.....	10
第4章 優良性評価制度の基準・運用の見直し.....	13
(1) 関係者からの要望と見直し（案）.....	13
(2) 基準・運用の見直し（案）.....	13
① 電子マニフェスト加入.....	13
② 3R 関連指標の公開.....	14
③ 情報開示期間の短縮.....	14
④ 許可証の表記変更等.....	16
第5章 産業廃棄物処理業者の経営実態等に係る体系的な情報整備.....	19
(1) 資源循環ビジネスを担う中間処理業のアンケート調査.....	19
① 中間処理業者アンケート調査.....	19
第6章 優良業者に係る情報を公開する情報開示システムの改良.....	25
(1) 電子マニフェスト加入に関する情報登録機能の追加.....	25
(2) 適合事業者リストのデータベース化.....	26
(3) 許可情報の一覧表示機能の追加.....	27
(4) 処理業者の複数営業所情報の登録.....	28
(5) 環境保全への取組み、認証制度名の登録.....	29
第7章 検討会等の設置及び運営.....	31
(1) 目的.....	31
(2) 委員会及びワーキンググループの開催.....	31

① 産業廃棄物処理業優良化推進委員会.....	31
② 将来動向調査ワーキンググループ.....	32
③ 優良化促進活動ワーキンググループ.....	32

参考資料

参考1 優良性評価制度に関する調査 調査票等（排出事業者）.....	1
参考2 優良性評価制度に関する調査 集計結果（排出事業者）.....	11
参考3 優良性評価制度に関する調査 調査票等（適合事業者）.....	42
参考4 優良性評価制度に関する調査 集計結果（適合事業者）.....	47
参考5 優良性評価制度に関する調査 調査票等（自治体）.....	66
参考6 優良性評価制度に関する調査 集計結果（自治体）.....	71
参考7 人材育成 講師養成講習アンケート結果.....	81
参考8 産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況等に関する調査 調査票等...	84
参考9 産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況等に関する調査 集計結果...	95
参考10 委員会・ワーキンググループ議事要旨.....	144

## 第1章 事業の目的

産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、数次の廃棄物処理法改正により、排出事業者責任が強化され、排出事業者が優良な処理業者を選択することにより、悪質な業者が市場から淘汰され、優良な業者が市場で優位に立てる構造改革をすすめているところであり、平成15年8月に発表した『『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策』と題する政策パッケージにおいて、「不法投棄の撲滅と優良業者の育成」を3つの柱のうちのひとつとして位置づけている。

さらに、循環型社会形成推進基本計画でも指摘されているとおり、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

このため、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、情報開示システムの改良や経営実態等に係る体系的な情報整備など、優良処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・検討等を実施する。



## 第2章 優良性評価制度の現状

### (1) 適合確認の状況

平成17年4月1日に制度の運用を開始して以来、適合確認された許可件数は順調に伸びているが、4つの業区分各々について104の都道府県・政令市によって適合確認されるため、実質的には同一の事業者によるものが多い。重複を除く事業者数では258社となっており、この平成19年度1年間で全国で76社の増加にとどまり、伸びが鈍化してきている。

表 2-1 適合確認許可件数と事業者数（平成20年3月31日現在）

	許可(件)	事業者数※
国の制度による	871	200
都道府県独自の制度による	517	140

※ 重複を除く事業者数は258

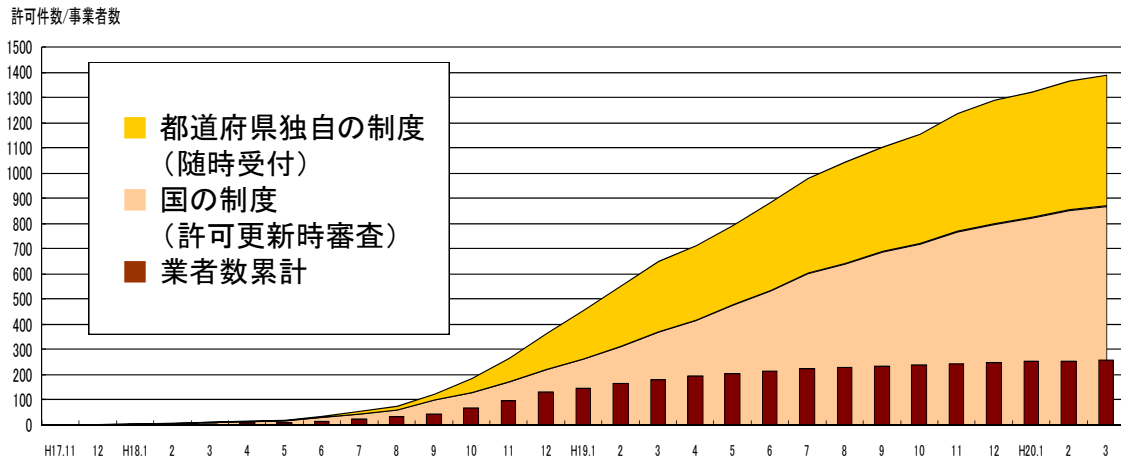


図 2-1 適合確認許可件数と事業者数の推移（平成20年3月31日現在）

次に都道府県毎に適合確認された許可件数と本社所在地別の適合事業者数をまとめた(表 2-3 参照)。適合確認された許可件数で見ると、制度を運用していない岩手県、東京都、宮崎県を除いても、未だに0件の自治体が複数あり、自治体の運用開始時期の差もあって件数に大きな差が出ている。また本社所在地別の適合事業者数をみるとさらに大きな差があり、排出事業者が本制度を活用して事業所に近い地域で処理業者に委託するために比較検討することが難しい状況となっている。

表 2-2 都道府県毎の適合許可数及び本社所在地別の適合事業者数（平成 20 年 3 月 31 日現在）

no	都道府県 (政令市含む)	適合許可数	適合事業者数 (本社所在地)
1	北海道	17	11
2	青森県		
3	岩手県		
4	宮城県	19	1
5	秋田県	1	
6	山形県	54	15
7	福島県	20	4
8	茨城県	22	6
9	栃木県	148	25
10	群馬県	15	5
11	埼玉県	77	9
12	千葉県	123	7
13	東京都		23
14	神奈川県	55	14
15	新潟県	5	4
16	富山県	18	2
17	石川県	1	1
18	福井県	8	3
19	山梨県	21	
20	長野県	19	3
21	岐阜県	12	1
22	静岡県	7	2
23	愛知県	64	11
24	三重県	26	11
25	滋賀県	24	3
26	京都府	9	6
27	大阪府	121	18
28	兵庫県	133	15
29	奈良県	20	4
30	和歌山県	26	1
31	鳥取県	3	1
32	島根県	43	10
33	岡山県	46	4
34	広島県	24	8
35	山口県	59	7
36	徳島県	13	3
37	香川県	15	
38	愛媛県	24	2
39	高知県	17	1
40	福岡県	36	6
41	佐賀県		
42	長崎県	4	
43	熊本県	8	2
44	大分県	8	1
45	宮崎県		1
46	鹿児島県	18	6
47	沖縄県	5	1
合計		1,388	258



## (2) 自治体の取組み状況

ほとんどすべての自治体において、表 2-3 のとおり、優良性評価制度の運用を行っている。「検討中」は宮崎県と宮崎市、「予定はない」は独自の第三者評価制度を運用している岩手県と、独自制度を検討中の東京都となっている。

表 2-3 自治体の取組状況（平成 19 年 12 月 28 日現在 環境省調査）

	全体（自治体数）		
		都道府県	政令市
既に運用している	100	44	56
運用するかしないか検討中である	2	1	1
運用をする予定はない	2	2	0
合計	104	47	57

なお廃棄物処理法施行規則の規定により、処理業者は評価基準を満たしても、適合確認は 5 年毎の許可更新時等に行われるために更新の機会まで申請を待つ必要があったが、山口県を初めとして基準を満たせば随時受付ける自治体が現われ、環境省でもその後の事務連絡で推奨している。表 2-4 のとおり、随時受付が行われているが、一部自治体に留まっている。

表 2-4 随時受付する自治体（平成 19 年 7 月 17 日現在 環境省調査）

	自治体数	都道府県	政令市
審査体制整備済み	26	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 山梨県 滋賀県 兵庫県 島根県 岡山県 山口県 愛媛県 熊本県 沖縄県	千葉市 姫路市 広島市 岡山市 宇都宮市 松山市 西宮市 さいたま市 奈良市 川崎市 船橋市
今後実施予定	17	【～H19 年中】 北海道 長野県 奈良県 【検討中】 神奈川県 富山県 大阪府 鳥取県 広島県 宮崎県	【～H19 年中】 川崎市 【検討中】 札幌市 函館市 京都市 熊本市 郡山市 宮崎市 岡崎市



## 第3章 優良化促進のための具体的な活動の検討

### (1) 評価制度の実施状況フォローアップと基準のあり方等に関する情報収集

今年度は、制度の運用開始から3年目に入ったことから、特に積極的な活用が期待される排出事業者及び評価制度に適合した処理業者に対して、アンケート等によるフォローアップ調査を実施し、処理業者の選定の際の判断材料として、排出事業者及び処理業者がより活用し易いような基準のあり方（改訂・高度化）、制度運用方法等について情報収集した。

#### ① 排出事業者アンケート調査

##### (ア) 目的

本制度の認知度や活用状況、現在取引している処理業者の本制度取組みの有無、処理業者比較検討の方法とその信頼性の自己評価、比較検討時の対象処理業者数、業者選定の社内決定プロセス、情報開示内容や制度に対する要望等について情報収集し、今後の優良性評価制度のあり方や方向性検討のための判断材料とするため、「産業廃棄物処理業優良性評価制度に関する調査」を実施した。

##### (イ) 対象・回収状況等

###### 1. アンケート対象

総務省が実施した平成16年度事業所・企業統計調査に回答された事業者で、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運送業、医療・福祉・試験研究所等に属する企業のうち、業種・事業者数・地域・資本金規模の構成比率が全国平均と同じになるように抽出した事業者（本社及び単独事業所）3,000社

産業大分類	抽出件数
建設業	1,331
製造業	1,263
電気・ガス・熱供給・水道業	2
情報通信業	138
運輸業	218
医療、福祉	48
合計	3,000

###### 2. アンケート期間

平成19年11月19日（月）～12月7日（金）

###### 3. アンケート回収状況

回収数 428社／発送数 3,000社 回収率 14.3%

有効回答数 397社／発送数 3,000社 回収率 13.2%

宛先不明 177件／発送数 3,000社

## (ウ) 調査結果の概要

- 過去3年以内に処理業者との取引を中止した排出事業者は103件（全体の26.1%）あり、中止した理由（複数回答可）でもっとも多いものは「処理料金が高かった」18件であった。（Q3）
- 現在処理を委託している業者について、「不満や不安を感じている」150件（37.8%）あり、その理由（複数回答可）でもっとも多いものは「処理料金が低い」93件と処理料金への関心がとても高い。（Q4）
- 新たな処理業者に処理委託をする際に事前に事業場を訪問して現地確認する排出事業者は22.2%、「特に確認はしない」が68.0%であった。（Q5）
- すでに委託している処理業者に対して、「1年に1回以上は訪問して確認している」は13.6%、「数年に1回」は9.6%、「特に確認しない」が67.0%であった。（Q6）
- 処理委託する際の処理業者との契約書締結について、「必ずしている」は50.1%、「おおよそしている」は11.6%、「あまり締結していない」は17.6%であった。（Q8）
- 業者選定の際に処理委託の契約1件当たり、委託先候補をおよそ何業者ぐらいいリストアップして比較検討するか聞いたところ、「1業者（比較検討しない）」が60.5%、「2業者」が23.7%であった。（Q15）
- 委託候補先の処理業者の選定の判断材料となる情報源の入手先については（複数回答可）、「処理業者からの営業資料」が32.8%、「処理業者についての評判（同業他社や地元での評判）」が32.4%、「産廃情報ネット（優良性評価制度による情報開示）」が2.2%であった。（Q16）
- 業者選定の際に重視することについて、項目を示して5段階評価で聞いたところ、「処理料金が安価」をもっとも重視する割合が50.6%（201件）であった。（Q17）
- 処理業者についての情報収集ならびに委託先の絞込みについて、「必要な情報は得られている」と「まあまあ得られている」を合わせて52.2%、「どちらともいえない」が20.9%、「あまり得られていない」と「ほとんど得られていない」が11.8%であった。（Q18）
- 処理業者の選定に際して、追加情報としてあればよいと思うものを自由記述で聞いたところ、「処理業者の検索・情報開示」が14件あり、本制度の認知不足がうかがわれる。（Q19）
- 本制度について「よく知っている」は1.8%、「まあまあ知っている」は9.6%で、「知らない（聞いたことがない）」は43.6%であった。（Q20）

## ② 適合事業者アンケート調査

### (ア) 目的

本制度への適合に向けた取組み時の課題、適合確認後の変化・課題や要望、将来への希望と評価制度への要望等について情報収集し、今後の優良性評価制度のあり方や方向性検討のための判断材料とするため、「優良性評価制度の適合事業者に関する調査」を実施した。

### (イ) 対象・回収状況等

#### 1. アンケート対象

産業廃棄物処理業の優良性評価制度適合事業者 231 者

（平成19年9月30日現在、随時受付も含む）

## 2. アンケート期間

平成19年11月19日（月）～12月7日（金）

## 3. アンケート回収状況

回収数 164 者／発送数 231 者 回収率 71.0%

有効回答数 163 者／発送数 231 者 有効回答率 70.6%

### (ウ) 調査結果の概要

- 適合確認を受けた目的について（複数回答可）、「同業他社と差別化を図るため」が87.7%、「国の推進する取組だから」が49.7%であった。（Q2）
- 適合確認を受けた結果、どのような変化があったと感じているか聞いたところ（複数回答可）、「全く変化はない」が41.1%、「社内体制の見直しに寄与した」が30.1%、「社員が（さらに）会社の業務を理解するようになった」が23.3%、「問合せが増えた」が14.1%であった。（Q4）
- 評価制度について感じていることは、「排出事業者が優良性評価制度のことを知らないことが多い」が58.9%ともっとも多く、「適合事業者にとって事務負担が多い割にメリットが少ない」が42.9%あった。（Q6）

## ③ 自治体アンケート調査

### (ア) 目的

本制度を運用している自治体を対象に、今後この制度の一層の普及と活用を図るため、必要に応じた基準等の見直しを検討するため、関連する4つの設問について考えをうかがった。

### (イ) 対象・回収状況等

期 間：平成19年12月14日発送、12月27日締切

送付先：都道府県・政令市（104自治体）

回答数：都道府県46、政令市54（合計100自治体、回収率96.1%）

### (ウ) 調査結果の概要

- 「電子マニフェストに加入していること」を評価基準に追加する案について、「基本的に賛成である」が59.0%、「基本的に反対である」が20.0%、「どちらともいえない」が21.0%であった。「基本的に反対である」の理由でもっとも多かったものは（自由記述）、「電子マニフェスト普及が遅れているため」10件であった（Q1）
- 評価制度の一層の普及定着のため、基準に定める情報公開期間の変更について、「もっと短くするのが適当」が33.0%、「現状のままでよい」が65.0%であった。（Q2）
- 適合事業者に対する認定証や基準適合マークの発行の是非について、「基本的に賛成である」が65.0%、「基本的に反対である」が31.0%であった。（Q3）
- 評価制度の基準の見直しが必要と考えるか聞いたところ、「はい」が37.0%、「いいえ」が61.0%

であった。「はい」の内容でもっとも多かったものは（自由記述）、基準の高度化等「基準の見直し」に関するものが15件、国・第三者による評価等「適合確認主体」に関するものが8件であった。（Q4）

## (2) 排出事業者及び処理業者の普及啓発、人材育成等の具体的活動の検討

排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方を対象として、普及啓発、人材育成等の優良化促進活動を検討実施した。

### ① 排出事業者の意識啓発

排出事業者の意識啓発を目的に、平成18年度に作成した、建設業向けパンフレットについて、建設関連団体等を通して普及を図った（配布部数100,000部）。また、パンフレットに掲載しきれない詳細情報についてインターネットを通じた情報提供の仕組みを作った。

### ② 講師養成講習

産業廃棄物処理業において、排出事業者と信頼あるパートナーシップを築くために必要な、環境倫理に基く姿勢や心構え、日常の実務に係わる知識・ノウハウを備えた人材が不足しており、このような人材を育成するための実務研修のニーズは高い。但し、実務研修を開催するための講師も、全国的にみても著しく不足しており、講師を養成することが実務研修を広く普及させるために不可欠となっている。

このため、講師養成のための講習のあり方、内容、カリキュラム、教材等について検討し、講習会を試行的に1回実施した。

#### (ア) 講習カリキュラム

「優良化」⇒「コンプライアンス」⇒「廃棄物処理法の基本の理解が不可欠」であり、これに重点を置いた講習を実施し、実務研修を行うために必要な基礎能力を習得する。

##### 【講習カリキュラム】

	1日目（廃棄物総論）	内 容
10：00～10：10	主催者挨拶・ガイダンス	
① 10：10～10：40	廃棄物行政概論（環境省青山補佐）	産業廃棄物行政の現状と課題
② 10：50～12：10	廃棄物処理法の基礎Ⅰ （山形県長岡専門員）	法律の沿革、概論（目的、定義、許可、廃棄物の区分、法体系等）
③ 13：10～14：10	廃棄物処理法の基礎Ⅱ （山形県長岡専門員）	事業者の責任、処理基準
④ 14：20～15：20	リサイクル法概論 （環境省相澤補佐）	個別リサイクル法の概論
⑤ 15：30～17：00	行政処分指針について （環境省堀内補佐）	行政処分指針 欠格要件
⑥ 17：10～18：10	コンプライアンス・事例紹介 （産廃振興財団猿田次長）	事例（過剰保管、偽装リサイクル等）
	2日目（廃棄物実務）	内 容

⑦ 9:00~10:30	廃棄物処理の事務管理Ⅰ (全産連伊藤専任講師)	委託処理と委託契約
⑧ 10:40~12:10	廃棄物処理の事務管理Ⅱ (全産連萩谷専任講師)	管理票と帳簿管理
⑨ 13:10~13:40	廃棄物処理の事務管理Ⅲ (日廃振センター麻戸部長)	電子マニフェスト
⑩ 13:40~15:10	教授法(日廃振センター 佐々木専任講師)	教授法
15:10~16:45	質疑応答・ディスカッション (山形県長岡専門員・産廃振興財団 猿田次長)	課題抽出等
16:40~17:00	まとめ(事務局)	

#### (イ) 受講者

24名が参加した。

許可講習講師	4名
エコアクション21審査人	16名
大手排出事業者(建設業)	2名
大手排出事業者(製造業)	2名

#### (ウ) 開催日時・会場

日時：平成20年2月26日(火)、27日(水)

会場：ホテルアジュール竹芝 16階「曙」





## 第4章 優良性評価制度の基準・運用の見直し

### (1) 関係者からの要望と見直し（案）

本制度の基準・運用に対する各方面からの要望について、今年度行った「排出事業者アンケート調査（産業廃棄物処理業優良性評価制度に関する調査）」及び「適合事業者アンケート調査（優良性評価制度の適合事業者に関する調査）」並びに「中間処理業アンケート調査（産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況等に関する調査）」、「自治体アンケート」を基に、適合確認状況を踏まえて後述の優良化促進活動ワーキンググループにて検討し、その議論を踏まえて優良化推進委員会にて討議した結果、下記のとおり見直し（案）が取りまとめた。

関係者	要 望	見直し（案）
排出事業者	電子マニフェスト加入を基準に加えるべきである	基準追加
	3R 推進のため関連指標を開示してほしい	(引き続き検討)
処理業者	情報開示期間 5 年間は長く、新たに取組む意欲が削がれる	短縮
	許可証における適合された旨の表現がわかりにくい	適合証明書発行を先行実施 (適合マーク発行は引き続き検討)

### (2) 基準・運用の見直し（案）

#### ① 電子マニフェスト加入

##### (ア) 排出事業者からの要望

優良な処理業者の基準であるならば、国が推進する適正処理に寄与する電子マニフェスト加入も基準として加えるべきである。

##### (イ) ワーキング及び委員会における主な意見

- 処理業者のうち、中間処理業の 24.4%がすでに加入している（後述の「資源循環ビジネスを担う中間処理業のアンケート調査結果 Q21」より）。適合事業者（平成 20 年 3 月 15 日現在の 255 者）のうち、産廃情報ネットでの情報開示事業者（206 事業者）では収運業 143 事業者（69.4%）、処分業 130 事業者（63.1%）が電子マニフェストに加入している（産廃情報ネット検索結果）。以上のように、一定の事業者がすでに加入している。
- 電子マニフェスト運用に必要なパソコンは、情報公開を行うためにも必須であるため、加入することは難しくない。（優良化促進活動ワーキングにおける意見）
- 自治体アンケート調査（回答数 100 自治体）によると、賛成が 59%、反対 20%、保留 21% となっており、多くの自治体が賛同している。反対意見は「電子マニフェスト普及が遅れているため」（10 件）、「紙マニフェストでも適正処理が可能」（6 件）となっており、消極的な理由である（Q1）。

##### (ウ) 見直し（案）

電子マニフェスト加入を基準として追加する
----------------------

優良性評価制度は許可基準ではなく、望ましい方向に誘導する政策的役割を担っている。電子マ

ニフェストは不適正処理の未然防止や処理フローの即時性、透明性など、優良性評価基準の遵法性・情報公開性と通じる趣旨を有している。一部に評価制度の普及の足かせになるとの意見も見られるが、産廃行政の最重点施策の一つであることを明確にするためにも、評価基準の大項目として新たに加える。

- 当該許可区分に該当する収運業または処分業における加入を基準とする。
- 適合事業者のうち、電子マニフェストに加入していない業者については1年間の経過措置期間を設ける。この期間内に加入しない業者は適合確認を取り消すこととする。

## ② 3R 関連指標の公開

### (ア) 排出事業者からの要望

循環型社会推進のために産業廃棄物の 3R が求められており、委託する処理業者を選択する際には、再資源化等を行っていることが産業廃棄物の種類によっては重要となる場合がある。

### (イ) ワーキング及び委員会における主な意見

- 中間処理業者を対象とした調査結果（後述の「産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況等に関する調査」Q24）では、「自社の強み」の第2位が「リサイクルルートの明確さ」（回答者の 59.9%）、第6位が「リサイクル率の高さ」（回答者の 55.3%）であった。ただし、リサイクル率、エネルギー回収率について聞いたところ、算定数値の精度不足が懸念される結果であり、算定方法の周知徹底の面で課題が残った。
- 現行の評価基準である「環境保全への取組み」では、環境マネジメントシステム（EMS）の認証取得を求めているが、その EMS の1つであるエコアクション 21 では、環境活動レポートの中で 3R の取組についても記述して公開している。
- 排出事業者が本制度を活用するには、各地域に一定数の適合事業者があることが必要と考えられるが、未だ不十分であるため、現時点で情報公開の項目を追加して条件を厳しくすることは、制度普及の弊害となる。（優良化促進活動ワーキングにおける意見）

### (ウ) 結論

情報公開項目として新たに 3R 指標を加えることは、引き続き検討する事項とする
---

## ③ 情報開示期間の短縮

### (ア) 処理業者からの要望

情報公開期間は5年以上であるが、経過措置として平成18年4月1日までに情報公開を始めた場合には6ヶ月以上でよいとされていた。しかし、適合確認を実際に行う自治体においては、環境省による平成18年3月時点の調査のとおり、都道府県レベルでは運用済みが11自治体に留まり、運用予定有りが17自治体であったように、ほとんどの自治体では取組まれておらず、自治体を通じた本制度の周知も不十分であったため、経過措置を理解して自治体よりも先に準備して情報開始を始められた処理業者は一部に限られた。

また自治体による適合確認は原則5年毎の許可更新時等に行われるが、許可更新した後に情報公開を始めた場合には、基準の公開期間である5年後の前に次の許可更新時期が過ぎるため、さらに

その次の許可更新まで合計 10 年程度も情報公開を継続し、優良性評価制度の適合確認申請は概ね 10 年後に初めて申請できるというように、処理業の育成施策でありながら情報公開期間と機会が公平ではない場合も考えられる（表 4-1 参照）。

#### (イ) ワーキング及び委員会における主な意見

- 自治体アンケート調査(Q2)によると、現状維持が65.0%、期間短縮すべきとの回答が33.0%、無回答が2.0%であった。短縮する理由として、社会変化の大きい中で5年間待つことは負担が大きい、経過措置期間に情報公開を開始した処理業者との不公平の是正、処理業者の意欲を削いでいる、排出事業者にとって公開期間よりも内容（処理実績等）が重要であったものがみられた。
- 自治体の中で制度運用が遅かったところの多くは現状維持の考えが強いが、制度の趣旨を理解している自治体は期間短縮に意欲的で、普及のためにも見直しが必要である。（優良化促進活動ワーキングにおける意見）
- 排出事業者は本制度により処理業界の情報公開が進んだことを評価しているが、活用するための選択肢になる適合事業者数が少なく、もっと増やす必要がある。情報公開期間が短縮されたために、適合確認申請時だけ基準を満たし、継続して情報公開しない事業者がないようにしてほしい。（優良化促進活動ワーキングにおける意見）
- 情報公開を継続しない場合には適合確認が取り消されるため、処理業者は情報公開を続けていく。ただ情報の更新は重要なので、基準上必要な最低限の6ヶ月毎の情報更新を目安に、情報公開期間を6ヶ月に短縮したい。あわせて5年分の処理実績等を適合確認申請時に自治体に提出することで、5年間の情報公開を行う能力があることを示す。（優良化促進活動ワーキングにおける意見）
- 6ヶ月の情報公開期間では財務諸表が更新されず、株式会社は半期決算が義務付けられているので、半期決算も含めて財務諸表の1回の更新も基準とすべきである。（優良化推進委員会での意見）
- 処理業者の取組意欲を高めるためには、制度としてもっとメリットをつくる必要がある。（優良化促進活動ワーキング及び優良化推進委員会での意見）

#### (ウ) 見直し（案）

- 情報公開期間は6ヶ月以上とする。ただし半期決算を含む財務諸表を1回以上更新する
- 5年間の情報公開を行う能力があることを示すため、5年分の「処理の実績」、「処理施設の維持管理に関する記録」、「財務諸表」を適合確認申請時に自治体に提出する
- 情報公開開始から適合確認までの期間短縮による適合事業者数の拡大のためには、即効性のある許可更新時等以外での自治体独自の制度による受付（いわゆる随時受付）実施の更なる推進を進めるべきである

産業廃棄物の適正処理推進のためには、排出事業者が優良な処理業者を適切に選択できる状況を整備する必要であり、情報公開期間を短縮することで処理業者による取組みを促し、適合事業者数を増やすべきである。

#### ④ 許可証の表記変更等

##### (ア) 処理業者からの要望

本制度の目的は、自ら各評価基準の達成に積極的に取り組んだ処理業者を明らかにし、その中から排出事業者が自らの責任において、適切な処理業者を選択することで適正処理を推進し、優良な処理業者の育成となることであるが、自治体による許可更新等に適合確認が行われても、例えば産業廃棄物収集運搬業許可証には「許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性」と記述されるだけであり、排出事業者等が許可証を見ても一目で優良性評価制度の基準に適合していることが分からない。よりわかりやすい許可証への記述や、基準適合マークの創設が望まれる。

##### (イ) ワーキング及び委員会における主な意見

- 基準適合マーク創設については、自治体アンケート調査(Q3)によると賛成が65.0%、反対が31.0%、保留が4.0%となっている。反対の理由としては「排出事業者等への誤解」が11件と最も多かった。
- 本制度は一定の基準（遵法性・情報公開性・環境保全の取組）を満たした事業者を明らかにする制度であって、あらゆる観点から「優良な」処理業者であると自治体が保障するものではないので、基準適合マークとしてわかりやすく表記するには細心の注意が必要である。  
(優良化促進活動ワーキングにおける意見)
- 本制度は廃棄物処理法施行規則において、許可更新等における書類が省略できるための必要条件として規定されており、法改正の施行通知において「優良性の判断に係る評価制度」として位置付けられている。許可証の記載として「優良性評価制度」の文字を使うことは難しい。  
(優良化促進活動ワーキングにおける意見)
- 適合事業者にとってのインセンティブとなり、排出事業者にとっては本制度の周知に一定の効果があると考えられるため、適合確認証明書の発行を早急に進めるべきである。  
(優良化促進活動ワーキングにおける意見)
- 許可証とは別に、適合確認されたことを示す証明書を発行する方法がある。適合確認主体は自治体であるが、その発行については自治体または第三者が行う方法がありうる。  
(優良化促進活動ワーキングにおける意見)

##### (ウ) 見直し（案）

適合確認証明書の発行を実施する
-----------------

- 自治体の意見を踏まえて行うこととする。
- 基準適合マークの創設は引き続き検討する。

表 4-1 情報公開開始時期による比較表（遵法性・情報公開性・環境保全への取組）

情報公開開始時期	遵法性	情報公開性	環境保全への取組
H18. 4. 1 以前 【経過措置】	不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当せず、かつ、当該申請の際直前の5年以上にわたり法第14条第1項の許可を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業としての確に行っていること。	所定の情報について、当該申請の際直前の6月以上にわたり、インターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で情報を更新していること。 【情報更新の頻度】 「処理の実績」 6か月に1回 「処理施設の維持管理に関する記録」 6か月に1回 「財務諸表」 1年に1回	事業活動に係る環境配慮の取組みが、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。
H18. 4. 2 以降	変更なし	所定の情報について、当該申請の際直前の5年以上にわたり、インターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で情報を更新していること。 【情報更新の頻度】 変更なし	変更なし
見直し（案）	変更なし	所定の情報について、当該申請の際直前の6月以上にわたり、インターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で情報を更新していること（ただし財務諸表は1回以上更新していること）。 【情報更新の頻度】 変更なし ※自治体に適合確認を申請する者は、申請の際に、過去5年分の「処理の実績」「処理施設の維持管理に関する記録」「財務諸表」を自治体に対して一括提出し、確認を受けることとする。	変更なし



## 第5章 産業廃棄物処理業者の経営実態等に係る体系的な情報整備

### (1) 資源循環ビジネスを担う中間処理業のアンケート調査

平成18年度調査により、産業廃棄物処理業の統計について、環境省の「業者情報検索システム」に収録されている統計データをもとに、許可種別の処理業者数や許可取得件数等を分析し、業界の基本特性を把握した。また全処理業者を対象としたアンケート調査により、事業活動状況等を調査することにより、平均的な企業像や経営実態を把握した。

今年度はこれらを踏まえ、資源循環ビジネスを担う中間処理業（約10,000社）に対してアンケート調査を実施した。

#### ① 中間処理業者アンケート調査

##### (ア) 目的

中間処理業者の経営基本情報、施設の種類、本制度の認知度、電子マニフェスト加入状況、リサイクルへの取組、排出事業者との関係、今後の事業展開について情報収集し、優良な処理業者の育成の観点から優良化推進事業並びに評価制度の政策的な方向付けのための検討材料とするため、「産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況等に関する調査」を実施した。

##### (イ) 対象・回収状況等

###### 1. アンケート対象

環境省「産業廃棄物処理業者 検索システム」収録処理業者情報（平成18年8月21日現在）の全許可件数295,667件を、以下の手順で重複を省き発送先を絞込んだ。

- i. 廃止届受理済みの許可データの削除（-13,123件）
- ii. 許可業者の固有番号(以下「固有番号」という。)の許可のグループ化（-179,650件）
- iii. 同一業者に異なる固有番号が振り出されているデータの削除（-80件）  
(住所と業者名が同じで、固有番号が異なる場合、古い固有番号を削除)

この結果、102,814件をデータベース上の産廃処理業総数と見なし、ここから産業廃棄物中間処理業（特別管理産業廃棄物処理業も含む）許可を持つ10,169者を発送対象とした。

###### 2. アンケート期間

平成19年11月19日（月）～12月7日（金）

###### 3. アンケート回収状況

回収数 3,438 者／発送数 10,169 者 回収率 33.8%

有効回答数 3,402 者／発送数 10,169 者 回収率 33.5%

廃業連絡あり 36 者／発送数 10,169 者

宛先不明 514 者／発送数 10,169 者

## (ウ) 調査結果の概要

### 1. 中間処理業の経営に係る基本事項

主な取引先業種を見ると、建設業が約6割（56.5%）、工業系が約2割（19.7%）、商業系が約1割（9.6%）の回答であり、建設業との取引が主である中間処理業者が過半数を占め、最も多い。

売上規模では1～5億円（全体の38.7%）、従業員規模では1～49人（全体の53.5%）が、それぞれ最も多い階層で、大規模から小規模までばらつきは大きいものの、この階層が概ね平均像と言える。また優良品評価制度に基づく情報公開は約2割（21.2%）が行い、電子マニフェストへの加入は、自社一部施設のみまたは全中間処理施設が加入済みとの回答が約2割強（24.4%）、環境認証規格は約4割（36.6%）が取得済みである。

一番新しい中間処理施設の受入れ開始年は平成9年以降の割合が約68.5%であり、産廃の中間処理施設の半分以上には、10年未満の比較的新しい設備・技術が適用されていると推察される。

### 2. 資源循環への取組み

本アンケートの主目的である「資源循環への取組み」に関連しては、「リサイクルへの取組状況」、「現在取組んでいる分野」、及び「今後3～5年後に注力して取組みたい分野」、これらの「阻害要因」とこれを克服するための「希望する支援措置」等を聞いた。

保有する施設は、がれき・廃プラスチックの破碎施設や汚泥の脱水施設などが多いが、近年、各種のリサイクル設備が設置され、マテリアルリサイクル、余熱利用が推進されるようになってきた。しかし、リサイクル率の数値は、本アンケートでは算出方法の周知統一がなされず自己申告のデータであり、扱いには注意が必要である。

「今後3～5年後に注力して取組みたい分野」としては、処理対象物を現状のままや広げた形（あるいは絞った形）での既存施設の高度化・大型化・新設や製造業・農業等と連携したリサイクル原材料の提供、余熱発電など今後の事業展開に関して下表の回答が得られた。またマテリアルリサイクル（15件）、温暖化対策・バイオマス関連ビジネス（12件）、サーマルリサイクル（6件）、異分野への新規事業（5件）、技術の海外移転・コンサルティングビジネス等（4件）などの自由記述回答もあり、リサイクルや業務拡大に取り組む意欲が伺われた。



表 9-1 今後 3～5 年後に注力して取組みたい分野（多い順）

※「現在」より「将来」の順位が上がっている項目に網掛けした

順位		事業展開の方向	件数	有効回答に占める割合
将来	現在			
1	1	処理対象物を現状のまま、既存施設の高度化	558	16.4%
2	6	処理対象物を広げて、新規施設の設置	477	14.0%
3	3	製造業・農業等と連携し、リサイクル原材料の提供	402	11.8%
4	4	処理対象物を広げて、既存施設の改良	394	11.6%
5	5	処理対象物を現状のまま、新規施設の設置	373	11.0%
6	8	処理対象物を現状のまま、既存施設の大型化	272	8.0%
7	2	一般廃棄物処理	268	7.9%
8	10	製造業・農業等と連携し、リサイクル燃料の提供	245	7.2%
9	7	処理対象物を絞って、既存施設の改良	226	6.6%
10	19	焼却炉・溶融炉等の余熱利用による発電	220	5.9%
11	14	処理対象物を絞って、新規施設の設置	193	5.7%
12	21	メタン発酵発電・バイオエタノール製造など	186	5.5%
13	18	廃棄物コンサルタント事業	161	4.7%
14	17	土壌汚染浄化関連ビジネス	158	4.6%
15	12	食品リサイクル	154	4.5%
16	9	容器包装リサイクル	134	3.9%
17	22	災害廃棄物処理	107	3.1%
18	16	廃情報機器リサイクル	100	2.9%
19	15	家電リサイクル	97	2.9%
20	23	廃棄物処理業の海外展開	93	2.7%
21	11	廃自動車リサイクル	67	2.0%
22	13	感染性廃棄物	59	1.7%
23	20	その他	41	1.2%
24	24	クリアランス廃棄物	31	0.9%

またこれらの取組み実現の阻害要因として、厳しい外部環境、法規制、資金面が大きな要因として挙げられた。一方「取組みたい分野」に関する「その他」の自由記述回答の中には、「現状維持」や「自社で対応する」など消極的な回答も 20 件弱見られた。これは本業界の許可制度に係る規制や厳しい競争環境、建設業不況等が影響しているものと推察された。

### 3. 中間処理業者の今後の経営手法

表 I の 24 分野について、今後 3～5 年後に注力して取組む際に選択したい経営手法について複数回答で聞いたところ、図 I のように、他事業者や排出事業者等との連携を選択する回答が最も多かった。

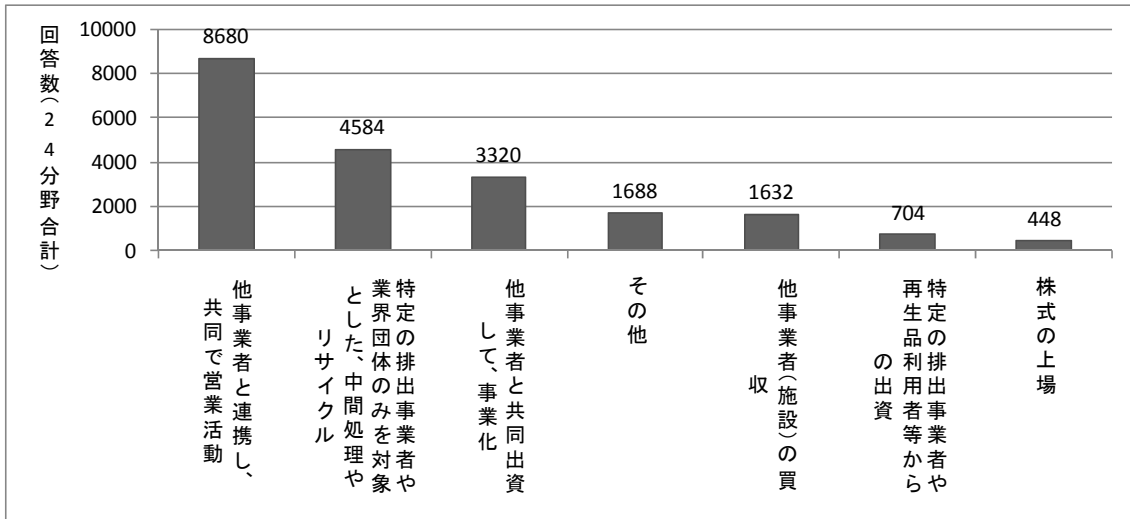
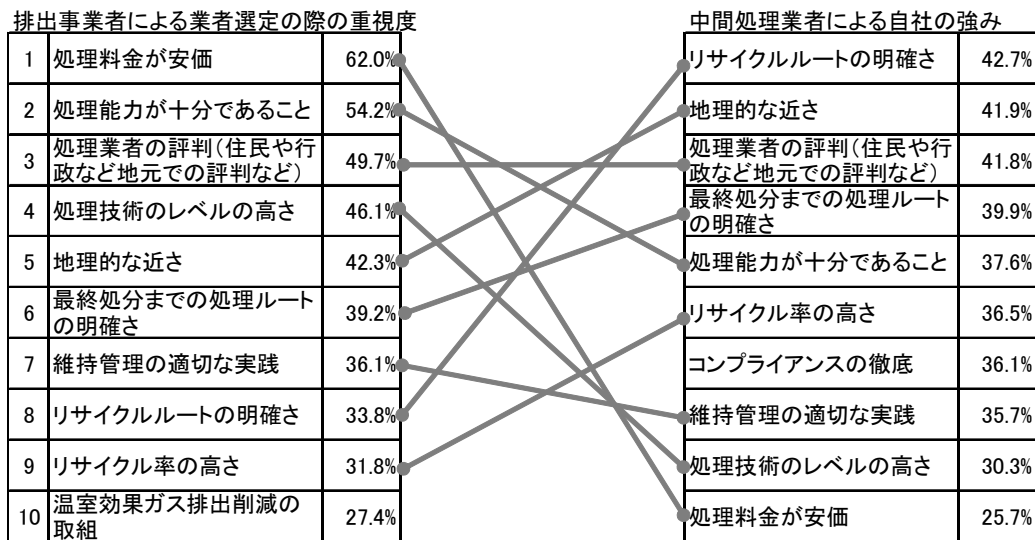


図 9-1 中間処理業者の 24 分野の事業化に際して選択したい経営手法（複数回答可）

#### 4. 排出事業者と中間処理業者の意識の差

今年度、本調査と併行して行った、委託の実態や意識に関する排出事業者に対するアンケート調査（第 4 章 p62）では、排出事業者は、適正処理の確保に関する「最終処分までの処理ルート of 明確さ」や「リサイクルルートの明確さ」等よりも、「処理料金が安価であること」に最も関心が高いとの回答が得られており、中間処理業の立場から見た本調査結果とは重視度が大きく異なっている。



※ %はそれぞれ有効回答数に占める割合

図 9-2 排出事業者による業者選定の際の重視度と中間処理業者による自社の強みの比較  
「重視する」回答が多い上位 10 項目（「その他」回答を除く）

前述のような厳しい外部環境にあってもなお、排出事業者からコスト削減を強く求められており、排出事業者に対する適正処理の意識啓発を進めていく必要があると同時に、優良な処理業者については、成長や事業拡大の阻害要因は、適正処理が担保される範囲内で取り除いていくようなことが重要となることが示唆された。ただし現在の評価制度の基準は外形的な基準に過ぎず、優良な処理業者に対する阻害要因の見直しを行う場合、そのメリットのみを享受する目的で形だけ適合申請する処理業者が出るなどの懸念等もあることから、適正処理の担保の観点に立ち、外形的な審査から中身に踏み込んだ基準化の可能性なども、今後の検討課題と考えられる。

今後の本調査結果の活用にあたっては、政策・施策的に対応すべきこと、優良性評価制度に関して対応すべきこと、競争激化や事業環境など直ちには対応が困難なことに整理を行う。例えば、事業資金不足への支援や、評価制度適合事業者に対する事業化ノウハウの情報交換の場づくりなど、一部対応可能なことも考えられるため、今後の本事業や産廃政策への判断材料として活用する。

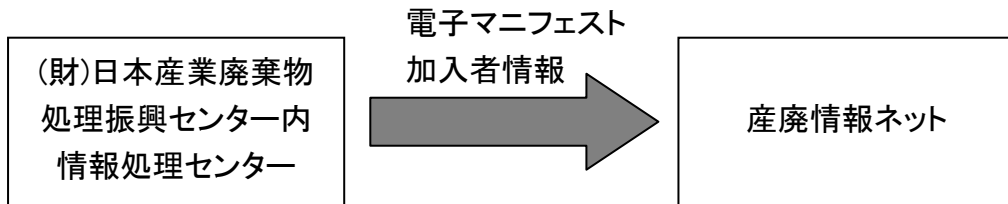


## 第6章 優良業者に係る情報を公開する情報開示システムの改良

産業廃棄物処理業優良業者に係る情報公開のための情報開示システムについて、排出事業者が優良な処理業者を選択する際の利便性、処理業者の負荷低減のため、下記のとおり改良した。

### (1) 電子マニフェスト加入に関する情報登録機能の追加

電子マニフェストシステムへの加入者情報を情報システムにアップロードする。



電子マニフェストシステムへの加入者情報については、産廃処理業者の情報更新は不可とする。

The screenshot shows the 'データ登録・変更メニュー' (Data Registration/Change Menu) page. The '電子マニフェスト対応' (Electronic Manifest Correspondence) field is highlighted with a red dashed box and a callout bubble. The callout bubble contains the following text:

データ登録・変更画面の、「電子マニフェスト対応」の表示欄は電子マニフェストの対応状況を表示します。  
電子マニフェストに加入していない(未対応)の場合は「未対応」と表示されます。

項目	入力内容	注釈
代表電話番号 *	03-1234-5678	(必須) 半角数字または半角ハイフンで13文字以内
代表FAX番号 *	123-456-7890	半角数字または半角ハイフンで13文字以内
代表メールアドレス *		半角英数字で80文字以内 (注)
代表メールアドレス (確認用) *		半角英数字で80文字以内 (注)
電子マニフェスト対応 *	収集運搬業	
環境保全への取組み *	<input type="checkbox"/> ISO14001認証取得済 <input type="checkbox"/> 環境ISO14001認証取得済 <input type="checkbox"/> その他認証制度取得済	
担当者住所 郵便番号	101-0044	
担当者住所	東京都 千代田区 鍛冶町	
担当者部署	情報システム部	

図 6-1 処理業者の入力画面

会社情報における「電子マニフェスト対応」は、優良性評価制度の情報開示における必須項目ではないため情報が不正確な場合があるため、情報処理センターから提供される正確な加入者情報を自動的に反映させるよう改良した。

## (2) 適合事業者リストのデータベース化

新たに適合事業者DBを構築し、会社名、許可番号、評価自治体、許可の種類、適合事業者数等を検索できるようにした。

月2回環境省よりエクセルファイルで提供するデータファイルをアップロードすることにより情報を更新する。その際、許可情報テーブルにも情報を反映させ、適合事業者に確認された業者の優良性評価制度のための情報開示のページに適合確認された旨を表示した。

平成19年6月30日現在  
適合確認を受けている処理業者は 9,999件  
適合確認を受けている許可証は 9,999件(検索結果に該当する許可証:34件)

表示件数 10件 20件 50件 全て <<最初<前10ページ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次10ページ>> 最後>>

適合確認自治体	産業廃棄物処理事業者の概要	許可の種類 許可番号	初回確認日 (直近確認日)	制度の区分
北海道	株式会社新生ゴム 代表取締役 新田 隆昭 北海道北広島市大曲619番地4	産業廃棄物処分業 第0120029454号	平成18年5月1日 (平成18年5月9日)	許可時 公開 登録
香川県	株式会社大相 代表取締役 藤川 允洋 神奈川県小田原市南観音三丁目34番31号	産業廃棄物収集運搬業 第0201002839号	平成18年2月8日 (平成18年3月28日)	許可時 公開 登録

図 6-2 適合事業者検索画面と検索結果画面

### (3) 許可情報の一覧表示機能の追加

情報システムにおいては、現在、処理業者の許可情報を各自治体別に表示する方法をとっているが、排出事業者等は当該処理業者に係る全ての自治体での許可情報を一覧で把握したいという要望が強いことから、許可情報の一覧表を作成・表示する機能を強化した。

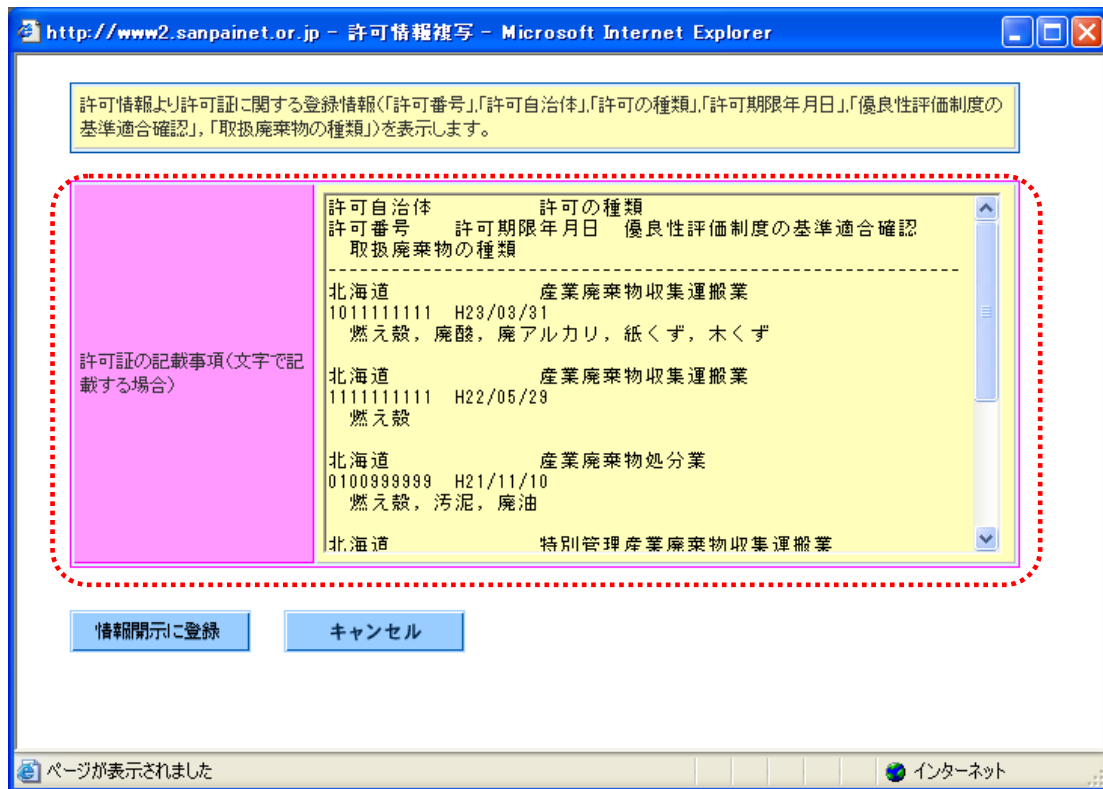


図 6-3 許可情報の一覧表作成画面

優良性評価制度における情報開示では、許可証をそのまま PDF ファイルで添付している事業者が多いために一覧性に乏しい。そこで、処理業者が登録している許可情報について、情報開示の中へ自動的に一覧表を作成する機能を用意し、処理業者と排出事業者の利便性を向上した。

#### (4) 処理業者の複数営業所情報の登録

現在は、本社連絡先のみ情報登録閲覧を行っているが、複数の営業所情報を登録閲覧できるようにした。

The screenshot shows the '産廃情報ネット' (Sanpai Information Net) web application. The top navigation bar includes '情報開示 HOME' and 'データ登録・変更メニュー'. A list of business locations is displayed, each with a '編集' (Edit) button and a dropdown arrow. A callout box explains that clicking '編集' opens an edit window and that the arrow button changes the order of the list.

The detailed input form for a business location includes the following fields:

営業所名	札幌事業所 (必須)
郵便番号	999-9999 (必須) 半角数字または半角ハイフンで8文字
住所	都道府県: 北海道 札幌市〇〇〇〇9-999-1 全て全角文字で100文字以内
部署名	営業部 全て全角文字で100文字以内
電話番号	99-9999-9999 (必須) 半角数字または半角ハイフンで13文字以内
FAX番号	99-9999-9999 半角数字または半角ハイフンで13文字以内
メールアドレス	info@sanpainet.or.jp (必須) 半角英数字で80文字以内
メールアドレス (確認用)	info@sanpainet.or.jp (必須) 半角英数字で80文字以内

A callout box for the form states: '営業所情報編集画面にて、営業所情報の追加、編集、削除などの操作を行なうことができます。' (In the business location information edit screen, you can perform operations such as adding, editing, and deleting business location information.)

At the bottom of the form, there are buttons for '確定' (Confirm), '削除' (Delete), and '閉じる' (Close). A note below the buttons reads: '(注)メールアドレスの公開は排出業者に連絡先を知らせるメリットがある反面、迷惑メールを受信してしまう恐れもあることをご了承下さい。' (Note: While publishing email addresses has the merit of providing contact information to the disposer, there is also a risk of receiving spam emails, so please be aware of this.)

図 6-4 処理業者による営業所情報の入力画面



## (5) 環境保全への取組み、認証制度名の登録

「その他認証制度取得済」の場合に認証制度名を登録できるようにテキスト入力欄を用意した。

■会社情報 (515736)

会社名 (個人の場合は氏名)	サンプル処理業者A		
代表者名	サンプル太郎		
本社住所	〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6-1(堀内ビルディング3階)		
代表電話番号	03-3526-0155	代表FAX番号	03-3526-0156
営業所情報	営業所一覧を参照		

電子マニフェスト対応	収集運搬業, 処分業	環境保全への取組み	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード, みちのく環境管理規格
------------	------------	-----------	-------------------------------------

■優良性評価制度に係る情報開示

閲覧可能な開示項目セット	公開日	最終更新日
平成17年度 産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る情報開示	平成19年01月10日	平成19年01月09日

■許可取得状況

検索結果は適合確認日の古い順に表示され、国の制度(許可時)または都道府県等独自の制度(随時)と国の制度両方で適合確認を受けている許可証は  が付いています。都道府県等独自の制度(随時)のみ適合確認を受けている場合は  が付いています。

許可区域	許可の種類	許可番号	許可期限日	優良性適合確認日
富山県	産業廃棄物収集運搬業	00000000001	平成19年01月01日	
富山市	特別管理 産業廃棄物収集運搬業	00000000000	平成19年01月01日	

図 6-5 会社情報における「環境保全の取組み」の表示

情報開示システム URL <http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>



## 第7章 検討会等の設置及び運営

本事業は、中央環境審議会の意見具申も踏まえ、産業廃棄物に関連する幅広い関係者の参画と協力の下、平成15年度より優良化推進委員会を設置して実施しているが、平成17年度より優良化促進活動ワーキンググループ及び将来動向調査ワーキンググループを設置している。

### (1) 目的

優良化推進委員会を産業廃棄物処理業の優良化の推進を目的として設置し、その下に優良化促進活動ワーキンググループを置いて優良化促進のための具体的な活動をテーマに、また将来動向調査ワーキンググループを、産業廃棄物処理業者の経営実態等に係る体系的な情報整備をテーマに設置した。

### (2) 委員会及びワーキンググループの開催

#### ① 産業廃棄物処理業優良化推進委員会

〔委員長 北村喜宣 上智大学法学部教授〕

平成18年度に引き続き、学識経験者、産業廃棄物処理関係者からなる「産業廃棄物処理業優良化推進委員会」を2回開催し、全体的な企画、実施方針、制度の見直し、結論等の取りまとめについて審議した。

第10回委員会 平成19年9月19日（水）16：00～17：30

第11回委員会 平成20年3月25日（火）9：30～12：00

#### 委員名簿

◎ 北村喜宣	上智大学法学部教授
○ 土井教之	関西学院大学経済学部教授
乙顔均	(社) 東京産業廃棄物協会副会長
加藤忠利	トヨタ自動車(株) 環境部リサイクル企画室担当部長
川村耕太郎	東京商工会議所常任参与
後藤敏彦	環境監査研究会代表幹事
斎藤正一	日経BP社日経エコロジー副編集長
佐野角夫	ソニー(株) 顧問
福原裕	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課長
長沢伸也	早稲田大学大学院商学研究科教授
萩原なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科准教授
浜野廣美	(社) 大阪府産業廃棄物協会副会長
高橋章	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課長

◎印は委員長、○印は委員長代理

## ② 将来動向調査ワーキンググループ

〔主査 長沢伸也 早稲田大学大学院商学研究科教授〕

平成 18 年度調査により、産業廃棄物処理業の統計について、環境省の「業者情報検索システム」に収録されている統計データをもとに、許可種別の処理業者数や許可取得件数等を分析し、業界の基本特性を把握した。また全処理業者を対象としたアンケート調査により、事業活動状況等を調査することにより、平均的な企業像や経営実態を把握した。

今年度は、これらを踏まえ、資源循環ビジネスを担う中間処理業（約 10,000 社）に対して、事業活動全般やリサイクルの取組み等に関して掘り下げたアンケート調査を実施し、事業の仕組みや課題を整理する。これらを基に、優良な処理業者の育成の観点から優良化推進事業並びに評価制度の政策的な方向付けのための検討材料とするため、3回の会議を開催した。

第 5 回ワーキング 平成 19 年 10 月 2 日（火）14：00～16：00

第 6 回ワーキング 平成 20 年 1 月 25 日（金）10：00～12：00

第 7 回ワーキング 平成 20 年 3 月 12 日（水）16：00～18：00

### 委員名簿

石井邦夫	（社）全国産業廃棄物連合会副会長〔千葉県産業廃棄物協会会長〕
木下正明	（社）日本環境衛生施設工業会専務理事
斎藤正一	日経 BP 社日経エコロジー副編集長
高山賢悟	（社）全国産業廃棄物連合会監事〔石川県産業廃棄物協会会長〕
土井教之	関西学院大学経済学部教授
◎長沢伸也	早稲田大学大学院商学研究科教授
浜野廣美	（社）大阪府産業廃棄物協会副会長
藤田優治	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課課長補佐
堀口浩二	埼玉県環境部廃棄物指導課主査
茂木紀幸	（財）日本産業廃棄物処理振興センター常務理事
八木竜一	JFE スチール（株）リサイクル推進部総括室主任部員
山田充	富士電機ホールディングス（株）環境管理部担当課長
米谷秀子	鹿島建設（株）安全環境部安全環境部次長 兼 施工環境課長〔建設九団体副産物対策協議会〕

◎印は主査

## ③ 優良化促進活動ワーキンググループ

〔主査 後藤敏彦 環境監査研究会代表幹事〕

今年度は、制度の運用開始から 3 年目に入ったことから、特に積極的な活用が期待される排出事業者及び評価制度に適合した処理業者に対して、アンケート等によるフォローアップ調査を実施し、処理業者の選定の際の判断材料として、排出事業者及び処理業者がより活用し易いような基準のあり方（改訂・高度化）、制度運用方法等について情報収集した。また、本制度の認知度や活用状況、現在取引している処理業者の本制度取組みの有無、処理業者比

較検討の方法とその信頼性の自己評価、比較検討時の対象処理業者数、業者選定の社内決定プロセス、情報開示内容や制度に対する要望等について収集し、今後の評価制度の一層の普及促進方策を検討するため、3回の会議を開催した。

第5回ワーキング 平成19年9月12日（金）13：30～15：30

第6回ワーキング 平成20年1月17日（木）13：30～15：30

第7回ワーキング 平成20年3月12日（水）13：30～15：30

#### 委員名簿

池田三知子	(社)日本経済団体連合会環境・資源・エネルギーグループ長 兼 環境グループ副長
梅田佳暉	(社)全国産業廃棄物連合会副会長 [(社)福岡県産業廃棄物協会会長]
大塚元一	(社)全国産業廃棄物連合会専務理事
小島政章	(株)竹中工務店 安全環境本部 安全環境本部長 [建設九団体副産物対策協議会]
乙顔均	(社)東京産業廃棄物協会副会長
川口一	(株)荏原製作所環境プラント事業本部事業化営業第一グループ参事
◎ 後藤敏彦	環境監査研究会代表幹事
小谷充慶	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課主査
小松伸一	東京商工会議所地域振興部
鈴木敏央	鈴木敏央 ISO 事務所代表取締役
萩原なつ子	立教大学21世紀社会デザイン研究科准教授
大垣一美	千葉県環境生活部産業廃棄物課許可指導室副主幹

◎印は主査



参考1 優良性評価制度に関する調査 調査票等（排出事業者）

事務連絡

平成19年11月1日

産業廃棄物排出事業者 各位

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

『産業廃棄物処理業優良性評価制度に関する調査』について（依頼）

平素より、産業廃棄物の3Rの推進及び適正処理に御尽力いただきありがとうございます。

さて、環境省におきましては、平成15年度より産業廃棄物処理業の優良化推進事業を進めています。その大きな柱である「優良性評価制度」は、平成17年4月に始まってから2年半を経過し、基準適合業者は平成19年9月30日現在、231業者（プレ認定を含む）と増加してきているところです。制度運用開始から3年目にあたる本年度は、より活用し易い基準のあり方（改訂・高度化）、制度運用方法等について情報収集することとしています。

以上を踏まえ、本年度は、本評価制度のより積極的な活用が期待される排出事業者の皆様、アンケート調査を実施し、処理を委託される際の考え方や手続き、処理業者の選定の際の判断材料としての本評価制度の活用状況等について把握するための調査を行うことと致しました。

具体的な調査の実施につきましては、(財)産業廃棄物処理事業振興財団に行わせることとしており、当該財団から貴職に対し、ご協力を要請して調査を実施することになりますので、ご多忙中とは存じますが、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

担当

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課  
課長補佐 久米 英行、係長 高原 伸兒  
電話（代表）03-3581-3351  
（内線）6879

調査実施者

○財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
優良化事業推進チーム  
チームリーダー 改田 耕一、吉川 賢  
TEL 03-3526-0155  
FAX 03-3526-0156

産財第19033号

平成19年11月1日

産業廃棄物排出事業者 各位

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 ・ 口 成 彬

『産業廃棄物処理業優良性評価制度に関する調査』について（依頼）

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当財団では、環境省からの委託により、産業廃棄物処理業優良化推進事業の調査検討を行っております。

今回この一環で、「産業廃棄物処理業の優良性評価制度」について、アンケート調査をお願いすることとなり、貴事業所を調査対象事業所とさせていただきました。なお、同一住所に別法人・テナント等がある場合は別途調査票が届きますので、宛名の事業所についてのみご回答ください。

産業廃棄物処理業の優良性評価

環境省中央環境審議会の意見具申（平成16年1月）により、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう廃棄物処理法施行規則に基準を設け、本年9月末現在で許可数で1,050件、事業者数で231社が適合確認されています。排出事業者においては、本制度を活用され、積極的に処理責任を果たされることが期待されています。より詳しい情報はこちら  
<http://www.sanpainet.or.jp/HomePage/Business05/yuryo06.html>

お忙しいところ恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、同封アンケート調査票にご記入いただき、同封の返信用封筒で平成19年12月7日（金）までに返送していただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、統計的に集計された結果のみが公表され、個人や事業者の名称等の情報が外部に出ることは一切なく、また調査目的以外には使用しないことを申し添えます。集計結果は当財団ホームページ「産廃情報ネット」（<http://www.sanpainet.or.jp/>）で公開いたします。

業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

（本件に対する問合せ先）

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

優良化事業推進チーム 改田・吉川

（TEL 03-3526-0155）

参考資料2 （FAX 03-3526-0156）



平成19年度 環境省 産業廃棄物処理業優良化推進事業  
 産業廃棄物処理業 優良性評価制度に関する調査 調査票

ご回答はこの調査票に直接ご記入いただき、 同封の返信用封筒でご返送ください(送料無料)。  <b>ご回答期限 平成19年12月7日(金)</b>
---

**ご回答いただく方へのお願い**

複数の事業所（工場等）がある企業の場合は、本社で産業廃棄物の処理委託に関して一元管理を行い、以下の設問について全体を把握できる場合は、ご回答ください。把握が困難な設問がある場合は、主な事業所（工場等）の担当者の方にご回答をいただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

会社名	
所在地（都道府県市町村名）	
回答者所属	
役職	
ご氏名	
電話番号	（          ）                    ー

本社以外の回答の場合	事業所名称（    ）
------------	---

主な業種 （1つだけ○をつけてください）	ア 建設業                    イ 製造業（                                  ） ウ 情報通信業                エ 運輸業 オ 医療・福祉・試験研究所等（                  ） カ 電気・ガス・熱供給・水道業
資本金	円
従業員数	人
病床数（病院の場合）	床
電子マニフェスト加入の有無	加入している / 加入していない

◆ 産業廃棄物処理の委託の状況について

- Q1. 産業廃棄物の処理を定常的に委託している処理業者数は、およそいくつありますか？  
収集運搬業者と処分業者に分けて、お答えください（数字を記入）。

収集運搬業者	およそ	社
処分業者	およそ	社
合計（重複を除く）		社

- Q2. Q1の合計業者数のうち、3年以上委託している業者はどの程度ありますか？ 該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	ほとんど（およそ7割以上）
2	およそ半分程度
3	全体の3割程度
4	全体の2割以下程度
5	わからない

- Q3. 最近3年以内取引を中止した処理業者はありましたか？ あった場合は、その理由について、該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

1	最近3年以内取引を中止した産業廃棄物処理業者はいない 以下の理由から中止した
2	処理料金が高かった
3	最終処分のルートが不明確だった
4	リサイクルのルートが不明確だった
5	廃業または許可取消しとなった
6	営業停止等の行政処分を受けた
7	不適正処理や不法投棄等に関与した
8	その他の環境法令違反をした
9	事業場の維持管理の状態が悪かった
10	自社施設や最終処分先の施設見学に非協力的だった
11	運転手や営業担当者等の対応が悪かった
12	優良性評価制度の適合確認を受けていない・情報公開をしていない
13	電子マニフェストに加入していない
14	その他 ⇒内容を簡潔に記入 ( )

- Q4. 現在処理を委託している業者について、満足していない業者がある場合、その理由を、該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

1	満足しており、特に不満や不安を感じていない
2	処理料金が低い

3	最終処分のルートが不明確である
4	リサイクルのルートが不明確である
5	廃業または許可取消しのおそれがありそう
6	営業停止等の行政処分を受けたことがある
7	不適正処理や不法投棄等への関与のおそれがありそう
8	その他の環境法令違反のおそれがありそう
9	事業場の維持管理の状態が良いとは言えない
10	自社施設や最終処分先の施設見学に協力的ではない
11	運転手や営業担当者等の対応が良いとは言えない
12	優良性評価制度の適合確認を受けていない・情報公開をしていない
13	電子マニフェストに加入していない
14	その他 ⇒内容を簡潔に記入 ( )

◆ 処理委託の際の確認や事務について

Q5. 新たな処理業者に処理委託する際には、事前にその処理業者の事業場を訪問して現地確認するようにしていますか？該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	事業場を確認することになっている
2	特に確認していない

Q6. すでに委託している処理業者に対して、定期的に事業場を訪問して現地確認するようにしていますか？該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	1年に1回以上は訪問して確認している
2	数年に1回は訪問して確認している
3	特に現地は確認していない

Q7. Q5,6で事業場を訪問して現地確認している方にお聞きしますが、どのような点について確認していますか？（自由記述）

Q8. 産業廃棄物の処理を委託する際には、処理業者と契約書を締結していますか？該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	必ず締結している
2	おおよそ締結している
3	あまり締結していない
4	わからない

Q9. 処理業者と契約書を締結している場合、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと契約書を締結していますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	必ず別々に締結している
2	おおよそ別々に締結している
3	あまり別々に締結していない
4	収集運搬業者と処分業者が同一企業である
5	わからない

Q10. 処理料金の支払いについて、収集運搬業者と処分業者が別事業者の場合は、個別に支払いをしていますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	すべて個別に支払っている
2	おおよそ個別に支払っている
3	あまり個別に支払っていない
4	収集運搬業者と処分業者が同一企業である
5	わからない

Q11. 処理委託した産業廃棄物の最終処分終了確認が、期間内に行われなかった事例がありますか？（ひとつだけ）

1	そのような事例がある
2	そのような事例はない

Q12. Q11でそのような事例があると回答された方にお聞きします。 その場合、処理業者に対してどのようなアクションをとりましたか？（いくつでも）

1	委託先の処理業者を変更した
2	委託先の処理業者に確認し、実情の報告を求めた
3	委託先の処理業者を訪問し、現地確認した

その結果

4	改善を確認できた
5	不法投棄等の不適正処理（の恐れ）が発覚し、適切に対処した
6	その他（ ）

◆ 委託先処理業者の選定について

Q13. 処理業者選定は以下のどの部署で行っていますか（ひとつだけ）

1	本社
2	支社・支店
3	工場・事業所・現場等

Q14. 業者選定の社内決定プロセスについてうかがいます。処理業者決定の決裁はどの役職のレベルで行っていますか？該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）

1	担当者レベルで決裁
2	部・課長レベルで決裁
3	工場長（事務局長）レベルで決裁
4	取締役（理事）レベルで決裁

Q15. 業者選定の際、処理委託の契約1件当たり、委託先候補をおよそ何業者ぐらいリストアップして比較検討しますか？該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	1業者（比較検討しない）
2	2業者
3	3業者
4	4業者
5	5業者以上

Q16. 委託候補先の処理業者の選定の判断材料となる情報源はどこから入手していますか？ 該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

1	処理業者からの営業資料
2	処理業者のホームページ
3	各自治体のホームページ
4	県産廃協会のホームページ
5	県産廃協会の名簿
6	産廃情報ネット（優良性評価制度による情報開示）
7	処理業者についての評判（同業他社や地元での評判など）
8	各自治体のホームページ、環境省ホームページの行政処分情報
9	候補先処理業者の施設への現地訪問・確認
10	その他 ⇒ 内容を簡潔に記入 ( )

Q17. 業者選定の際に、どのようなことを重視しますか？ 各項目ごとに、重要と考えられる程度について該当する欄に○をつけてください（各項目ひとつずつ）。

No.	理由	重要	まあまあ重要	どちらでもない	あまり関係ない	関係ない
1	処理業者の会社規模					
2	処理技術レベルの高さ					
3	処理能力が充分にあること					
4	処理料金が安価					
5	地理的な近さ					
6	維持管理の適切な実施					
7	リサイクル率の高さ					
8	リサイクルルート of 明確さ					
9	温室効果ガス排出削減の取組み					
10	最終処分までの処理ルートの明確さ					
11	ISO、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得					
12	排出事業者の見学の積極的な受け入れ					
13	優良性評価制度の情報公開の実施、適合確認					
14	電子マニフェストへの加入					
15	コンプライアンスの徹底					
16	処理業者の評判（住民や行政など地元での評判など）					
17	その他（ ）					

Q18. Q15～17による処理業者についての情報収集ならびに委託先の絞込みについて、必要な情報が入手できていると思いますか？ 該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	必要な情報は得られている
2	まあまあ得られている
3	どちらともいえない
4	あまり得られていない
5	ほとんど得られていない

Q19. 処理業者の選定に際して、Q18で2~5の回答をした方に伺います。必要な情報として、どのような追加情報があればよいと思いますか？（自由記述）。

--

◆ 優良性評価制度の認知・活用状況について

Q20. 国（環境省）の制度である産業廃棄物処理業の優良性評価制度を知っていますか？  
該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	よく知っている
2	まあまあ知っている
3	名前を聞いたことがある程度
4	知らない（聞いたことがない）

Q21. 優良性評価制度に基づく処理業者の公開ネット情報を閲覧したり、適合確認を受けた処理業者を委託先選定作業においてプラス評価するなど、本制度を活用していますか？該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	活用している
2	これから活用する予定
3	検討してみたい
4	活用する予定はない
5	わからない

Q22. 現在、貴社が処理を委託している処理業者は優良性評価制度に取り組んでいますか？  
該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	取引している全ての処理業者が取り組んでいる
2	取引している一部の処理業者が取り組んでいる
3	取引しているいずれの処理業者も取り組んでいない
4	わからない

Q23. 産業廃棄物の処理を委託する処理業者に対して、優良性評価制度の取組みを求めますか？該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	すでに取り引するための条件として求めている
2	すでにプラス評価している
3	これから取引するための条件として求めようと思う
4	これからプラス評価したい
5	検討したい
6	わからない

Q24. 優良性評価制度の情報開示内容や制度について、ご意見、ご要望などがございましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。



## 参考2 優良性評価制度に関する調査 集計結果（排出事業者）

### □ アンケート回答者プロフィール

アンケート回答者の従業員規模別分布を図2-1に示す。

建設業、医療・福祉・試験研究所等、電気・ガス・熱供給・水道業は小規模に、製造業、情報通信業、運輸業は大規模に、比較的多く分布している。

図2-1の業種毎のN数は、アンケート回答者が回答票に自己申告で記した業種であり、本編7頁のアンケート対象の抽出件数と異なる。

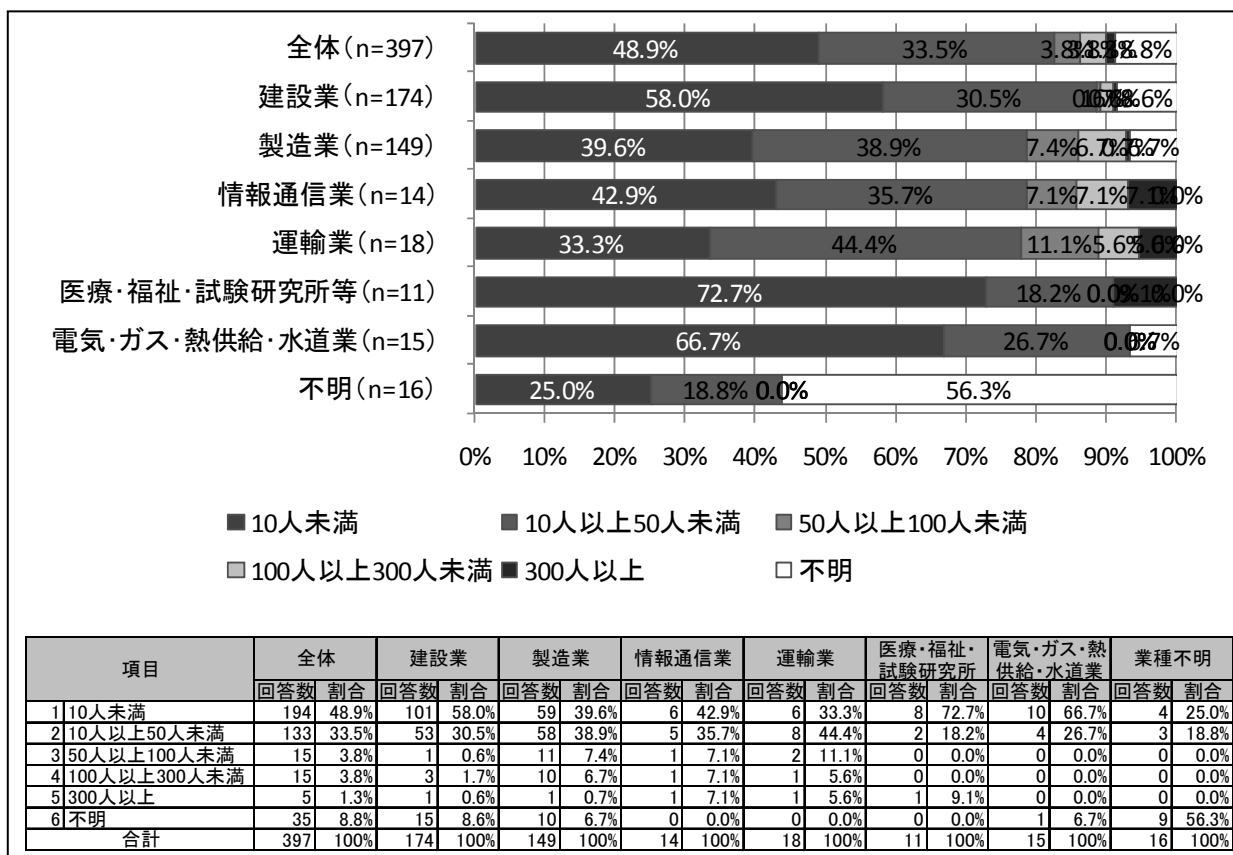


図2-1 アンケート回答者業種別の従業員規模分布

□ 産業廃棄物処理の委託の状況について

Q1. 産業廃棄物の処理を定常的に委託している処理業者数は、およそいくつありますか？ 収集運搬業者と処分業者に分けて、お答えください（数字を記入）。

◆ 定常的に委託している処理業者数は「1社」との回答が最も多く、業者数が増すほど回答は減る。

有効回答数397件中、収集運搬業については、「1社」で45.6%、「1社」・「2社」合わせて64.2%、処分業については「1社」で34.5%、「1社」・「2社」合わせて50.1%ある。業者数は収集運搬業者数よりも処分業者数のほうが多く、排出事業者は収集運搬の委託先を絞り、一方、処分先は廃棄物種類等により多種に広がっていることが伺える。

◆ 排出事業者の業種別にみると、収集運搬業については運輸業と建設業が、処分業については建設業が複数業者に委託している傾向が見られ、地域で面的に事業を行うこれら業種の特質等を反映したものと見られる。

◆ 従業員規模別にみると、規模が大きいほど取引業者数が増える傾向にある。

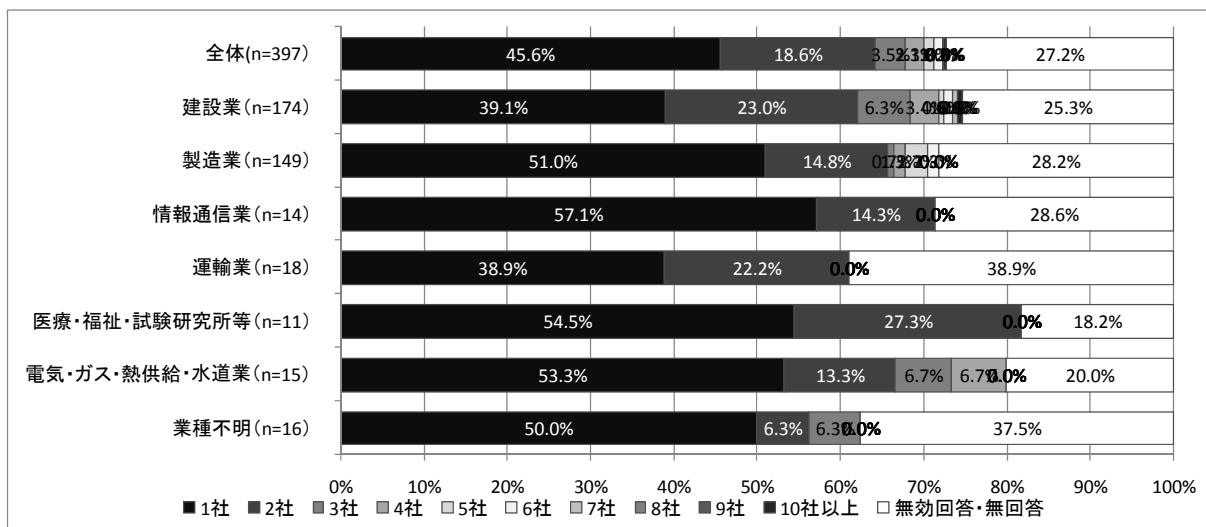


図 2-2 定常的に委託している収集運搬業者数（業種別）

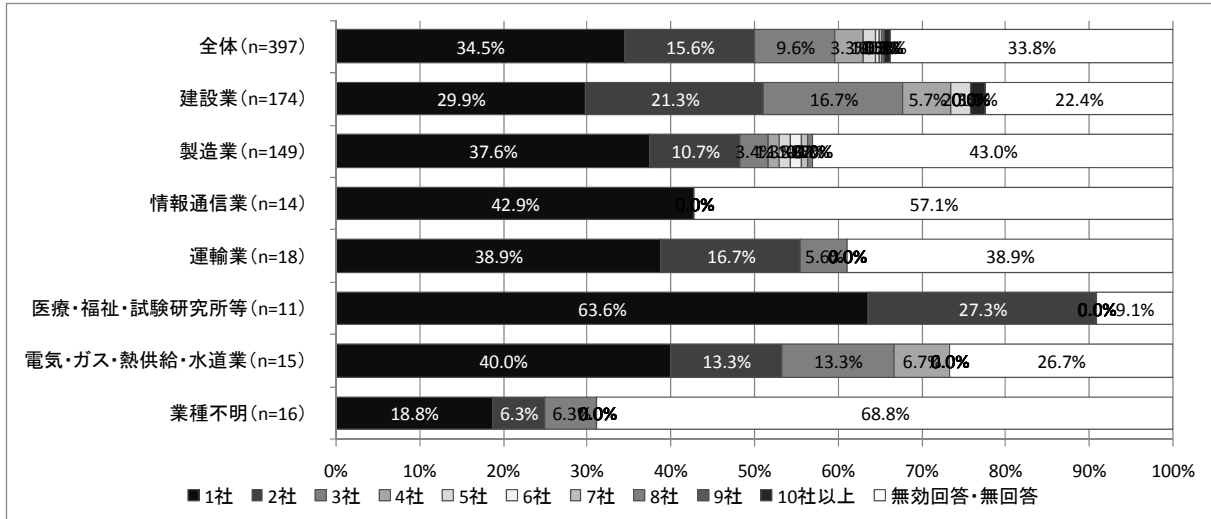


図 2-3 定常的に委託している処分業者数（業種別）

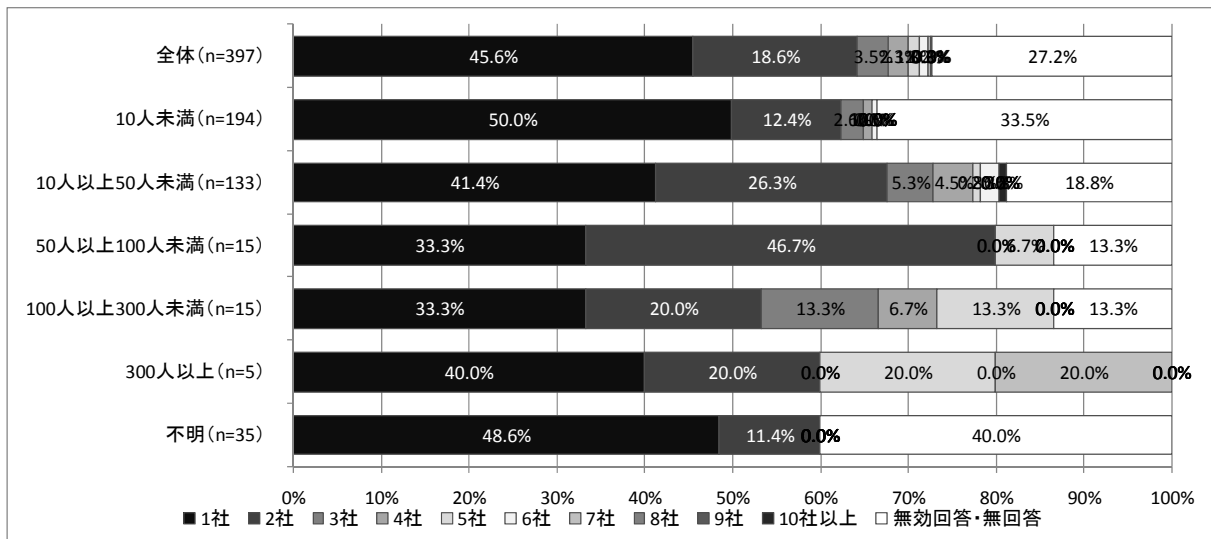


図 2-4 定常的に委託している収集運搬業者数（従業員規模別）

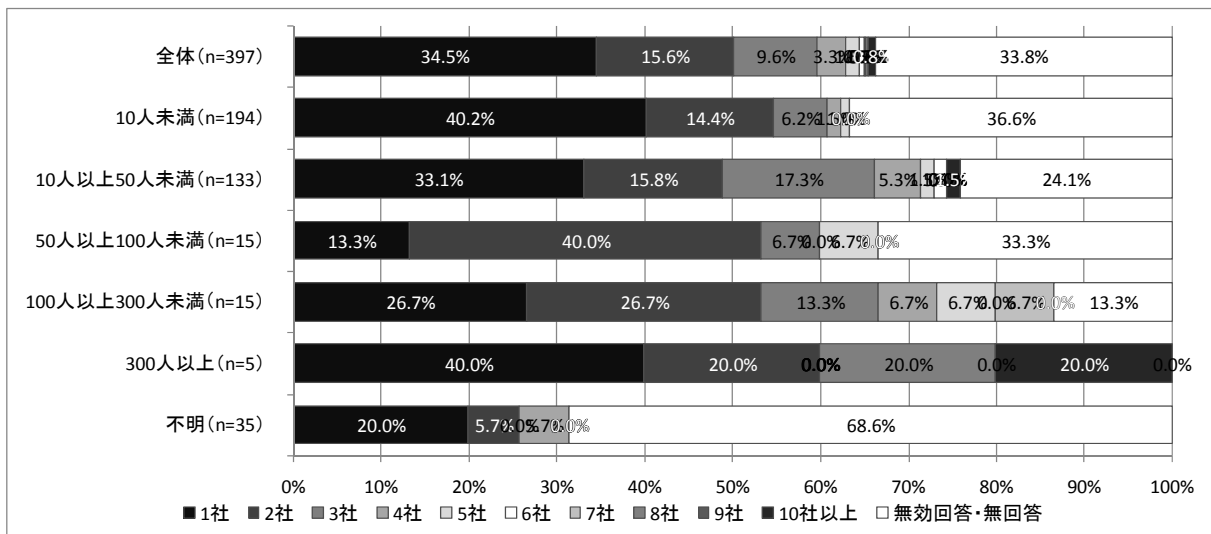


図 2-5 定常的に委託している処分業者数（従業員規模別）

Q2. Q1の合計業者数のうち、3年以上委託している業者はどの程度ありますか？（ひとつだけ）

◆ 3年以上委託している業者が「ほとんど（8～9割程度）」という回答が69.8%、「およそ半分」が6.8%、「全体の3割程度」が1.3%、「全体の2割以下程度」が2.3%ある。この結果から、排出事業者は、定常的に委託している処理業者と、多くの場合3年以上継続して委託しており、3年以内に委託業者が変わるケースは17%程度あると推定される（ $17\% \approx 0.15 \times 69.8\% + 0.5 \times 6.8\% + 0.7 \times 1.3\% + 0.8 \times 2.3\%$ ）。

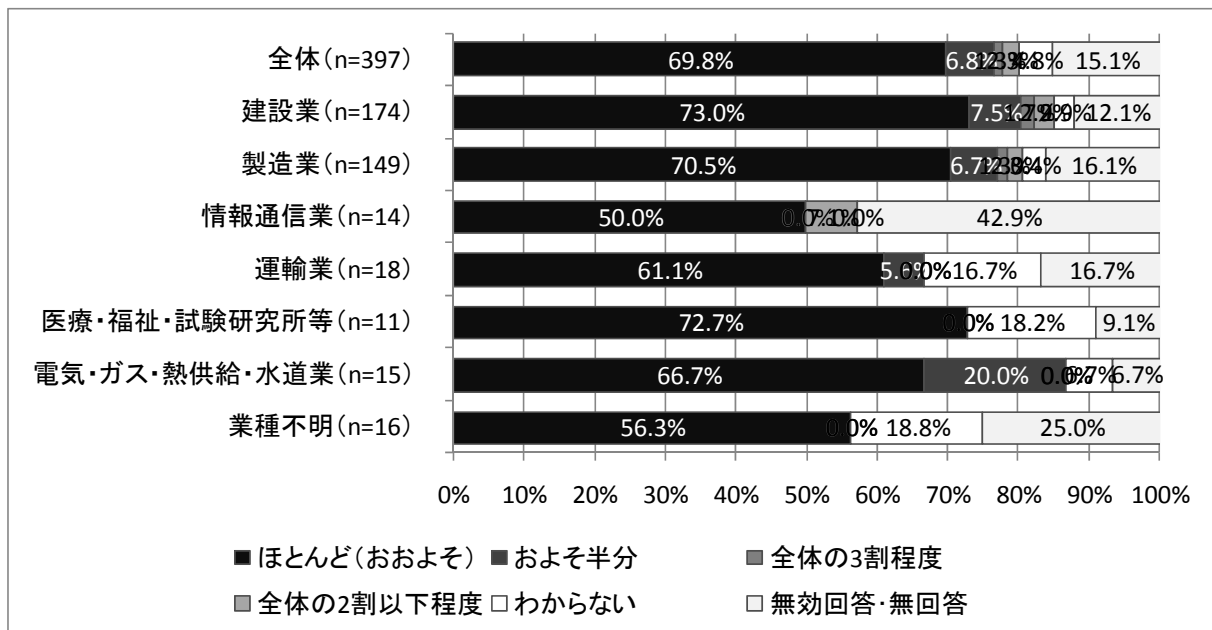


図 2-6 3年以上委託している業者の割合（業種別）

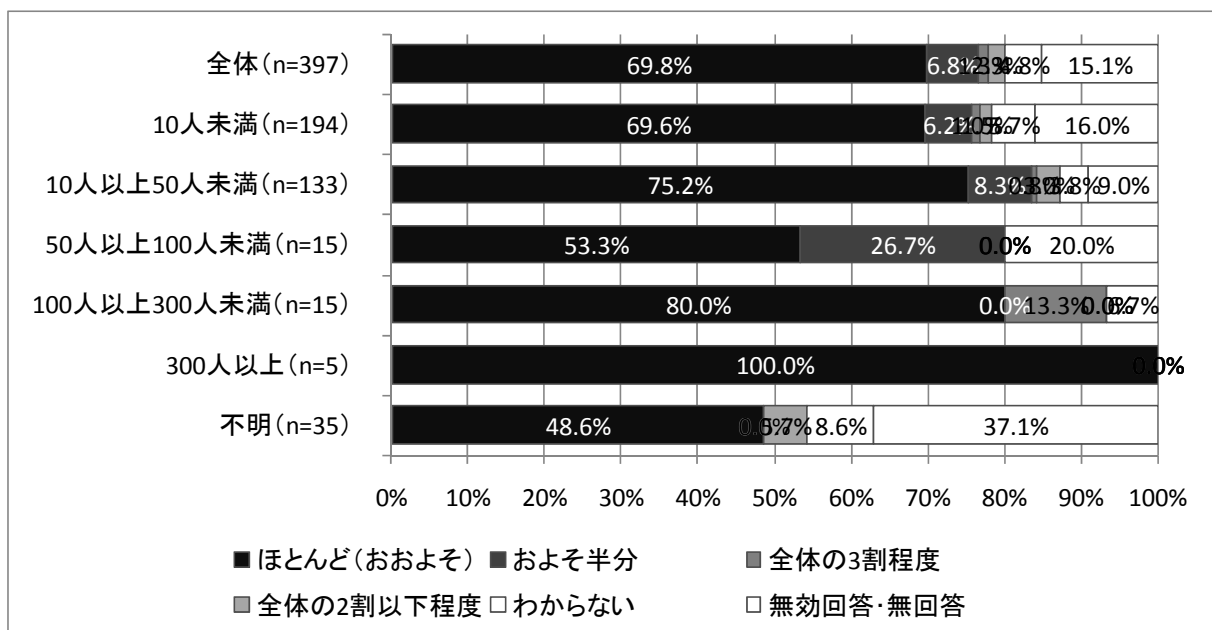


図 2-7 3年以上委託している業者の割合（従業員規模別）

Q3. 最近3年以内取引を中止した処理業者はありましたか？ あった場合は、その理由について、お聞かせください。(複数回答)

- ◆ 「最近3年以内取引を中止していない」との回答が約7割 (74.1%=294社/全有効回答397社) あり、約3割 (103件) が最近3年以内取引を中止していることになる。
- ◆ 取引を中止した理由 (多い順) は、103社のうち、15社 (11.9%) が「処理料金が高かった」で、このほか、「廃業または許可取消しとなった」が5社 (3.9%)、「最終処分のルートが不明確だった」が3社 (2.3%) 等である。  
「その他」の理由として、「許可期限が切れているのに受入を行った為」、「倒産」、「リサイクル対応ができないため」、「警察の立入検査が入った」等の自由記述があった。

表 2-1 取引中止の有無と取引を中止した理由

項目		回答数
1	取引中止していない	294
2	取引を中止した	103
取引を中止した理由(複数回答)		
1	処理料金が高かった	18
2	その他	7
3	廃業または許可取消しとなった	5
4	最終処分のルートが不明確だった	3
5	営業停止等の行政処分を受けた	2
6	運転手や営業担当者等の対応が悪かった	1
7	電子マニフェストに加入していない	1

Q4. 現在処理を委託している業者について、満足していない業者がある場合、その理由をお聞かせください（複数回答）。

◆ 「現在処理を委託している業者に不満や不安を感じていない」との回答が半分強（62.2% =247社/全有効回答397社）あり、満足していない業者があるとの回答が4割程度ある。

◆ 満足していない理由（多い順）は、150社のうち、93社（62.0%）が「処理料金が高い」で、このほか、「最終処分のルートが不明確」が9社（6.0%）、「リサイクルのルートが不明確」が7社（4.7%）等である。

なお「その他」の自由記述は、「親会社に依頼」、「相互信頼を構築している」など多くは不満や不安を感じていない理由等の記述であった。

表 2-2 不満や不安の有無と不満や不安の理由

項目		回答数
1	不満や不安を感じていない	247
2	不満や不安を感じている	150
不満や不安の理由（複数回答）		
1	処理料金が高い	93
2	その他	11
3	最終処分のルートが不明確だった	9
4	リサイクルのルートが不明確だった	7
5	運転手や営業担当者等の対応が悪かった	4
6	廃業または許可取消しとなった	2
7	不適正処理や不法投棄等に関与した	2
8	その他の環境法令違反をした	2
9	事業場の維持管理の状態が悪かった	2
10	優良性評価制度の適合確認を受けていない・情報公開をしていない	2
11	営業停止等の行政処分を受けた	1
12	電子マニフェストに加入していない	1

□ 処理委託の際の確認や事務について

Q5. 新たな処理業者に処理委託する際には、事前にその処理業者の事業場を訪問して現地確認するようにしていますか？（ひとつだけ）

◆ 「事業場を確認することになっている」との回答が22.2%、「特に確認しない」との回答が68.0%であった。業種別に見ると、「事業場を確認することになっている」としたのが、建設業で約3割（29.9%）と最も多かった。従業員規模別にみると、（n数が少ないものの）300人以上の規模において確認している割合が高い。

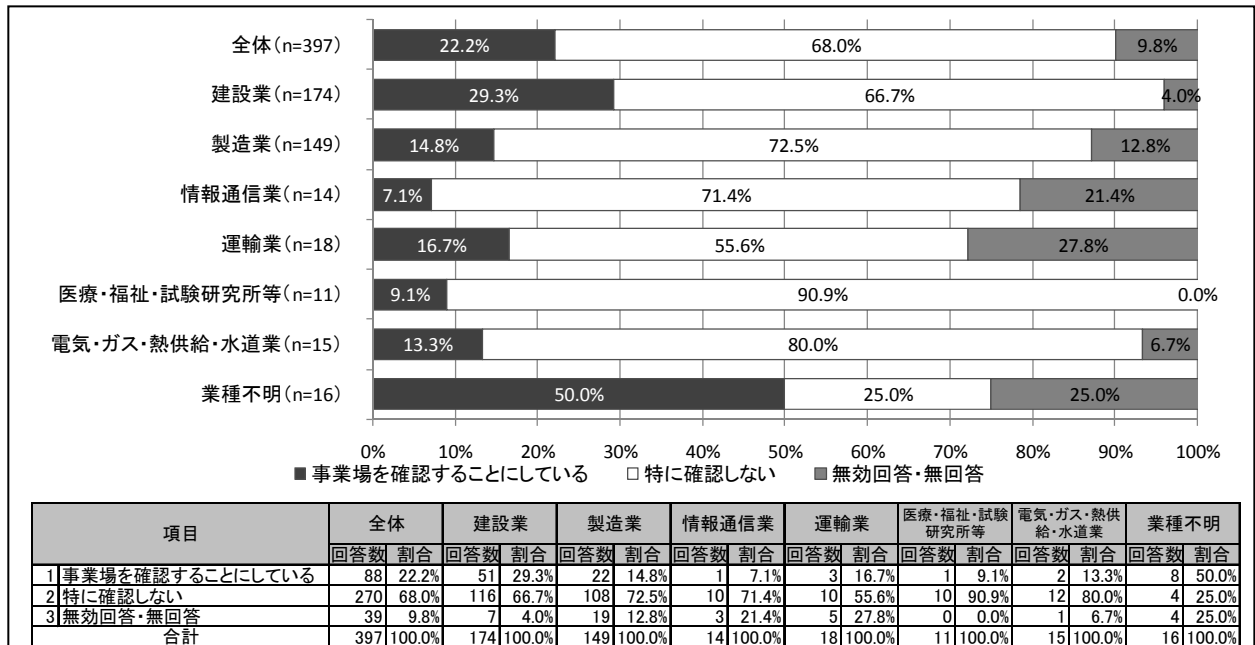


図 2-8 処理業者との新規取引時における事業場への訪問確認の有無について（業種別）

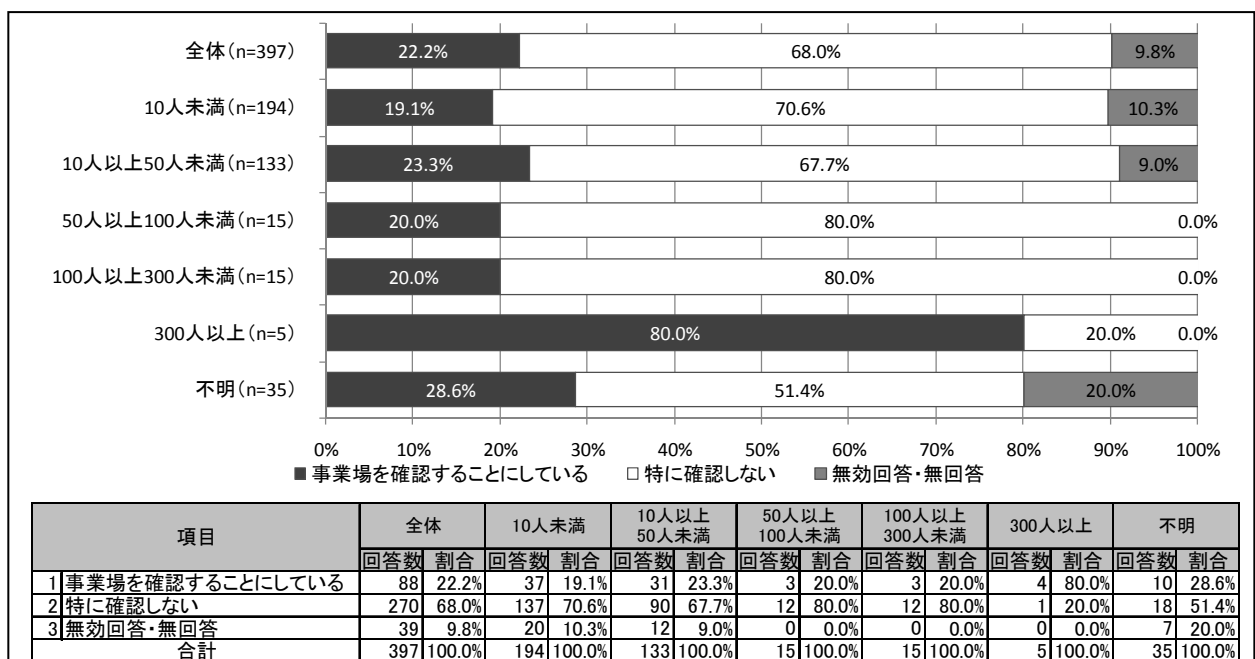


図 2-9 処理業者との新規取引時における事業場への訪問確認の有無について（従業員規模別）

Q6. すでに委託している処理業者に対して、定期的に事業場を訪問して現地確認するようにしていますか？（ひとつだけ）

◆ すでに委託している処理業者に対して、「1年に1回以上は訪問して確認している」との回答が13.6%、「数年に1回訪問して確認している」が9.6%、「特に確認しない」が67.0%であった。業種別に見ると、「1年に1回以上は訪問して確認している」との回答が、建設業、電気・ガス・熱供給・水道事業で約2割程度と多い。従業員規模別にみると、(n数が少ないものの)300人以上の規模において確認している割合が高い。

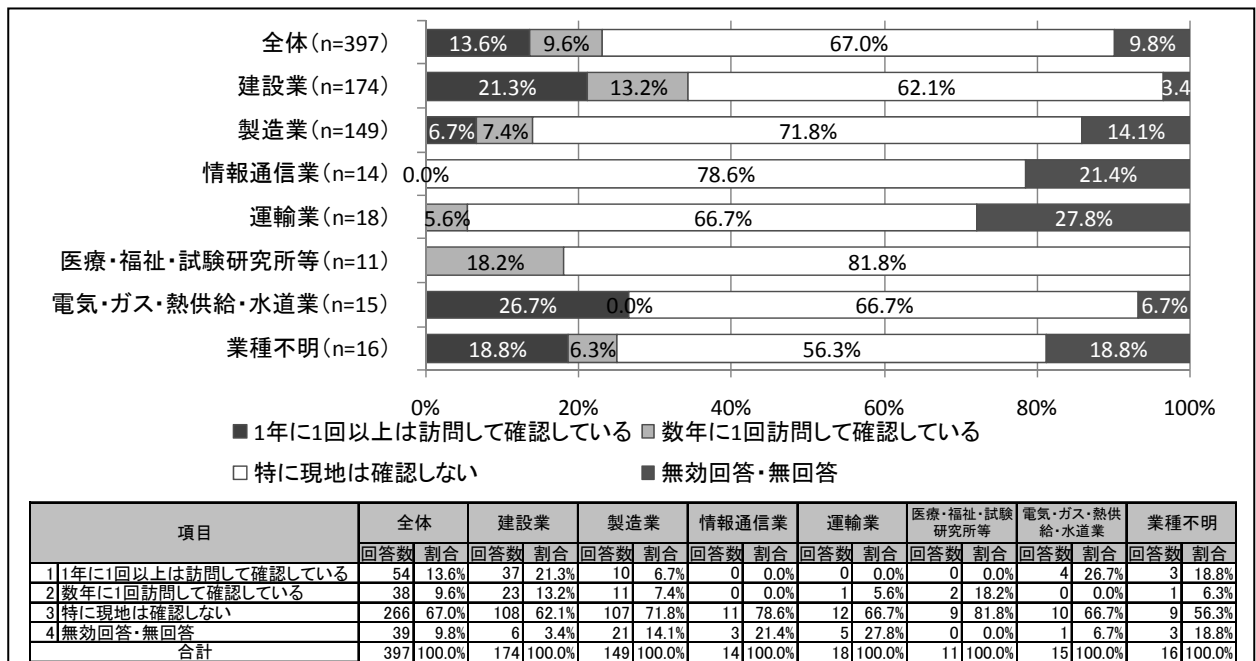


図 2-10 定期的な事業場への現地確認の有無について（業種別）

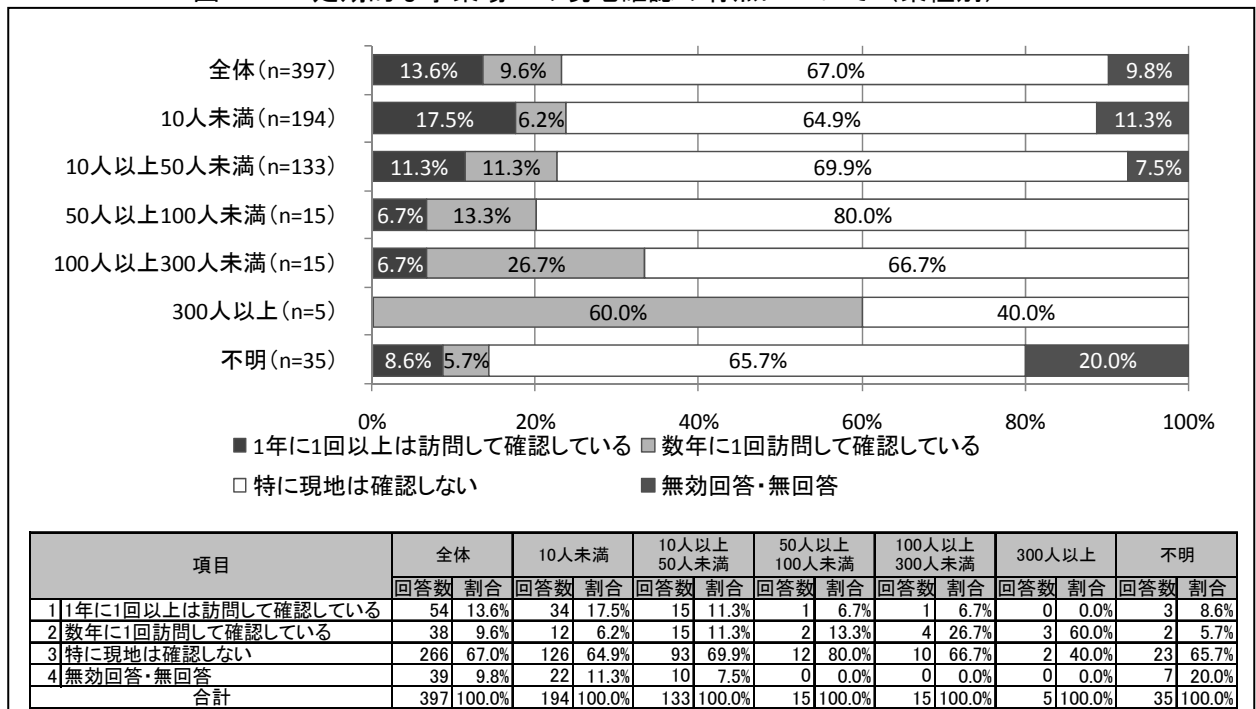


図 2-11 定期的な事業場への現地確認の有無について（従業員規模別）



Q7. Q5,6で事業場を訪問して現地確認している方にお聞きしますが、どのような点について確認していますか？（自由記述）

◆ 事業場を訪問して現地確認している方に、どのような点について確認しているか聞いたところ、下記項目の確認点が挙げられた。（多い順）

- ①分別・リサイクル・処理方法（18件）
- ②整理整頓・衛生管理・従業員マナー・教育（17件）
- ③運搬（経路）・荷降ろし・保管（9件）
- ④施設・維持管理（8件）
- ⑤処理ルート（6件）
- ⑥許可（4件）
- ⑦場所の確認（3件）
- ⑧事務処理状況（2件）
- ⑨全般（2件）
- ⑩その他（13件）

**①分別・リサイクル・処理方法（18件）**

- 工場へ行って確認して来た事。私達が27分別しています。それを工場で58分別をしています。
- 官公庁工事の場合、確認し、写真等添付が必要なため経路、分別状況等
- ちゃんと別々に分けているよう。
- 分別方法
- リサイクル
- 仕分け、種類別の処理がされているかどうか確認する。
- 処理業者さんがきちんと区分けしているかどうかは現地に行けばわかる
- コンクリートガラ再生状況・木類の焼却処分状況・混合材の分別状況
- 数社より産廃がどの様なものにリサイクルされているか、又、リサイクル出来ないものの処分は適正に処理されているか。
- 処理場の状態（分別）
- 適切な処分（運搬業者）をしてもらって（いただいて）いるか
- 仕事の流れ
- きちんと再処理されている
- 産廃場での処理が適正に行われているか？可能な限り自分の目で見て、自社で出した産廃がどの様にリサイクルされているか知りたかったので。
- 受入態勢 処理方法の確認
- 処理方法の実態確認
- 処理状況
- 処理能力、最終処分場、処分方法

**②整理整頓・衛生管理・従業員マナー・教育（17件）**

- 施設の状況（囲いの状況、出入口扉施錠、施設の表示、排水処理施設、床の浸透性）、維持管理状況（廃棄物飛散・流出、悪臭の発生、騒音・振動の発生、放流水の水質検査、ばい煙測定結果、炉の温度管理状況、無害化証明記録、マニフェスト管理）
- 会社の整理が行き届いているか
- 処分地の環境
- 処理場の清掃等
- 場内整頓、環境他 社員の対応など

- 清潔に作業しているか
- 従業員のマナー対応 処理場自体の5S状態
- 整理整頓他
- 整理整頓して、きれいにしているか！ あいさつしているか！
- 会社の雰囲気、整理整頓状況、社員の対応
- 処理場での処理品の量や工場の整理度
- 設備、場内の清掃度、環境の配慮度、従業員の言葉使い
- 事務所内外の従業員行動
- 処理場内の環境
- 敷地内に廃棄物が散乱していないか
- 処分場外観、社屋、保有施設の破損、汚れの有無
- 有資格者、教育

### ③運搬（経路）・荷降ろし・保管（9件）

- 産廃を自社トラックで運搬するので毎回見ている。きちんと分別している様子を確認している。
- 排出現場から受け入れ場所への距離（ルート）の確認と受け入れ場所内に廃棄物をおろす場所の確認
- 廃棄物置場の確認
- 搬入経路
- 産業廃棄物の置場の確認
- 分別場所の明確さ 現時点での集積量 集積物の混合の有無
- 分別場所 保管場所 処理施設等
- 未処理廃棄物が残されていないか？
- 産廃物の種分け場（分離状況） 敷地外への飛散防止の有無

### ④施設・維持管理（8件）

- 処理能力及び施設
- 処理場の状態、処理の状況
- 設備の老朽度
- 処理場所の容量の確認
- 施設内等の管理状況（施設配置図との比見） 施設内等の処理フローとの確認
- 施設の維持管理
- 処理方法 処理場
- 所在地 設備 処理フロー

### ⑤処理ルート（6件）

- 最終処分場の確認、リサイクル
- 最終処分場
- 最終処分の状況等
- 全体的な廃棄物処理の流れと最終処分状況
- 処分状況
- 処理フローの明確性

### ⑥許可（4件）

- 許可の確認
- 許可証と県の検査の様子を聞く
- 許可証
- 許可の期間

### ⑦場所の確認（3件）

- 場所の状況のみ、自分で運搬していく
- 処理する場所
- 立地場所（現場からの距離等） 処理能力

⑧事務処理状況（2件）

- 事務処理状況
- 伝票確認

⑨全般（2件）

- 処分、再生処理が適正に行われているか。それが契約したとおりの処分であるかを一番のポイントとして現地確認。他に廃棄物の保管状況、財務状態等の説明を受ける。
- i. 未処理の廃棄物が野積みになっていないか。 ii. 周辺住民に迷惑をかけていないか。 iii. 安全性はどうか、標示などを行っているか。 iv. 整理整頓がされているか。 v. 排水、排気はどうなっているか。

⑩その他（13件）

- 以前（前回）にくらべ全体的な様子等で劣っている点が無いか、変わった点がないか。
- 業種間（製造）での見学会にて現地確認をしている。
- 月に2回位は処理場に行っています
- 自ら処分の車を運転して処分しに行くのでたまたま現地確認しているので特に気にしていない。
- 自社で収集運搬することが多い為
- 会社の車で処理する時
- 自社運搬がほとんどなので現地の分別状況により、事業所の管理状況が確認出来る
- Q5の新たなという業者ではなく、いつもの業者さんへ持って行った際、様子を見ている
- 現状（実状）を確認するのみ
- 目視
- 中間処理場などで特にない。主に打合せ等のため訪問
- 料金の確認
- 今度 ISO14001 認証取得に向け活動している為

Q8. 産業廃棄物の処理を委託する際には、処理業者と契約書を締結していますか？（ひとつだけ）

◆ 処理の委託の際に、処理業者と契約を「必ず締結している」との回答が50.1%、「おおよそ締結している」が11.6%、「あまり締結していない」が17.6%あり、法律の周知徹底の必要性が浮かびあがった。なお、有償売却の場合を含めて回答されている可能性もあり、この結果を見るとときには注意が必要である。業種別に見ると、建設業、医療・福祉・試験研究所等で「必ず締結している」とする割合が高い。従業員規模別にみると、300人以上の規模において「必ず締結している」との回答が100%（n=5）であった。

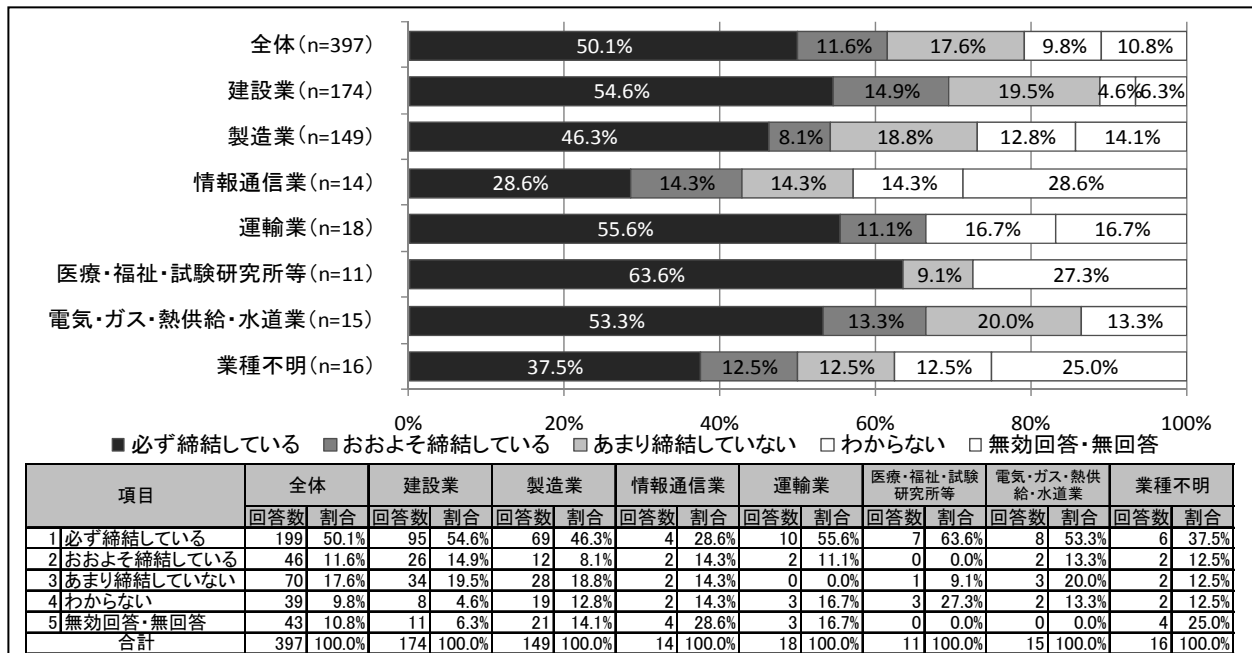


図 2-12 処理委託時の契約書の締結の有無について（業種別）

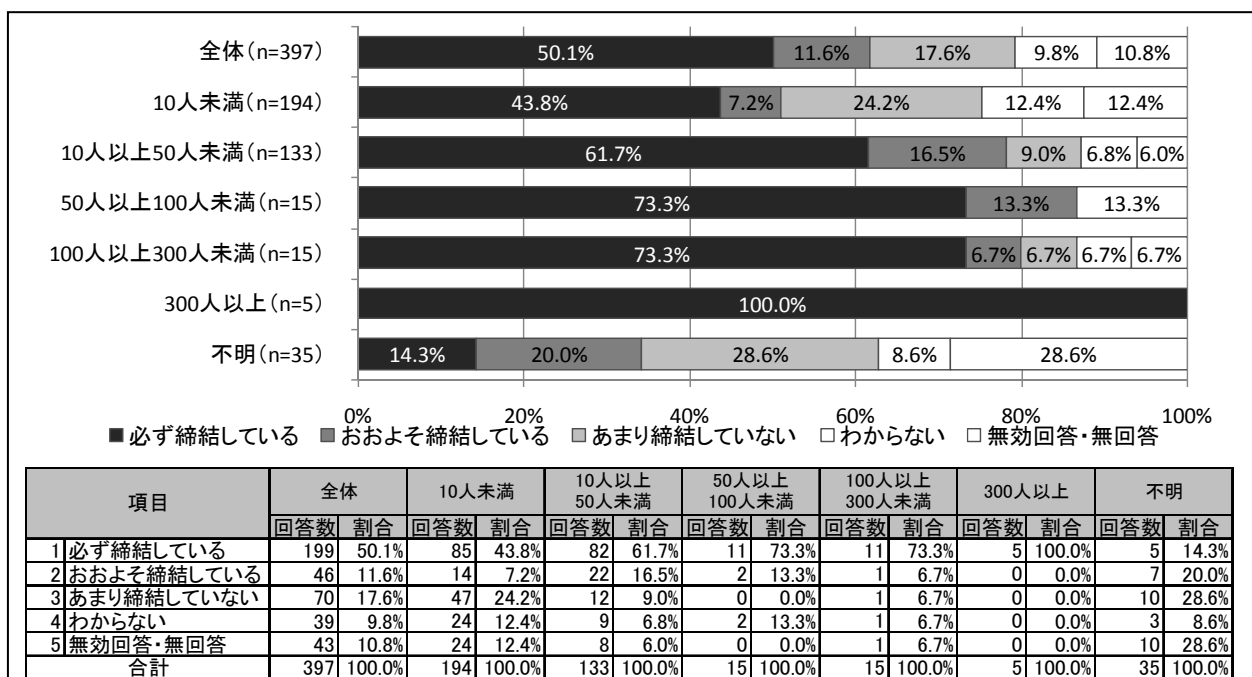


図 2-13 処理委託時の契約書の締結の有無について（従業員規模別）

Q9. 処理業者と契約書を締結している場合、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと契約書を締結していますか？

◆ 「二者契約」の締結状況について聞いたところ、「必ず別々に締結している」との回答が28.0%、「おおよそ別々に締結している」が8.6%、「あまり別々に締結していない」が5.3%であり、Q8同様、法律の周知徹底の必要性が伺えた。なお、契約書1種で2者契約となる記載方法も存在し、これについて「別々に契約していない」とは言えず、質問が明確ではなかったことから、結果を見る際には注意が必要である。

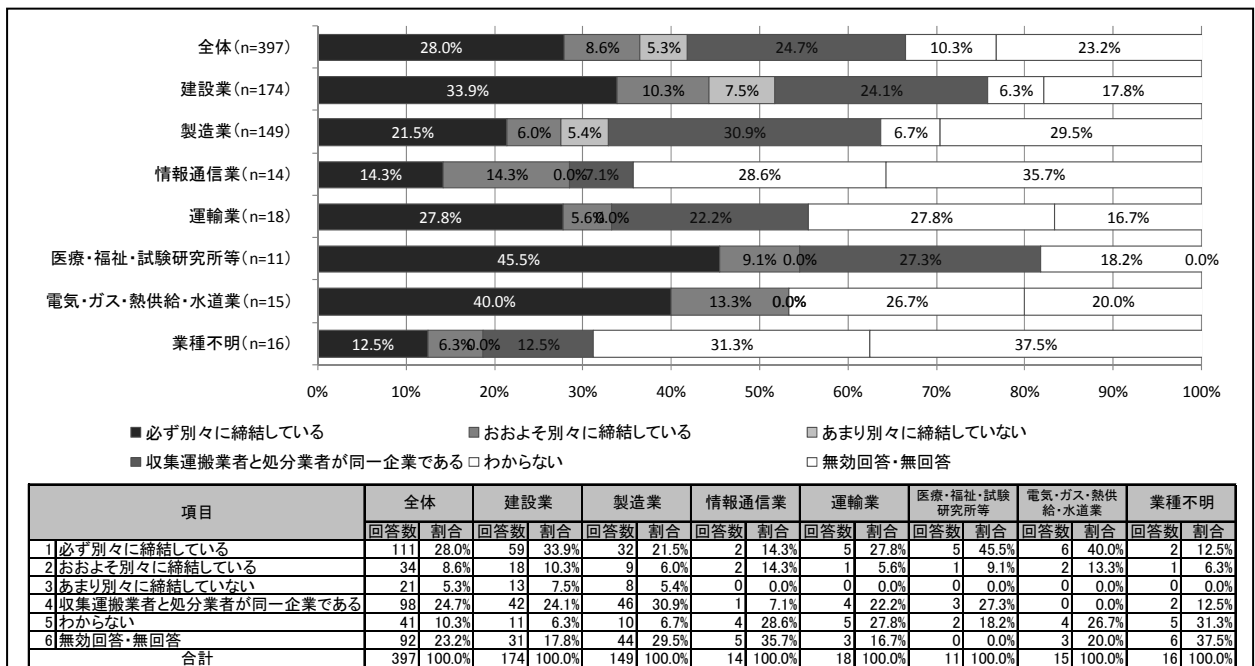


図 2-14 収集運搬業者と処分業者との二者契約の締結の有無について（業種別）

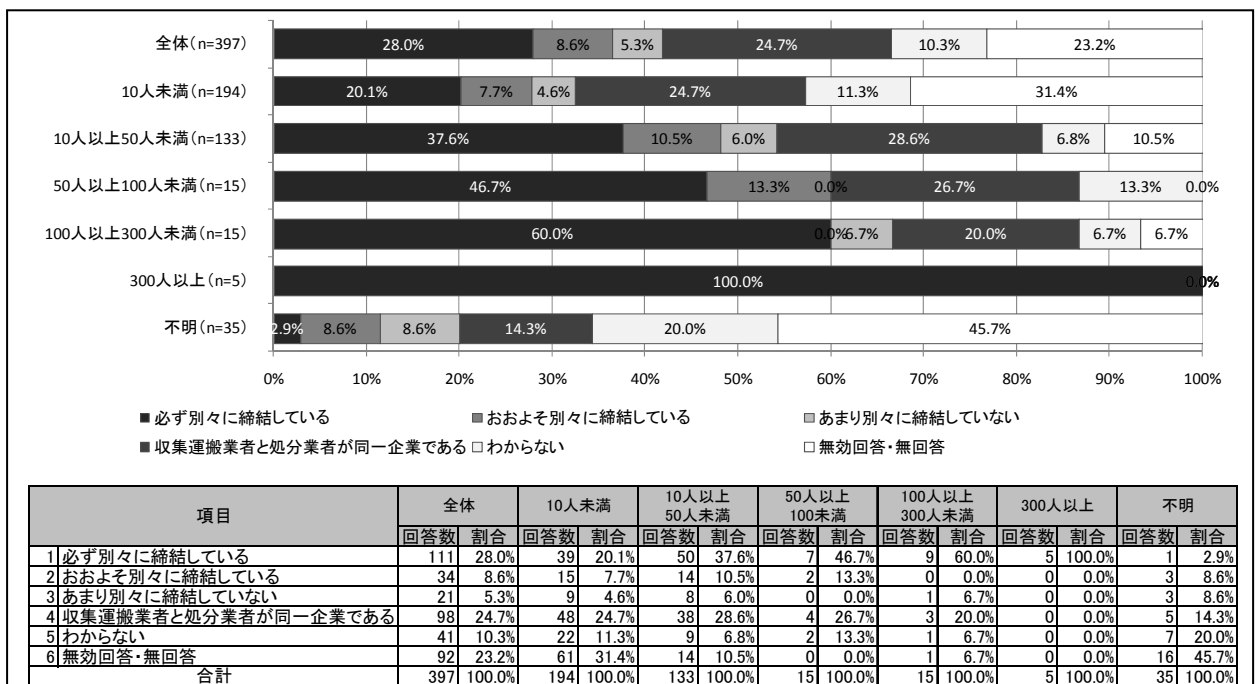


図 2-15 収集運搬業者と処分業者との二者契約の締結の有無について（従業員規模別）

Q10. 処理料金の支払いについて、収集運搬業者と処分業者が別事業者の場合は、個別に支払いをしていますか？

◆ 個別支払の実施状況について聞いたところ、「すべて個別に支払っている」との回答が28.0%、「おおよそ個別に支払っている」が5.3%、「あまり個別に支払っていない」が9.1%であった。業種別に見ると、建設業、電気・ガス・熱供給・水道事業等で「すべて個別に支払っている」との回答が多い。

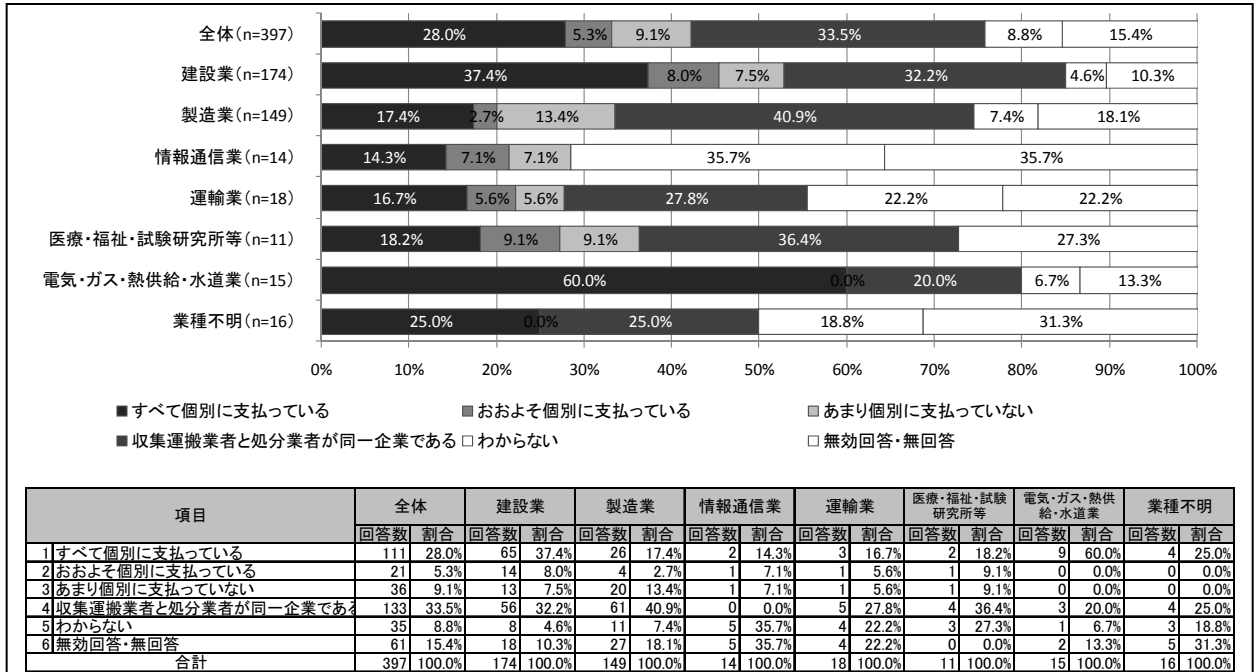


図 2-16 収集運搬業者と処分業者への個別支払いの有無について（業種別）

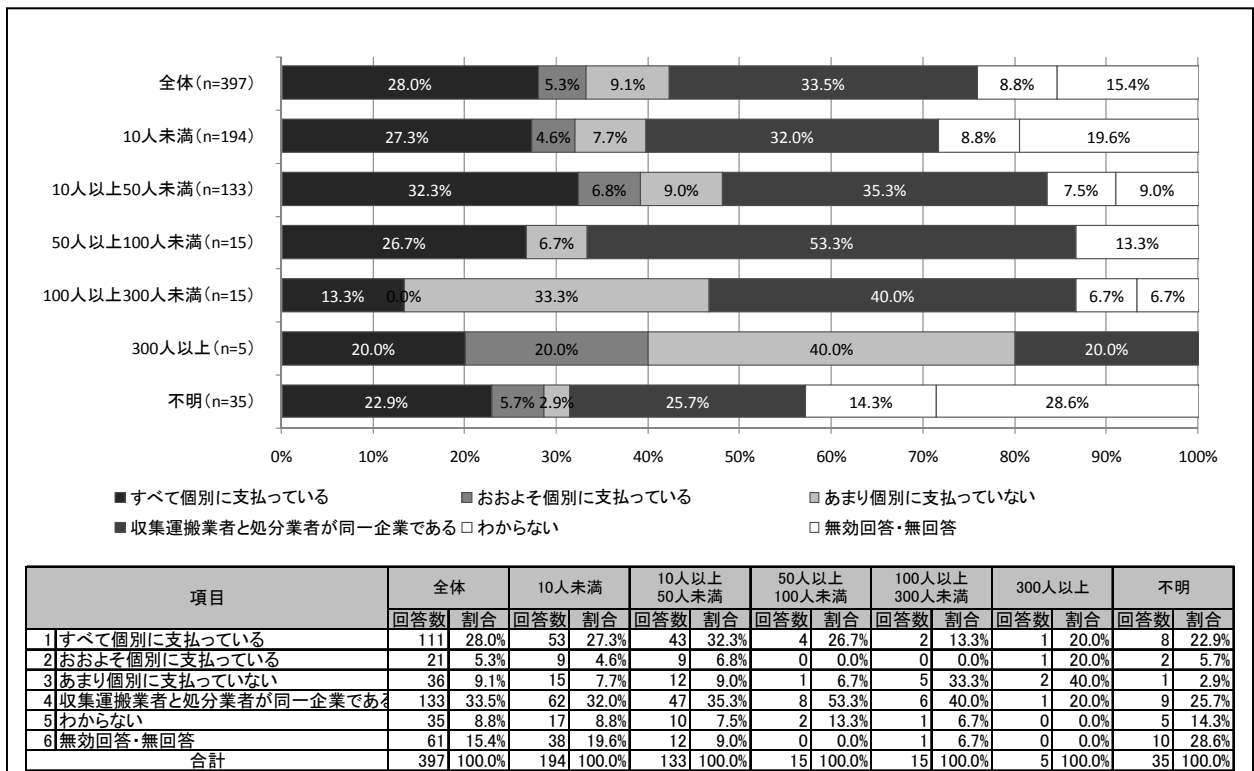


図 2-17 収集運搬業者と処分業者への個別支払いの有無について（従業員規模別）

Q11. 処理委託した産業廃棄物の最終処分終了確認が、期間内に行われなかった事例がありますか？（ひとつだけ）

◆ 処理委託した産業廃棄物の最終処分終了確認が、期間内に行われなかった事例があるとする回答が、本アンケートの業種全体で12件(3.0%)であった。業種別に見ると、建設業で3.4%、製造業で2.7%、運輸業で4.0%、電気・ガス・熱供給・水道事業等で6.7%など一定の頻度で発生していることが伺われる。

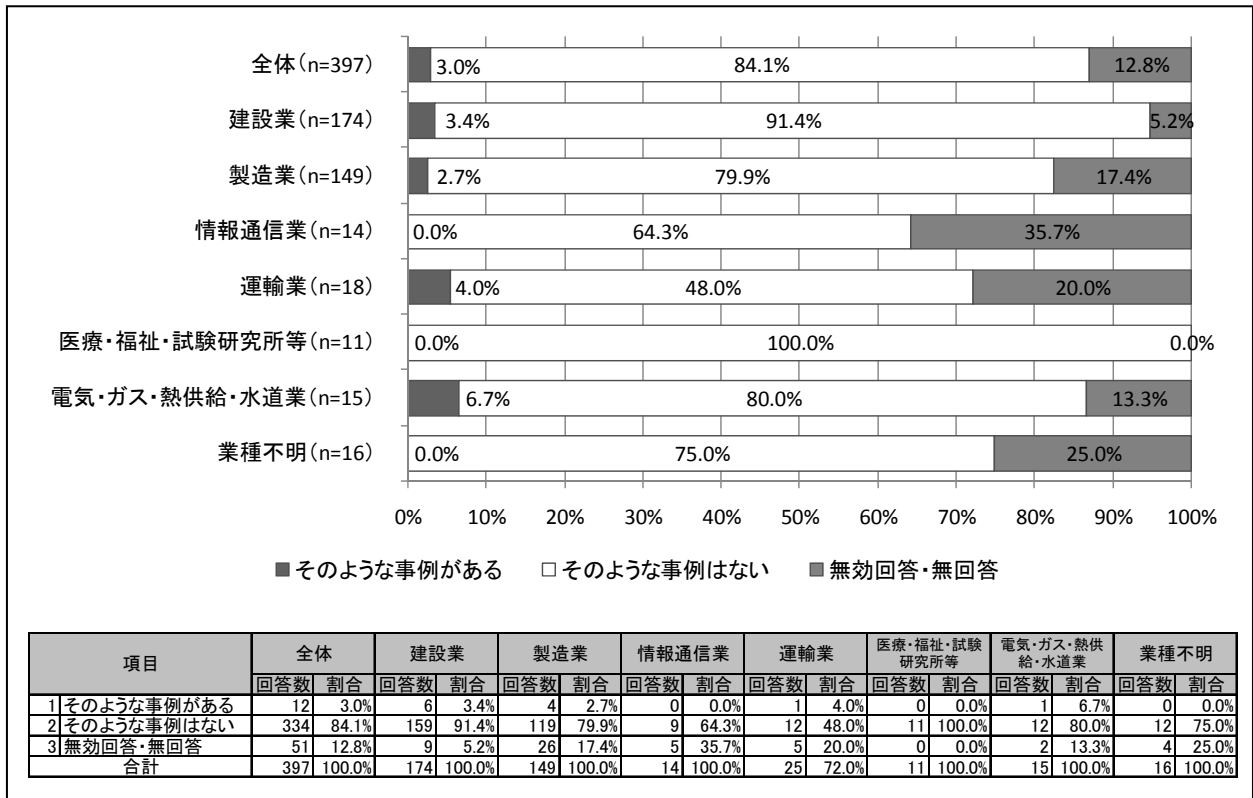


図 2-18 最終処分終了確認が期間内に行われなかった事例の有無について（業種別）

Q12. Q11でそのような事例があると回答された方にお聞きします。

その場合、処理業者に対してどのようなアクションをとりましたか？

その結果どうなりましたか（複数回答）

- ◆ 処理委託した産業廃棄物の最終処分終了確認が、期間内に行われなかった事例12件のうち、2件が「委託先の処理業者に確認し、実情の報告を受けた」とのアクションを取っている（10件が無回答）。その結果、1件で「改善を確認した」との回答であった。

表 2-3 処理業者に対するアクション

項目	全体		建設業		製造業		情報通信業		運輸業		医療・福祉・試験 研究所等		電気・ガス・熱供 給・水道業		業種不明	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 委託先の処理業者を変更した	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2 委託先の処理業者に確認し、 実情の報告を受けた	2	16.7%	1	16.7%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3 委託先の処理業者を訪問し、 現地確認した	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4 無効回答・無回答	10	83.3%	5	83.3%	3	75.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
合計	12	100.0%	6	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%

表 2-4 アクションをとった結果

項目	全体		建設業		製造業		情報通信業		運輸業		医療・福祉・試験 研究所等		電気・ガス・熱供 給・水道業		業種不明	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 改善を確認できた	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2 不法投棄の不適正処理(の 恐れ)が発覚し、適切に対処	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4 無効回答・無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%



□ 委託先処理業者の選定について

Q13. 処理業者選定は以下のどの部署で行っていますか？（ひとつだけ）

- ◆ 処理業者の選定を行っている部署については、「本社」との回答が248件（62.5%）、「支社・支店」が10件（2.5%）、「工場・事業所・現場等」が90件（22.7%）となっており、本社で選定しているケースが最も多い。

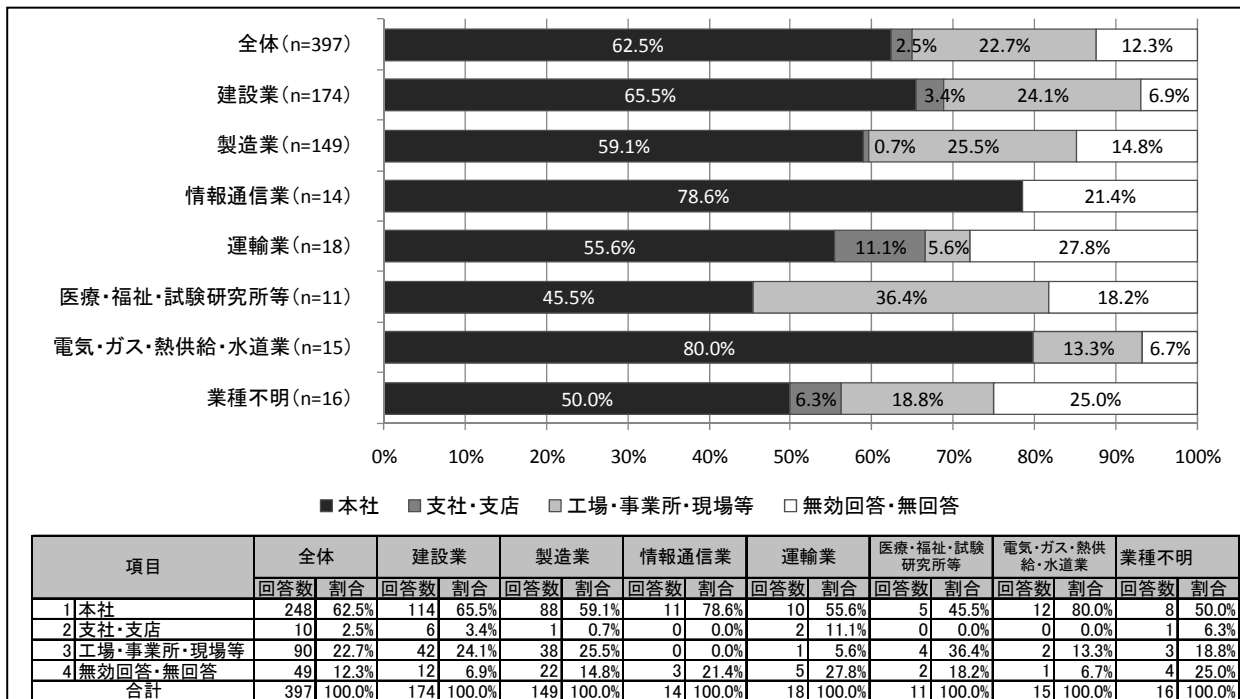


図 2-19 処理業者選定の担当部署について（業種別）

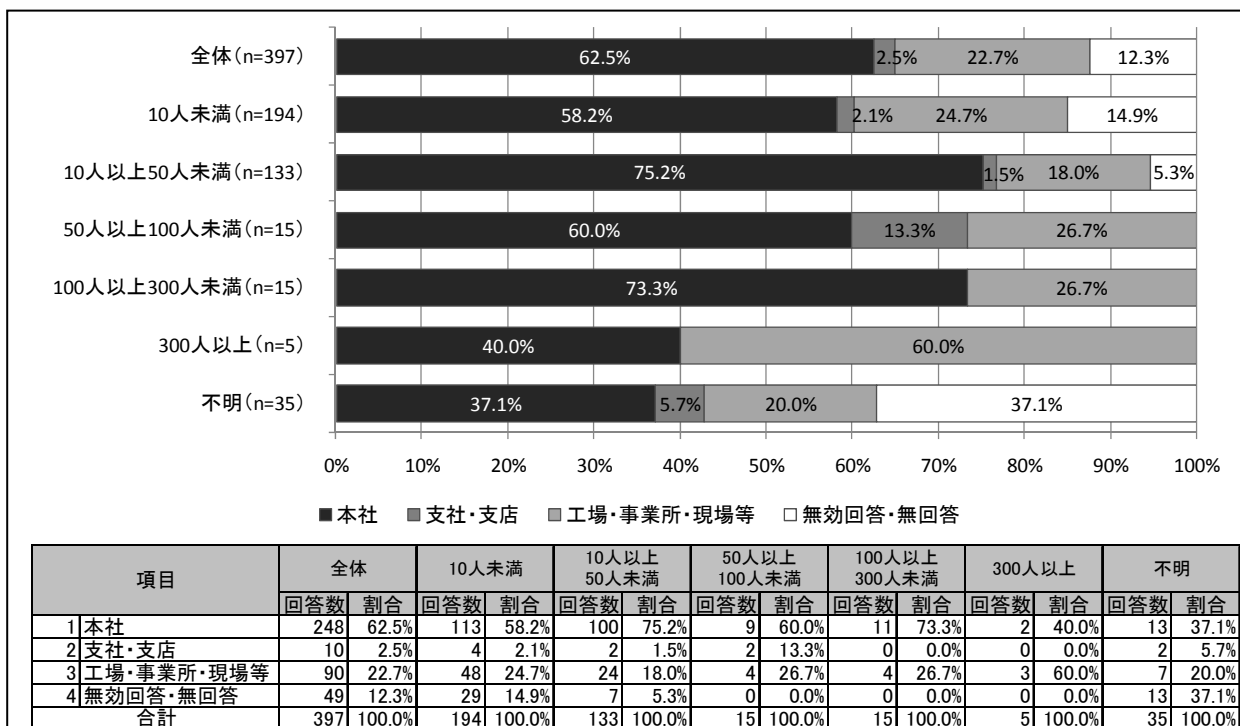


図 2-20 処理業者選定の担当部署について（従業員規模別）

Q14. 業者選定の社内決定プロセスについてうかがいます。処理業者決定の決裁はどの役職のレベルで行っていますか？（ひとつだけ）

- ◆ 処理業者決定を決裁している役職については、「取締役（理事）レベル」との回答が194件（48.9%）と最も多く、「担当レベル」79件（19.9%）が次に多い。
- ◆ 従業員規模別にみると、「100人未満」までは「取締役（理事）レベル」の回答が最も多く、「100人以上300人未満」では「部・課長レベル」、「300人以上」は「工場長（事務局長）レベル」での決裁が多く、組織規模に応じた決裁権限が伺われる。

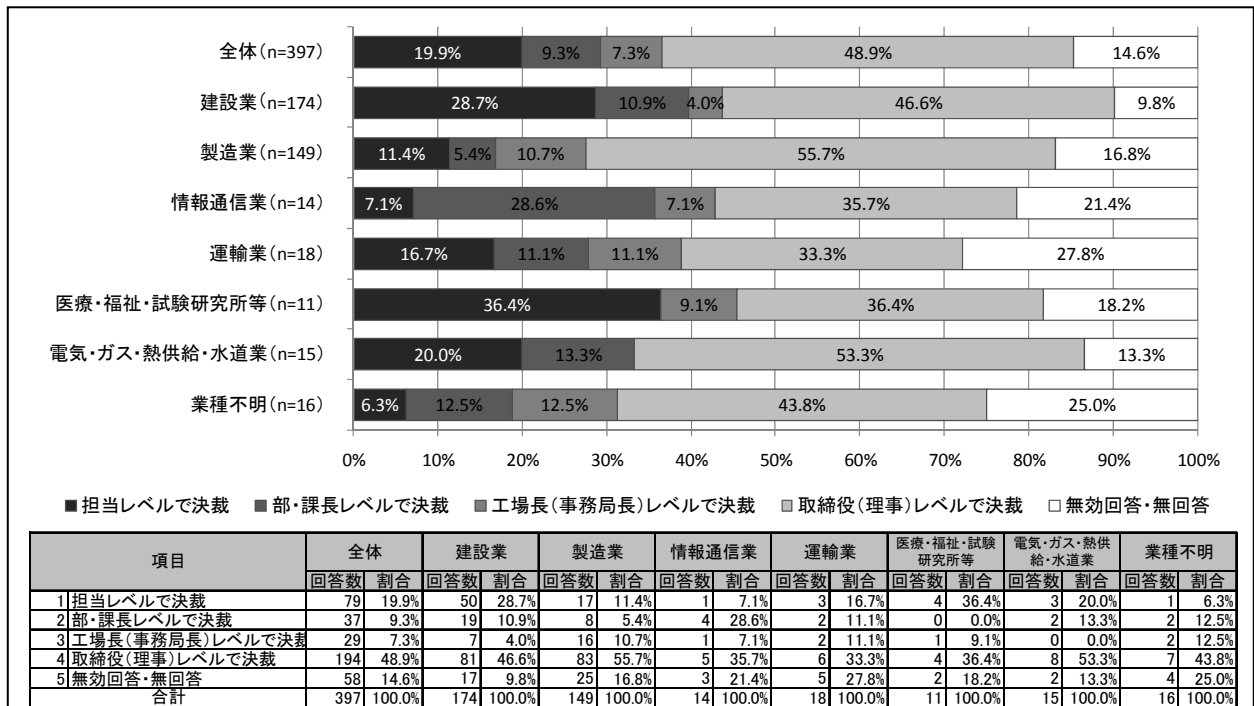


図 2-21 処理業者決定の決裁の役職レベルについて（業種別）

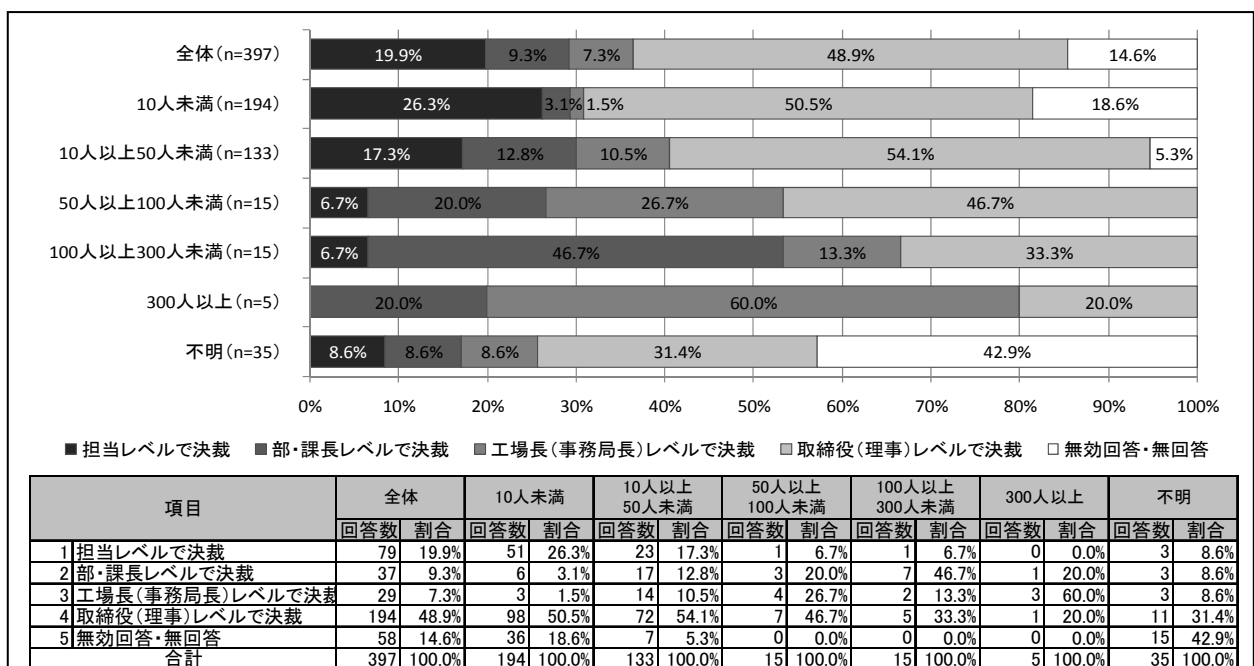


図 2-22 処理業者決定の決裁の役職レベルについて（従業員規模別）

Q15. 業者選定の際、処理委託の契約1件当り、委託先候補をおよそ何業者ぐらいリストアップして比較検討しますか？（ひとつだけ）。

- ◆ 委託先候補業者の平均リストアップ数について聞いたところ、「1業者（比較検討しない）」の回答240件（60.5%）、「2業者」の回答94件（23.7%）、まてが多く、「3業者」との回答は16件（4.0%）であった。
- ◆ 従業員規模別にみると、「10人未満」では「1業者（比較検討しない）」が多く、規模が大きくなるほど平均リストアップ数が増える傾向が見られる。

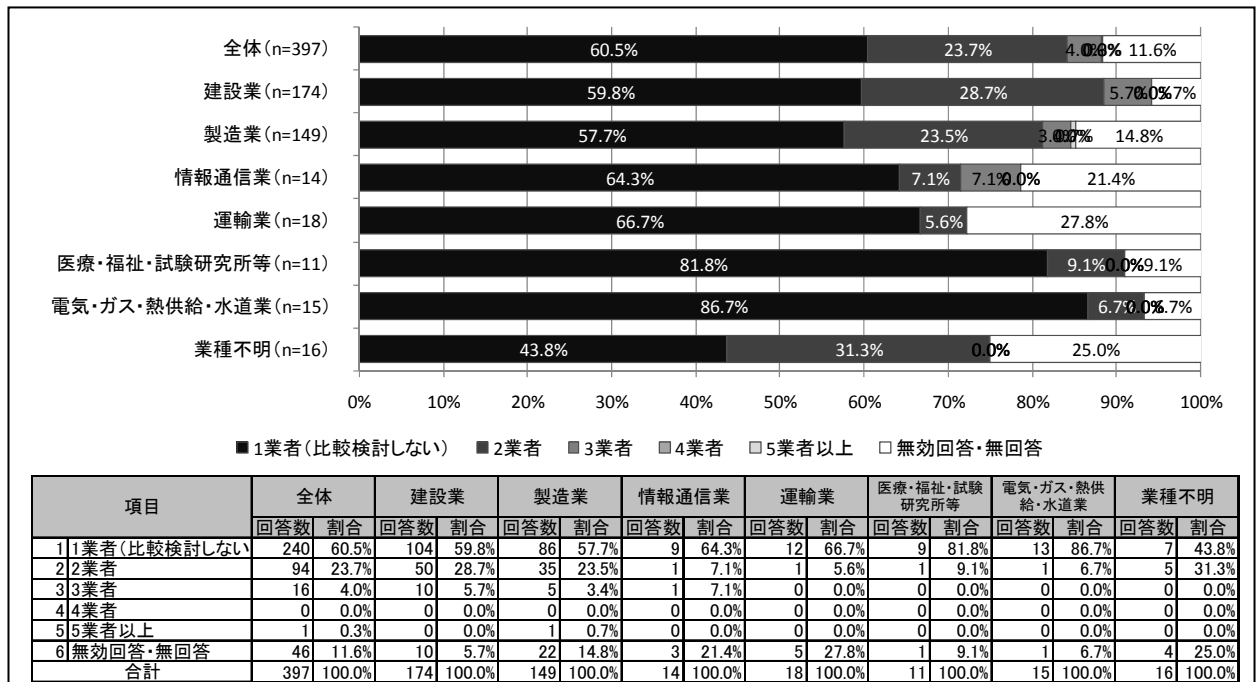


図 2-23 委託先候補業者の平均リストアップ数について（業種別）

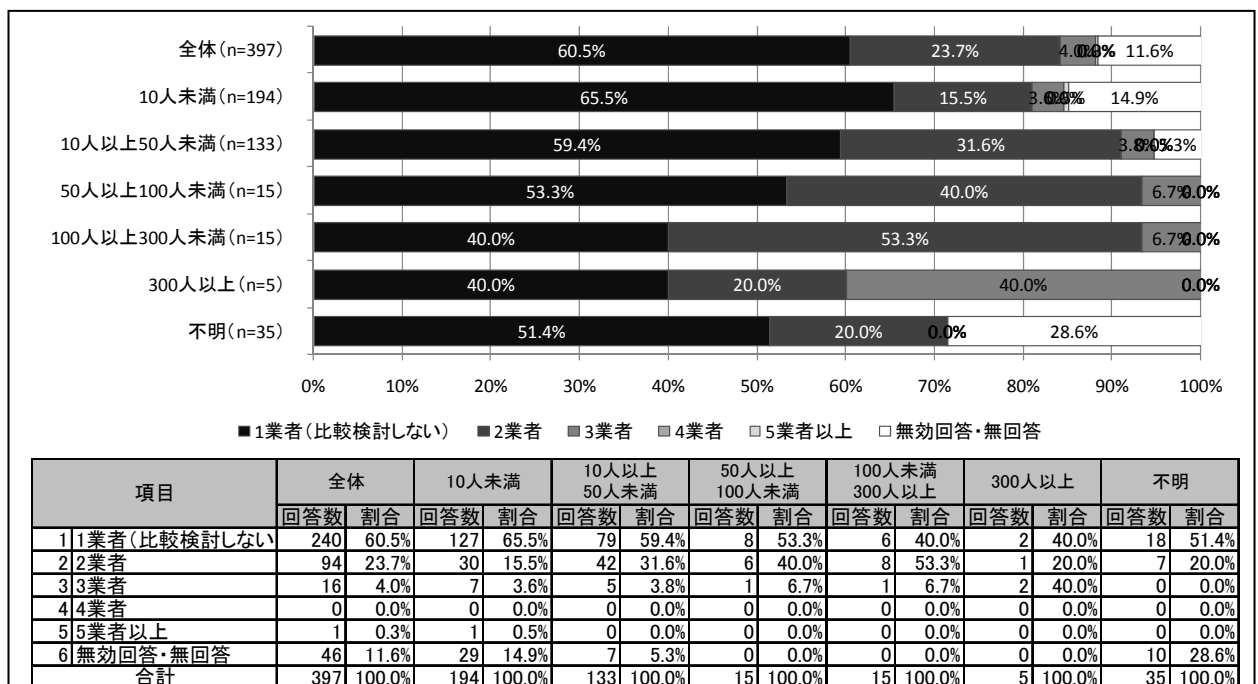


図 2-24 委託先候補業者の平均リストアップ数について（従業員規模別）

Q16. 委託候補先の処理業者の選定の判断材料となる情報源はどこから入手していますか？  
 (複数回答)。

◆ 処理業者の選定の判断材料となる情報源について聞いたところ、特に「処理業者からの営業資料」、「処理業者についての評判(同業他社や地元での評判など)」が多く利用されており、「処理業者のホームページ」、「県産廃協会の名簿」、「現地確認」がこれに続く。産廃情報ネットの優良性評価制度による情報開示の活用度が低いことが伺われた。

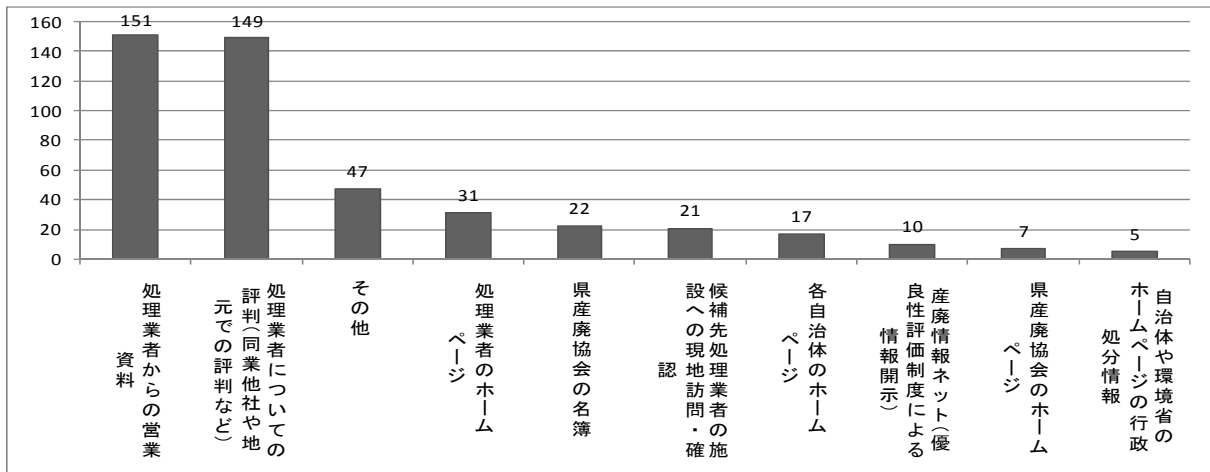


図 2-25 処理業者の選定の判断材料となる情報源

表 2-5 処理業者の選定の判断材料となる情報源 (業種別)

項目	全体		建設業		製造業		情報通信業		運輸業		医療・福祉・試験研究所等		電気・ガス・熱供給・水道業		業種不明	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 処理業者からの営業資料	151	32.8%	73	33.5%	51	30.0%	5	35.7%	7	53.8%	5	38.5%	7	41.2%	3	20.0%
2 処理業者のホームページ	31	6.7%	9	4.1%	15	8.8%	3	21.4%	1	7.7%	1	7.7%	2	11.8%	0	0.0%
3 各自治体のホームページ	17	3.7%	5	2.3%	7	4.1%	3	21.4%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%
4 県産廃協会のホームページ	7	1.5%	4	1.8%	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%
5 県産廃協会の名簿	22	4.8%	12	5.5%	7	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	2	13.3%
6 産廃情報ネット(優良性評価制度による情報開示)	10	2.2%	8	3.7%	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7 処理業者についての評判(同業他社や地元での評判)	149	32.4%	76	34.9%	54	31.8%	1	7.1%	2	15.4%	5	38.5%	6	35.3%	5	33.3%
8 自治体や環境省のホームページの行政処分情報	5	1.1%	4	1.8%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9 候補先処理業者の施設への現地訪問・確認	21	4.6%	12	5.5%	7	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%
10 その他	47	10.2%	15	6.9%	24	14.1%	2	14.3%	2	15.4%	2	15.4%	1	5.9%	1	6.7%
11 無効回答・無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	460	100.0%	218	100.0%	170	100.0%	14	100.0%	13	100.0%	13	100.0%	17	100.0%	15	100.0%

表 2-6 処理業者の選定の判断材料となる情報源 (従業員規模別)

項目	全体		10人未満		10人以上50人未満		50人以上100人未満		100人以上300人未満		300人以上		不明	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 処理業者からの営業資料	151	32.8%	65	32.2%	58	35.6%	8	38.1%	8	28.6%	3	23.1%	9	27.3%
2 処理業者のホームページ	31	6.7%	9	4.5%	10	6.1%	3	14.3%	5	17.9%	3	23.1%	1	3.0%
3 各自治体のホームページ	17	3.7%	8	4.0%	2	1.2%	2	9.5%	2	7.1%	2	15.4%	1	3.0%
4 県産廃協会のホームページ	7	1.5%	3	1.5%	4	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5 県産廃協会の名簿	22	4.8%	10	5.0%	6	3.7%	0	0.0%	3	10.7%	0	0.0%	3	9.1%
6 産廃情報ネット(優良性評価制度による情報開示)	10	2.2%	4	2.0%	3	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	15.4%	1	3.0%
7 処理業者についての評判(同業他社や地元での評判)	149	32.4%	70	34.7%	53	32.5%	5	23.8%	6	21.4%	2	15.4%	13	39.4%
8 自治体や環境省のホームページの行政処分情報	5	1.1%	2	1.0%	0	0.0%	1	4.8%	0	0.0%	1	7.7%	1	3.0%
9 候補先処理業者の施設への現地訪問・確認	21	4.6%	9	4.5%	7	4.3%	1	4.8%	2	7.1%	0	0.0%	2	6.1%
10 その他	47	10.2%	22	10.9%	20	12.3%	1	4.8%	2	7.1%	0	0.0%	2	6.1%
11 無効回答・無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	460	100.0%	202	100.0%	163	100.0%	21	100.0%	28	100.0%	13	100.0%	33	100.0%

Q17. 業者選定の際に、どのようなことを重視しますか？ 各項目ごとに、重要と考えられる程度についてお聞かせください（各項目ひとつずつ）。

- ◆ 業者選定の際に重視することについて聞いたところ、「重要」との回答は、「処理料金が安価」、「処理能力が十分であること」、「処理技術のレベルの高さ」、「処理業者の評判（住民や行政など地元での評判など）」、「地理的な近さ」、「最終処分までの処理ルート of 明確さ」、「維持管理の適切な実践」、「リサイクルルートの明確さ」、「リサイクル率の高さ」の順に多かった。

表 2-7 業者選定の際に重視すること

項目	重要		まあまあ重要		どちらでもない		あまり関係ない		関係ない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 処理業者の会社規模	79	4.8%	84	5.3%	68	6.5%	70	13.8%	25	11.5%
2 処理技術のレベルの高さ	148	9.0%	101	6.4%	37	3.5%	24	4.7%	11	5.0%
3 処理能力が十分であること	175	10.6%	99	6.3%	26	2.5%	14	2.8%	9	4.1%
4 処理料金が安価	201	12.2%	94	6.0%	21	2.0%	4	0.8%	4	1.8%
5 地理的な近さ	138	8.4%	118	7.5%	41	3.9%	23	4.5%	6	2.8%
6 維持管理の適切な実践	114	6.9%	126	8.0%	51	4.9%	17	3.4%	8	3.7%
7 リサイクル率の高さ	102	6.2%	108	6.8%	75	7.1%	28	5.5%	8	3.7%
8 リサイクルルートの明確さ	108	6.5%	105	6.7%	64	6.1%	33	6.5%	10	4.6%
9 温室効果ガス排出削減の取組	86	5.2%	107	6.8%	71	6.8%	38	7.5%	12	5.5%
10 最終処分までの処理ルートの明確	127	7.7%	110	7.0%	53	5.0%	24	4.7%	10	4.6%
11 ISO、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得	51	3.1%	83	5.3%	103	9.8%	53	10.5%	24	11.0%
12 排出事業者の見学の積極的な受け入れ	40	2.4%	88	5.6%	108	10.3%	57	11.2%	22	10.1%
13 優良性評価制度の情報公開の実施、適合確認	40	2.4%	100	6.3%	98	9.3%	37	7.3%	17	7.8%
14 電子マニフェストへの加入	27	1.6%	61	3.9%	124	11.8%	48	9.5%	31	14.2%
15 コンプライアンスの徹底	70	4.2%	83	5.3%	80	7.6%	31	6.1%	17	7.8%
16 処理業者の評判(住民や行政など地元での評判など)	146	8.8%	109	6.9%	30	2.9%	6	1.2%	3	1.4%
17 その他	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%

Q18. Q15~17 による処理業者についての情報収集ならびに委託先の絞込みについて、必要な情報が入手できていると思いますか？（ひとつだけ）

◆ 処理業者の情報収集ならびに委託先の絞込みに必要な情報の入手状況について聞いたところ、「必要な情報は得られている」「まあまあ得られている」を合せて半分弱（52.2%）となっている。一方、「あまり得られていない」、「ほとんど得られていない」で11.8%、「どちらともいえない」が20.9%と少なからずあり、質問方法が抽象的な面があるものの、排出者責任に関する認識不足、あるいは必要な情報を具体的にイメージすることが困難なことが要因と考えられる。

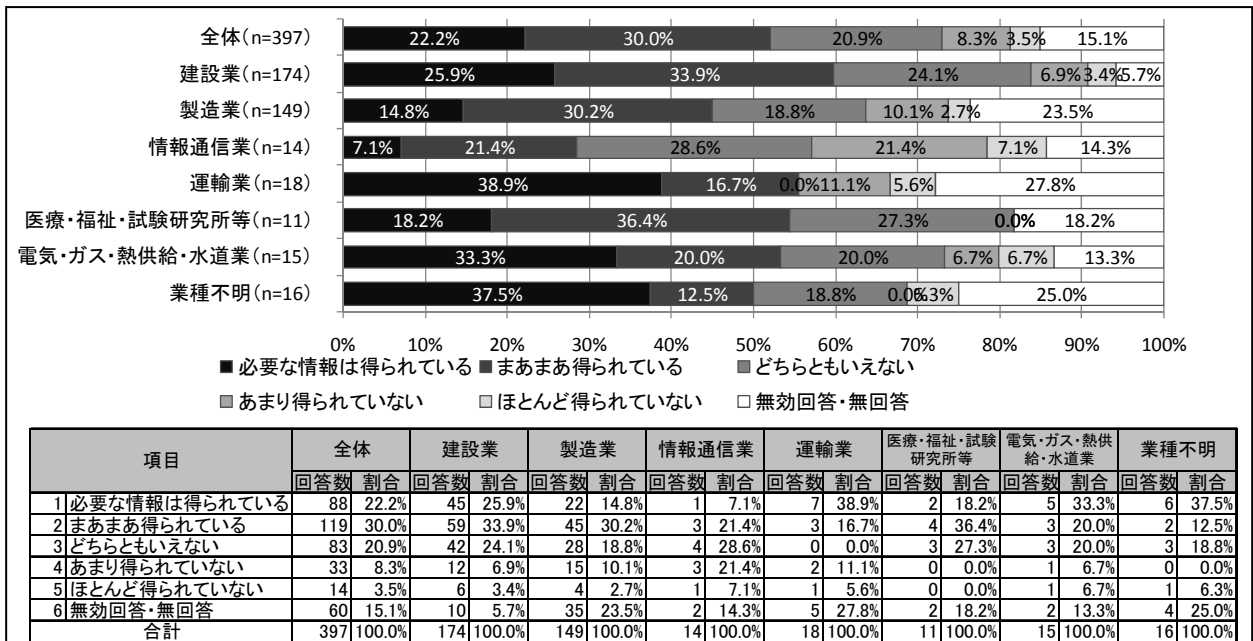


図 2-26 処理業者の情報収集ならびに委託先の絞込みに必要な情報の入手状況（業種別）

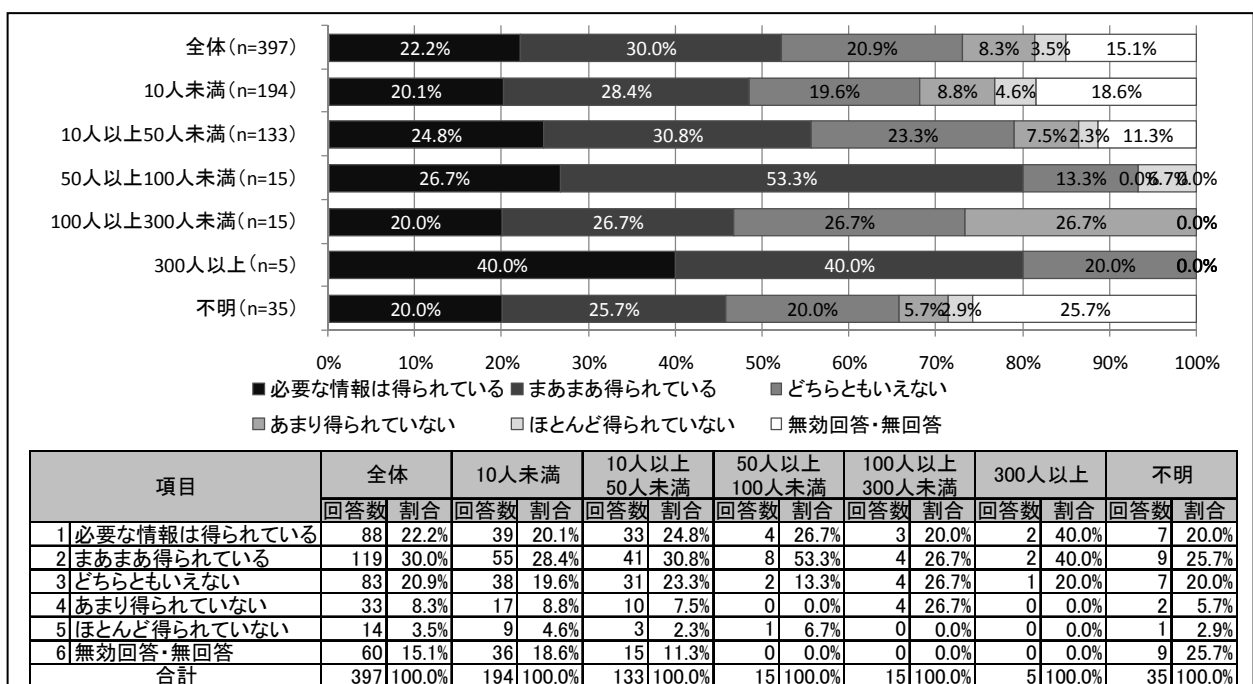


図 2-27 処理業者の情報収集ならびに委託先の絞込みに必要な情報の入手状況（従業員規模別）

Q19. 処理業者の選定に際して、Q18で2~5の回答をした方に伺います。必要な情報として、どのような追加情報があればよいと思いますか？（自由記述）

◆ 必要な情報について、自由記述で聞いたところ、以下の情報が挙げられた。（多い順）

- ①処理業者の検索・情報開示（優良性評価制度周辺の情報含む）（14件）
- ②（第三者からの）情報・処理ルート・現地確認等客観情報（11件）
- ③価格情報（8件）
- ④社報・パンフレット等（7件）
- ⑤行政処分情報（4件）
- ⑥リサイクル情報（2件）
- ⑦その他（12件）

優良性評価制度での開示情報から把握可能な情報も指摘されており、評価制度の活用のしかたが周知されていない可能性が考えられ、評価制度の認知度アップが必要である。また、  
・より詳細または信頼度が高い情報、特に現地で直接確認しなければ得られない情報など  
・ランク付け等  
の要望もあり、今後の評価制度の高度化等のあり方に係るものも挙げられている。

①処理業者の検索・情報開示（優良性評価制度周辺の情報含む）（14件）

- どこにどういった業者があつて、どういった形態で産廃を受け入れているのか
- 処分（取扱い品目）別・所在地別の情報が探しやすくなってほしい。
- どの業者がどのような廃棄物の処理を行っているかが詳細にわからない
- 公式文書や各種情報誌
- 本当の情報の開示
- 正確な情報が欲しい
- 処理方法
- 処理項目の変更等
- Q17の理由のある項目の内容が良くわかる情報があれば
- ①主な取引先 ②処理能力に対する実際の処理量 ③サンプル許可までの所要時間
- 産業廃棄物の種別が大雑把で判りにくい。パソコンや発泡スチロールなど詳細の情報がすぐ判る様にしてほしい。インターネット上で天気や地図の様に拠点の情報が見れる様にしてもらえれば有難い。
- 運搬業者の紹介で処理業者をある程度決めるが、複数の処理業者が最終処分場が同一場所である場合があるが、その処理能力は数社分確保出来るかが不安です。業者間のつながりが分かれば良い。
- 現在の処理能力の状態など。この先の処理能力について。
- 経営状況。適正な処理が行われているか。

②（第三者からの）情報・処理ルート・現地確認等客観情報（11件）

- 業者サイドのカタログ情報に対する実行行動のギャップが現実には有ると見受けられます。ソフトでは無くハードの実行状況に対する、第三者機関による評価報告
- 金融機関のランク付けのようなものがあればよい
- 業者のランク付（公的なもの）
- ミシュランガイドのようなランク付けがあれば良いと思う（第三者機関の公正な評価）
- 処理後の完了通知（第三者）が有るか否か？
- 収集運搬業者ならびに取引先からの情報
- 処理業者が最終的にどう処理したかなどの情報をネット等でなく、排出事業者へ個別に報告されればよいと思う
- 不法投棄が絶対ないこと。 処理ルートが明確であること（マニフェストへ早い処理）

- 業者ごとの具体的な処置のためのルートマップがあればよりわかりやすいと思います。
- 処分過程及び最終処理形態
- 役所や地元での評判

### ③価格情報（8件）

- 各品目の適正な価格
- 地域の情報とかで処理業者を決めているが、適正な処理代で処理してもらっているか相場がわからない
- 第三者機関により値段とかの適正価格評価
- 価格表があれば選択肢の一つと考えられる
- 明確な処理 明確な価格
- 料金体制がよくわからない
- 月々の鉄の単価など知りたい（処理料）
- 普通の産業廃棄物処理料金はほぼ納得するが、金属くずの処理料金が普通料金の約半額で処理されるのは不満である。このような料金情報がほしい。

### ④社報・パンフレット等（7件）

- 処分場等処理状況をパンフ等で紹介する事が安心感を得られる。
- 各処理業者における処分内容等を説明したパンフレットを公開してもらいたいと思っています。
- 各自治体によるパンフレットの配布。（HPはなかなか見ない。先にパンフレット等で確認した後だったら、HPを見るだろう。）
- テレビ、ラジオ、パンフレット等
- 処理会社の客観的な社報 営業マンからの情報提供
- 処理、結果報告書、製作所見
- 県内の業者リストを作って発表（同業の紹介によるので処理業者の情報は少ない）

### ⑤行政処分情報（4件）

- 営業停止等の行政処分情報を、入札の指名願い等を登録している官公庁から電子メールで連絡して欲しい。
- 1)許可取消、行政処分を受けたかどうかと 2)役所との「癒着」 過去に依頼していた業者が突然事業所を閉鎖してしまい次の業者を探すのに大変であった"
- 法令違反などの処罰情報などHPにての公開されること。
- 違反業者の情報

### ⑥リサイクル情報（2件）

- 再使用（利用）可能処分品の処理（輸出、再販等）
- 産廃の再生率又は再資源化について！どのように利用されているのか。どのようにすれば温暖化防止に役立つのか？又、工場で働く方の希望などがあれば協力したい。処理場の苦労はどの様なことがあるのか。

### ⑦その他（12件）

- 他社とのどう取引しているか。
- まじめな業者であるかどうか
- 適正処理をしているかどうか
- 確実な業者 安心な業者 間違いない業者
- そのつど時代の流れについていくか、先をすこしいく程度
- 各々の業者が環境に反しない処理をしていれば良いのではと思っています
- 過積載 安全運転
- 当社の廃棄品は、顧客の数字など入っていたりするがきっちり裁断してもらえれば問題ないので、それさえ確認できればとくに問題ない
- 今現在、処理業者のだいたいの場所のみでそれ以外会社名もわからないので会社名くらい確認したい
- 工場へ行く。ある程度はわかるがくわしいことはわかりません
- 最終処理業者まで、情報はいらぬと思うので、委託先にまかせてある。



- 管理会社からの紹介なので特に情報がなくても不安に思っていない
- 当社は地方に位置している為処理業者が限られてあまり絞込む必要が無い。
- 村で業者の件数が1件しかないのでわからない
- 当社がもっと情報収集すべきです。
- 現状で良いと思う
- 現在の所今までの情報で良いと思う
- 特になし
- あまり考えたことがない
- わからない
- 自治体のゴミ処理場、下水処理場は結構PRしているが産廃業界のPRはまだ不足気味？今回のアンケートは評価する。
- 最終的に集積したものがどのように処理されているかだけを確認している。

□ 優良性評価制度の認知・活用状況について

Q20. 国（環境省）の制度である産業廃棄物処理業の優良性評価制度を知っていますか？（ひとつだけ）

- ◆ 優良性評価制度の認知度について聞いたところ、「よく知っている」の回答は1.8%、「まあまあ知っている」は9.6%である一方、「名前を聞いたことがある程度」が36.5%、「知らない（聞いたことがない）」が43.6%であり認知度は低い。評価制度の一層の普及浸透が急務となっている。

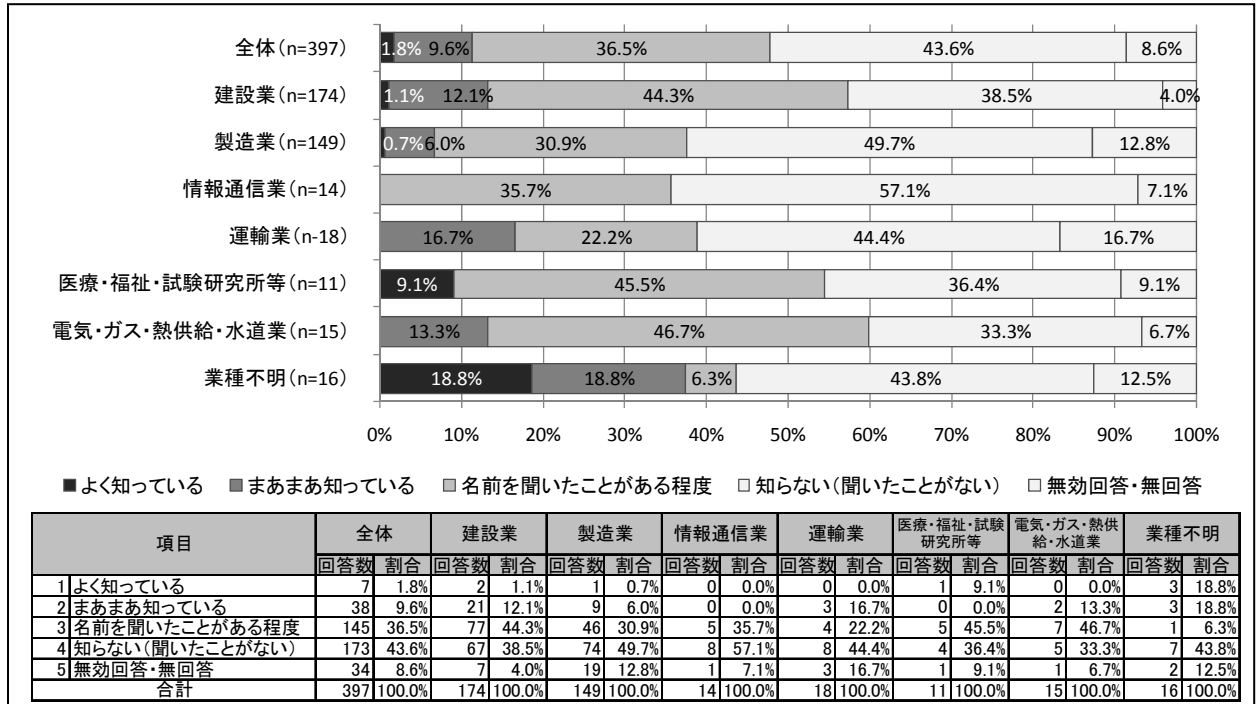


図 2-28 優良性評価制度の認知度（業種別）

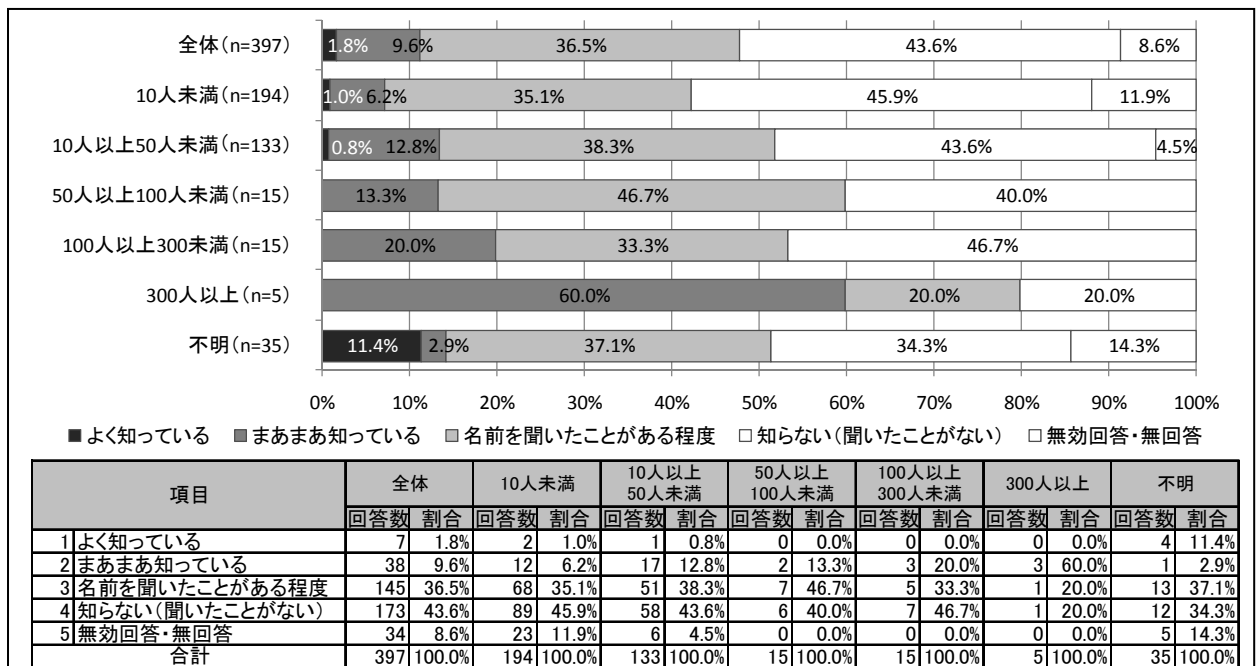


図 2-29 優良性評価制度の認知度（従業員規模別）

Q2 1. 優良性評価制度に基づく処理業者の公開ネット情報を閲覧したり、適合確認を受けた処理業者を委託先選定作業においてプラス評価するなど、本制度を活用していますか？（ひとつだけ）

◆ 評価制度の活用状況について聞いたところ、「活用している」は10件（2.5%）に止まっており、Q20同様、評価制度の一層の普及浸透の必要性が伺える。

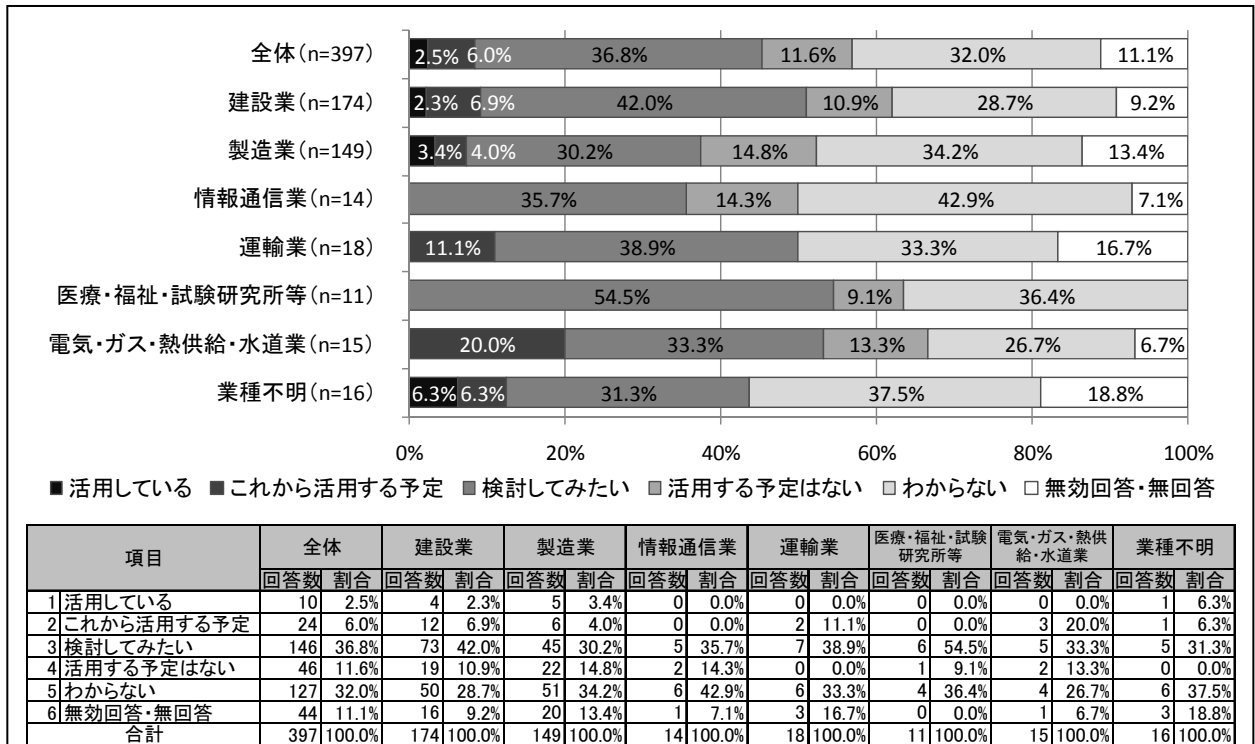


図 2-30 優良性評価制度の活用状況（業種別）

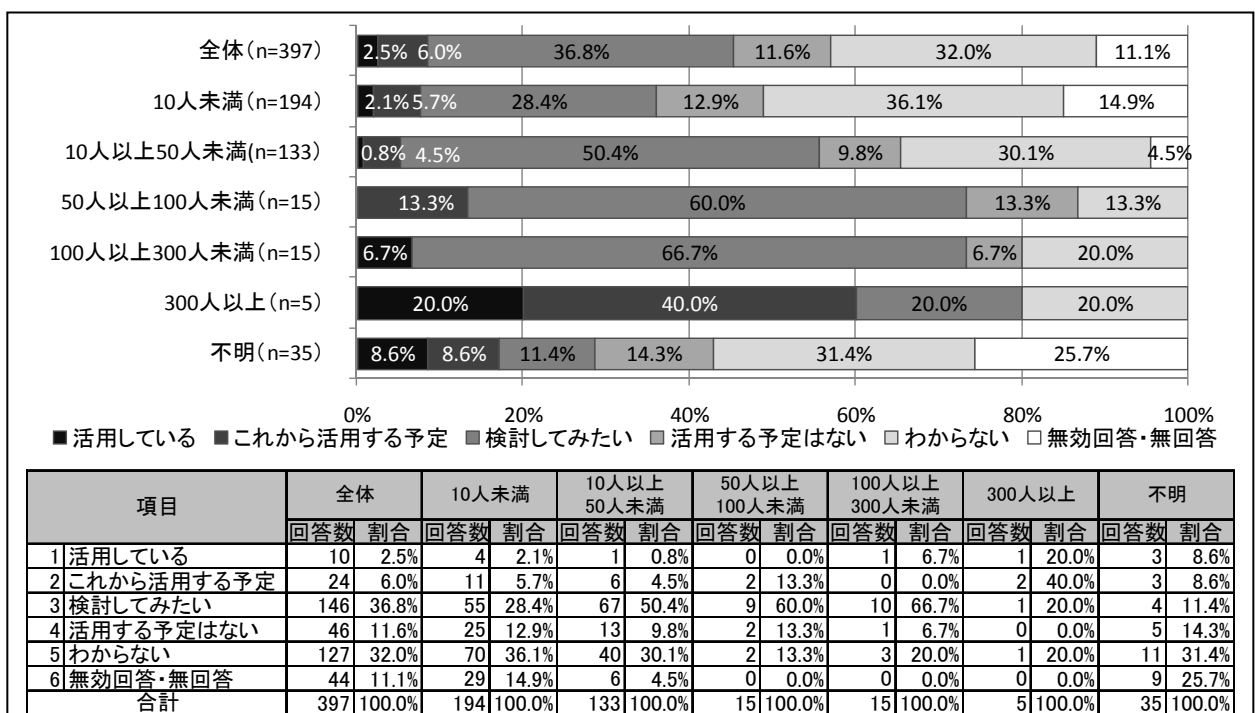


図 2-31 優良性評価制度の活用状況（従業員規模別）

Q22. 現在、貴社が処理を委託している処理業者は優良性評価制度に取り組んでいますか？（ひとつだけ）

◆ 現在の委託業者の優良性評価制度への取組状況について聞いたところ、「取引している全ての処理業者が取り組んでいる」は46件（11.6%）、「取引している一部の処理業者が取り組んでいる」は38件（9.6%）である。この一方、「わからない」との回答が258件（65.0%）あり、排出事業者の本制度の活用度の低さが伺える。

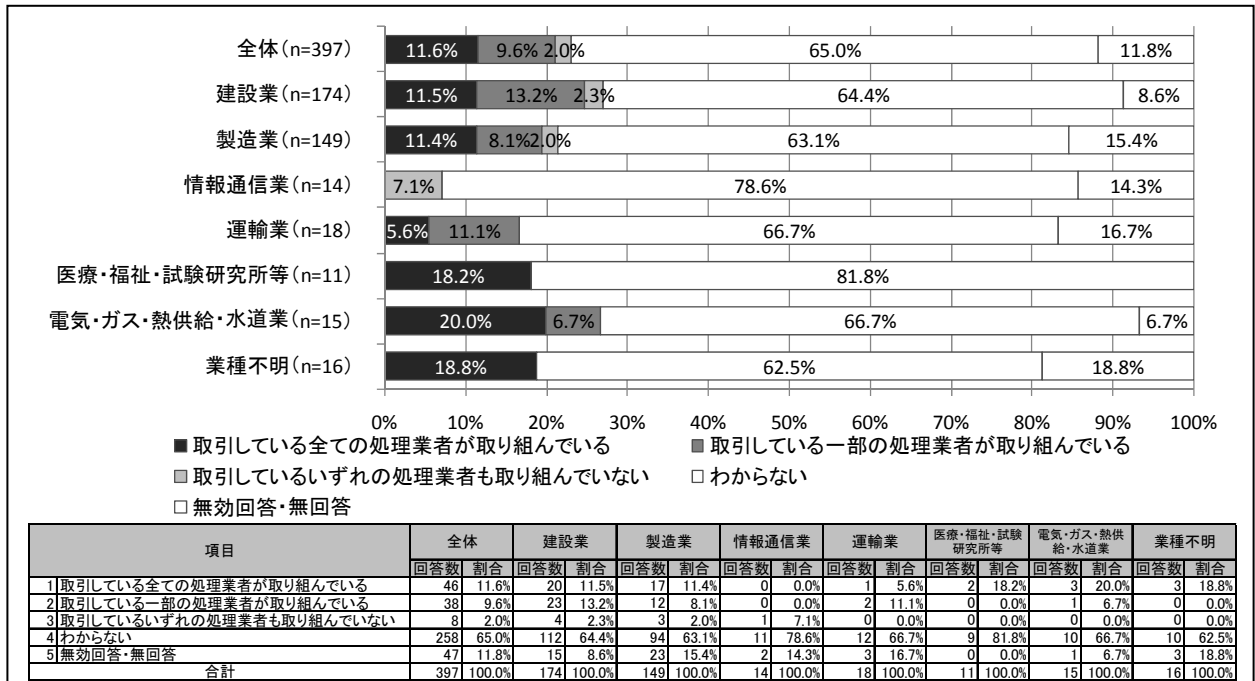


図 2-32 現在の委託業者の優良性評価制度への取組状況（業種別）

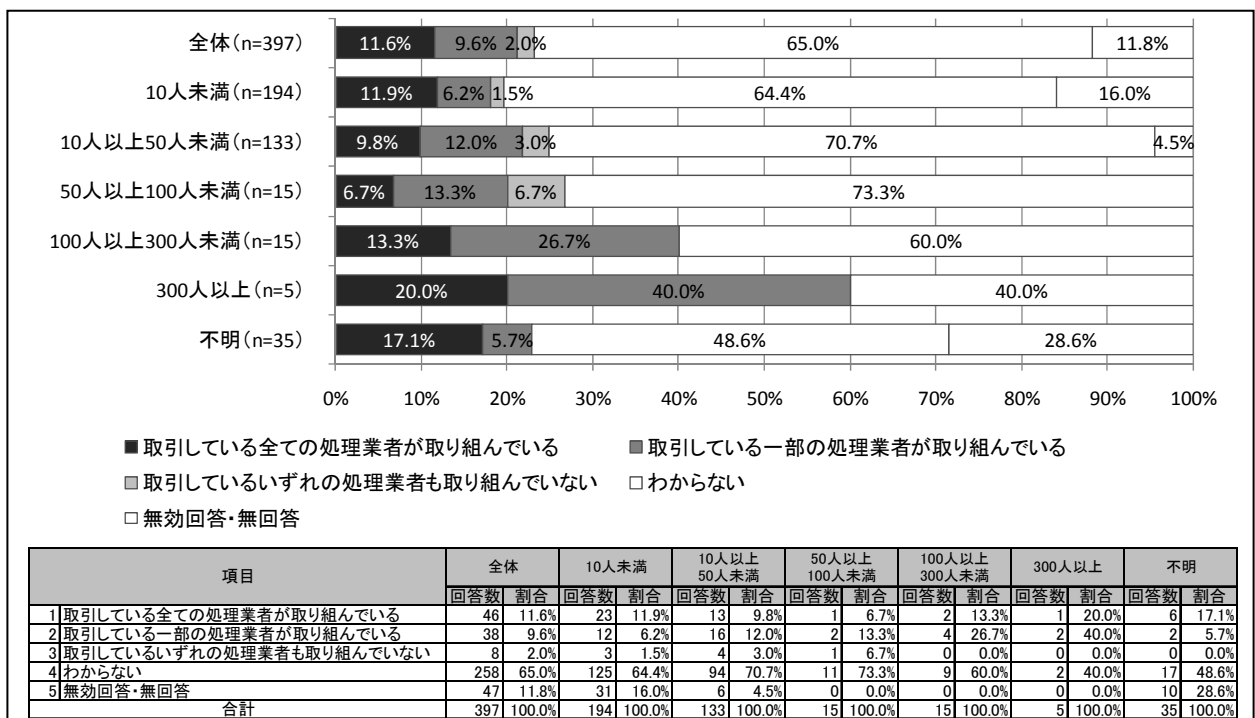


図 2-33 現在の委託業者の優良性評価制度への取組状況（従業員規模別）

Q23. 産業廃棄物の処理を委託する処理業者に対して、優良性評価制度の取組みを求めていますか？（ひとつだけ）。

◆ 本設問の回答は、これまでのQ20～22の回答に比べると、より前向きな回答に寄った傾向が伺え、本アンケートを通じて前向きに捉えられた結果と推察される。

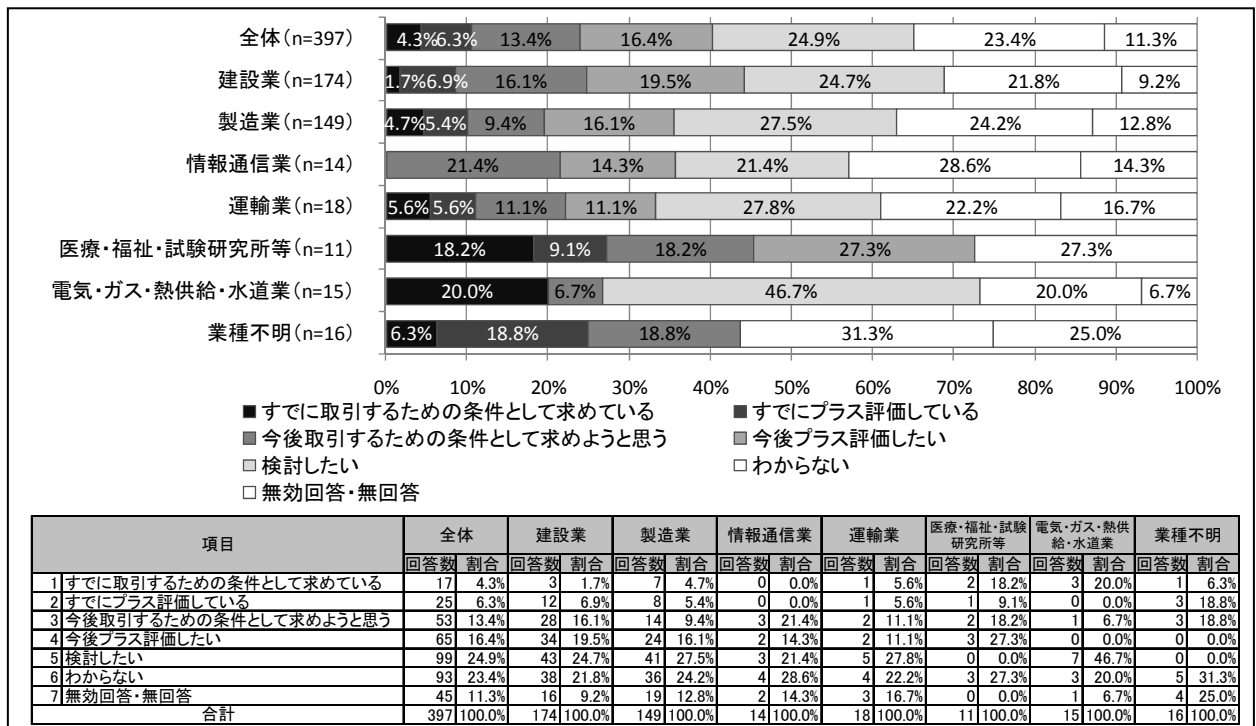


図 2-34 現在の委託処理業者への優良性評価制度の取組の働きかけ状況（業種別）

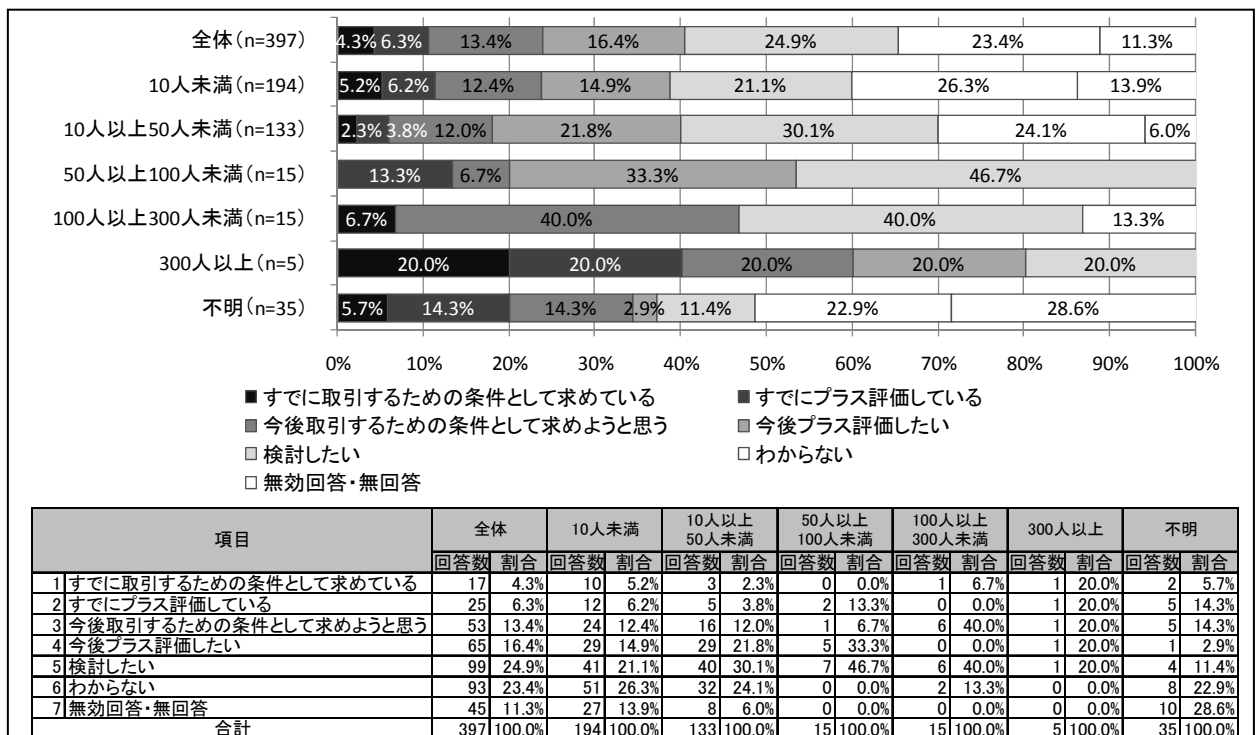


図 2-35 現在の委託処理業者への優良性評価制度の取組の働きかけ状況（従業員規模別）

Q24. 優良性評価制度の情報開示内容や制度について、ご意見、ご要望などがございましたら、ご記入ください。

○ポジティブ意見（15件）

- すばらしい制度がありますので、もっと良い業者又はそれに伴う関係業者様を公表してほしい
- 私の認識不足もあり当制度の存在を知りませんでした。業者任せにしていたのが実情です。今後はもう少し処理業者のことを知っていかなければならないと当アンケートをきっかけに思った次第です。当地域の最大手業者に依頼しており、まかせっきりというが現状です。HPを見てみることにします。
- 「優良性評価制度」についてよく理解、認識しておりませんでした。業者さんに対しては、親の代から頼んでいるので信用しております。今後、このような事を勉強していきたいと思っております。
- 制度は認知していませんでした。すぐに情報を入手し、業者選定の上で、積極的に活用します。
- 今後同制度の主旨、施設等勉強したいと思う
- これから当社も勉強し取り入れていきたい
- この制度自体を知らなかったので、今後、何らかの参考にしたいと思う。
- 優良性評価制度自体より解らないのでその周知の仕方を考えてほしい
- 地元業者が「優良性評価制度」にどの様に取り組んでいるか又評価はどうか知りたい
- 制度の情報をもうすこしパンフレット、テレビ、ラジオ等で開示を詳しくほしい
- 優良性評価制度についての資料の提供は可能でしょうか
- 当院は歯科医院ですが、歯科医師会等会員を指導する団体に情報を伝達いただきたい。
- 公正な評価になる様システムを構築して下さい
- 不定期の抜き打ち検査をして、結果の情報開示をすること
- そのような制度がある事を知り、安心して任せられ、適正な値段になる事が具体的になると思えました。今後この制度を広く認知させていただき、良い国づくりに邁進されます事を願っております。又、廃棄物処理に関する講習会（出す側として知っておかねばならない事、廃棄物自体と書類の受渡し等）を設けてほしいと思います。

○ネガティブ意見・制度の未認知（6件）

- 制度は知っていますが利用した事無し
- 初めて聞いた
- なかを見て判断したい
- この様な評価制度の資格を持っている会社でも信用はしません。テレビ等で処理業者のモラルの低さをよく報道しています。（大阪での病院関係の処分業者の件）ISO14001などの資格を持っていてもだめです。この様な資格をブランドだと思っている業者が多い。
- 地方では業者数も限られている為、制度があっても利用は少ないのではないかと。電子マニフェストはコストがかかる為、検討したが利用していない。電子化は良いと思う。無料にして全て電子化にし、全体を把握した方が良いのでは。
- より安全に処理してもらいたいと思うが、その制度によって処理料金が高値とならないか心配

○その他（12件）

- 当社は事務営業のみの企業で、印刷や出版などはすべて外注しているため、当社から直接産業廃棄物は発生しておりません。よろしくお願ひします。
- 当社は引越専門の運送店ですので自社の車で市の処理場に持込をして居ますので他社

に委託はしておりません。

- 建設業の内造園工事業者ですので木の枝等が残材としてあり運搬、処分を業者又は自社で処理しています。あまりこのようなアンケートは得意ではありませんので今回お役に立たないと思います。よろしくお取り計らいお願いします。(問 24 の問題と関係ない意見で申し訳ありません)
- 業務的に現状では、産廃について当社は、あまり関係ないようです。
- 小規模なので市のゴミ収集に出しています。
- 私の工場で産業廃棄物処理を、利用することが無いので良くわかりません。1人で建具を作っている物ですので木くずは、畑にまいてるのです。
- 私共は産業廃棄物と言ってもPC等の廃棄しかないので、1年に1回委託するかしないかです。アンケート調査の対象とならないと思いますが何故対象事業所になったのでしょうか
- 委託の状況 Q1 からの問いに答える内容がありません。我が自営業は建具の切りクズは、まとめて年1回か2回阿蘇市の未来館へ持って行く程度で、毎月処理業者と契約するほど産業廃棄物は出ません。建具・家具の木材切れ端は我が家のふろわかしの燃料としてむだなく使っております。スタートの時点の問いから、このアンケートは問題がおかしいのでは？
- 個人でやっているのあまり出ませんから活用する事もないので書いてもわかりません。
- かけない わからない どうしたらいいのかもわからない 現場をもっとしてほしい
- 当社は型枠工事専門会社です。残材処理は毎月10t車で3~4台出しています。今年になり自社で処理できないものかと考え電磁波と熱分解処理により残材を処理出来る機械を購入しました。エントツはなく臭いもしない灰は顆粒状になりリサイクル出来る機械と聞いています。埼玉県条例適合!!とチラシにありました。
- Qがわからず申し訳ありません

参考3 優良性評価制度に関する調査 調査票等（適合事業者）

事務連絡

平成19年11月1日

産業廃棄物処理業 優良性評価制度適合事業者 各位

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

『優良性評価制度の適合事業者に関する調査』について（依頼）

平素より、産業廃棄物の適正処理の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、環境省におきましては、平成15年度より産業廃棄物処理業の優良化推進事業を進めています。その大きな柱である「優良性評価制度」は、平成17年4月に始まってから2年半を経過し、基準適合業者は平成19年9月30日現在、231業者（プレ認定を含む）と増加してきているところです。これも皆さまの経営に臨む誠実な姿勢や日頃のご努力の賜物と拝察します。制度運用開始から3年目にあたる本年度は、より活用し易い基準のあり方（改訂・高度化）、制度運用方法等について情報収集することとしています。

以上を踏まえ、本年度は、これまでに適合確認された処理業の皆さまに、アンケート調査を実施し、本制度への適合に向けた取組み時の課題、適合確認後の変化、評価制度のあり方や要望等について把握するための調査を行うことと致しました。

具体的な調査の実施につきましては、(財)産業廃棄物処理事業振興財団に行わせることとしており、当該財団から貴職に対し、ご協力を要請して調査を実施することになりますので、ご多忙中とは存じますが、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

担当

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

課長補佐 久米 英行、係長 高原 伸兒

電話（代表）03-3581-3351

（内線）6879

（Fax）03-3593-8264

調査実施者

○財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
優良化事業推進チーム

チームリーダー 改田 耕一、吉川 賢

TEL 03-3526-0155

FAX 03-3526-0156



産財第19033号

平成19年11月1日

産業廃棄物処理業 優良性評価制度適合事業者 各位

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 樋口 成 彬

『優良性評価制度の適合事業者に関する調査』について（依頼）

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当財団では、環境省からの委託により、産業廃棄物処理業優良化推進事業の調査検討を行っております。

今回この一環で、その大きな柱である「優良性評価制度」について、より活用し易い基準のあり方（改訂・高度化）、制度運用方法等について情報収集するため、当財団が受託して調査を実施することとし、既に適合確認を受けられている貴事業所を調査対象事業所とさせていただきました。お忙しいところ恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、同封アンケート調査票にご記入いただき、同封の返信用封筒で平成19年12月7日（金）までに返送していただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、統計的に集計された結果のみが公表され、個人や事業者の名称等の情報が外部に出ることは一切なく、また調査目的以外には使用しないことを申し添えます。集計結果は当財団のホームページ「産廃情報ネット」（<http://www.sanpa inet.or.jp/>）で公開いたします。

業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

（本件に対する問合せ先）

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

優良化事業推進チーム 改田・吉川

（TEL 03-3526-0155）

（FAX 03-3526-0156）

平成19年度 優良性評価制度の適合事業者に関する調査 調査票

ご回答はこの調査票に直接ご記入いただき、  
同封の返信用封筒でご返送ください(送料無料)。

**ご回答期限 平成19年12月7日(金)**

- Q1. 貴社の産業廃棄物処理業の許可について、平成19年11月末時点で優良性評価制度の適合確認件数はいくつですか？許可の種類別にお答えください（数字を記入）。

産業廃棄物収集運搬業	
特別管理産業廃棄物収集運搬業	
産業廃棄物処分業	
特別管理産業廃棄物処分業	

- Q2. 優良性評価制度の適合確認を受けた目的は何ですか？該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

1	同業他社と差別化を図るため
2	許可更新時等の書類を省略できるから
3	インターネットにおける情報発信を強化しているから
4	以前より同等の情報開示をしていたから
5	国の推進する取組みだから
6	排出事業者から取組みを要請されたから
7	都道府県・政令市から取組みを要請されたから
8	産業廃棄物協会から取組みを要請されたから
9	その他 ⇒下記に内容を簡潔に記入 ( )

Q3. 優良性評価制度に取り組むにあたり、社内において克服しなければならない大小の課題があったでしょうか？ 該当する答えの番号に○をつけ、「2 課題があった」と回答した方は、その内容をお聞かせください。

1	特に課題はなかった
2	課題があった ⇒下記に内容を簡潔に記入

Q4. 優良性評価制度の適合確認を受けた結果、どのような変化があったと感じていますか？ 該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

1	適合確認により当社を知り、新規取引先が増えた
2	問合せが増えた
3	自社ホームページへのアクセス数が増えた
4	許可自治体の対応が（さらに）良くなった
5	周辺住民の対応が（さらに）良くなった
6	社内体制の見直しに寄与した
7	社員が（さらに）会社の業務を理解するようになった
8	同業他社との業務連携の問合せが増えた
9	異業種企業との業務連携の問合せが増えた
10	適合確認により、地元新聞等のメディアで紹介された
11	全く変化はない
12	その他 ⇒下記に内容を簡潔に記入 ( )

Q5. 貴社の強みはどんな点にあるとお考えですか？（ご自由にお書きください）  
（排出事業者が貴社に委託する理由は何ですか？）

Q6. 優良性評価制度について、感じていることは何ですか？該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

1	産業廃棄物処理業を育成する制度がなかったので評価できる
2	業界のイメージアップ、モラルや透明性の向上、発展につながる
3	真面目に業を営む者が評価され、不適正業者が淘汰される
4	排出事業者がより安心して業者を選べる
5	自社のPRや営業力強化につながる
6	自社の透明性の高い経営を行うのに役立つ
7	適合事業者にとって事務負担が多い割にメリットが少ない
8	排出事業者が優良性評価制度のことを知らないことが多い
9	情報開示内容の良し悪しが評価されないので不満である
10	情報公開を続けていくことが負担である
11	適合確認の評価基準が厳しすぎる
12	適合確認の評価基準が緩すぎる
13	その他 ⇒下記に内容を簡潔に記入 ( )

Q7. 貴社の事業展開を視野に入れながら、優良性評価制度の今後のあり方やご要望などがございましたら、ご自由にお書きください。

以上

#### 参考4 優良性評価制度に関する調査 集計結果（適合事業者）

1. 貴社の産業廃棄物処理業の許可について、平成19年11月末時点で優良性評価制度の適合確認件数はいくつですか？ 許可の種類別にお答えください（数字を記入）。

- ◆ アンケート回答者の適合確認された許可の種類別の会社数を見ると、収集運搬業140社、処分業96社、特管収運業68社、特管処分業19社となっている。平成19年11月末現在の適合確認された事業者数は収集運搬業（特管含む）で218社、処分業（特管含む）で134社であるため、収集運搬業者よりも処分業者から積極的に回答が得られている。
- ◆ 処理業者の中には、1社で複数の許可について適合確認を受けている業者があり、収集運搬業においてその傾向が強い。収集運搬業では140社中76社（54.3%）、特管収運業では68社中32社（47.1%）、と約半数が複数自治体等から適合確認を受けている。

表 4-8 本アンケート回答者の適合確認された許可件数

項目	産業廃棄物 収集運搬業		特別管理 産業廃棄物 収集運搬業		産業廃棄物 処分業		特別管理 産業廃棄物 処分業	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1件	64	39.3%	36	22.1%	89	54.6%	17	10.4%
2件	24	14.7%	11	6.7%	3	1.8%	0	0.0%
3件	14	8.6%	2	1.2%	1	0.6%	1	0.6%
4件	6	3.7%	7	4.3%	1	0.6%	1	0.6%
5件	6	3.7%	2	1.2%	1	0.6%	0	0.0%
6件	7	4.3%	3	1.8%	1	0.6%	0	0.0%
7件	4	2.5%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
8件	4	2.5%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
9件	1	0.6%	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
10件	2	1.2%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
11件	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
12件	1	0.6%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
13件	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14件	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
15件	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
16件	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
17件	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
18件	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
19件	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20件	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小計	140	85.9%	68	41.7%	96	58.9%	19	11.7%
有効回答数	163	100.0%	163	100.0%	163	100.0%	163	100.0%

2. 優良性評価制度の適合確認を受けた目的は何ですか？該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

- ◆ 適合確認を受けた目的を複数回答で聞いたところ、「同業他社と差別化を図るため」との回答が143件と最も多く見られ、有効回答数163社の9割近くに上る。次いで「国の推進する取組みだから」の回答は81件（49.7%）と約半分、「許可更新時等の書類の省略」「インターネットにおける情報発信の強化」などの回答が約3割見られる。
- ◆ 他者からの働きかけによる受け身ではあるが、「産廃協会、都道府県・政令市、排出事業者からの要請」で適合確認を受けたとの回答が、それぞれ、17件、11件、2件と少数見られる。

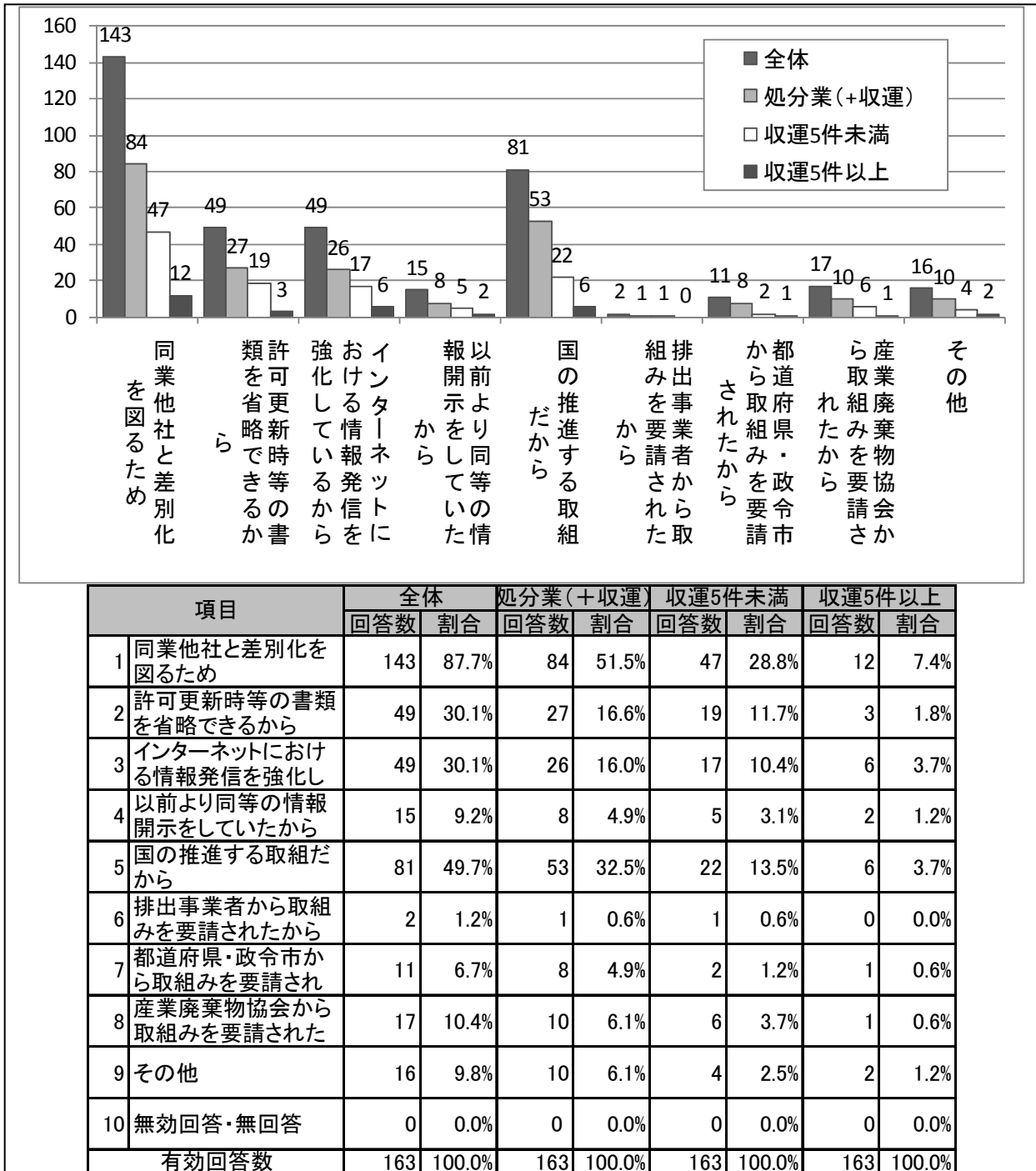


図 4-36 優良性評価制度の適合確認を受けた目的（複数回答）

- ◆ 「その他」の回答として、コンプライアンスの向上、お客様の安心感、業界のレベルアップなど前向きなコメント等が見られた。

- 産廃処理業者としての業界レベルアップのための義務
- 社員の意識向上のため。コンプライアンス教育の一貫
- 自社のコンプライアンスを徹底する為の施策の一環として
- メリットがある事を期待して
- お客様（排出事業者様）に業界全体を安心して頂ける事になるから  
この業界を日本の産業の中でレベルアップせしめる事に寄与できるから
- 認可要件が特別難しくないから
- 情報公開してもさしつかえないものばかりだから
- 会社のレベルアップにもつながるから
- 従業員の環境保全意識を高揚するため
- 生き残り策
- アバウトな業界との見方をされているので、認知度を高める為
- 公共関与の処分場であるため
- ふるいにかけて落とされない為
- 業界のNo.1を目指すため
- 制度の目的に見合う会社意識の向上のため
- 廃棄物の適正処理の維持継続のため
- 積極的ディスクロズは企業の使命感から

3. 優良性評価制度に取り組むにあたり、社内において克服しなければならない大小の課題があったでしょうか？ 該当する答えの番号に○をつけ、「2 課題があった」と回答した方は、その内容をお聞かせください。

- ◆ 評価制度に取り組む際の課題の有無については、「特に課題はなかった」が70.6%、「課題があった」が23.9%であった。
- ◆ 収運業と処分業では、収運業のほうが「課題があった」との回答がやや多く見られた。課題の内容としては、社内の決裁や事務負担の問題が挙げられた。

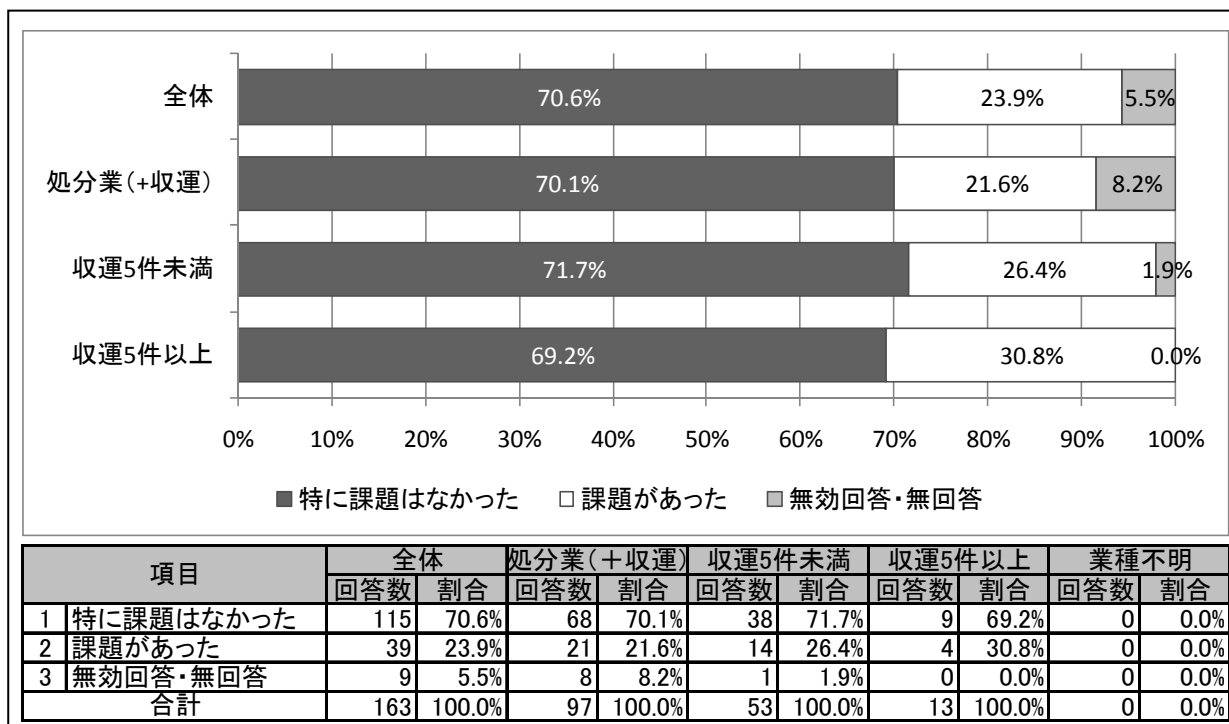


図 4-37 優良性評価制度に取り組むにあたっての課題

### 具体的な課題

#### 収集運搬業

- HP 上で情報公開している為、第三者から見て分かりやすいフォーマットにする必要があった。
- 正確な集計の必要性
- 届け日の情報公開内容の整合性
- ホームページの作成。財務内容の公表すること。
- 情報開示に関する社内の了解（特に業績関係）。情報開示（更新）の手間。
- 自社で考えていた以上の情報開示をしなければならず、開示した場合の得意先はじめ他社動向、反応、影響が読み切れず、開示するかの議論を重ねた。  
パソコン操作担当者及び管理手順方法等運営する為の人材の確保。
- 事務負担が大きすぎる
- 収運実績（マニフェスト）のリアルタイム集計と公表システム作り  
ISO14001 の継続（1996 年版→2004 年版更新）  
HP と産廃ネット更新項目が多い（履歴管理）メンテ体制作り。（役員、人員、組織、



資格等の更新)

- IS014001 の認証取得すること。
- エコアクション 21 の取得
- エコアクション 21 を取得したが、審査内容・評価に疑問を感じている。(例えば、環境負荷軽減に対する取り組みと売上げの向上のアンバランス等)
- IS014001、2004 の取得に苦労した。結果的には業務の改善に結びついた。
- 会社の将来性に社員も不安だったが現在は自信を持つようになった。今まで以上に社員の意識がコスト削減に努めるようになった。

処分業

- 全国規模で産廃処理業を行っており、集計する為の基礎データを不足なく電子化することが大変であった。
- 業務負担の増大
- インターネットでの情報公開、水質試験等 今まで経験のなかった事への対応
- インターネットの作成 (ホームページ) ホームページでの処理費用の公開  
財務諸表の公開は最後まで会社役員が悩む事項でした
- 担当者の配置
- 適時更新のための社内体制整備
- 業許可更新時に体制の準備が間に合わず審査を受けることができなかった。そのため変更許可申請をして審査を受けた。  
許可更新・変更許可時のみの審査は、改善すべきである。
- タイムリーな情報管理 例) 従業員の資格取得や講習会受講等の状況把握
- 申請するに当たり情報公開への提示期間が、あまりにも少なくぎりぎりの作成になった (間に合わない企業が多かったように思える)
- 行政も詳しく把握していなかった (当初)
- 自治体により判断基準が違う (解釈の違い) 許可申請など自治体に届出ているものと同じ書類を重複して作成する手間
- 各自治体により基準が異なる (HP 更新履歴の保存方法など) ため申請の都度、それぞれに合わせた対応しなければならなかったため、その体制づくり
- IS014001 取得にコスト・時間共に掛かった
- IS014001 の取得。収集運搬実績、処理実績のとりまとめに苦労した。
- エコアクション 21 (平成 17 年 12 月 13 日認証取得)
- グループ会社各社との情報開示条件の統一

4. 優良性評価制度の適合確認を受けた結果、どのような変化があったと感じていますか？該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

◆ 適合確認後に感じた変化について複数回答で聞いたところ、回答の多い順に「全く変化はない」の回答が最も多く（41.1%）、「社内体制の見直しに寄与した」（30.1%）、「社員が（さらに）会社の業務を理解するようになった」（23.3%）、「問合せが増えた」（14.1%）、「許可自治体の対応が（さらに）良くなった」（12.3%）、「地元新聞等のメディアで紹介された」（12.3%）、「自社ホームページへのアクセス数が増えた」（11.0%）となった。

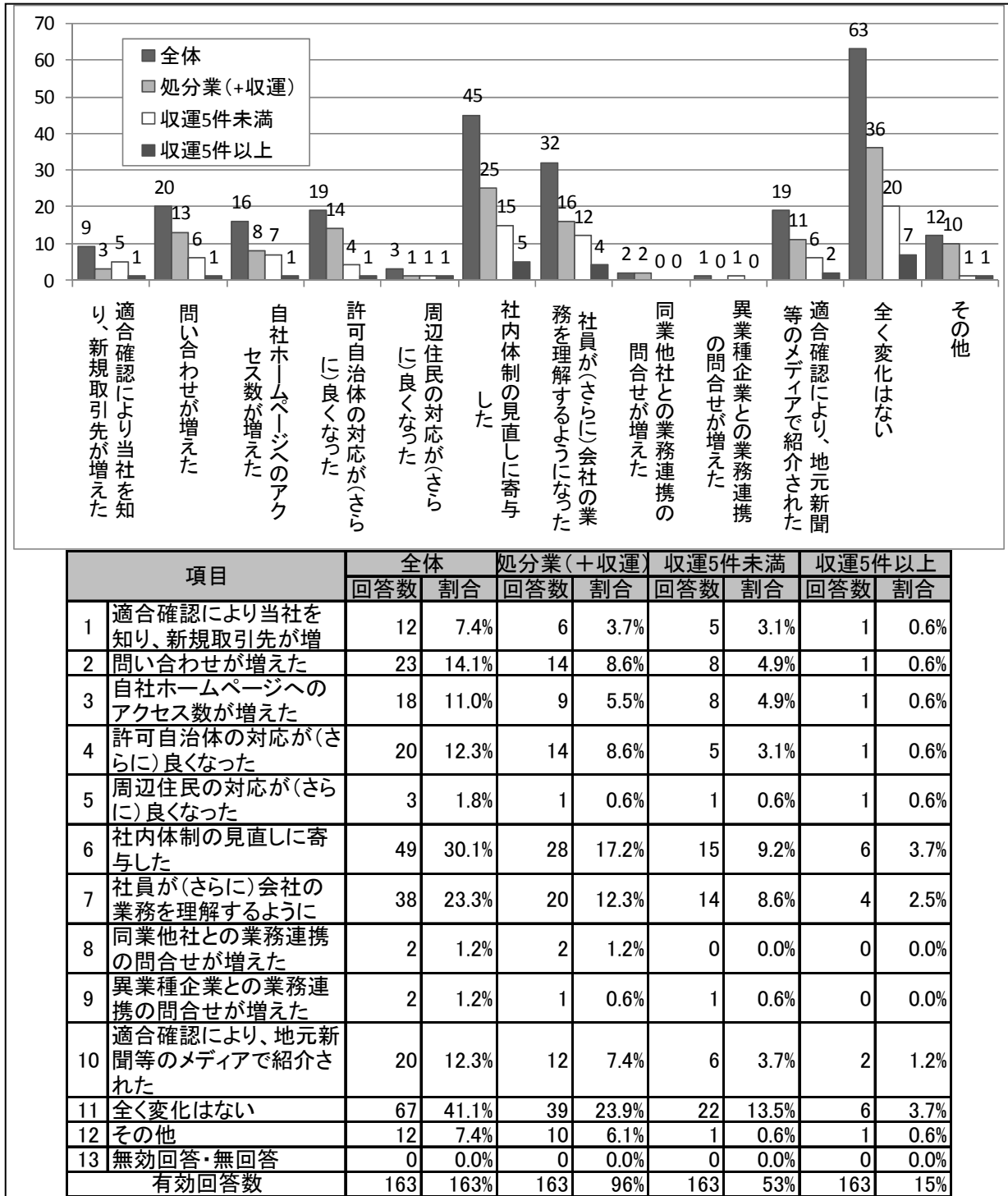


図 4-38 優良性評価制度の適合確認を受けた後の変化（複数回答）

- ◆ 「その他」の回答として、お客様の信頼感・安心感が高まったなどのコメント等が見られた。

#### 収集運搬業

- 自社が適合したとの認識（自信）が高まったのみで、他からの評価等は、確認出来ない
- 大手取引先が安心してくれたことが1番と思う

#### 処分業

- 取引先の信頼感、安心感の高まり
- 同業間での信用が増した
- 現状取引中の排出事業者からの問い合わせは多い
- 既存のお客様の反応が良かった
- 排出事業者、委託先への信頼をさらに得た
- 排出元（お客）の視察等において情報開示が相手側の安心材料になったようだ

5. 貴社の強みはどんな点にあるとお考えですか？（ご自由にお書きください）

（排出事業者が貴社に委託する理由は何ですか？）

- ◆ 適合事業者に自社の強みについて自由記述で聞いたところ、次のような意見が挙げられた。

（以下、多い順）

- ①信頼・安心感、まじめ、コンプライアンス（55件）
  - ①-1 処分経路の明確さ・透明性確保（13件）
  - ①-2 安全な処理技術・処理フロー（1件）
  - ①-3 会社規模、広域展開、上場、企業ブランド、公共工事指定、実績（7件）
- ②排出事業者ニーズへの対応能力（能力・受入体制、提案営業、地域密着）（19件）
- ③一貫処理・多様な許可品目・特化した設備、小口回収（19件）
- ④リサイクル（17件）
- ⑤その他（1件）

【自由記述】

①信頼・安心感、まじめ、コンプライアンス（55件）

- 数ある産廃処理業者の中でも信用、信頼度が高い 社員の一人ひとりが、誠実、真面目で、コンプライアンス意識も高い
- 従業員が業務に対して真面目に対応すること 相談・法令の説明を求められて的確な説明で答えてあげること
- 事務が繁雑になっても、手数がかかっても、セオリー通りコンプライアンスに則った堅い業務遂行する企業と契約先から評価されていること。  
作業を合理的、効率的に行うこと。
- 優良性評価制度への取組も含め、管理体制が確立しており、環境に対する関心の高いお客様に安心して委託していただける点
- 法令遵守に対する信頼と安心
- QCD（品質、コスト、納期）及び適正処理（コンプライアンス管理）に自信がある。
- 35年の実績と信頼及び難問題の解決（処理場及び土地利用化） オープン見学・施設見学・処理先への案内などを当初からしていた事
- コンプライアンスの徹底。迅速な対応。応用力。価格。
- 法規制に沿った適正処理の評価。施設見学者の積極的迎入れによる評価。
- 事前打合せでの説明（価格見積りや処理工程の説明）
- 信頼性。ISOなどの国際規格の取得。
- 安全・安心を具体的に提供できること
- 収運許可証を中部地区中心に全国的に取得しており、堅実に排出事業者の命に答えている。
- 法順守、ISO14001の認証取得及びこれまでの実績に基づくお客様からの信頼にあると思います。
- 第一に排出事業者、業者のことを考え、業務を続けている事
- コンプライアンス経営の積極的な取組
- 上記の通り収集範囲の広さと、コンプライアンスを重視した堅実な営業方針がお客様に評価されていると考える。
- 廃棄物の適正処理が、永年にわたり行われていることへの信頼
- コンプライアンス管理、リサイクル率が高い、地域性、真面目な社風
- 社員のモラルが大切である。コンプライアンスの業務、業務のスピードアップ、安心、安全、信頼の顧客管理

- 業歴が長い＝信用力がある。処理技術が高い。企業内容（財務）が良い。
- 業歴 30 年あり信用が厚いこと。収集運搬と中間処分の許可を保有していること。有機、無機混合汚泥の処理ができること。沈砂、泥分が多い性状でも処理できること。
- 小規模ではあるが、長い付き合いの中で安心感がある。又、今回の適合で信頼が増したと思う。
- 長年の信用と信頼だと思います。（遵法主義、適正処理の継続により信頼）
- 法令順守を最大の目標としているので、持込み業者は安心できると思います。その他、すべての業務を IT 化しているので記録がすぐにとりだせる。ただし、電子マニフェストは実際業務にあっていないので、いまのところ導入のメリットはない。
- 長年のつきあいと適正価格
- 40 年の実績ではないかと
- 地元での実績と知名度
- 価格が適正である。処理の信頼性（コンプライアンスを遵守する）。作業のスピードを重視している。納期を守る。
- 公共関与の廃棄物最終処分場であるため、信頼性が高い
- 管理型最終処分場を運営する弊社は、近隣県の中でも、最近処分場の増設ができた、他社の残余容量が減ってきている現在、利用価値が高いと思われる。
- 設計能力内での受注
- 適正処理。維持管理の適切な実施。地理的な近さ。
- 徹底した分別等による廃棄物の適正処理並びに古紙（非鉄）金属等の再資源化への取組。”当社に任せておけば大丈夫”という信頼が、委託して頂ける最大の理由だと思います。
- 兵庫県北部地域において唯一の建設廃棄物の処分場である。
- 不純物の分析等の事業を含めて、環境関連事業を総合的に全国的に展開しており、これらが排出事業者から信頼されているからと考えています。
- アクセスの良さ 整備された場内 適正な事務処理と廃棄物処理
- ISO14001、ISO9001 をあわせて作成した社内方針を守ること、社員の意識向上とお客様の安心感を得ている。また、同業他社に関しては、弊社にて独自の調査をしているため、同業他社に持込をする際のお客様の不安を軽減できる。
- 廃棄物処理施設は各施設ともに業界のトップクラスであり排出事業者が安心・安全な処理を期待できる。  
会社情報、財務諸表、遵法性、環境保全への取組み状況が公開され、外部コンサルタントなどの第三者に評価されている。
- 信頼性（営業年数の長さ、情報公開度：優良性適合、ISO 等の認証・資格、許可の充実）。引取能力及び引受能力。
- 20 年以上の適正処理の実績 小回回収システム、電子マニフェスト等業界に先駆けて行ってきた。
- コンプライアンス重視の社内管理体制。ゼロエミッション型の高質なリサイクル処理。ISO14001、ISO27001 等のマネジメントシステムによる経営体制等。コンサルティングサービス等、処理以外の付加価値、問題解決の提供
- 客先第一の姿勢でまじめに業を行っていることが信頼されていると思う。又、積極的に「エコアクション 21」「再生利用事業登録」「優良性評価制度」等に取り組んでいることも評価されていると感じる。
- 法にもとづく適正な処理。無事故への信頼。ネットワーク。24 時間緊急対応への信頼。
- 立地が良い。最新の焼却プラントを有している。リサイクルを行っている。社会的信用がある。（歴史、親会社）。
- 安全・適正リサイクル事業の推進。リサイクル技術の研究開発・技術開発力。コンプライアンス体制の確立。
- 優良性評価制度に参加し、コンプライアンスの姿勢がはっきりしている。
- 当社の環境に対する考え方
- 法規制に則った廃棄物の適正処理

①-1 処分経路の明確さ・透明性確保 (13 件)

- 収集運搬→処分の経路が明確になっている
- 優良な処分業者と連携している。
- 中間処理場、最終処分場との連携がよく、排出元が安心して委託できるところ。
- 廃棄物処理工程及び最終処分までの経路が明確 廃棄物処理残さのリサイクル率の高さ
- 適正処理されている過程を「統合システム」というシステムを使用して管理できること。
- 業界においては、先駆的に挑戦（チャレンジ）している姿勢など
- 信用
- 不明瞭な部分がなく、適正に処理でき、排出業者が分からない部分も親切に説明できる。
- 優良性評価制度への取組、ウェブカメラ、その他ホームページや報告書を通じた情報開示により処理の透明性を確保していること。
- 情報公開、適正処理、安心、信用、法令順守
- リサイクルルートが明確 対応の速さ
- 情報公開（Web カメラや動態管理）とコンプライアンスの徹底
- HP や環境・社会活動報告書による情報公開。

①-2 安全な処理技術・処理フロー (1 件)

- 焼却を基本とした安全な処理フロー

①-3 会社規模、広域展開、上場、企業ブランド、公共工事指定、実績 (7 件)

- 日立グループであり、他社よりは若干ながら知名度有り
- 全国ネット
- 同業他社と比べ、距離、料金面で有利である為、公共工事で指定される。
- 会社規模に対する信頼
- 株式公開企業として信頼性があるところ
- 日立グループに属する環境企業で CSR が徹底されている。
- 上場企業であること。

② 排出事業者ニーズへの対応能力（能力・受入体制、提案営業、地域密着）(19 件)

- 長い歴史実績からどんな廃棄物に対しても適正に処理ができる。またそれ以上に国の法にのっとり献身的な対応をしている事など。
- 廃棄物処理以外の CSR 提案を行える。
- お客様第一（CS ナンバーワン）を目指している。
- 地域性
- 機動力（当日の収集依頼でもこなせる）
- 機動力
- 安定した客先がある。安易な価格競争をしない。産廃収集業をサービス業の一環として考え、客の希望に配慮している。
- 少人数の企業なので上意下達が容易である 得意先の希望に沿うきめ細かな収集体制である
- 体制の充実
- 営業力
- 許可範囲の広さ。難処理物の処理。技術力。
- 取扱品目が広い。企業の信用性が他社に比べて比較的に高い。
- 取扱いが困難な廃棄物を安全且つ確実に処理出来る技術と経験を備えている点
- 当社は小規模会社であります。従って多量の廃棄物は受けていません。他社が敬遠する為、行き場のない小口量、危険物、有害物を得意としております。小口量につきましては、方面別集荷をしておりますので、収運費は無償、又は安価にて行っております。1 リットル×1 缶から処分を受けております。関東地区でそのような小口量を取扱うのは当社 1 者と思えます。

- 顧客のニーズに応えるよう、きめ細かな対応
- 営業所の立地条件が都市周辺にあり、産廃を持ち込むのに近距離である。
- 環境に関する提案営業が出来る。
- ニーズに合わせた対応が出来る。当社関連事業所に処分場を持っている。
- 長くからのお付き合いと丁寧な対応で取り引きさせていただいております。故、身近に感じてもらっているのではないかと考えている。

### ③一貫処理・多様な許可品目・特化した設備、小口回収（19件）

- 収集運搬から処分まで、弊社でできること。
- 緊急時に迅速な対応ができること 収集運搬→処分の経路が明確になっている
- 取扱品目が多岐にわたり、許可自治体も多くお客様の多様なニーズに速やかに応えることができる点
- 収集運搬、中間処理最終処分のトータルシステムを運営しており、特に収集運搬に関しては、みなし許可の自治体を含めて、29都県市より許可を取得している。また、一般廃棄物についても、12自治体の収集運搬許可を取得している。
- 許可の範囲が広い。特管物の処理が可能。
- 多品種小ロットの廃棄物に対応出来る。リサイクルルートを作っている
- 少量かつ多種類の廃棄物性状に対応できること。焼却後の燃えがら、ばいじんを「溶融～リサイクル」業者に委託することによってリサイクルしていること。
- 収集運搬と処分の両方を取得している。九州全域（沖縄県除く）と山口県、下関市で取得している。伐採作業（造成、道路拡幅等）から収集運搬処分まで自社のシステムを確立している。（土木工事業許可）
- 収集運搬や中間処理はもちろん、浄化槽・ビル管理など幅広く対応できること。排出元にとっては当社の対応の柔軟さや責任・管理の部分が評価されていると思います。
- 強力吸引者、高圧洗浄車を所有しているから
- 収集運搬～中間処理～最終処分と自社で一貫処理システムの構築。高いリサイクル率の実現 ・コンプライアンスの徹底。処理・再資源化技術水準の高さ。
- 会社規模が小さい由、サービスの内容、質を高く維持している。
- 建設汚泥を他社より安く処理出来る事
- 運搬、処分がすべて自社で行える事
- 収集から処理までできる総合プラントである。リサイクル率が高い。取扱処理品目が多い。
- 一般廃棄物（浄化槽保守点検、清掃、ごみ、汚水）を行っているので関連で産業廃棄物が発生する点
- 一廃、産廃、資源回収 様々な車両を用いて、適正処理出来る体制が整っている
- 収集運搬をはじめ、中間処理、リサイクル、新エネルギーの創出までを行い、それらを迅速化、コストダウンをシステムで考え、各種廃棄物を迅速、安全に適正処理している点だと考えています。
- グループで最終処分場を保有している事
- 収集運搬から中間処理、最終処分までを一貫して請け負うトータル処理リサイクルシステム。中間処理、リサイクル施設の規模（処理能力）または技術力。

### ④リサイクル（17件）

- 材料を納入していることと、廃棄物を運搬していることの両方を得意先に提供できる。（生コン工場に砂利、砂を納め、それから排出する残コンを中間処理施設に運搬する）
- 100%リサイクルしていること。
- ひとつは収集運搬の対応スピードと、中間処理後のリサイクル率の高いところだと思います。
- 多品種小ロットの廃棄物に対応出来る。リサイクルルートを作っている
- 自社（尼崎）での中間処理によるリサイクル 陸上・海上輸送二本立てのルート 複

数の処理業者との連携等

- 当社は廃棄物の焼却、リサイクル（一廃・産廃）両方の処理が敷地内で可能である。
- リサイクルを一番に考えている
- 当社はマテリアルリサイクルを完全実施しているため、施設見学をした上で、取引決定しているのでメリットが十分あります。
- また出来上がった製品等が北海道リサイクル製品として認定頂いていることが重要なポイントである。
- 木質系廃棄物のリサイクル（サーマル・マテリアルリサイクルの推進）
- 排出事業者のリサイクルニーズに対応出来ること（処理業者の連携があること）
- 国が目指している「資源循環型社会」を構築する一員として廃棄物の再資源化に取り組んでいることが理解され、排出事業者から処理委託を受けている。
- 廃棄物を最終処分することなく 100%リサイクル可能
- 当社は電気炉を用いて廃棄物を熔融するので、複合物（廃プラ+金属+ガラス）の状態であっても、分別作業せずに完全リサイクルが実現できます。
- 受入廃棄物のリサイクル率が高い
- プラスチックのマテリアルリサイクルにあたり特化した技術を持って自社設備で目に見えるリサイクルを行っていること。
- 当社のリサイクルについての取り組み

⑤その他（1件）

- 当社の始業は廃タイヤ収集及び処理専門で有り、タイヤは指定一般廃棄物として全国的に60%強が専門店、スタンド、整備工場に排出業者及び一般市民が最終処理料金を支払い依頼し、当社のような収集業者に依頼する。排出業者は、最終処理料金を徴収するが、収集処理料金の安い業者に依頼する事になり、結果は安い業者となり、現状では適正処理料金はもらえず、企業努力にてカバーしている。問題は排出業者が収集処理料金の倍くらいの差益で潤っている事である。



6. 優良性評価制度について、感じていることは何ですか？該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

◆ 評価制度について感じていることを複数回答で聞いたところ、「排出事業者が優良性評価制度のことを知らないことが多い」の回答が最も多く（58.9%）、業界のイメージアップ、モラルや透明性の向上、発展につながる」（53.4%）、「真面目に業を営む者が評価され、不適正業者が淘汰される」（43.6%）、「適合事業者にとって事務負担が多い割にメリットが少ない」（42.9%）、「自社のPRや営業力強化につながる」（40.5%）、「産業廃棄物処理業を育成する制度がなかったので評価できる」（39.3%）の順に多い。



図4-39 優良性評価制度について感じていること（複数回答）

◆ 「その他」の回答として、次のようなコメント等が見られた。

- ①自治体により制度運用が異なる（12件）
- ②許可証の記載がわかりにくい。（5件）
- ③適合のメリットが少ない。（4件）
- ④事務負担が大きい。（3件）
- ⑤排出事業者が本制度を知らなさすぎる（3件）
- ⑥情報公開期間が長すぎる（1件）
- ⑦その他の意見（2件）

**①自治体により制度運用が異なる（12件）**

- 行政担当者ごとの評価基準の相違
- 県によって公開内容の良悪に差がある。
- 適合確認の書類が行政の窓口で異なる
- 自治体によって評価基準が異なっているように思われます。（特に川崎市は厳密なようです）
- 適合確認が各自治体により基準が違い混乱する
- 行政間のあらゆる不統一性
- 各自治体によって添付資料が異なるので統一してほしい
- 自治体によって適合判定基準に差がある 愛知県で OK であっても名古屋市ではダメなど
- 都道府県政令市によって基準が違う場合がある。
- 同じ県でも担当者によって基準が違いすぎた。
- 自治体の対応にバラつきがある
- 適合確認の評価基準が自治体によりあいまいである

**②許可証の記載がわかりにくい。（5件）**

- 許可証に「優良」の文字を入れてもらえると、排出者が判断しやすくなるはず
- 許可証にもっとはっきりとうたわれるようにしてほしい。メリットが少ないではなく現状では”ない”
- 許可証の記載が小さすぎる 環境への取組を重視しているのに申請書に添付する紙の使用量が膨大である
- 運搬車両のボデーにエコアクション 21 のマークと本制度適合確認業者であることを表示して、より従業員の意識高揚になる
- 適合マークのステッカー、表示看板等を発行してほしい

**③適合のメリットが少ない。（4件）**

- ISO14001 をやっているのであまり苦にはならないが、なにかメリットが欲しい。
- 今のところ、メリットが一つも無い
- 優良事業者とそうでない業者との差別化がされていない。
- 公共工事での産廃処分は優良事業所を指定する等の対応をしてほしい。

**④事務負担が大きい。（3件）**

- 申請時のわずらわしさ（例えば申請内容を何回も修正をさせる）
- 許可更新とは別に適合評価していただきたい。自治体毎に申請するのは負担が多い。
- ISO、EA21 等を取得しないとイケないのは、小さい企業には負担がかかりすぎる。事務上の事ばかりでもっと実態を見て取得させる様にしないと小企業には厳しすぎる。このやり方では小さい所は淘汰される。パソコンのない所はどうするのか？

**⑤排出事業者が本制度を知らなさすぎる（3件）**

- 道内の排出側もこの制度を知らなさすぎる。営業力の強化につながらないので、適合の辞

退も考えている。

- 優良事業所制度の排出事業者へのPR不足
- もっと評価業者をアピールしてほしい

⑥情報公開期間が長すぎる（1件）

- 申請却下の場合、5年後まで取得不可は期間が長すぎるのでは？

⑦その他の意見（2件）

- 現制度の基準と「優良性」がイコールでない気がする
- 不適正業者が何一つ困っていない。不適正業者の思うつばに即入ってしまった。情報開示しているリスクが出てきてしまっているから。

7. 貴社の事業展開を視野に入れながら、優良性評価制度の今後のあり方やご要望などがございましたら、ご自由にお書きください。

◆ 評価制度の今後のあり方や要望等について自由記述で聞いたところ、次のような意見が挙げられた。(以下、多い順)

- ①評価制度の認知度が低く排出事業者による活用促進を一層図るべき (19件)
- ②適合のメリットが少なくメリットの創出が必要 (18件)
  - ②-1 適合のわかりやすい表示・マーク化 (6件)
- ③自治体による制度運用、事務対応の統一化 (10件)
- ④事務負担が大き過ぎるため、軽減すべき (6件)
- ⑤情報公開期間の短縮や随時受付の実施など、申請機会の拡大 (6件)
- ⑥評価基準を強化すべき (2件)
- ⑦その他の意見 (13件)

【自由記述】

① 評価制度の認知度が低く排出事業者による活用促進を一層図るべき (19件)

- 本評価制度の存在が一般的に認知されていないので、もっとPRし、処理業者及び排出事業者の関心を高めて欲しい。
- 排水事業者がこの制度を理解していない。財団側からの更なるピーアールをお願いします。
- 「優良性評価制度」の認知度が向上するように国は努めてほしい。
- 弊社は従業員17名と小さな収運会社ですが客先にISO取得している企業が多くあります。その関係から法的要求事項等の関係で法律を守ることが求められております。現在はこの制度があまり認知されておらず、排出事業者側から見ると優良性評価制度に適合しているかは考慮されておられません。一般的には産廃関係の会社はあまり良いイメージがありません。弊社はそんな中で、今より一歩でも改善できたらと思いこの制度が広く認知されるよう願っております。
- 排出事業者が優良性評価制度を知らない企業がまだまだ多い。設備が大きい処理業者や処理費の安い処理業者をまだ望んでいる企業が多い。優良事業者とはどのような事をしているのか知らせる必要があると思います。
- 優良性評価制度についてもっと広く認知してもらうよう働きかけをしてほしい。
- 優良性評価制度に取り組んでいる企業をもっと何らかの形で環境省からアピールしていただきたいと思います。今のままでは、取り組んでいる業者が、プラスになるとは思えない部分があると思います。
- 優良性評価制度の認識の強化
- 現状では、ユーザー(排出者)が優良性評価制度を知らない。社会的認知度が高まってくれば、評価制度に参加する企業も増加し、適合事業者もそのメリットが発生すると思われる。制度そのものは、表ができるのだから、もっと宣伝して頂きたい。
- 本制度を知っている排出事業者は殆どいない。知っていたとしても県から「表彰された」と勘違いしていたりする。県や国の方も、廃棄物対策関係以外の方は殆ど知らない。許可証と一緒に適合証を提示してアピールにも限界があるので、県や国はもっと積極的に本制度の周知徹底をすすめていただきたい。
- 排出事業者へのPR ※ (講習時等での一覧表添付など)
- 排出事業者に対し、もう少し宣伝してほしい。メリットを増やしてほしい。
- 排出事業者の本制度に対する認知度を向上させる施策を行ってほしい。
- 「優良性評価制度」の社会的評価や、制度の活用法が不明である。国と地方自治体、業

- 界が一体となって排出事業者への周知も含め、制度のあり方を検討して欲しい。
- 排出事業者への本制度の周知を拡大してほしい。
  - 本制度を広く社会に認知して頂く必要がある。(排出事業者が活用しやすいしくみ)
  - 優良性評価制度について、今後排出事業者にもっと理解されることにより、良い業者と悪い業者が、選別されていくのではないかと思います。
  - 優良性評価制度の認知度が低いので、特に排出事業者側に向けて行政サイドからもっと積極的にアピールして頂きたい。
  - 優良性評価制度を全排出事業者が認知する程に知名度を上げて欲しい。

## ②適合のメリットが少なくメリットの創出が必要(18件)

- 優良性評価制度を各自治体が積極的に導入し、優良事業所がもっと評価され入札や許可更新時にも導入してほしい。現時点では適合業者のメリットはほとんどないに等しいと感じている。
- 当制度のメリットが少なすぎる。収集・運搬許可は政令市、県単位で発行しているが、認定者に対しては、国の認可とし、全国範囲で認める。ただし、優良性の認定チェックは今以上に厳しくする必要がある。
- 評価基準が厳しい割にメリットほとんどなし。(インセンティブも少ない) 適合業者が少なすぎて、商売上のメジャーにならない。(マニアックな会社との評価) 県・政令都市毎に評価委員会をつくって選定した方が現実的と思う。
- 自治体は入札制度(産廃処理)の中で「本制度適合」を参加条件として欲しい。
- もう少し公共機関等(入札)の考慮があって欲しい。行政からの紹介も充実させて欲しい
- 免税処置があればいい。公共工事は優良業者に発注してほしい(指定で)。排出業者が、どれだけ優良業者に発注したかでポイントをつけるなど排出者に特典をつけてほしい。リサイクル率も評価してほしい。インセンティブが働いていないので、優良をとったからといって、仕事は増えないので何とかしてほしい。
- メリットが欲しい。将来予想される産廃税の軽減。法人税軽減等。
- 世間一般の認知度の向上。取得メリット(課税面などでも)の拡大。
- 許可自治体において、産業廃棄物の処理業者あつ旋の対象とするなどのメリットを考えて頂きたい。現在、優良性評価の申請について自治体独自の制度で適合確認を受付けている所があるが、事業者の選定の情報として本制度が利用される場合、誤解が生まれる可能性あり。自治体毎に制度に違いがある事は、産廃の場合不適切であり混乱をまねく。
- 制度を設けることでのメリットが全然見えてこない。見返りを期待するものではないが、もう少しなんとかしてもらいたい。
- 適合事業所への支援を強くのぞむ。投資計画(借入)のタイミングで経理的基礎を問われる。
- 優良性評価制度の認識の強化。適合事業者になった場合もう少しメリットがないと取り組む意味がなく公開したくない情報を出し、デメリットの方が多く感じられた。
- 他社との差別化を図る為、取組んでいるが今後の方向性が不透明。国土交通省、他官庁と連携して、業界の健全化を進めるような施策を試行していただきたい。
- 産業廃棄物処理業の優良性推進事業は大きな柱に位置づけられている。当社は平成17年4月より優良性評価制度の申し立て可能(随時受付含む)自治体全てに対し申し立てし、全てに同評価を受けています。我が社は情報のディスクローズを企業の使命と認識し積極的に取り組んで来ました。この考えに今後も変える事はありません。しかしそのことと必ずしも業績とが連動せず、もう少し長い目で見ると必要があると理解しつつも、各自治体のバックアップも期待するところでもあります。
- 適合業者がよりメリットを受けられることができる制度となることを望む。
- 真面目な業者が評価されるシステムであって欲しい。申請時の省略書類が増えると助かる。

## ②-1 適合のわかりやすい表示・マーク化（6件）

- 許可書上での表現が弱い。もっとインパクトのある表示になると良い。例えば優を○で囲んだマークとか。
- 優良性評価制度に対する排出事業者の認知度が低くもっと行政サイドからのPRを願いたい。（処分許可証にマル優マークを付ける等）
- 優良性評価制度適合後の優遇制度がもう少しあれば良いと思う。許可証にももう少し優良性をPRできるような物にしたほうが。
- 今のままでは意味がない。許可書の「5」の表記もわかりづらい。このままなら辞退も考えたい。
- 本制度への適合が外部の方に分かり易く示せるようなシンボル印（消防法における㊦マークのようなもの）があると効果的な利用が広がるのではないのでしょうか。
- 許可書等に㊦とかアピールしてほしい。同業者との差別化。排出事業者が分かる様な明確が必要と考えます。

## ③自治体による制度運用、事務対応の統一化（10件）

- 収集・運搬業で評価基準適合性確認を2ヶ所の市（神奈川県内）に申立てをしたが、1ヶ所は、適合を認めてもらえませんでした。各市によって評価基準の違いがあり、多少の不備でも、5年間認めてもらえないのは遺憾である。
- 国及び地方自治体と基準のすり合わせが出来ていないように見うけられる。あまり独自性を強調されても、審査をされる側としては、つらいものがある。
- 国の制度であるのにもかかわらず、積極的に取組んでる自治体もあればそうでない自治体もあり対応がバラバラ。中には受けはするが認定はしないと決めている自治体もあるようだ。
- 申請書の書式を全国統一様式に出来ないか
- 全国（国、行政）的な統一
- 業界全体の底上げになれば良いと考えていますが、他県と比較して敷居が高いと考える。県ごとの格差があるのはいかがかと思う。
- 主たる事務所の自治体で評価を受けていれば、他自治体でも有効にするなど、検討してほしい。
- 優良性評価制度登録の条件（加入時期等）を緩和していただかないと、他県での登録等が進めにくい。
- 地方行政単位での評価制度には、非常に負荷が多くなる。少なくとも、県単位又は道州制程度にて実施できないのでしょうか。又、行政単位での提出資料の統一化、判断基準の統一化はできないのでしょうか。
- 自治体間で事務対応を統一してほしい。

## ④事務負担が大き過ぎるため、軽減すべき（6件）

- 提出書類が多過ぎる。特にインターネットの情報公開状況報告は変更ごとに提出すると資料がかなり増加する。重要事項をもっと絞って欲しい。
- 許可更新時の事務負担をさらに軽減してほしい。
- 各自治体ごとに申請しなければならない方法は不合理と思われます。国（環境省）に申請し国（環境省）が判定すれば良い！
- 環境省で一括評価すべき。広範囲にリサイクル事業を展開したいが、全ての許可で評価を受けるには事務的負担が大きすぎます。
- 更新事務の軽減のため、公開内容については、添付必要なしにしてほしい。
- 情報公開をしてもHP内容のコピーを（許可更新申請時）求められるなど行政の事務効率上の利点には必ずしも繋がっていない点が認められます。

## ⑤情報公開期間の短縮や随時受付の実施など、申請機会の拡大（6件）

- 1. 情報公開の基準が厳しすぎて、拡大しないのではないか。経過処置 例 長野県 平

成 19 年 10 月 16 日現在 7 社のみ ※平成 18 年 4 月 1 日～申請迄の期間 HP で公開要  
(平成 18 年 4 月 1 日以前に HP で公開していなければ申請資格なし)

- 更新時に申請可能である制度を見直し、随時申請できるようにしてほしい
- 自治体が随時受付を拡大するようにしてほしい。
- 複数の行政で許可を受けている場合、それぞれ適合確認を受けなければならないのでしょうか？(許可が数十あります)一つの適合確認で対応出来る様にしていきたい。同じ内容の適合申請は負担である。
- 適合申請が更新時でないといけないので、変更等でも受け付けて頂きたい。
- 更新時において優良性評価制度を適用するという事では、普及にブレーキをかけることにならないか。

#### ⑥評価基準を強化すべき (2 件)

- 適合確認の費用か基準をより厳しくし、今よりも適合を受けた業者が優位になるよう制度のレベルアップをはかってほしい。
- 現状優良性評価方法では、適合条件が一元化されていない為、ほとんどの事業者が認定を獲得しており、他社との差別化を計る事が困難。適合条件の強化、開示情報内容に対する評価など、対策が必要。

#### ⑦その他の意見 (13 件)

- 昨今、廃棄物関連の法律の厳しい運用が徹底される中、唯一の優良な業者への目指すべき制度であり、国が率先して同制度の差別化を行い、業者にとって本当の意味で目指すべき目標となる制度にしてもらいたい。(ブランド化出来、取引先に評価してもらえる)
- 優良性評価制度は、今後時間をかけて浸透させて頂ければ意味も重さも増してくると思います。一部地方自治体で独自の制度を立ち上げる動きがありますが、優良性評価制度が排出事業者に確かに認識されているか分からない現状で、同様な独自制度が立ち上がると、混乱する元になると思われまます。独自制度が新設された場合新たに加入する必要が生じなければ良いと思っております。
- 業界は違うが企業の自主的な情報公開の内容の信憑性への信頼度が揺らいでいる昨今、単なる情報公開のみで消費者への信用が保てるのか課題が残ります。
- 不適正処理(横流し、嘘のフロー、ずさんな管理)を行っている業者でも、優良評価を得てしまうことが最も危険。逆に真面目な業者が評価されなかったりすることもあり得る。厳正な審査ができてはじめて成立する制度だと思う。
- 業界のモラルとして重要な制度であるため、差別化を行い適正な処理を行っていきたいです。
- 財務内容の公開が本当に必要であるのか疑問である。割の良い(利益率の高い)ブローカー的動きの業者の業績が良く、割りの合わない(手間のかかる)本当の意味でのリサイクルを進める業者の業績が伸び悩めば、排出者としてはどちらを良しとするのか。排出事業者が見る目をもってくれば良いのですが。大きな設備投資をすると数字上良くは見えない。
- 中には昔ながらの意識で営業をしており、問題している企業も多い。
- ほとんどの企業が中小企業であり、実務的な対応、基準をクリアすることが多くないと思う。企業間格差、淘汰されることもあると思います。
- 許可の変更及び機械の廃止、新規手続きが長期間かかるため、行政の対応も遅い。新しい機械の導入の申請に 6 ヶ月以上かかるケースが多発している。
- 電子マニフェストの導入を促進する。
- コンプライアンスとして大手排出企業のモラルが低すぎる。(許可業者で安ければどこでも良い)
- コンプライアンスなど指導するならすぐ取り引き停止
- ISO、EA21 と優良性評価制度とは関係ない

## 参考5 優良性評価制度に関する調査 調査票等（自治体）

事務連絡  
平成19年12月14日

各都道府県・政令市  
産業廃棄物行政担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

産業廃棄物処理業者優良性評価制度に関するアンケート調査について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度は、制度開始から2年半余り経過した平成19年11月30日現在、本制度に基づく適合確認件数705件（事業者数：185事業者、適合確認自治体：82自治体）となり、当省でも推奨しております随時受付制度（プレ認定制度）においては、447件の適合確認の報告（業者数：134事業者、適合確認自治体：23自治体）を頂いておりますが、業者数の重複を除くと245事業者と伸び悩みの状況となっております。

今後、本制度の更なる活性化を図り、不法投棄等の撲滅と優良な処理業者の育成を進めていくために、必要に応じて制度の見直し等を行いたいと考えており、今回、各都道府県・政令市のご担当のみなさまにご意見をいただきたく、アンケートを実施させていただきます。

つきましては、年末のご多忙のところ大変恐縮ですが、別添エクセルシートの設問にご回答・ご記入の上、年内（12月27日木曜日）を目標に下記メール宛にてご返送頂きますようお願い致します。

（環境省担当）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 高原・久米  
TEL 03-3581-3351（6879・6874）

（本件に関する問い合わせ）

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム 吉川・改田  
TEL 03-3526-0155

（回答送付先）

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム 吉川  
yoshikawa-k@sanpainet.or.jp



## 産業廃棄物処理業者の優良性評価制度に関するアンケート

下欄を記入してください。	
自治体名	
担当部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メールアドレス	

評価制度は、平成17年4月の施行から2年半が経過しました。今後この制度の一層の普及と活用を図るため、必要に応じて基準等の見直しをしたいと考えています。これに関連して4つの設問につき、貴自治体の考えをうかがいます。

### 【問1】基準の追加について

1) 「電子マニフェストに加入していること」を評価基準に追加する案があります。貴自治体ではこれに賛成ですか？ それとも反対ですか？  
また、その理由をお聞かせください。

ご回答 (回答を選択してください)
----------------------

ご回答の理由
--------

(回答を選択してください)  
基本的に賛成である  
基本的に反対である  
どちらともいえない

### 【問2】評価制度の情報公開期間の改定について

1) 評価制度の一層の普及定着のため、基準に定める情報公開期間について見直しを検討すべきという考え方があります。情報公開期間の変更についてご意見をお聞かせください。

ご回答 (回答を選択してください)
(回答を選択してください) i もっと短くするのが適当 ⇒ 下の設問2)へ ii 現状のままでよい ⇒ 下の設問3)へ iii もっと長くするのが適当 ⇒ 下の設問2)へ

2) 1)でi、iiiと回答した方にうかがいます。貴自治体が適当と考える情報公開期間は何年ですか？ 具体的な期間とそう考える理由をお聞かせください。

ご回答 i、iii: 具体的な期間とそう考える理由
---------------------------

3) 1)でiと回答した方におうかがいします。この具体的な実施方法として、例えば次のA～Cの案が考えられますが、実施するとすればどの案が妥当と考えますか？最もふさわしいと思われるものを1つだけ選択し、その理由もお聞かせください。また、これ以外により実施方法があればDを選択し、できるだけ具体的にお聞かせください。

**(ご参考)短縮方法とそのメリット・デメリット**

記号	短縮方法	メリット	デメリット
A	情報公開期間の恒久的短縮（5年から2年に短縮。経過措置終了から約2年経過を根拠とする。）	B・Cに比べ公平	
B	情報公開期間の一時的短縮 （例：H20年度に限り、情報公開期間2年でも可、など）		経過措置を再度実施する印象あり。 不公平感あり
C	過去に遡って一括情報開示 （例：過去5年分の情報※の一括提出があれば情報公開期間を5年→6か月に短縮）		不公平感あり
D	その他		

※ 過去5年間分の処理の実績、処理施設の維持管理に関する記録

**ご回答**

(回答を選択してください)

(回答を選択してください)

- A 情報公開期間の恒久的短縮(5年→2年)
- B 情報公開期間の一時的短縮
- C 過去に遡って一括情報開示
- D その他 ⇒ 下欄にその他の方法と理由を記入

**ご回答D:その他の方法**

**ご回答の理由**

**【問3】適合事業者に対する「認定証」及び「基準適合マーク」の発行の検討について**

現行制度では、本評価制度の基準に適合した旨を許可証に表記していますが、本制度の認知度と処理業者の取組意欲の一層の向上のため、新たに「認定証」や「基準適合マーク」を、国あるいはその関連団体より発行することを検討しています。対象は、国の許可時の適合確認のほか、自治体の随時受付による適合確認も含め、適合マークの使用ルール(不適合時の対応等)を明確化して、適合事業者のホームページやパンフレット、名刺、収集運搬車両に表示することを認めるものです。以下、発行の是非やマークの添え書きの表記のしかたについて伺います。

1) 「認定証」や「基準適合マーク」の発行の是非について、貴自治体の考えに該当するものを以下より選んでください。

ご回答

(回答を選択してください)

(回答を選択してください)

- i 基本的に発行に賛成である ⇒ 下の設問2)へ
- ii 発行に反対である ⇒ 下欄にその理由を記入

「ii 発行に反対である」を選んだ理由

2) 1)でiを選んだ方にお伺いします。適合マークの添え書きの具体的な記載について、次の2案(イメージ)が考えられます。どちらが適切と考えますか？

また両案も適当でないと考えられる場合は、どのような観点が適合マークに必要なかお聞かせください。

※ あくまで下記のA案とB案の適合マークは表示例であって、現時点では何も決まっていません。

ご回答

(回答を選択してください)

(回答を選択してください)

- i A案が適切である
- ii B案が適切である
- iii 両案とも適切ではない ⇒ 以下のような観点が必要

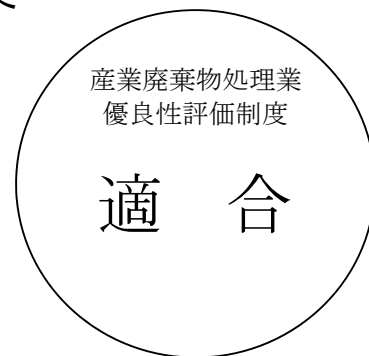
両案とも適切ではなく、必要な観点

A案



産業廃棄物収集運搬業  
産業廃棄物処分業  
特別管理産業廃棄物収集運搬業  
特別管理産業廃棄物処分業  
業者番号〇〇〇〇〇〇号

B案



産業廃棄物収集運搬業  
(〇〇県)  
許可番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

【A案の添え書きの考え方】

1業者につき1認定書(マーク)とし、適合確認を受けた業の種類と業者番号を記す(例は、4つの業種類で適合確認されている場合)。

【B案の添え書きの考え方】

許可1件につき1認定書(マーク)発行管理する考え方で、1つの許可の業の種類、自治体名、許可番号を記す(例は産業廃棄物収集運搬業で適合確認されている場合)。

【問4】その他の基準の見直しについて

今後この制度の一層の普及と活用を図るため、問2の情報公開期間の見直し以外に、評価制度の基準の見直しの是非についてうかがいます。

1) 評価制度の基準見直しの必要性について  
評価制度の基準の見直しが必要と考えますか？

ご回答

(回答を選択してください)

(回答を選択してください)

はい ⇒ 下の設問2)へ

いいえ ⇒ 以上で終了です。

2) 1)で「はい」と回答した方にうかがいます。貴自治体の考える見直しの内容について、できるだけ具体的にお聞かせください。(問2の情報公開期間に関する事以外で何かあればお聞かせください。)

改訂の内容

設問は以上です。ご回答ありがとうございました。

## 参考6 優良性評価制度に関する調査 集計結果（自治体）

### Q1 基準の追加について

- 1) 「電子manifestoに加入していること」を評価基準に追加する案があります。貴自治体ではこれに賛成ですか？ それとも反対ですか？また、その理由をお聞かせください。

◆半数以上の自治体（59.0%）が「基本的に賛成である」とし、その理由としてほとんどの自治体が「適正処理の推進に寄与」または「電子manifesto加入に寄与」と回答している。

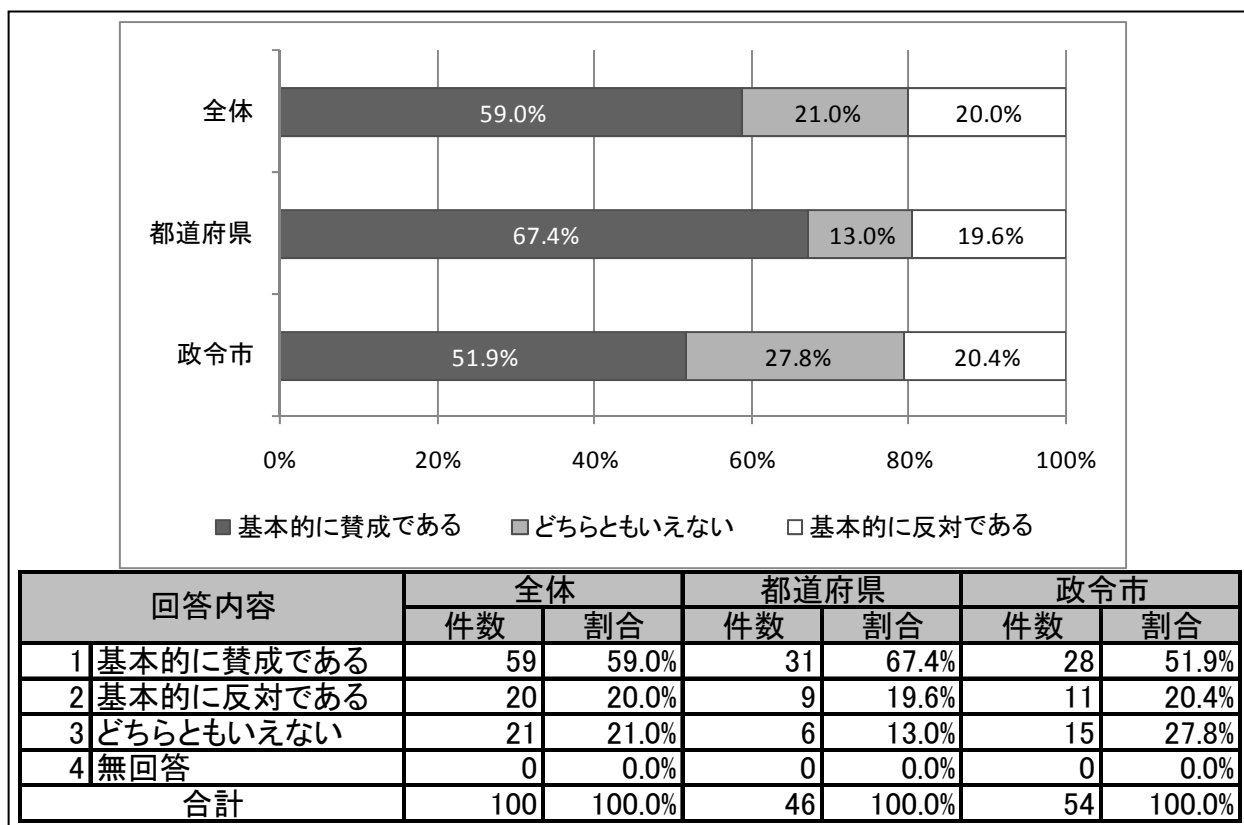


図 6-40 評価基準への「電子manifesto加入」追加について

表 6-9 「電子manifest加入」の評価基準追加に「基本的に賛成である」の内容

回答内容	全体		都道府県		政令市	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 適正処理の推進に寄与	28	47.5%	16	51.6%	12	42.9%
2 電子manifest普及に寄与	26	44.1%	11	35.5%	15	53.6%
3 賛成だが猶予・配慮が必要	4	6.8%	4	12.9%	0	0.0%
4 無回答	1	1.7%	0	0.0%	1	3.6%
合計	59	100.0%	31	100.0%	28	100.0%

◆ 「基本的に反対である」の内容では、多い順に「電子manifest普及が遅れているため」(10件)、「紙manifestでも適正処理が可能」(6件)となっており、消極的な理由による反対が多い。

表 6-10 「電子manifest加入」の評価基準追加に「基本的に反対である」の内容

回答内容	全体		都道府県		政令市	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 電子manifest普及が遅れているため	10	50.0%	5	55.6%	5	45.5%
2 紙manifestでも適正処理が可能	6	30.0%	2	22.2%	4	36.4%
3 電子manifest加入はどの事業者も可能	2	10.0%	1	11.1%	1	9.1%
4 電子manifest加入が適正処理を保証しない	1	5.0%	1	11.1%	0	0.0%
5 無回答	1	5.0%	0	0.0%	1	9.1%
合計	20	100.0%	9	100.0%	11	100.0%

◆ 「どちらともいえない」の理由でも、多い順に「優良性評価制度の普及に寄与しない」(7件)、「紙manifestでも適正処理が可能」(4件)となっており、消極的なものが多い。

表 6-11 「電子manifest加入」の評価基準追加に「どちらともいえない」の内容

回答内容	全体		都道府県		政令市	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 優良性評価制度の普及に寄与しない	7	33.3%	3	50.0%	4	26.7%
2 紙manifestでも適正処理が可能	4	19.0%	0	0.0%	4	26.7%
3 電子manifest加入はどの事業者も可能	2	9.5%	2	33.3%	0	0.0%
4 電子manifest普及が遅れているため	2	9.5%	0	0.0%	2	13.3%
5 無回答	6	28.6%	1	16.7%	5	33.3%
合計	21	100.0%	6	100.0%	15	100.0%

Q2 評価制度の情報公開期間の改定について

- 1) 評価制度の一層の普及定着のため、基準に定める情報公開期間について見直しを検討すべきという考え方があります。情報公開期間の変更についてご意見をお聞かせください。

◆ 都道府県では21件が「もっと短くするのが適当」、23件が「現状のままでよい」とほぼ同数であるが、政令市では「現状のままでよい」が42件と多い。

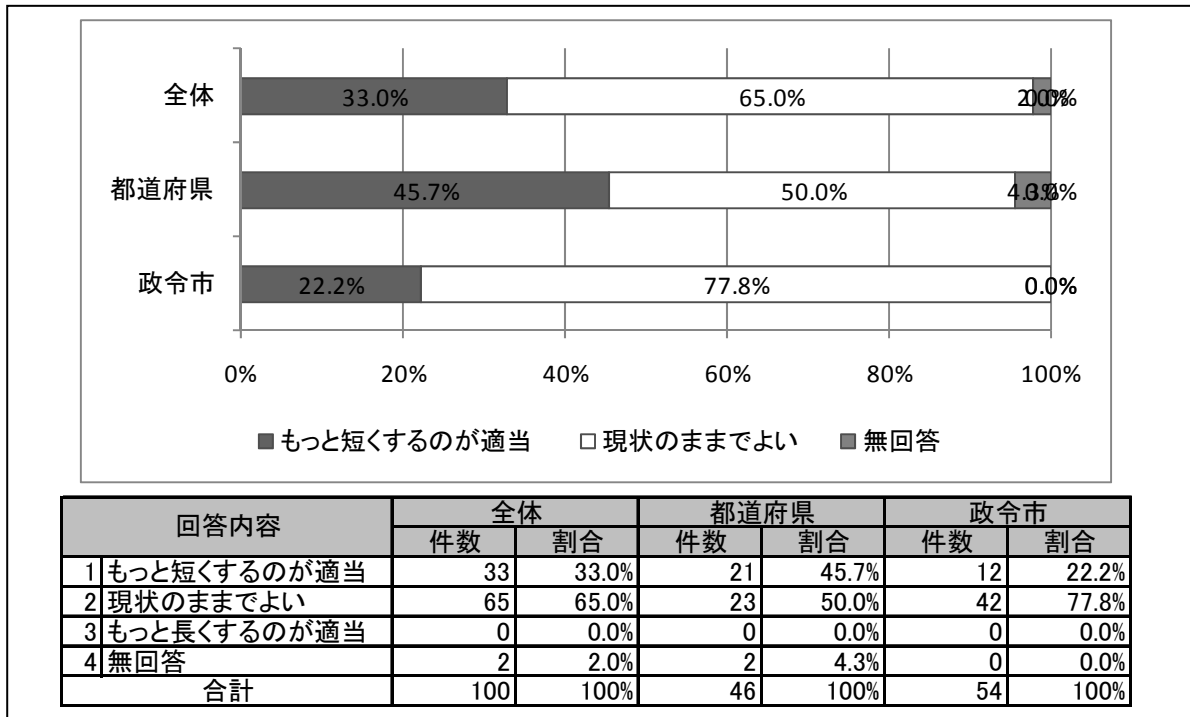


図 6-41 評価基準の情報期間の改訂について

2) 1) で i (もっと短くするのが適当)、iii (もっと長くするのが適当) と回答した方にかがいます。貴自治体が適当と考える情報公開期間は何年ですか？  
具体的な期間とそうのように考える理由をお聞かせください。

◆ 情報公開期間の見直しについて自由回答で聞いたところ、期間無しから3年まで幅のある回答であった。

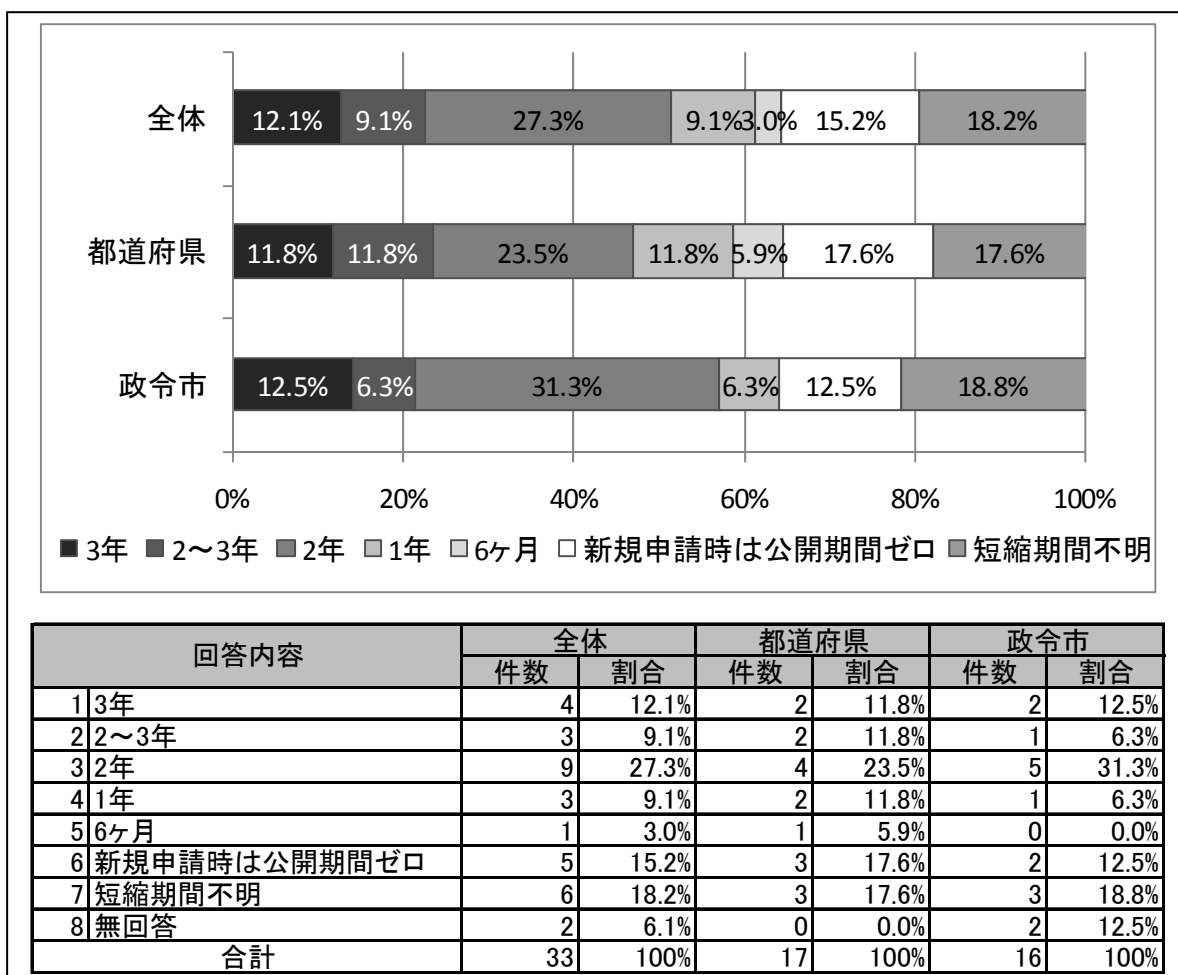


図 6-42 評価基準の情報期間の改訂について



- 3) 1) で i (もっと短くするのが適当) と回答した方におうかがいします。この具体的な実施方法として、例えば次の A～C の案が考えられますが、実施するとすればどの案が適当と考えますか？最もふさわしいと思われるものを 1 つだけ選択し、その理由もお聞かせください。また、これ以外により実施方法があれば D を選択し、できるだけ具体的にお聞かせください。

(ご参考)短縮方法とそのメリット・デメリット

記号	短縮方法	メリット	デメリット
A	情報公開期間の恒久的短縮 (5年から2年に短縮。経過措置終了から約2年経過を根拠とする。)	B・Cに比べ公平	
B	情報公開期間の一時的短縮 (例：H20年度に限り、情報公開期間2年でも可、など)		経過措置を再度実施する印象あり。 不公平感あり
C	過去に遡って一括情報開示 (例：過去5年分の情報※の一括提出があれば情報公開期間を5年→6か月に短縮)		不公平感あり
D	その他		

※ 過去5年間分の処理の実績、処理施設の維持管理に関する記録

- ◆ 情報公開期間の短縮方法について選択肢を示して聞いたところ、「一時的短縮」や「一括情報開示」よりも「恒久的短縮」の回答が最も多かった。

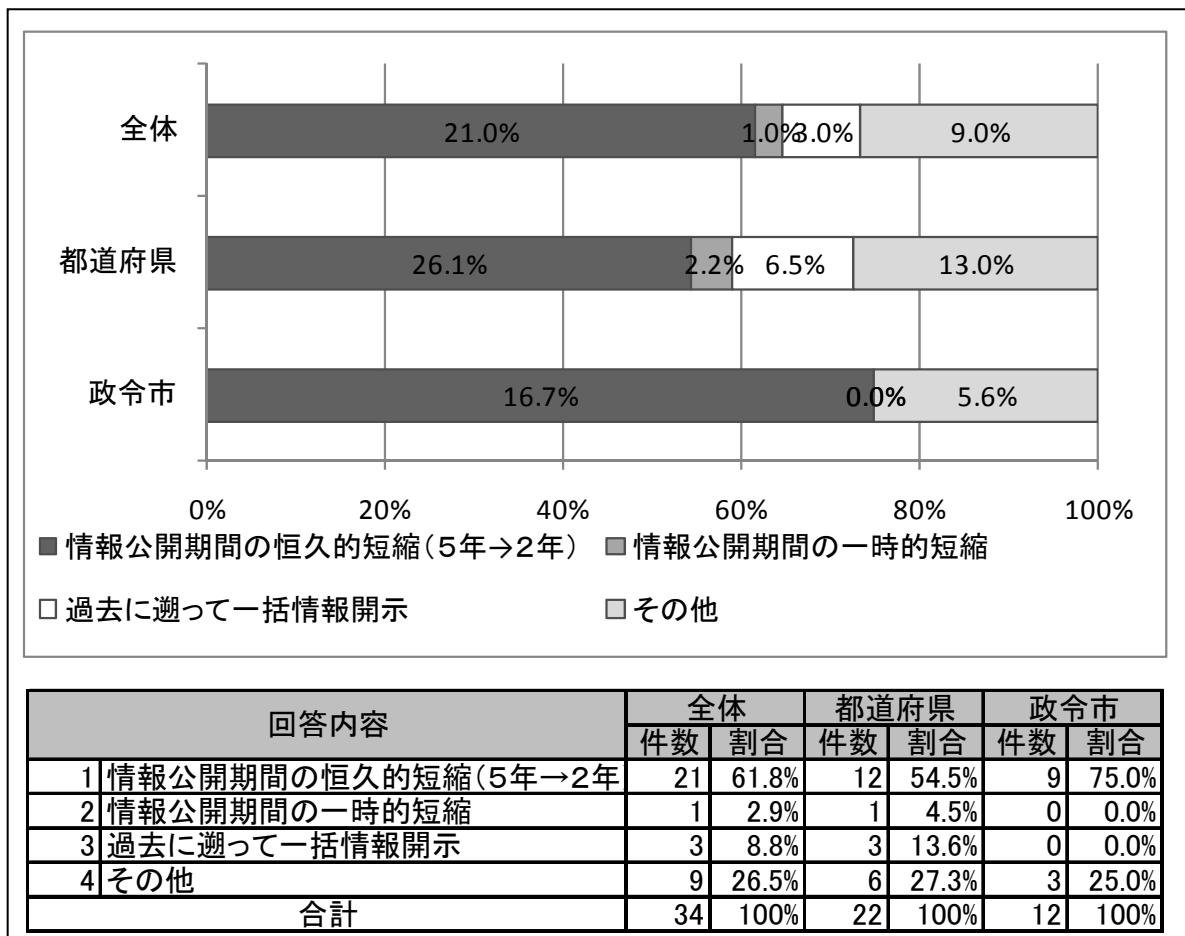


図 6-43 評価基準の情報期間の改訂について

### Q3 適合事業者に対する「認定証」及び「基準適合マーク」の発行の検討について

現行制度では、本評価制度の基準に適合した旨を許可証に表記していますが、本制度の認知度と処理業者の取組意欲の一層の向上のため、新たに「認定証」や「基準適合マーク」を、国あるいはその関連団体より発行することを検討しています。対象は、国の許可時の適合確認のほか、自治体の随時受付による適合確認も含め、適合マークの使用ルール（不適合時の対応等）を明確化して、適合事業者のホームページやパンフレット、名刺、収集運搬車両に表示することを認めるものです。以下、発行の是非やマークの添え書きの表記のしかたについて伺います。

1) 「認定証」や「基準適合マーク」の発行の是非について、貴自治体の考えに該当するものを以下より選んでください。

また、ii「発行に反対である」を選んだ方は、その理由もあわせてお聞かせください。

◆ 都道府県及び政令市のどちらにおいても6割程度が「基本的に賛成である」と回答している。

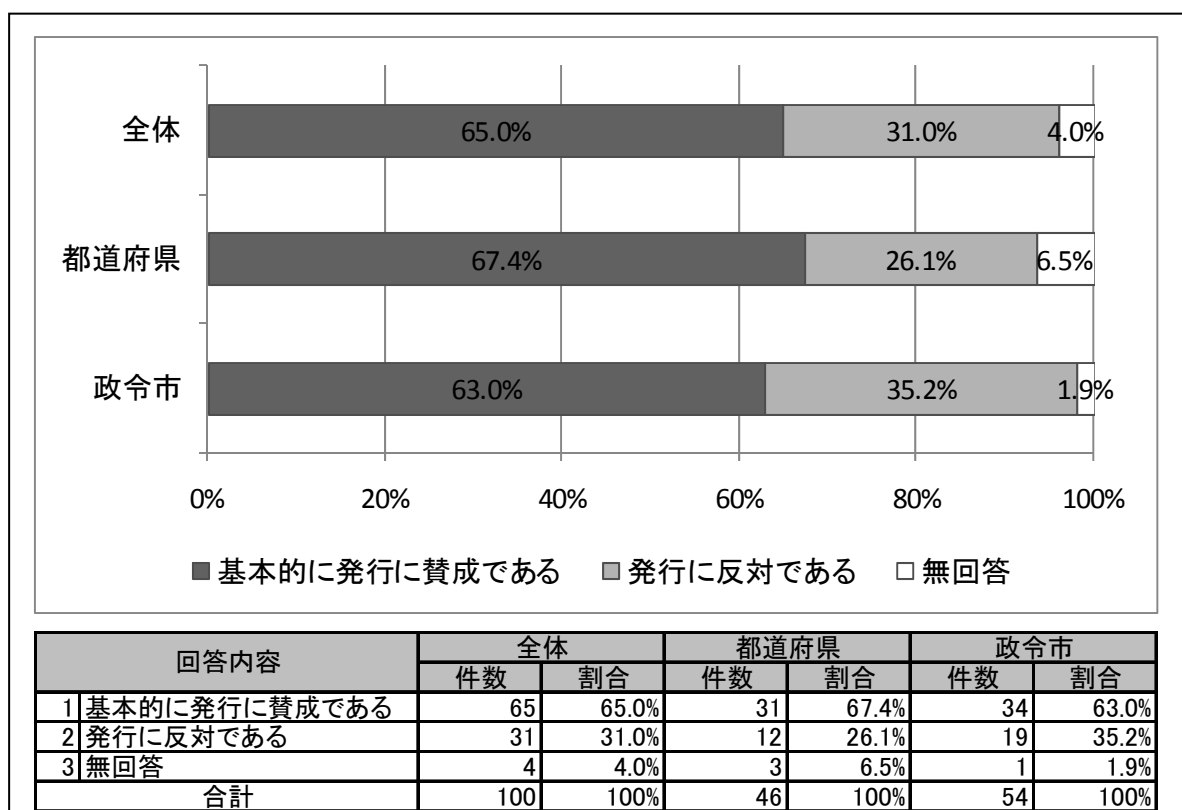


図 6-44 適合事業者に対する「認定証」及び「基準適合マーク」の発行について

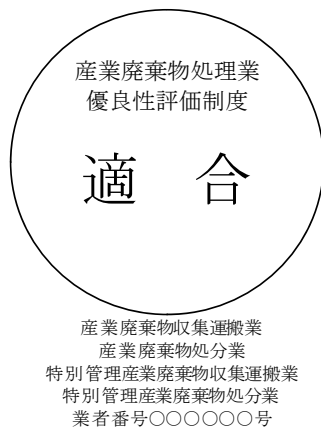
◆ 「発行に反対である」の理由として、多い順に「排出事業者等への誤解」が11件、「偽造への懸念」、「不要」、「適合事業者に法令違反あり」がいずれも4件となっており、制定にあたり注意すべき点が明らかになっている。

表 6-10 適合事業者に対する「認定証」及び「基準適合マーク」の発行に「発行に反対である」の内容

回答内容	全体		都道府県		政令市	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 排出事業者等への誤解	11	35.5%	7	58.3%	4	21.1%
2 偽造への懸念	4	12.9%	1	8.3%	3	15.8%
3 不要	4	12.9%	0	0.0%	4	21.1%
4 適合事業者に法令違反あり	4	12.9%	1	8.3%	3	15.8%
5 他自治体も適合確認済みという誤解	3	9.7%	1	8.3%	2	10.5%
6 発行機関は自治体	2	6.5%	1	8.3%	1	5.3%
7 随時受付の同列扱いに反対	1	3.2%	1	8.3%	0	0.0%
8 その他	2	6.5%	0	0.0%	2	10.5%
合計	31	100.0%	12	100.0%	19	100.0%

2) 1) で i を選んだ方にお伺いします。適合マークの添え書きの具体的な記載について、次の2案（イメージ）が考えられます。どちらが適切と考えますか？  
 また両案も適当でないと考えられる場合は、どのような観点が適合マークに必要なかお聞かせください。  
 ※ あくまで下記のA案とB案の適合マークは表示例であって、現時点では何も決まっていません。

A 案



【A案の添え書きの考え方】  
 1業者につき1認定書（マーク）とし、適合確認を受けた業の種類と業者番号を記す（例は、4つの業種類で適合確認されている場合）。

B 案



【B案の添え書きの考え方】  
 許可1件につき1認定書（マーク）発行管理する考え方で、1つの許可の業の種類、自治体名、許可番号を記す（例は産業廃棄物収集運搬業で適合確認されている場合）。

◆ 多い順に「A案が適当である」が39.0%、「両案とも適当でない」が32.0%、「B案が適当である」14.0%と分かれています。

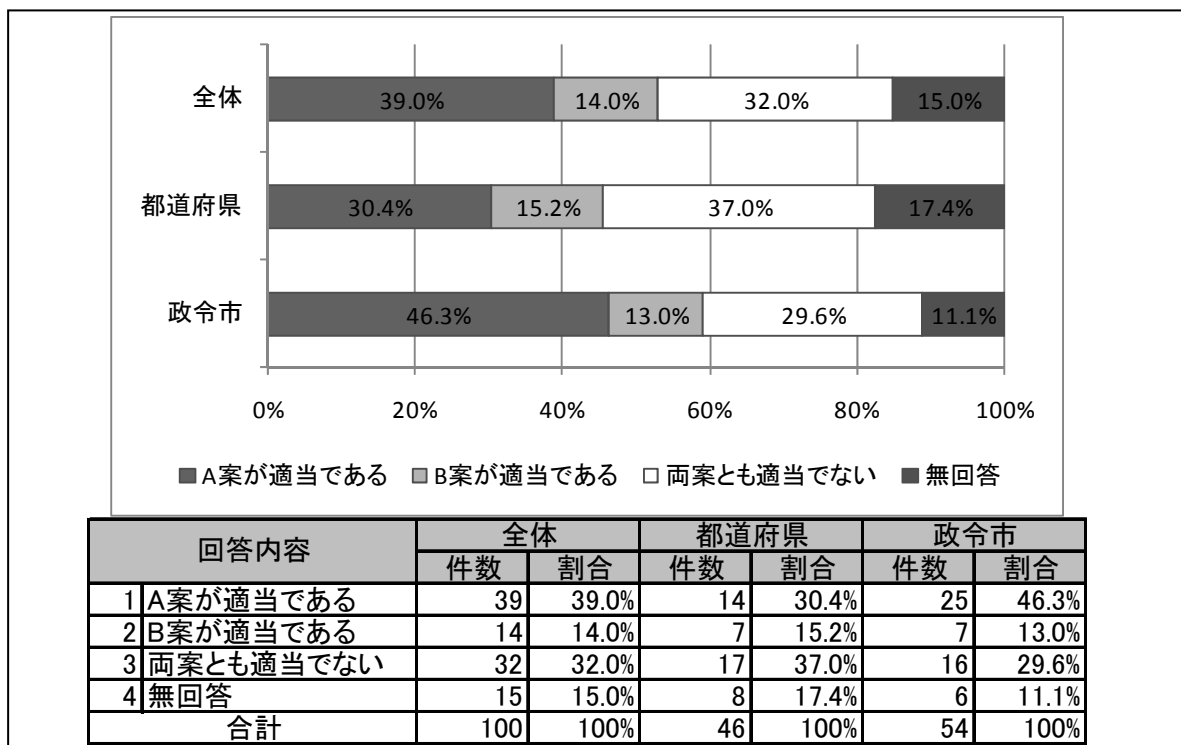


図 6-45 適合マークの添え書きの具体的な内容について

◆ 「両案とも適当でない」の内容については、無回答が20件と最も多く、次に「適合確認日が必要」が3件となっている。

表 6-11 「両案とも適当でない」の内容

回答内容	全体	都道府県	政令市
	件数	件数	件数
1 どちらでも構わない	2	2	0
2 どちらともいえない	2	2	0
3 自治体毎に1マーク	1	1	0
4 両案の使い分け	1	0	1
5 両案の折衷案	1	0	1
6 適合確認日が必要	3	1	2
7 優良性の表現の正確化	1	1	0
8 他自治体も適合確認済みという誤解	1	1	0
9 制度見直し	1	1	0
10 無回答	20	8	12
合計	33	17	16

Q4 その他の基準の見直しについて

今後この制度の一層の普及と活用を図るため、問2の情報公開期間の見直し以外に、評価制度の基準の見直しの是非についてうかがいます。

1) 評価制度の基準見直しの必要性について  
 評価制度の基準の見直しが必要と考えますか？

◆ 「はい」の回答が全体の37.0%、「いいえ」が61.0%となっている。

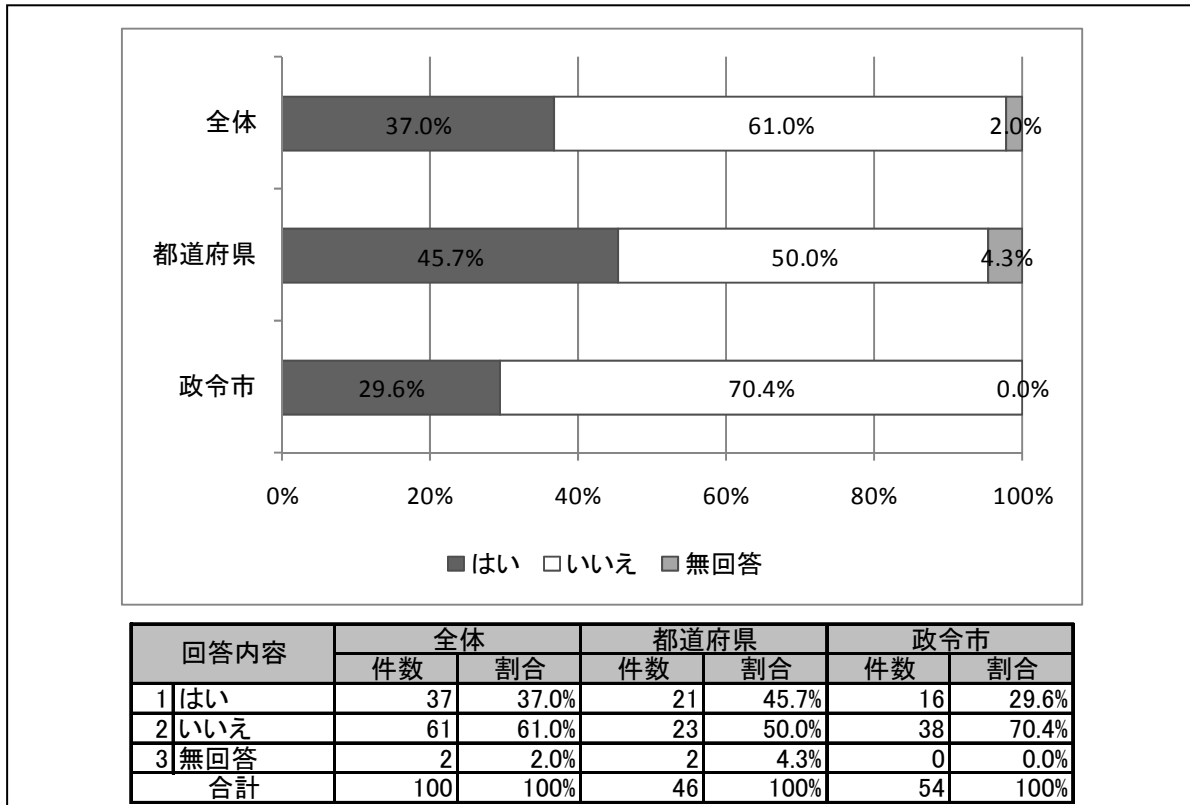


図 6-46 適合マークの添え書きの具体的な内容について

2) 1) で「はい」と回答した方にうかがいます。貴自治体の考える見直しの内容について、できるだけ具体的にお聞かせください。(問2の情報公開期間に関する事以外で何かあればお聞かせください。)

◆ 「適合確認の主体」に関するものが15件、「基準の見直し」が11件、「確認取消しに関するもの」が8件、「処理業者のメリット」が7件、「その他」が9件となっている。

表 6-12 「両案とも適当でない」の内容

回答内容		全体 件数	都道府県 件数	政令市 件数
1 基準の見直し	基準の高度化	5	3	2
	遵法性の厳格化	2	0	2
	住民の苦情の取扱い	1	1	0
	情報公開基準の緩和	3	2	1
2 適合確認の主体	国・第三者評価制度	10	6	4
	随時受付の制度化	3	3	0
	主たる事業所の自治体による確認が必要	1	1	0
	制度を運用しない自治体の存在	1	1	0
3 確認取消しに関するもの	不適合の取扱ルール明確化	4	1	3
	不利益処分データベース公開	2	2	0
	確認取消の場合は事業停止	1	0	1
	虚偽の情報開示の場合は許可取消し	1	1	0
4 処理業者のメリット	処理業者のメリット不足	6	4	2
	省略可能な添付書類の追加	1	0	1
5 その他	排出事業者の活用	4	4	0
	名称の見直し	2	1	1
	零細業者への配慮	1	1	0
	自社ホームページでの情報公開の履歴確認方法	1	0	1
	産廃情報ネットへの要望	1	1	0
合計		50	32	18

※ 1つの自治体で複数の回答内容があるため、合計数と自治体回答数は一致しない

## 参考7 人材育成 講師養成講習アンケート結果

### 1. 各講義における受講生の知識レベルと理解度（受講者平均）

	A 知識レベル	B 理解度
1 廃棄物行政概論	1.7	1.4
2 廃棄物処理法の基礎Ⅰ	2.0	1.3
3 廃棄物処理法の基礎Ⅱ	2.2	1.6
4 リサイクル法概論	2.0	1.8
5 行政処分指針について	2.5	1.5
6 コンプライアンス・事例紹介	2.2	1.6
7 廃棄物処理の事務管理Ⅰ	2.0	1.5
8 廃棄物処理の事務管理Ⅱ	2.0	1.6
9 廃棄物処理の事務管理Ⅲ	2.2	1.6
10 教授法	2.4	1.4

A 受講生の知識レベル:5段階評価(1は「ほとんど知っていた」)

B 講義内容の理解度:5段階評価(1は「ほとんど理解できた」)

受講生の知識レベル平均「2＝だいたい知っていた」が、受講の結果「1＝ほとんど理解できた」に近づいたことから、全ての講義において理解が深まったことが伺える。

### 2. 各講義において補足が望まれる内容

#### 1) 廃棄物行政概論

- ・ 各省庁間などの廃棄物対策への取組体制
- ・ みなし廃棄物、偽装廃棄物については良い判例、判定集
- ・ 電子マニフェストの普及率
- ・ 優良性評価制度の認定事業者数
- ・ 電子マニフェストの普及方法(目的達成手段)についての詳細
- ・ 欠格要件の事例として、欠格となったことの説明を追加してほしい
- ・ あまりにも短すぎる

#### 2) 廃棄物処理法の基礎Ⅰ

- ・ マニフェストE票
- ・ 事業系一廃と産廃の区分
- ・ 許可自治体、政令市・中核市に関する説明
- ・ 時間が足りない

#### 3) 廃棄物処理法の基礎Ⅱ

- ・ 具体的事例について相談する時間が必要

#### 4) リサイクル法概論

- ・ 拡大生産者責任の位置づけが重要
- ・ 「なぜリサイクル法なのか」を主題にすると良い
- ・ 廃掃法の特例説明
- ・ もう少し時間をかけて

#### 5) 行政処分指針について

- ・ 欠格要件について詳しく聞きたかった
- ・ 行政職員が行政処分などを行うときの具体事例をもう少し話してほしかった
- ・ 全体で一時間で十分

#### 6) コンプライアンス・事例紹介

- ・再生利用の場合の廃棄物としての扱いの判断基準
- ・コンプライアンス、CSR、リスクマネジメントの一般理論、背景などについての説明

#### 7) 廃棄物処理の事務管理Ⅰ

- ・二者契約の概念を明確に

#### 8) 廃棄物処理の事務管理Ⅱ

- ・通知、法改正以前の経過はあまり話す必要ない
- ・最低でもE票の記入例は必須
- ・マニフェストのA～E票それぞれ掲載してほしい

#### 9) 廃棄物処理の事務管理Ⅲ

- ・登録料金など
- ・時間が足りない
- ・利用料金

#### 10) 教授法

—

### 3. 処理事業者の実務能力向上のために全体として不足または補強すべき内容

#### ○ 法令遵守に関するもの(10件)

- ・廃棄物処理の全工程で遵守する項目
- ・廃棄物処理基準、収集運搬基準については補強してほしい
- ・コンプライアンス違反事例では、遵守すべき項目の整理が不足
- ・不適正事例
- ・欲しいテキスト「許可を取り消された事例集」
- ・行政処分の指針などの個別事例の紹介
- ・コンプライアンスと違法(違反)事例
- ・改善命令、措置命令、許可取り消しの対象となる事例
- ・25条～32条の罰則について、処理業者に関係する各号の違反について個々に説明し、受諾者に十分認識させる
- ・欠格要件

#### ○ 処理業経営に関するもの(4件)

- ・企業としてのマネジメント体制を整えることが重要
- ・財政基盤、健全経営への理解を求める必要がある
- ・処理事業の経営管理と環境や法遵守のリスク管理を結びつける環境経営に関する講義
- ・現場の事象・現象から不適切な点を知るためのノウハウ

#### ○ 優良性評価事業に関するもの(3件)

- ・優良性評価事業について
- ・優良事業者制度と関連でEA21の説明
- ・情報公開制度とその留意点

#### ○ 契約書・マニフェストに関するもの(2件)

- ・マニフェストの作成と管理
- ・廃棄物処理法の基礎の中で、委託契約書、マニフェストの説明も含めた方が良い



#### ○ その他(7件)

- ・ 排出事業者への教育に力を入れてほしい
- ・ グレーゾーンの見解などについてまとめた資料(系統的に整理されたもの)を準備してほしい
- ・ EU(特にドイツ、イギリス)の産業廃棄物管理(法規、処理技術・管理など)についてもトピックとして活用してほしい
- ・ 食品リサイクル法などのリサイクル関連法の留意点など(拡大生産者責任の原則)
- ・ 廃棄物処理も基本は環境保全であり、適正処理に対する意識を高めるため、環境衛生などの科目を追加する。
- ・ 「環境概論」の科目、広くて環境問題の知識の付与は環境倫理を確立するため
- ・ Q&A方式のテキストなどの工夫もほしい

### 3. 上記以外で感じていること

#### ○ 排出事業者教育の必要性(7件)

- ・ 排出事業者(特に中小企業者)への教育は誰がするのか
- ・ 「排出者」教育の充実が不可欠
- ・ 排出事業者が大事である
- ・ 排出事業者の教育を考える必要がある
- ・ 排出事業者の排出責任を徹底することにより産廃事業者の人材が育つ
- ・ 排出事業者の法的、社会的責任と自覚はどこで養うかが課題
- ・ 排出者への啓発は、電子マニフェスト普及活動の中で相当取り組める

#### ○ 遵法への取組み(3件)

- ・ EA21の順法性の評価、そのためのチェックリストなどを作成し、活用したら良いのではないか
- ・ 手順の説明(マニフェスト伝票処理)サラッと、法の理解(コンプライアンスのポイント)重視、管理上の重要点(リスク管理)重視
- ・ グレーゾーンの理解より安全などところの理解を深める→重視

#### ○ その他(4件)

- ・ 現場の問題を事務的管理事項につなげるような展開が必要。事務管理は、「これらの点について必要な場合は、ここを見るように」程度が良いと思う
- ・ 行政処分の指針とリサイクルに向けた取組の二つがあれば良い
- ・ 事業系の一般廃棄物処理に関しての説明
- ・ あまりに基本的すぎる

参考8 産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況等に関する調査 調査票等

事務連絡

平成19年11月1日

産業廃棄物処理業 中間処理業者 各位

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

『産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況等に関する調査』について（依頼）

平素より、産業廃棄物の適正処理の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、環境省におきましては、平成15年度より産業廃棄物処理業の優良化推進事業を進めています。その大きな柱である「優良性評価制度」は、平成17年4月に始まってから2年半を経過し、基準適合業者は平成19年9月30日現在、231業者（プレ認定を含む）と増加してきているところです。これも皆さまの経営に臨む誠実な姿勢や日頃のご努力の賜物と拝察します。本年1月には『平成18年度 産業廃棄物処理業の将来像等の検討に関する調査』を実施し、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。調査結果は下記URLに掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.sanpainet.or.jp/HomePage/Business05/yuryo.html>

さて、このたび、同じく優良化推進事業の一環で、今後の循環型社会の中核を担っていかれる中間処理業の皆さまに対して、資源循環への取組状況や今後の事業展開等に関する調査を行うことと致しました。調査結果は、今後の産業廃棄物の施策に反映していきたいと考えています。

具体的な調査の実施につきましては、(財)産業廃棄物処理事業振興財団に行わせることとしており、当該財団から貴職に対し、ご協力を要請して調査を実施することになりますので、ご多忙中とは存じますが、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

担当

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課  
課長補佐 久米 英行、係長 高原 伸兒  
電話（代表）03-3581-3351  
（内線）6879  
（Fax）03-3593-8264

調査実施者

○財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
優良化事業推進チーム  
チームリーダー 改田 耕一、吉川 賢  
TEL 03-3526-0155  
FAX 03-3526-0156

産財第19033号

平成19年11月1日

産業廃棄物処理業 中間処理業者 各位

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
理事長 樋口 成 彬

『産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況等に関する調査』について（依頼）

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当財団では、環境省からの委託により、産業廃棄物処理業優良化推進事業の調査検討を行っております。

今回この一環で、産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況や今後の事業展開等に関して検討することとなり、ついでには環境省の業者情報検索システムに登録されているすべての中間処理業者の皆さまを対象に、同封のアンケートを実施することとなりました。

お忙しいところ恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、同封アンケート調査票にご記入いただき、同封の返信用封筒で平成19年12月7日（金）までに返送していただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、統計的に集計された結果のみが公表され、個人や事業者の名称等の情報が外部に出ることは一切ございません。また集計結果は当財団ホームページ「産廃情報ネット」（<http://www.sanpainet.or.jp/>）で公開いたします。

業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

（本件に対する問合せ先）

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

優良化事業推進チーム 改田・吉川

（TEL 03-3526-0155）

（FAX 03-3526-0156）

ご回答期限 平成19年12月7日(火)

\*該当する番号に○をつけてください

**基本事項**

**【1】 貴社の中間処理施設の中で最も新しい設備について、受入れを始めたのはいつですか？**

S  
H 年(頃)

**【2】 取引先の主な業種はどこに該当しますか。(取引額の最も大きい業種を一つだけ選択)**

- ① 工業系 ② 建設系 ③ 商業系 ④ 医療系(病院・診療所等)  
⑤ 公共サービス系(上下水道・電気・ガス等) ⑥ その他

**【3】 貴社の資本金は次のどこに該当しますか。**

- ① なし(個人事業主) ② 300万円未満 ③ 300万円以上1000万円未満  
④ 1000万円以上5000万円未満 ⑤ 5000万円以上1億円未満 ⑥ 1億円以上

**【4】 貴社の企業全体の年間売上高はどこに該当しますか。**

- ① 500万円未満 ② 500万円以上1000万円未満 ③ 1000万円以上5000万円未満  
④ 5000万円以上1億円未満 ⑤ 1億円以上5億円未満 ⑥ 5億円以上10億円未満  
⑦ 10億円以上50億円未満 ⑧ 50億円以上100億円未満 ⑨ 100億円以上

**【5】 兼業事業者の方にお伺いします。【4】のうち、産業廃棄物処理関係の年間売上高はどこに該当しますか。→ 専業の方は【7】へ**

- ① 500万円未満 ② 500万円以上1000万円未満 ③ 1000万円以上5000万円未満  
④ 5000万円以上1億円未満 ⑤ 1億円以上5億円未満 ⑥ 5億円以上10億円未満  
⑦ 10億円以上50億円未満 ⑧ 50億円以上100億円未満 ⑨ 100億円以上

**【6】 兼業事業者の方にお伺いします。他に兼業で営んでいる業種を以下の中から選んでください。(複数回答可)**

→ 専業の方は【7】へ

- ① 一般廃棄物処理業 ② 運送業 ③ 建設業 ④ その他( )

**【7】 貴社の当期純利益はどこに該当しますか。直近の年度の決算資料でお答え下さい。**

- ① 500万円未満 ② 500万円以上1000万円未満 ③ 1000万円以上5000万円未満  
④ 5000万円以上1億円未満 ⑤ 1億円以上5億円未満 ⑥ 5億円以上10億円未満  
⑦ 10億円以上

**【8】 貴社の企業全体の従業員数はどこに該当しますか**

- ① 5人未満 ② 5~9人 ③ 10~49人 ④ 50~99人 ⑤ 100~499人  
⑥ 500~999人 ⑦ 1000人以上

**【9】 兼業事業者の方にお伺いします。全従業員数のうち、産業廃棄物処理関係に従事する従業員数はどこに該当しますか。**

- ① 5人未満 ② 5~9人 ③ 10~49人 ④ 50~99人 ⑤ 100~499人  
⑥ 500~999人 ⑦ 1000人以上

## 本 編

### ◆ 取組全般について

Q1. 保有する中間処理施設について、最も近い分類の番号に○をつけてください（いくつでも）。

番号	中間処理施設の種類	施設の許可能力(単位)
1	汚泥の脱水施設	
2	汚泥の乾燥施設（機械）	
3	汚泥の乾燥施設（天日）	
4	汚泥の焼却施設	
5	動植物性残さの堆肥化施設	
6	動植物性残さの飼料化施設	
7	動植物性残さの発酵施設	
8	廃油の油水分離施設	
9	廃油の焼却施設	
10	廃酸・廃アルカリの中和施設	
11	廃プラスチック類の破碎施設	
12	廃プラスチック類の焼却施設	
13	木くず又はがれき類の破碎施設	
14	木くずの炭化施設	
15	廃自動車の破碎施設	
16	廃家電の破碎施設	
17	感染性廃棄物の焼却施設	
18	コンクリート固型化施設	
19	水銀を含む汚泥のばい焼施設	
20	シアン化合物の分解施設	
21	P C B 廃棄物の焼却施設	
22	P C B 廃棄物の分解施設	
23	P C B 廃棄物の洗浄施設又は分離施設	
24	その他の焼却施設	
25	その他の施設 ⇒ 下記に内容を簡潔に記入 ( )	

※ 施設の許可能力については、単位も書いてください。

また同種の設備が複数ある場合は、処理能力の合計数値をお書きください。

Q2. 貴社または親会社・子会社・関連企業で最終処分場を保有していますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	はい
2	いいえ

Q3. ホームページを開設していますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	開設している
2	開設していない

Q4. 優良性評価制度のための情報開示を行っていますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	行っている
2	行っていない

Q5. 貴社は処分業として優良性評価制度の適合確認をされていますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	適合確認をされている
2	まだ適合確認をされていない。今後適合確認を目指す予定。
3	まだ適合確認をされていない。適合確認を目指す予定はない。

Q6. 中間処理場において、電子マニフェストに処分業として加入していますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	中間処理場は全て加入している
2	一部の中間処理場が加入している
3	加入していない。今後加入する予定。
4	加入していない。加入する予定はない。⇒下に簡潔に理由を記入
加入する予定がない理由	

Q7. 中間処理施設において、ISO14001 認証、エコアクション 21 認証、その他地域の環境マネジメントシステムの認証を取得していますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

1	ISO14001
2	エコアクション 21
3	地域の認証制度
4	取得していない

◆ リサイクル等への取組について

Q8. 中間処理において産業廃棄物のリサイクル等に取り組んでいますか？ 取組みのある方は、主な産業廃棄物の名称別に、リサイクル等の内容、リサイクル率（マテリアルリサイクルの場合）、エネルギー回収率（サーマルリサイクルの場合）をお答えください。なお、

定義は下記のようにします。

【リサイクル率・マテリアルリサイクルの場合】

対象廃棄物のうちの再資源化等量／対象廃棄物の受入量  
 （再資源化等は、再資源化＋縮減（減量化）を言います。）

【エネルギー回収率・サーマルリサイクル】

再生エネルギー／（処理対象物のもつエネルギー＋所要投入エネルギー）

[回答例]

【マテリアルリサイクル】

産業廃棄物処理設備 （対象廃棄物）	再使用	原材料 の製造	部品・製品 の製造	燃料の 製造	その他	リサイク ル率
建設系混合廃棄物 処理設備 （がれき、廃プラ、木くず等）		路盤材		RPF、燃料 チップ		23 %

【サーマルリサイクル】

産業廃棄物処理設備 （対象廃棄物）	熱回収	発電	エネルギ- 回収率
発電ボイラ設備 （廃タイヤ・木くず）	88,046,760MJ/年	場内利用 年 2,190,000kWh 売電 年 4,117,200kWh 発電端効率 9.9 %	30 %
メタン発酵設備 （動植物性残渣）	443,401Mcal/年	場内利用 年 25,878kWh 売電 年 343,647kWh 発電端効率 17%	36 %

[回答欄]

【マテリアルリサイクル】

産業廃棄物処理設備 (対象廃棄物)	再使用	原材料 の製造	部品・製品 の製造	燃料の 製造	その他	リサイクル率
						%
						%
						%
						%
						%

【サーマルリサイクル】

産業廃棄物処理設備 (対象廃棄物)	熱回収	発電		エネルギー 回収率
		所内利用 年 kWh 売電 年 kWh 発電端効率 %		%
		所内利用 年 kWh 売電 年 kWh 発電端効率 %		%
		所内利用 年 kWh 売電 年 kWh 発電端効率 %		%



◆ 排出事業者との関係について

Q9. 貴社の強みはどんなところにあると思いますか？

(排出事業者が貴社に中間処理を委託する理由は何ですか？)

各項目ごとに、重要と考えられる程度について該当する欄に○をつけてください

(各項目ひとつずつ)。

No.	理由	重要	まあまあ重要	どちらでもない	あまり関係ない	関係ない
1	自社の会社規模					
2	処理技術レベルの高さ					
3	処理能力が充分にあること					
4	処理料金が安価					
5	地理的な近さ					
6	維持管理の適切な実施					
7	リサイクル率の高さ					
8	リサイクルルート of 明確さ					
9	温室効果ガス排出削減の取り組み					
10	最終処分までの処理ルートの明確さ					
11	ISO、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの認証取得					
12	排出事業者の見学の積極的な受け入れ					
13	優良性評価制度の情報公開の実施、適合確認					
14	電子マニフェストへの加入					
15	コンプライアンスの徹底					
16	処理業者の評判 (住民や行政など地元での評判など)					
17	その他 ( )					

Q10. 貴社に中間処理を委託している排出事業者は、1年に1回以上は貴施設の現地確認に訪れますか？ 該当する答えの番号に○をつけてください (ひとつだけ)。

1	排出事業者の7割以上が訪れている
2	排出事業者の半数程度は訪れている
3	排出事業者の3割程度が訪れている
4	排出事業者の1割程度が訪れている
5	現地確認に来る排出事業者はほとんどいない

貴社に中間処理を委託している排出事業者は、1年に1回以上は中間処理後の残さの最終処分先を現地確認していますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（ひとつだけ）。

1	排出事業者の7割以上が訪れている
2	排出事業者の半分程度は訪れている
3	排出事業者の3割程度が訪れている
4	排出事業者の1割程度が訪れている
5	現地確認している排出事業者はほとんどいない

Q11. 排出事業者に対して改善してほしいことはありますか？ 各項目ごとに、改善を希望する程度について該当する欄に○をつけてください（各項目ひとつずつ）。

		改善を強く希望する	できれば改善してほしい	現行のままよい	何かコメントがあればお書きください
1	契約やマニフェストを適切に運用しない				
2	優良品評価制度について理解がない				
3	電子マニフェストの導入をしてくれない				
4	廃棄物排出時に組成や成分の説明がない				
5	処理業者のリサイクルの取組みに理解がない				
6	処理業者の適正処理や価格に理解がない				
7	その他（ ）				

◆ 現在及び今後の事業展開について

Q12. 貴社が現在取組んでいる分野、及び今後 3～5 年後に注力して取組みたい分野は次のうちどれですか？ 該当するものに○をつけてください（いくつでも）。

	No.	事業展開の方向	現在取組んでいる分野	今後注力したい分野
既存施設の改良・増強等	1	処理対象物を現状のまま、既存施設の高度化		
	2	処理対象物を現状のまま、既存施設の大型化		
	3	処理対象物を現状のまま、新規施設の設置		
	4	処理対象物を広げて、既存施設の改良		
	5	処理対象物を広げて、新規施設の設置		
	6	処理対象物を絞って、既存施設の改良		
	7	処理対象物を絞って、新規施設の設置		
他分野への注力	8	容器包装リサイクル		
	9	家電リサイクル		
	10	食品リサイクル		
	11	廃自動車リサイクル		
	12	廃情報機器リサイクル		
	13	災害廃棄物		
	14	クリアランス廃棄物(放射能濃度がクリアランスレベル以下であるため放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物)		
	15	感染性廃棄物		
	16	一般廃棄物処理		
	17	土壌汚染浄化関連ビジネス		
	18	廃棄物コンサルタント事業		
	19	廃棄物処理業の海外展開		
	20	製造業・農業等と連携し、リサイクル原材料の提供		
	21	製造業・農業等と連携して、リサイクル燃料の提供		
対策	22	焼却炉・溶融炉等の余熱利用による発電		
	23	メタン発酵発電、バイオエタノール製造等		
その他	24	その他 ⇒ 内容を簡潔に記入 ( )		

◆ 今後の経営手法について

Q13. Q12 で今後 3～5 年後に注力して取組みたい分野の事業化に際して、どのような経営手法を選択したいと考えていますか？

該当する答えの番号に○をつけてください（いくつでも）。

1	他事業者（施設）の買収
2	他事業者と連携し、共同で営業活動
3	他事業者と共同出資して、事業化
4	特定の排出事業者や業界団体のみを対象とした、中間処理やリサイクル
5	特定の排出事業者や再生品利用者等からの出資

6	株式の上場
7	その他 ( )

**Q14.** Q13、Q14 の取組みを実現するための阻害要因があれば、該当する番号とその内容を記入してください。また、これを克服するために何か支援措置を希望する場合、ひとつだけ下記から選んで記入してください。

No.	阻害要因の内容	希望する支援措置※

※ ①補助金、②低利融資、③債務保証、④税制優遇、⑤法制度・基準等の改正、⑥用地確保支援、⑦情報提供、⑧その他（具体的に）  
 （Q15の回答が上記の欄に収まらない場合は別紙に記載いただいても結構です。）

**Q15.** 貴社の取組について、お電話等でヒアリングさせてもらうことは可能ですか。可能な方は、会社名、所在地等をご記入ください。

会社名	
部署名	
担当者名	
会社所在地	(ご担当者在籍場所)  (施設立地場所)
電話番号	

最後に、本アンケートにご協力いただいた方に、結果の集計が終わりましたら、その結果についてお知らせ申し上げますので、メールアドレスをお聞かせください。

e-mail	
--------	--

設問は以上です。ご協力有難うございました。  
 同封の返信用封筒でお送りください。

## 参考9 産業廃棄物処理業の資源循環への取組状況等に関する調査 集計結果

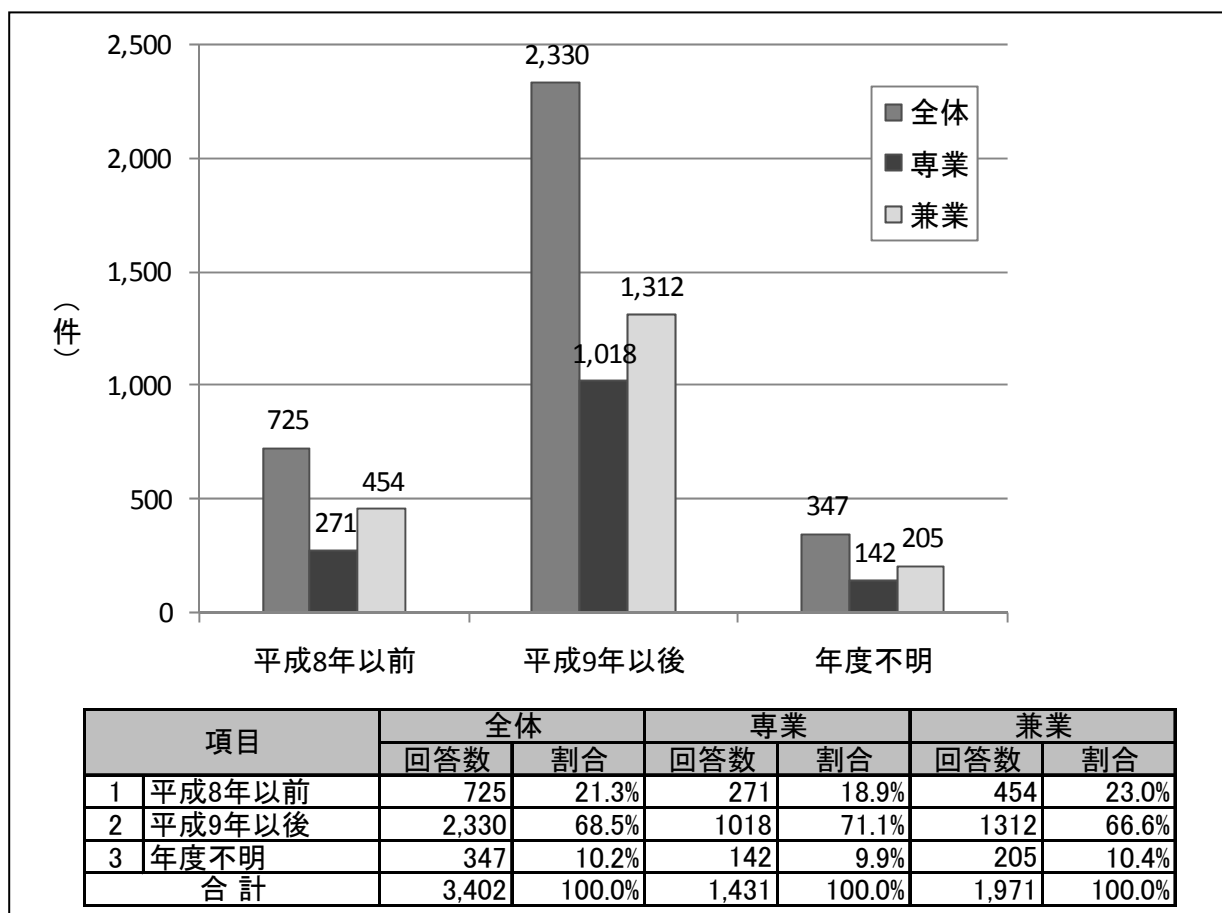
### 基本事項

基本事項の設問6において、兼業で営んでいる業種について、一般廃棄物処理業、建設業、運輸業等の具体的な業種名まで聞いている。

以下の回答の評価では、設問によって、専業者と兼業者に分けて評価する場合があるが、専業は、産業廃棄物処理業専業のほか一般廃棄物処理業を兼ねる場合も、廃棄物処理という同様の業態であることから、同じく専業者として扱うこととした。なお、基本事項5、6、9についてのみ一般廃棄物処理業との兼業を、独立して扱った。

#### 1. 貴社の中間処理施設の中で最も新しい設備について、受入れを始めたのはいつですか？

- ◆ 平成8年以前との回答が725件(21.3%)、平成9年以後が2,330件(68.5%)となった。専業または兼業によって大きな差はなかった。



※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。以下同様。

図9-1 最も新しい設備の受入開始年度

## 2. 取引先の主な業種（取引額の最も大きい業種を一つだけ選択）

- ◆ 取引先の主な業種は、多い順に、建設系（56.5%）、工業系（19.7%）、商業系（9.6%）、公共サービス系（上下水道・電気・ガス等）（3.1%）、医療系（病院・診療所等）（1.6%）であった。
- ◆ 専業・兼業別に見ると、建設業の比率は兼業の方が2割程度多い。

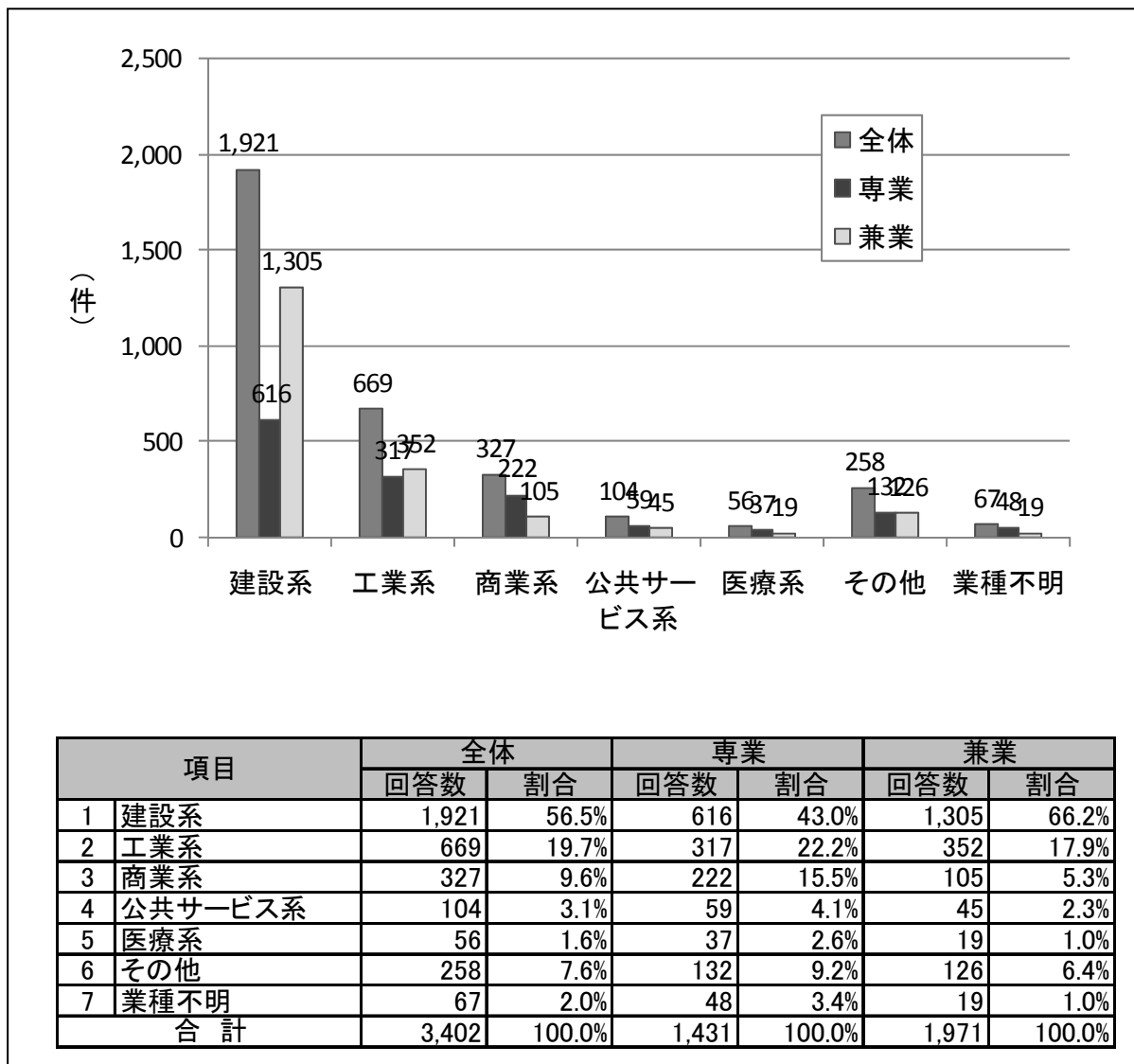


図 9-2 取引先の主な業種（取引額の最も大きい業種を1つだけ選択）

### 3. 資本金規模

- ◆ 最も多い資本金の階層は1000万円以上～5000万円未満（58.6%）で、その次に多いのが300万円～1000万円（16.8%）で、5000万円未満の会社が約8割（79.6%）を占める。
- ◆ 兼業よりも専業のほうが、資本金金額が低い傾向が見られる。資本金1億円以上の会社は、全体で282社（8.3%）、専業で88社（6.1%）、兼業で194社（9.8%）ある。

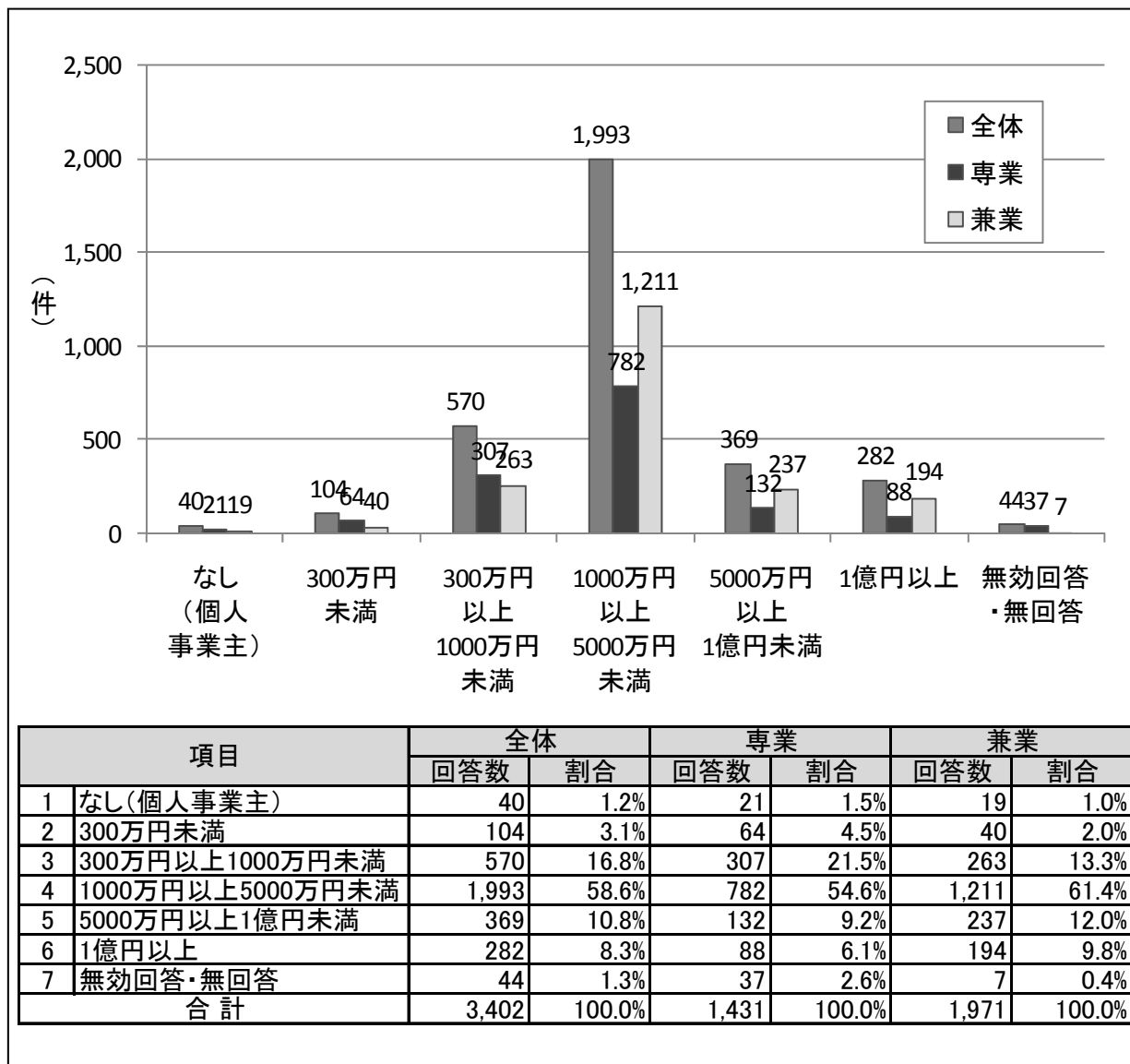


図 9-3 資本金規模（全体・専業・兼業）

#### 4. 売上高規模（会社全体）

- ◆ 最も多い売上高規模の階層は1億円～5億円（38.7%）である。兼業より専業が、売上高規模がやや小さい傾向が見られる。
- ◆ 専業の会社では、5億円未満で全体の60.9%、10億円未満で77.6%を占めており、もっとも比率が高いのは1億円以上5億円未満（40.3%）となっている。

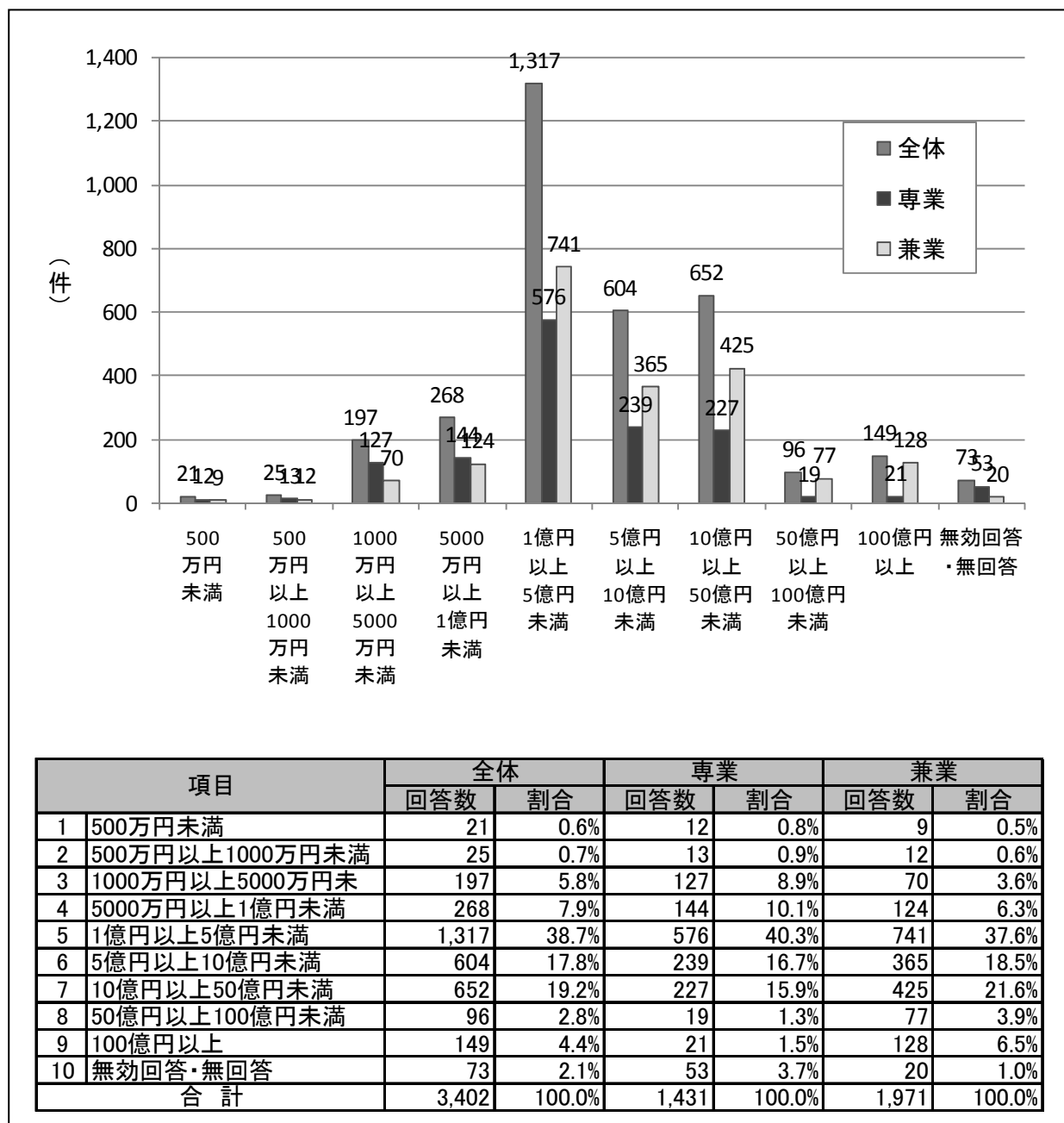


図 9-4 会社全体の売上高規模（全体・専業・兼業）



## 5. 売上高規模（産業廃棄物処理関係：兼業事業者のみ対象）

- ◆ 兼業事業者に対して、産業廃棄物処理の売上高規模を聞いたところ、1000万円以上5000万円未満（25.3%）と1億円以上5億円未満（23.1%）が最も多く、次いで5000万円以上1億円未満（14.6%）、500万円未満（15.3%）とばらつきがある。一方、10億円以上の会社が115社（4.4%）、50億円以上で16社（0.6%）、100億円以上で5社（0.2%）となっており、広く分布している（なお、本設問では一般廃棄物処理業との兼業を、兼業業者として集計している）。
- ◆ 兼業の業種別にみると、一般廃棄物処理業との兼業は、他の業種よりも、売上高規模が大きい事業者の割合が高い傾向が見られる。

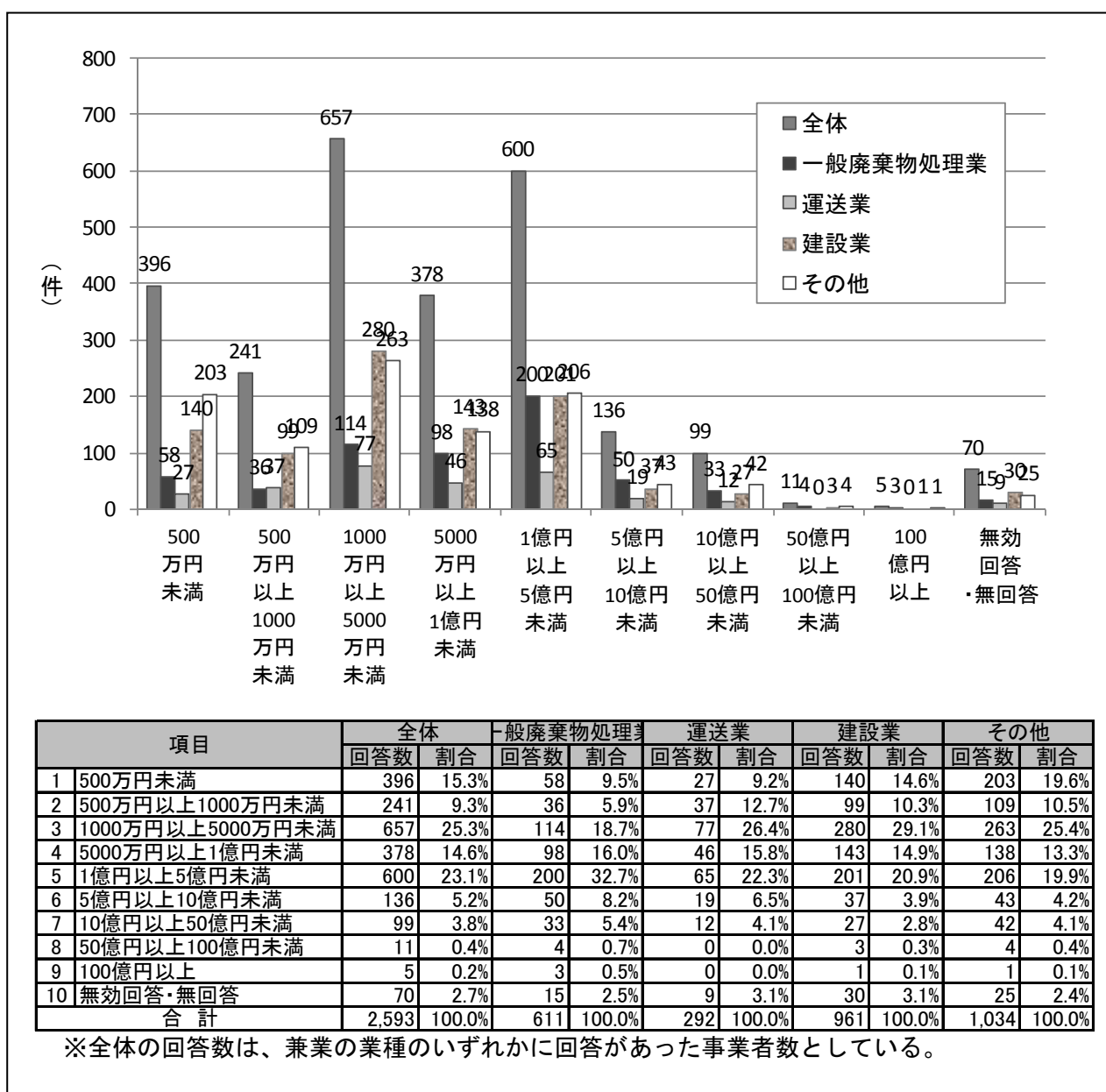


図 9-5 兼業の産業廃棄物処理関連の売上高規模（全体と兼業の業種別）（複数回答可）

## 6. 兼業で営んでいる業種（複数回答可）（兼業事業者のみ）

- ◆ 兼業で営んでいる業種は、多い順に、その他（35.7%）、建設業（33.2%）、一般廃棄物処理業（21.1%） 運輸業（10.1%）である（なお、本設問では一般廃棄物処理業との兼業を、兼業業者として集計している）。
- ◆ 「その他」（35.7%）の内容を分類すると、多い順に製造業（9.2%）、砕石業（6.9%）、再生資源回収業（5.7%）、サービス業（4.2%）、卸売・小売業（3.9%）、鉱業（0.8%）、農業（0.8%）、不動産業（0.7%）、林業（0.7%）、解体業（0.5%）、自動車解体・整備業（0.4%）、医療・福祉など、多種多業種存在する。

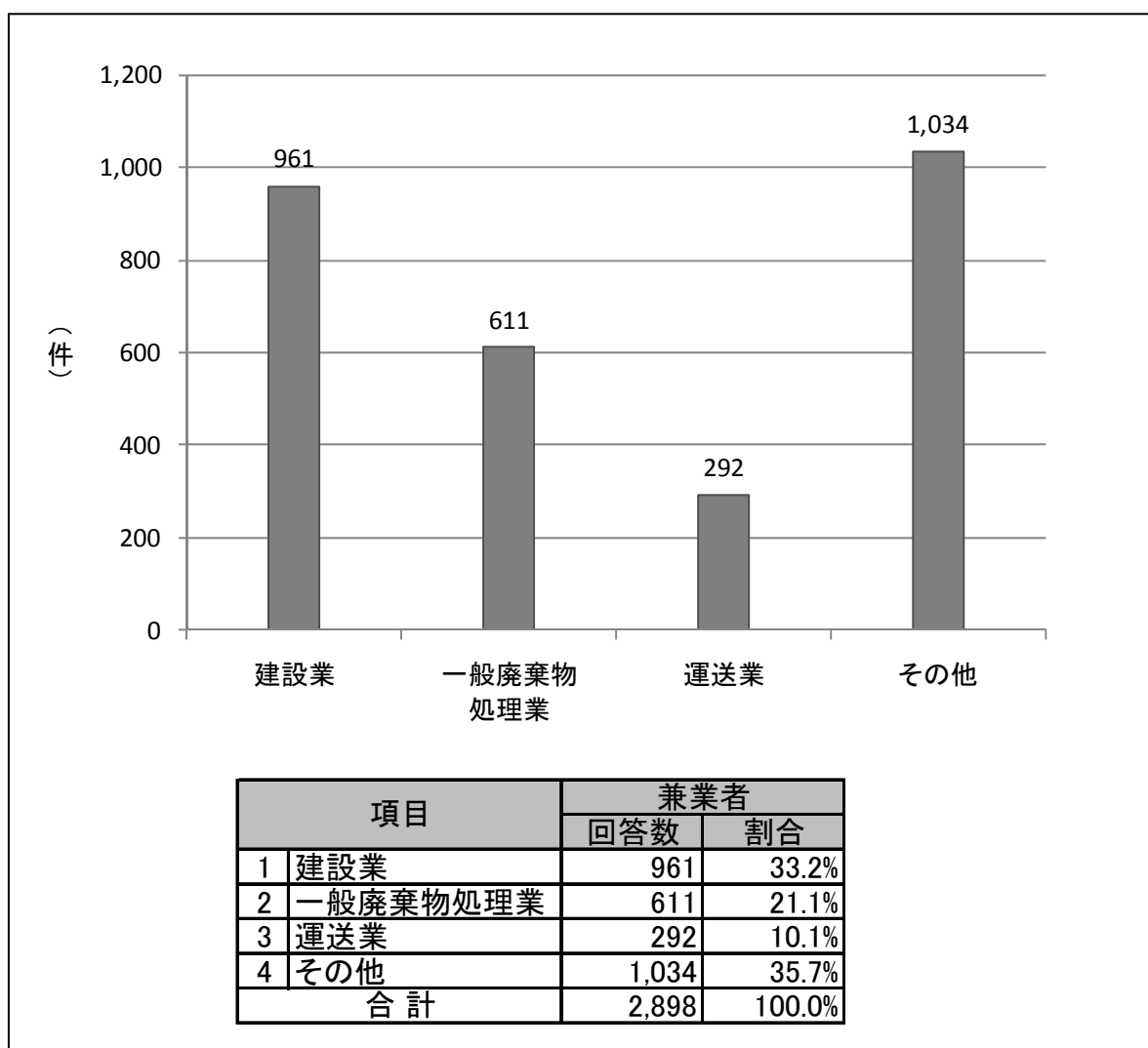


図 9-6 兼業で営んでいる業種（複数回答可）

## 7. 当期純利益規模

- ◆ 当期純利益規模は、500万円未満が36.5%と最も多く、次いで1000万円以上5000万円未満が25.2%となっている。
- ◆ 専業と兼業別では比率に大きな差は見られない。専業の会社で1億円以上の会社が136社(9.5%)、5億円以上で26社(1.8%)、10億円以上で12社(0.8%)となっている。

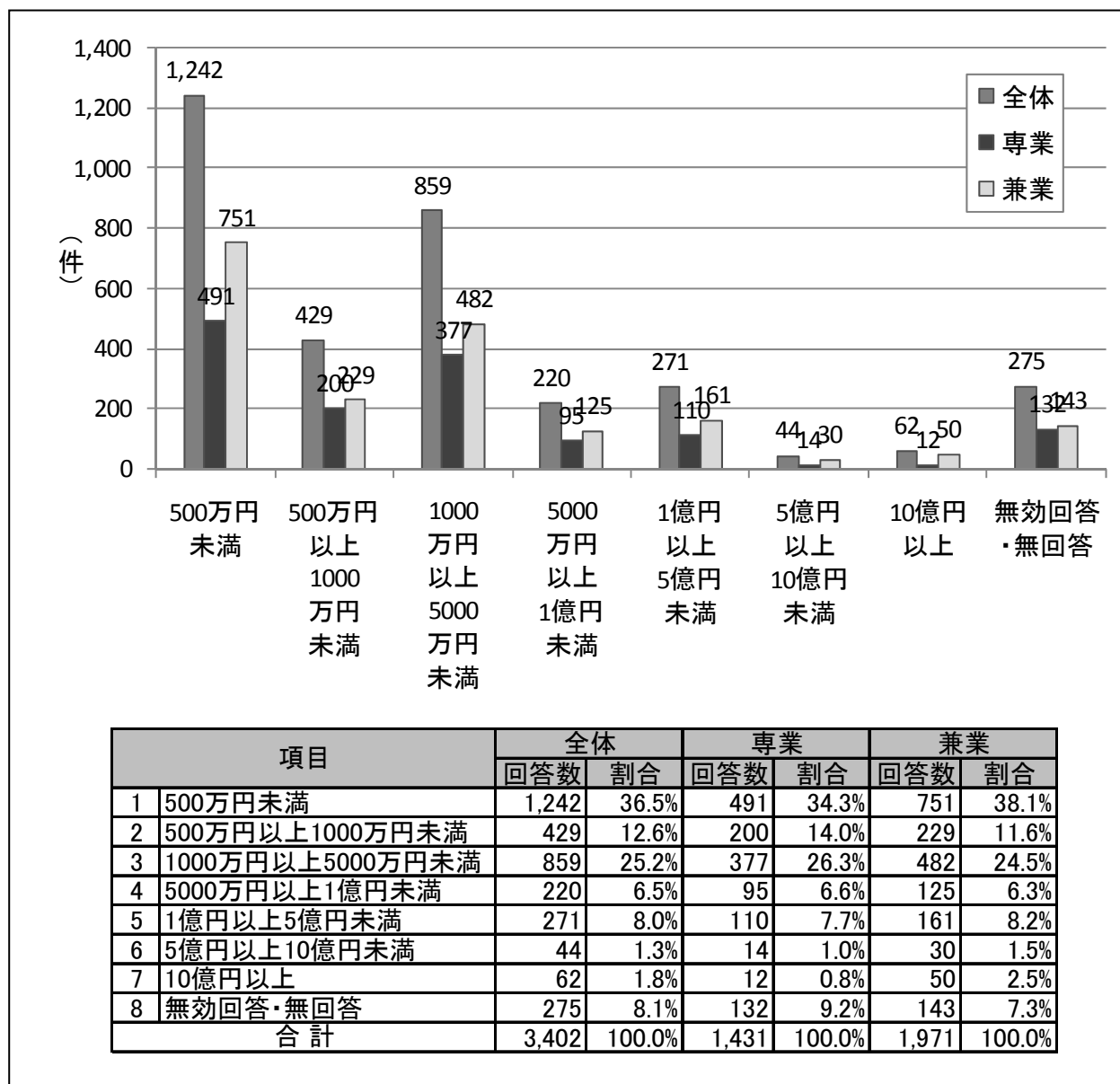


図9-7 当期純利益（全体・専業・兼業）

## 8. 従業員規模（会社全体）

- ◆ 最も多い従業員規模の階層は10～49人（53.5%）で半数を占め、50人未満で75.8%に達する。兼業よりも専業のほうが、従業員規模が小さい傾向が見られる。

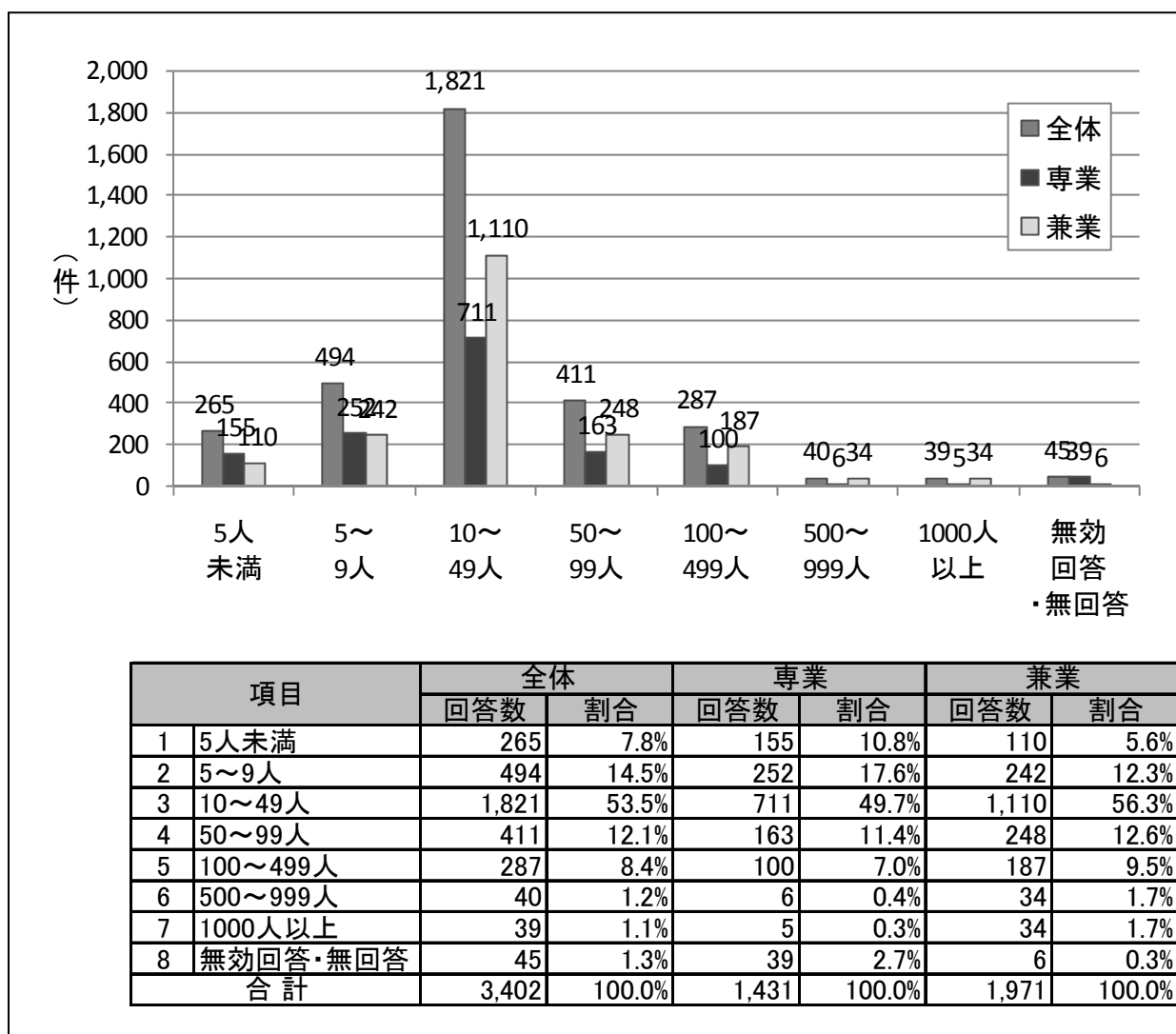


図 9-8 会社全体の従業員規模（全体・専業・兼業）

### 9. 従業員規模（産業廃棄物処理関係：兼業事業者のみ対象）

- ◆ 兼業事業者に対して、産業廃棄物処理に従事する従業員数を聞いたところ、5人未満の会社が約4割（43.4%）を占め、50人未満の会社で94.7%を占める。一方、500人以上の会社は1社となっている（なお、本設問では一般廃棄物処理業との兼業を、兼業者として集計している）。
- ◆ 兼業の業種別にみると、一般廃棄物処理業との兼業の場合は、他の業種より従業員数が大きい傾向が見られる。

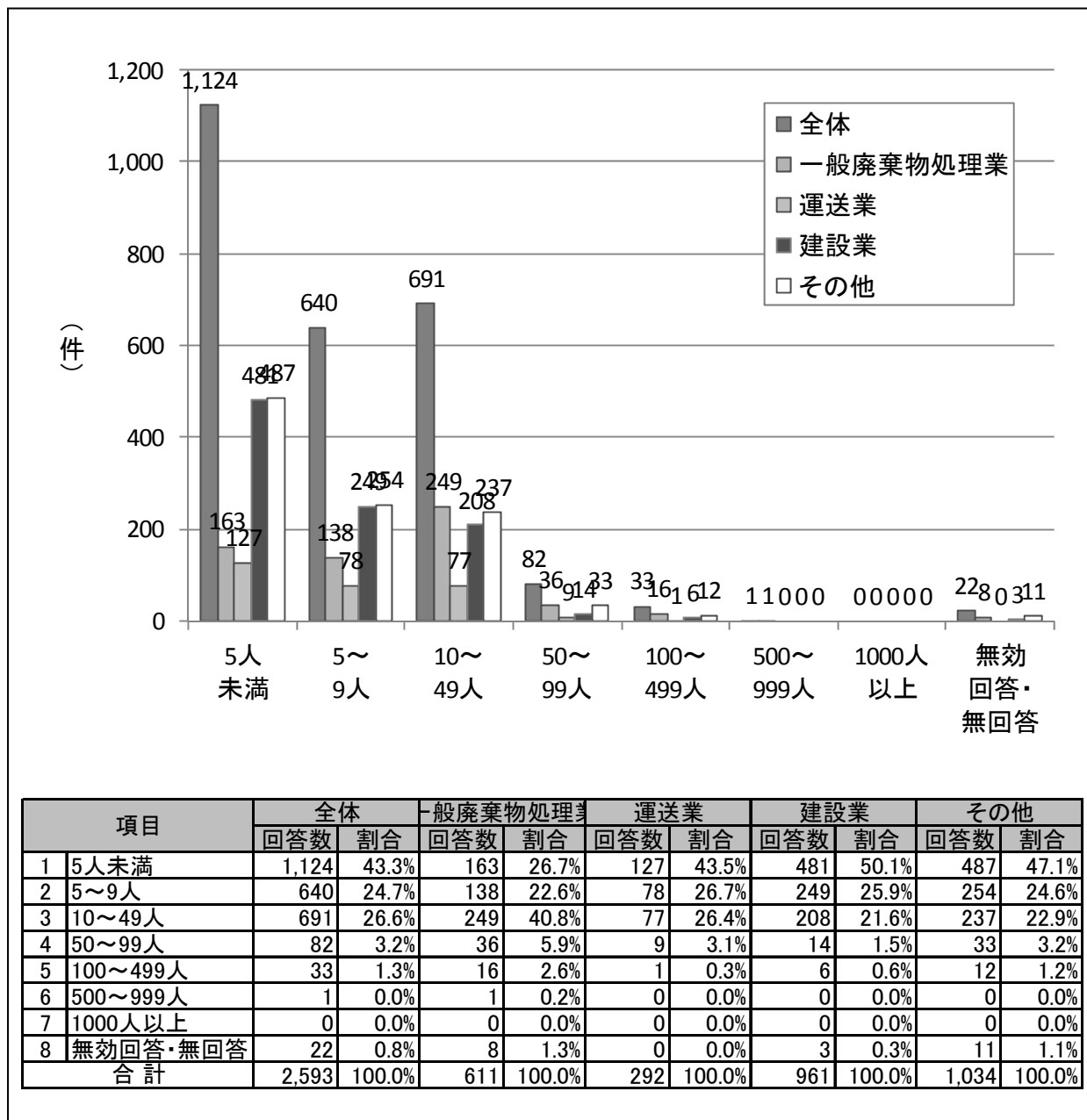


図 9-9 兼業の産業廃棄物処理関係の従業員規模（全体）



- ◆ 「その他の施設」も回答数が731件と多く見られた。  
廃棄物処理法施行令7条施設ではないもので、件数が比較的多く（5件以上）見られるものとしては例えば以下のものがある。
  - ・選別施設
  - ・（無機）汚泥の造粒固化施設
  - ・発泡スチロールの熔融固化
  - ・廃自動車の解体施設
  - ・金属くずの切断施設
  - ・廃プラスチックの圧縮施設
  - ・RPF施設、混練造粒、圧縮施設
  
- ◆ また、件数は少ない（5件未満）が、絞り込まれた特徴的な施設として、例えば以下のものが見られた。
  - ・廃石膏ボードリサイクル施設
  - ・還元焙焼施設、混合選別施設
  - ・焼成施設（石膏ボード等）
  - ・セメント焼成炉（焼却、焼成）
  - ・廃食用油燃料化施設
  - ・湿式分解施設
  - ・石膏粉末の加熱乾燥
  - ・廃情報機器の切断・圧縮
  - ・廃油の蒸留分離精製
  - ・廃油の加熱分離施設
  - ・廃油の造粒施設
  - ・廃油による石けん製造（けん化）
  - ・廃食用油のアルカリ分解、合成処理施設
  - ・酸アルカリの電気分解
  - ・トリクレンの蒸留
  - ・木皮選別
  - ・エアゾール製品の処理施設
  - ・アルミ灰混合、ブリケット造粒設備
  - ・使用済紙おむつ水溶化分離施設
  - ・燃え殻、ばいじんの混練
  - ・汚泥の洗浄分級・混合・流動化処理
  - ・廃プラスチック類（廃タイヤに限る）熱分解（油化）施設
  - ・混練による燃料化、亜臨界水対応による資源化

**Q17. 最終処分場の保有状況（関連会社含む）**

- ◆ 貴社または親会社・子会社・関連企業での最終処分場の保有状況を聞いたところ、「保有している」が434件（12.8%）、「保有していない」が2,913件（85.6%）の回答であった。
- ◆ 売上高規模別に見ると、「500万円以上1000万円未満」の階層で、処分場の保有割合が高い。

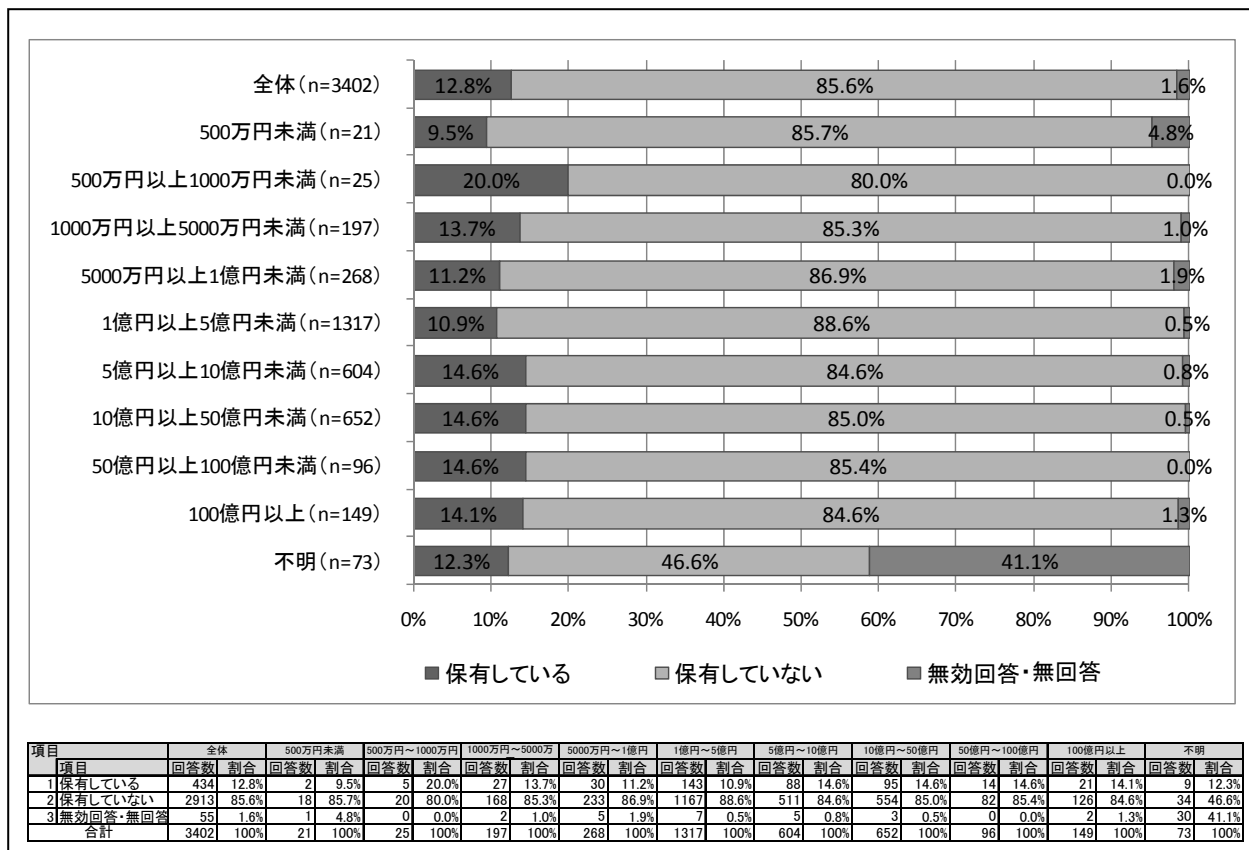
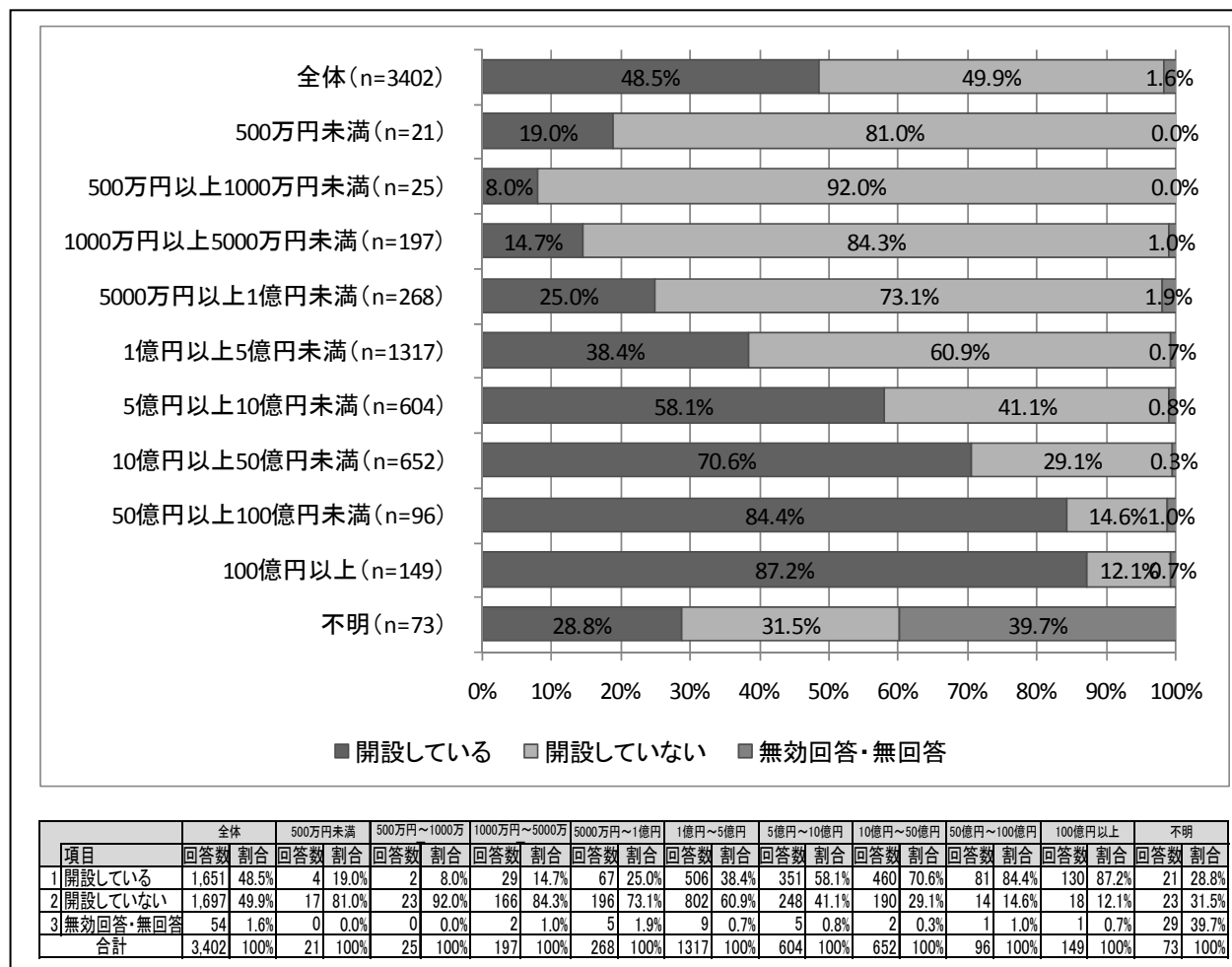


図 9-11 最終処分場の保有の有無



### Q18. ホームページの開設状況

- ◆ ホームページの開設の有無について聞いたところ、全体の約半数（48.5%）がホームページを開設している。売上が大きいほど開設している割合が高く、100億円以上では約9割が開設している。
- ◆ 業種別のホームページ開設率（総務省「通信利用動向調査」より）をみると、「金融・保険業」（93.3%）、「卸売・小売業」（92.6%）、「建設業」（91.7%）、「運輸業」67.0%と各業界を構成する会社の規模に依存する傾向が認められており、本産廃業界でも同様の傾向になっていると考えられる。



項目	全体		500万円未満		500万円～1000万		1000万円～5000万		5000万円～1億円		1億円～5億円		5億円～10億円		10億円～50億円		50億円～100億円		100億円以上		不明	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 開設している	1,651	48.5%	4	19.0%	2	8.0%	29	14.7%	67	25.0%	506	38.4%	351	58.1%	460	70.6%	81	84.4%	130	87.2%	21	28.8%
2 開設していない	1,697	49.9%	17	81.0%	23	92.0%	166	84.3%	196	73.1%	802	60.9%	248	41.1%	190	29.1%	14	14.6%	18	12.1%	23	31.5%
3 無効回答・無回答	54	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.0%	5	1.9%	9	0.7%	5	0.8%	2	0.3%	1	1.0%	1	0.7%	29	39.7%
合計	3,402	100%	21	100%	25	100%	197	100%	268	100%	1317	100%	604	100%	652	100%	96	100%	149	100%	73	100%

図 9-12 ホームページの開設の有無

**Q19. 優良性評価制度のための情報開示の実施状況**

- ◆ 優良性評価制度のための情報開示の実施状況について聞いたところ、「情報開示している」との回答は720件（21.2%）ある。売上高規模が1000万円以下の会社では、「情報開示している」と回答している会社はなかった。
- ◆ 専業と兼業別に見ると、専業では売上高規模が大きいほど情報開示に取り組んでいる傾向が見られた。

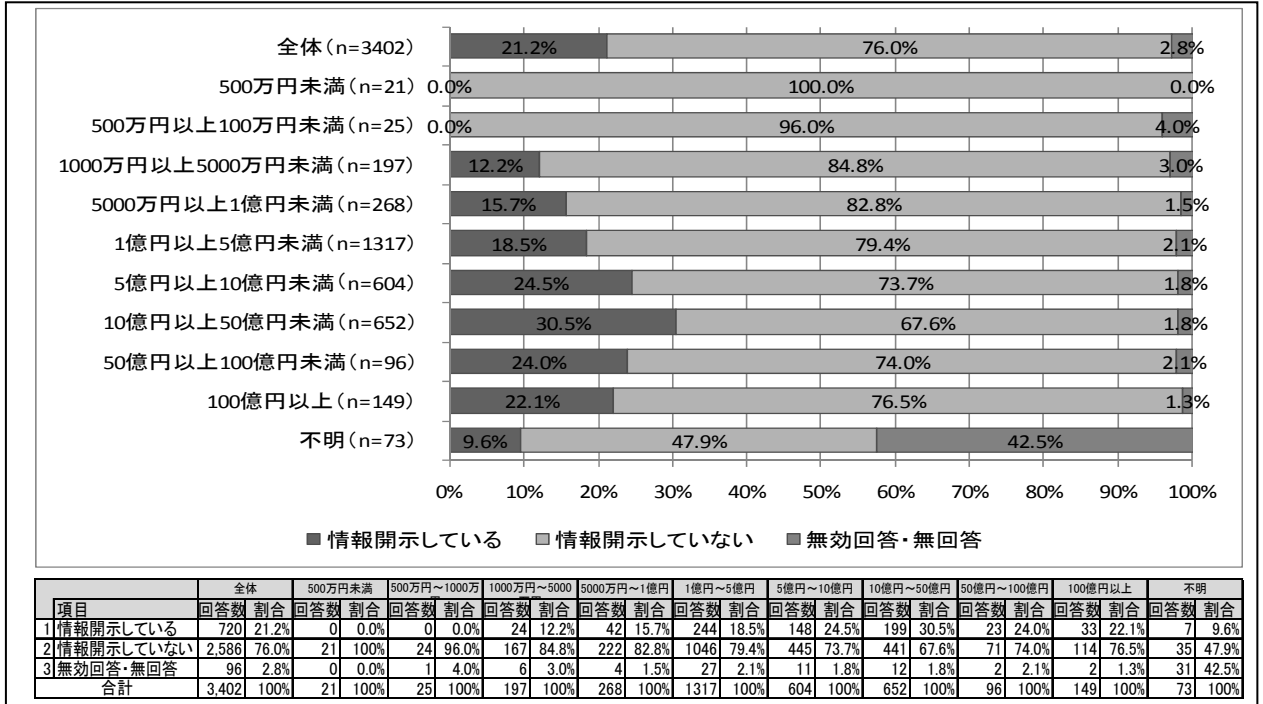


図 9-13 優良性評価制度のための情報開示の実施状況（全体）

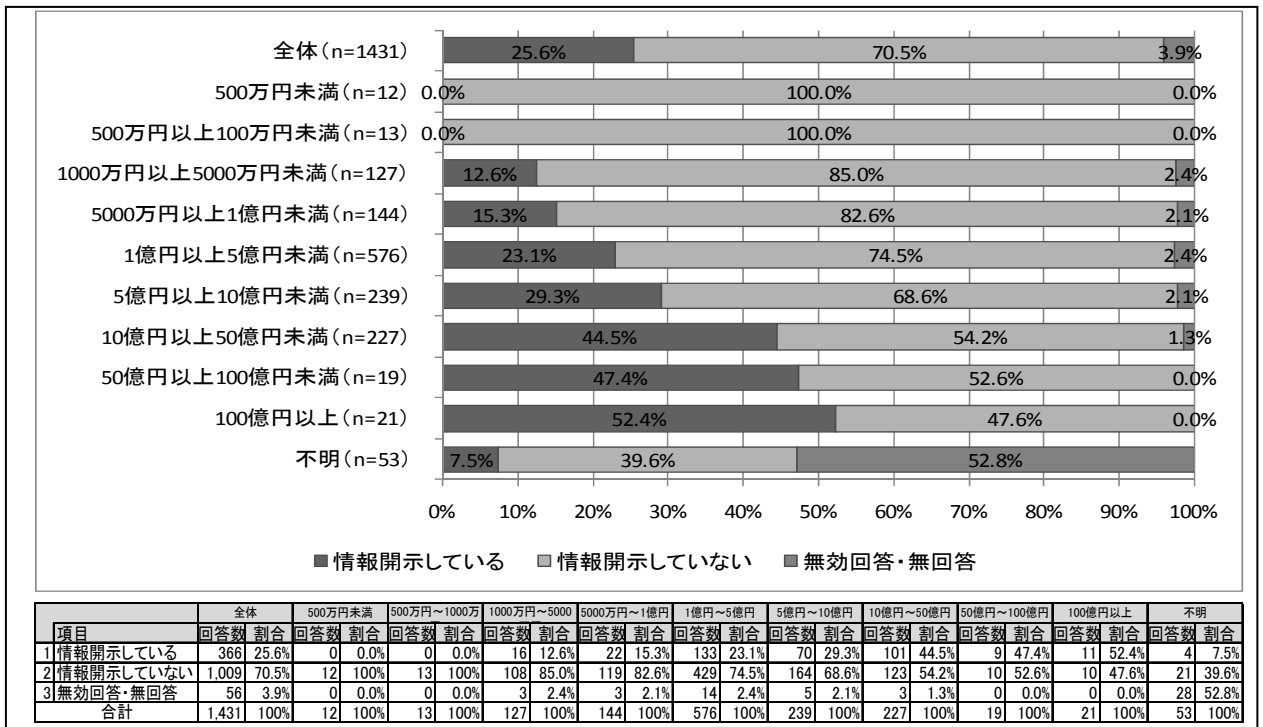


図 9-14 優良性評価制度のための情報開示の実施状況（専業）

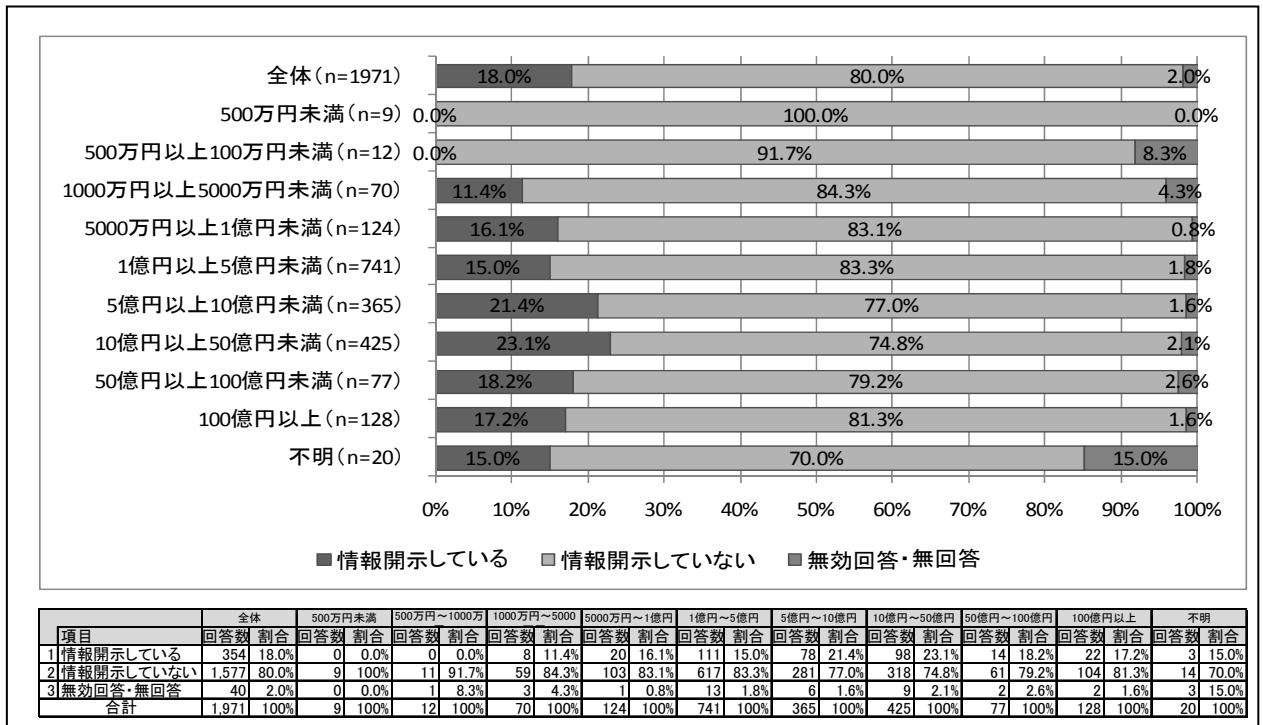


図 9-15 優良性評価制度のための情報開示の実施状況（兼業）

**Q20. 優良性評価制度の適合確認の有無と今後の意向**

- ◆ 優良性評価制度の適合確認の有無と今後の意向について聞いたところ、「適合確認されている」との回答が253件（有効回答3,402件中7.4%）であった（適合確認済みの中間処理業者数は131事業者（H19.12.31時点）のため、適合確認について一部誤解が見られる）。
- ◆ 専業と兼業別に見ると、専業では売上高規模が大きいほど「適合確認済み」や「今後目指す予定」の割合がやや高めの傾向が見られた。
- ◆ 「今後、適合確認を目指す予定」の回答も含めると2,093件（61.5%）と約6割で取り組む意欲が見られるが、このうち、Q4で「情報開示している」と回答された720件（21.2%）が具体的に着手しているものと見られる。

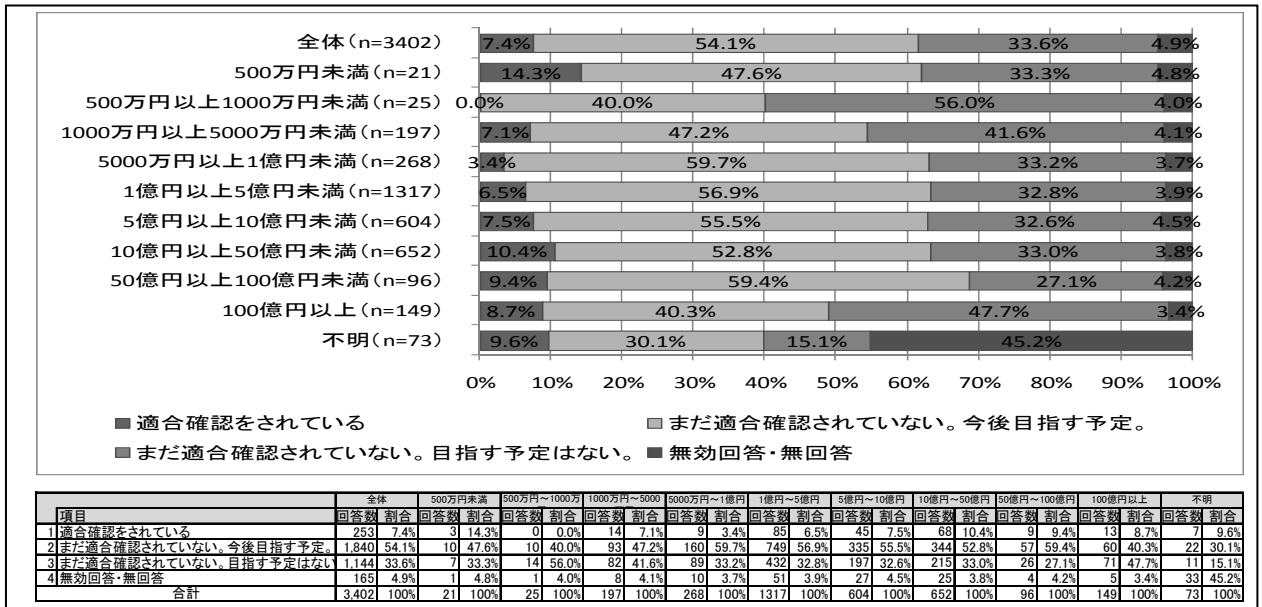


図 9-16 優良性評価制度の適合確認の有無と今後の意向（全体）

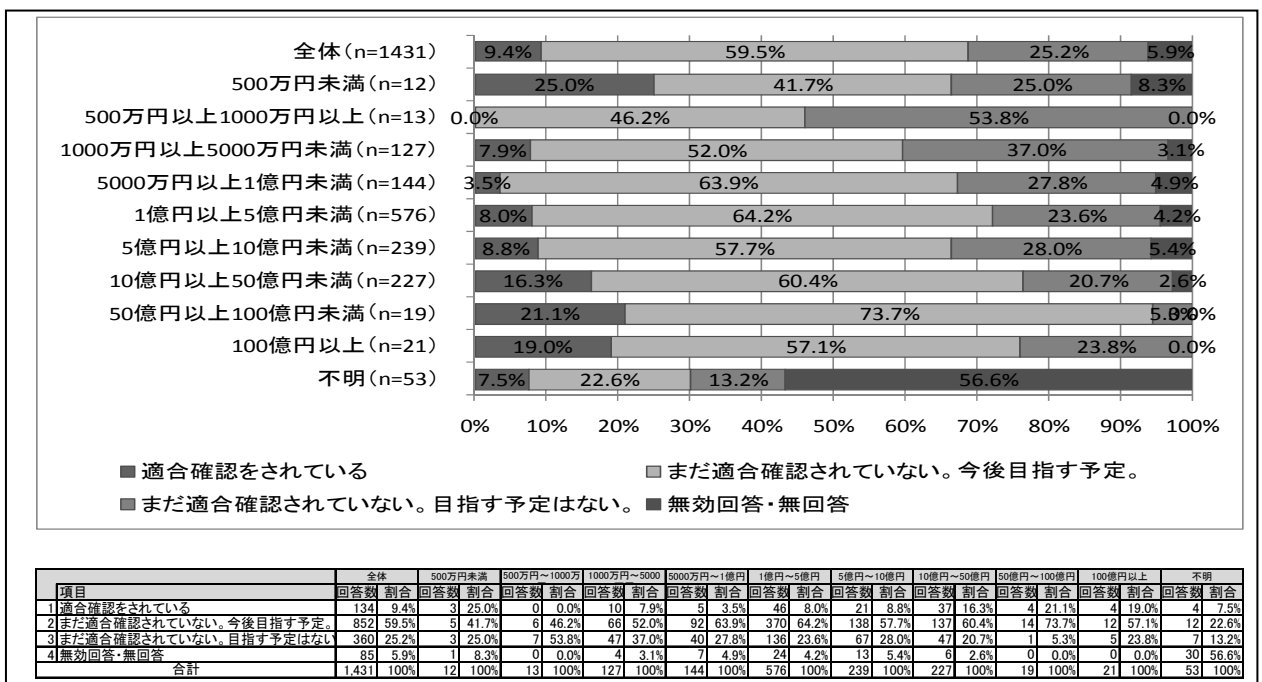


図 9-17 優良性評価制度の適合確認の有無と今後の意向（専業）

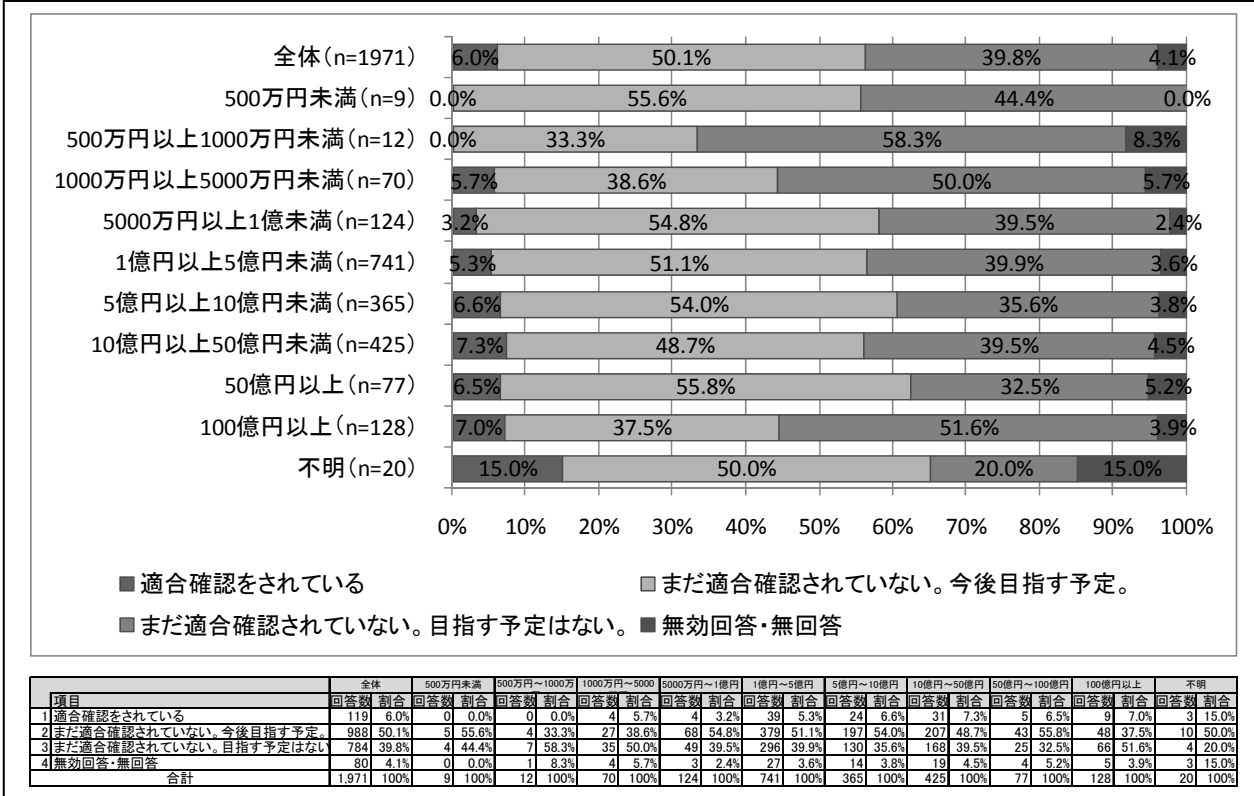


図 9-18 優良性評価制度の適合確認の有無と今後の意向（兼業）

**Q21. 電子マニフェストへの加入状況**

- ◆ 電子マニフェストへの加入状況について聞いたところ、「中間処理場は全て加入している」が650件（19.1%）、「一部の中間処理場が加入している」が181件（5.3%）、合わせて831件（24.4%）が加入済みであり、「今後加入する予定」が1,564件（46.0%）であった。
- ◆ 専業と兼業別に見ると、専業のほうが全般的に加入している割合が高く、売上高規模が大きいほど電子マニフェストに加入している割合が高めの傾向が見られた。

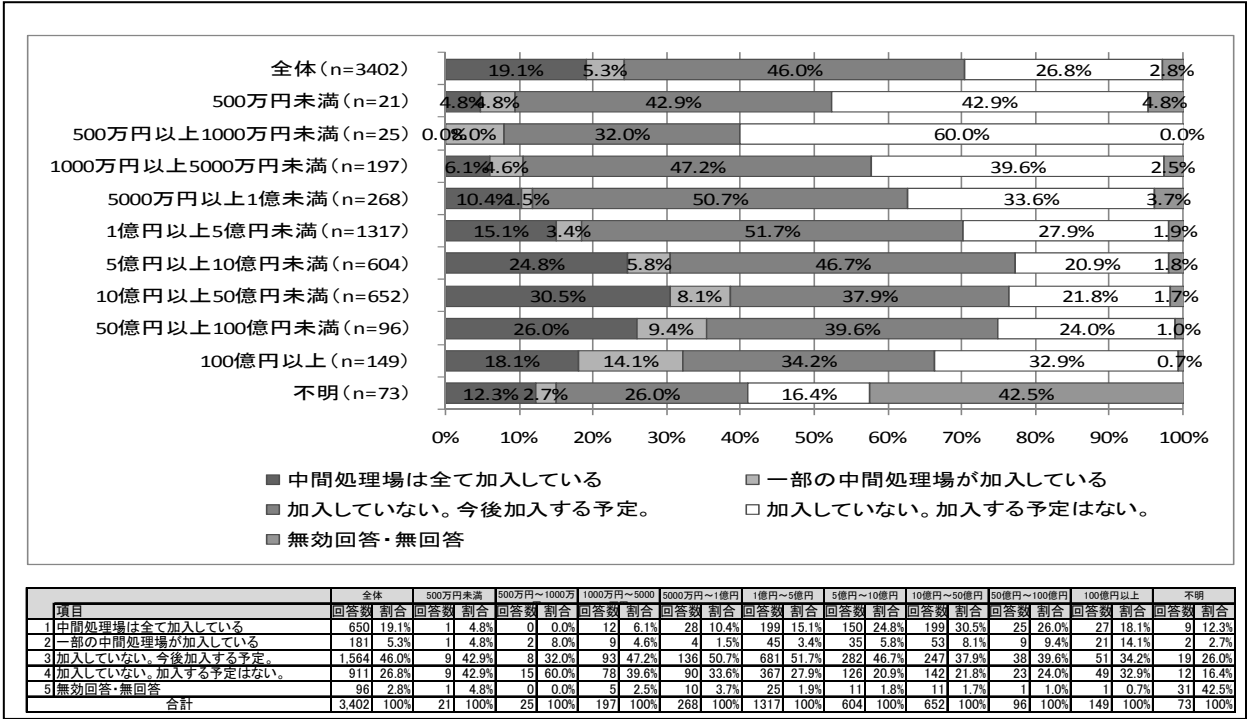


図 9-19 電子マニフェストへの加入状況（全体）

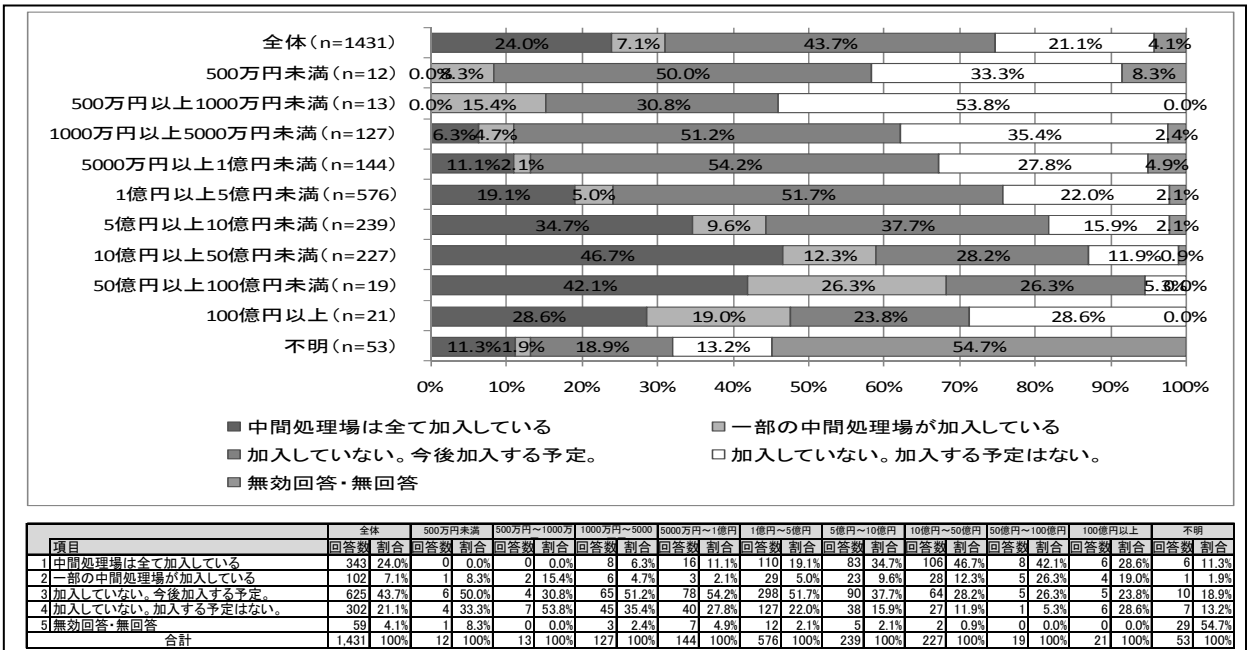


図 9-20 電子マニフェストへの加入状況（専業）

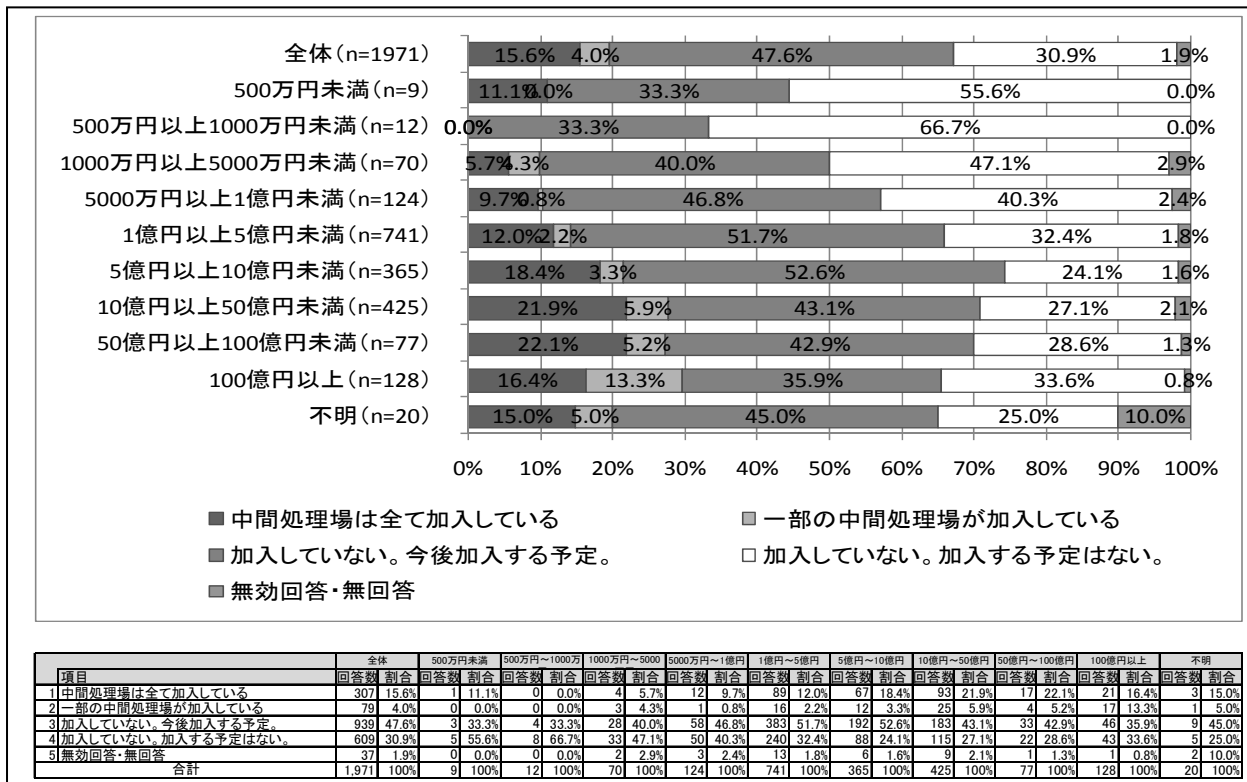


図 9-21 電子マニフェストへの加入状況（兼業）

- ◆ 「加入していない。加入する予定はない。」と回答した方にその理由を聞いたところ、「排出事業者が加入していない」、「処理量が少ないので必要性がない」、「メリットがない」等の回答が見られた。

**Q22. ISO14001 認証、エコアクション21 認証、その他地域の環境認証の取得状況**

- ◆ 環境マネジメントシステムの取得状況について複数回答で聞いたところ、全体の約4割 (36.6%) が取得しており、このうち「ISO14001」が884件 (27.3%)、「エコアクション21」が161件 (5.0%)、「その他地域の環境認証制度」が143件 (4.4%) であった。
- ◆ 認証制度の中で、売上高規模が大きいほど「ISO14001」の取得を選択する傾向が見られる。

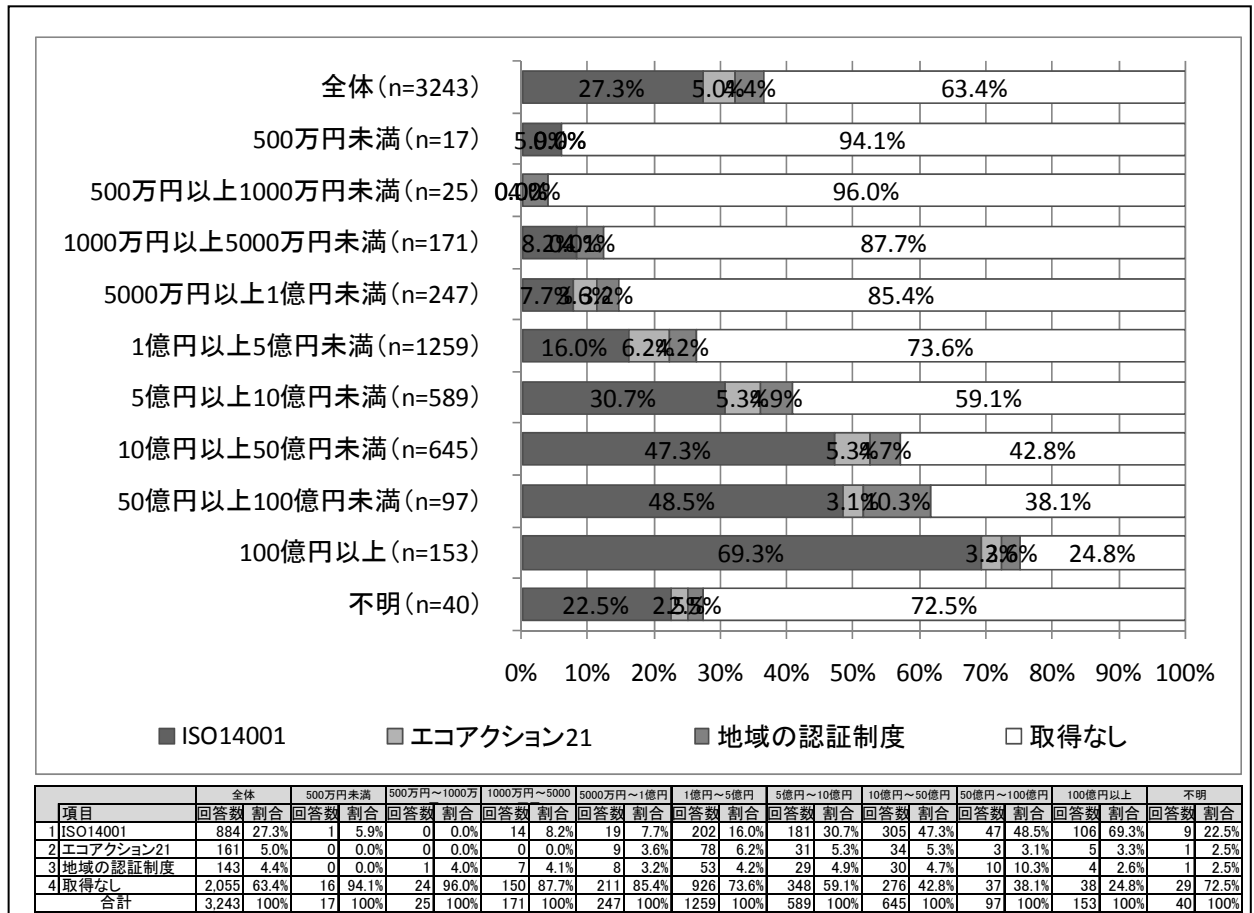


図 9-22 環境マネジメントシステムの取得状況



## □ リサイクル等への取組について

### Q23. リサイクルへの取組状況

マテリアルリサイクル、サーマルリサイクルについて、リサイクルの方法、再生利用用途、リサイクル率、エネルギー回収率等について聞いた。

#### リサイクル率・エネルギー回収率の定義

##### 【リサイクル率・マテリアルリサイクルの場合】

対象廃棄物のうちの再資源化等量／対象廃棄物の受入量  
(再資源化等は、再資源化＋縮減(減量化)とする)

##### 【エネルギー回収率・サーマルリサイクル】

再生エネルギー／(処理対象物のもつエネルギー＋所要投入エネルギー)

回答件数は、マテリアルリサイクル:サーマルリサイクル=3,389件(97.3%):92件(2.7%)でサーマルリサイクルの回答件数は少ない。またリサイクル率は3,204件(マテリアルリサイクル全回答数3,389件の94.5%)、エネルギー回収率は59件(サーマルリサイクル全回答数92件の64.1%)について数値で回答があり、マテリアルリサイクルのほうが数値でより確実に把握されている。

- ◆ マテリアルリサイクルについて、廃棄物種類別に分類したところ、回答数は「がれき」、「木くず」、「廃プラ」等建設系廃棄物を含むものが多い。またリサイクル率(図8)は、回答者からの回答数値の単純平均をとったものだが、全般的に国の排出統計よりも高めに出ており、特に、汚泥(食品)、金属、がれき、動植物性残さ、木くず等は高い。あくまでも自己申告ベースの数値であり、取扱には注意が必要である。
- ◆ 表1に、これらリサイクル率の根拠となる処理設備や再生利用用途の主なものを示す。

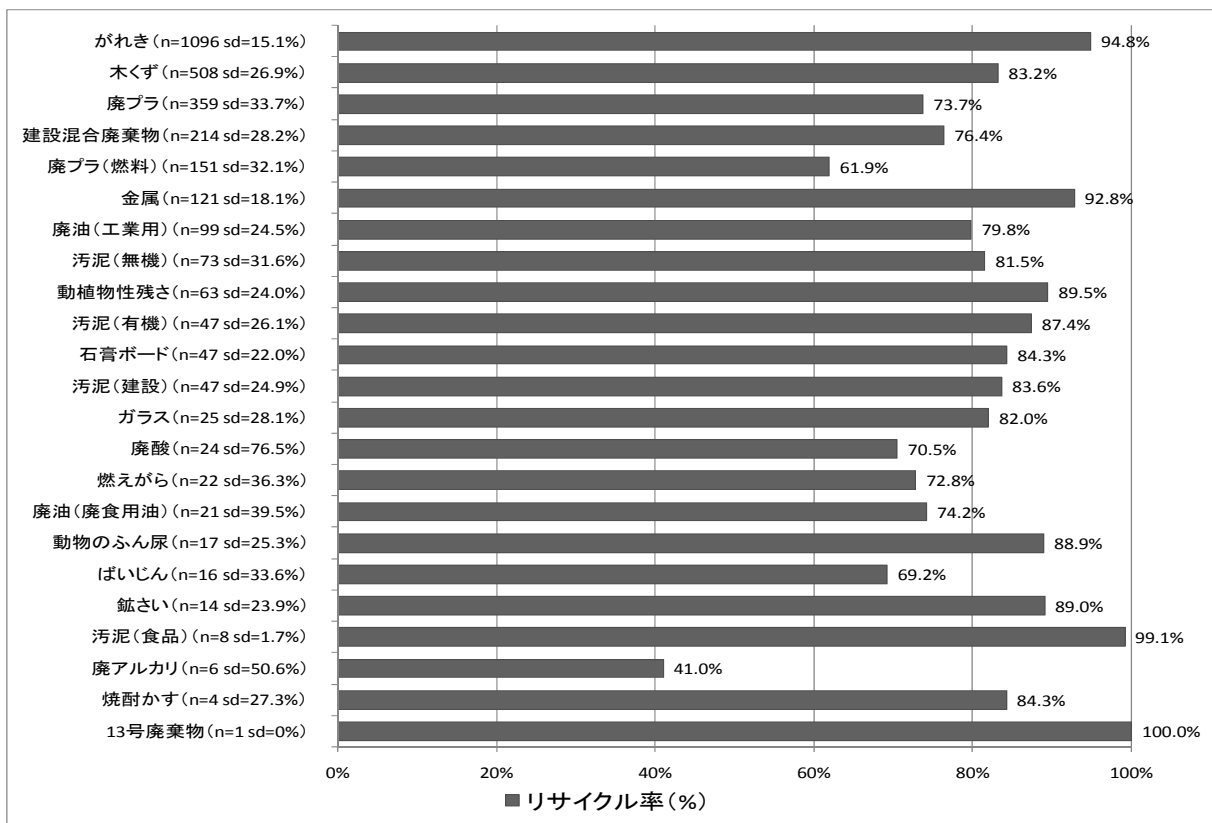


図 9-23 マテリアルリサイクルのリサイクル率の回答 (単純平均)

表 9-1 廃棄物種類毎のリサイクル率 (主な処理設備と主な再生利用用途)

対象廃棄物	処理設備	回答件数	リサイクル率 (%)	再生利用用途
がれき	破碎、選別	1,096	94.9	再生骨材、路盤材
木くず	破碎、選別	508	83.2	燃料チップ堆肥、土壌改良材、マルチング材、パーティクルボード、合板、木炭、敷料
廃プラ	圧縮、粉碎、圧縮、溶融、乾留熱分解	359	73.7	再生原料 (ペレット、フレーク)、パレット材、インゴット、擬木等の土木資材、油化、チップ
建設混合廃棄物	破碎、選別	214	76.4	路盤材 製鋼用・燃料用原料、RPF、燃料チップ、ボード原料、堆肥、敷わら、オガ粉、炭
廃プラ(燃料)	破碎、選別、圧縮、溶融	151	61.9	燃料、RPF、セメント焼成原料
金属	せん断、圧縮成型、還元焙焼	121	92.8	製鋼原料、金属原料、建設資材
廃油(工業用)	油水分離、蒸留精製、分解精製	99	79.8	リサイクル溶剤、再生重油、飼料、インク原料用油脂、石けん化、BDF
汚泥(無機)	脱水、造粒固化	73	81.5	盛土材等、埋戻材、路盤材、流動化処理土、窯業原料、釉薬原料、転炉用フォーミング制御材、育土の原料、副産リン酸肥料、蛍石
動植物性残さ	乾燥、発酵、堆肥化、飼料化、蒸煮、油脂製造、メタン	63	89.5	飼料、堆肥、肉骨粉、油脂

	発酵			
汚泥 (有機)	脱水、油水分離、 乾燥、固化、焼却	47	87.4	肥料化、縁石ブロック(セメント固化) 炭化品、セメント原燃料
石膏ボード	破碎、圧縮分離	47	84.3	原料、石膏、中性固化材、ボード原料、 汚泥の吸湿材(自己利用)、RPF原料、パ ルプ、土壌改良材、路盤材
汚泥 (建設)	造粒固化、移動式 処理	47	83.6	埋戻材、路床材、路体材、路盤材、改良 土として現場内使用
ガラス	破碎	25	82.0	再生骨材、アスファルト骨材、ソーダガ ラス原料、カレット、砂、軽量資材、ロ ックウール製品、繊維強化セメント板、 人工大理石、リサイクル蛍光管(DEM)他
廃酸	中和、還元、電解	24	70.5	ポリ鉄、塩化第一鉄液、硫酸第一鉄液、 セメント製造燃料、粗銀、貴金属の精錬、 回収金属(ニッケル)、高純度鉛地金、 脂肪酸、硫酸、肥料
燃えがら	焙焼、溶融、セメ ント混練	20	72.8	路盤材、コンクリート骨材、再生砂、セ メント原材料、コンクリート二次製品、 保護材、窯業系サイディング、土木用資 材ウエイト
廃油 (廃食用油)	油水分離、廃油再 生、蒸留	15	74.2	軽油の代替燃料、BDF燃料、バイオディ ーゼル油、肥料の発酵助剤、廃水処理剤、 飼料原料
動物のふん尿	堆肥化	17	88.9	堆肥
ばいじん	焙焼、混練	16	69.2	鉄源、鉄鋼用副資材、高純度亜鉛地金、 粗酸化亜鉛、セメント原料、アスファル ト・フィラー、路盤材
鉱さい	破碎、製粒、分級	14	89.0	コンクリート用骨材、路盤材、電気炉用 燃料ブリケット、製鋼原料、セメント原 料
汚泥 (食品)	破碎分離	8	99.1	有機肥料、堆肥、ばいよう土、ぼかし肥 料
廃アルカリ	真空蒸発濃縮、中 和、移動式処理	6	41.0	再生土、セメント製造燃料、路盤材、化 成品
焼酎かす	固液分離、堆肥化	4	84.3	飼料、堆肥
13号廃棄物	セメント混練	1	100	コンクリート二次製品

◆ サーマルリサイクルの全回答数92件は、本アンケートの有効回答数3,402件の2.7%、また平成18年4月1日現在の全国で許可されている焼却施設数3,902施設（環境省統計）の2.3%にそれぞれ相当する。温暖化対策の観点から、熱回収や発電等余熱利用の一層の推進が必要と考えられる。

例えば、エネルギー回収率では、先述のように全回答数92件中59件と半分強であるが、中には、熱回収の単位がMJ、Mcalではなく蒸気量での回答や単位不明なものが見られたり、またエネルギー回収率が100%近い数値が多く見られ、実態とかけ離れた数字の回答もみられた。今回のようなアンケートや報告、情報開示等が必要になったときを想定すると、報告精度を上げるために、マニュアルやパンフレット等によって、よりわかりやすく示すような工夫が必要と考えられる。

表 9-2 サーマルリサイクルの取組みの回答

対象廃棄物	処理設備	熱回収	場内利用 (kWh/年)	売電 (kWh/年)	発電効率 (%)	備考(熱利用用途等)
ASR、一廃	廃棄物発電					
汚泥(ペーパースラッジ)	廃棄物焼却炉	蒸気10,953t/年				
汚泥	汚泥乾燥					
汚泥、ばいじん、廃油、廃 プラ、木くず等	セメント焼成炉					
汚泥、廃プラ類	焼却施設	378,418GJ			5%	
汚泥、廃プラ類、木くず、 紙くず	廃棄物ボイラ設備	1,409,930,873MJ/年				
汚泥、廃油	廃熱ボイラ設備					
汚泥、廃油、廃プラ類、そ の他		976,000,000MJ/年 (発電含む)	25,140,000	0	13%	
可燃ごみ、ASR等	発電ボイラ設備	1,187,600GJ/年	49,341,580	11,338,320	19%	
感染性、廃プラ、産業廃 棄物(温泉施設)	焼却施設					
産業廃棄物	廃熱ボイラ設備	169,145,000,000kJ/年	1,780,000			
産廃物、特管物	廃熱ボイラ(焼却施 設)		818			
焼酎廃液	メタン発酵設備	9,918,475,056kcal/年				
全廃棄物	乾燥設備					焼却の余熱を利用し、水 分を飛ばす
動植物性残さ、汚泥等	メタン発酵設備					
動植物性残さ、廃酸、廃 アルカリ汚泥、動物のふ ん	メタン発酵設備	6,500MJ/年	730,000	730,000		
動植物性残渣	メタン発酵施設	266,195Mcal	597,000	0	20%	
動植物性残渣	メタン発酵	259,197MJ/年	72,000	0	16%	
動植物性残渣	メタン発酵設備					
燃えがら、ばいじん、無機 性汚泥、一廃焼却残渣、 廃プラ	発電ボイラ	5,462,130kWh/年			14%	
燃えがら、汚泥、廃プラ等	発電ボイラ設備	2,429,022MJ/年	6,755,170		5%	
農業用廃プラ	油化還元処理設備					
廃タイヤ	発電ボイラ設備					
廃タイヤ	乾留設備	27,816,000kcal/日				
廃タイヤ	発電ボイラ設備	親会社設備につき不明				
廃タイヤ	発電ボイラ設備					
廃タイヤ、木くず	発電ボイラ設備	88,046,760MJ/年	2,190,000	4,117,200	10%	
廃プラ	容器包装リサイクル 設備					
廃プラ						
廃プラ		1,668MJ/年				
廃プラ、紙	焼却炉	蒸気発生				
廃プラ、紙くず他	焼却施設	8,372,348MJ/年	2,326,790	0		
廃プラ、廃タイヤ						

対象廃棄物	処理設備	熱回収	場内利用 (kWh/年)	売電 (kWh/年)	発電効率 (%)	備考(熱利用用途等)
廃プラ、廃油	排熱回収粉設備	118,400MJ/年				
廃プラ、廃油等	セメントキルン	505,000GJ/年	0	0		
廃プラ、木、紙、動植物	ボイラ設備	水蒸気発生量3.4ton/h				
廃プラ、木くず、紙くず等	焼却設備	101,824,262MJ/年				
廃プラ、木くず、紙くず等	蒸気タービン設備	1,118,703MJ/年				
廃プラ、木くず等	発電ボイラ設備	427,277,000MJ/年	11,600,000	3,600,000	11%	
廃プラ、木くず	発電ボイラ設備	527,049,987MJ/年	52,821,201	32,985,012	0%	
廃プラ等	焼却設備	焼却エネルギー	1,400			
廃プラ等	ガス化溶融炉					
廃プラ類	セメントキルン					
廃プラ類	発電ボイラ設備					
廃プラ類		180t				
廃プラ類		24,698,050MJ/年				
廃プラ類、廃油、汚泥、木くず、RDF等	発電ボイラ設備	984,837,838MJ/年	9,136,750	13,150,990	20%	
廃油	アルミ炉					
廃油	廃油焼却設備	蒸気回収1.1MPa 1t/h	60%			
廃油						
廃油	海水濃縮釜	9,121,248,000MJ/年				
廃油		8,100,000Mcal/年				
廃油	発電設備		1,219,000		35%	
廃油	蒸気ボイラ	4,436,694MJ/年				
廃油、汚泥他	ロータリーキルン焼却炉	23Kスチーム 8t/h発生、売却				
廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、廃肉骨粉	セメント焼成炉	2,189,850,681MJ/年	3,266,600	0	39%	
廃油、廃プラ類、汚泥、木くず、重油等	発電ボイラ設備	0	$6.51 \times 10^6$	$3.15 \times 10^6$ (逆送電)		
木くず	木質系廃棄物炭化処理設備	70,414,500MJ/年				
木くず	バイオマスガス化発電施設	11,882,971MJ/年	3,302,440			
木くず、紙くず、繊維くず、廃プラ	焼成設備	37,438MJ/年				
木くず、紙くず、廃プラ	焼却炉	432,000Mcal/年				
木くず、紙くず、廃プラ、ゴムくず、動植物性残さ、廃油、繊維くず	焼却炉廃熱ボイラ	10,678,645MJ/年				
木くず、廃プラ	バイオマスボイラ	0	22,757	0	26%	
木くず、廃プラ	焼却設備(乾留設備)土砂等乾燥設備	1,758,450				
木くず、廃プラ、紙くず、繊維くず	発電ボイラ設備許可申請中					
木くずベニア材	建設系					
油系廃棄物全般	発電ボイラ設備		328,500			
	雑芥焼却炉		200Kl/年(重油換算)			廃熱利用により廃液を濃縮している
	廃熱	園芸ハウス内に湯を供給				
	廃熱ボイラ	7t/h				
	廃熱ボイラ	9,780,778kcal/n				
	外注先リサイクル					
	木材乾燥用ボイラ	温熱不明				
	発電ボイラ設備	不特定多数のため、一概に言えない				
	発電ボイラ	23,662GJ	1,300,000	1,180,000	15%	
	木材乾燥機	1,165GJ				
	流動培焼炉	256万KJ/h				
	コジェネレーター	3,839,553MJ/年	547,500	328,500	38%	
	メタン発酵設備(動植物性残渣)	5,670,690MJ/年				
	炭化廃熱利用					乾燥設備で活用
	産業廃棄物溶融処理施設	270kw/	270	0		
	発電ボイラ設備		5,200	0		
	廃熱ボイラ					
	発電ボイラ設備		2,500,000		13%	
	発電ボイラ設備	189,252,000MS/年			2%	
	廃棄物焼却炉付設熱回収ボイラ	53,818,100MJ/年				
	焼却炉	冬季間、事務所への暖房				
	ガス化溶融(ガス化改質方式)処理施設					
	発電ボイラ設備	6,849,000MJ/年	1,902,000		80%	
	汚泥乾燥炉、焼却炉					熱エネルギー(排熱)を利用して汚泥を乾燥して
	消雪					

□ 排出事業者との関係について

Q24. 貴社の強み（排出事業者が貴社に処理委託する理由）

◆ 貴社の強み、言い換えれば、排出事業者が貴社に中間処理を委託する理由について聞いた。中間処理業が「重要」（＝自社の強み）と見ているのは多い順に、「地理的な近さ」、「リサイクルルートの明確さ」、「処理業者の評判（住民や行政など地元での評判など）」、「最終処分までの処理ルートの明確さ」、「処理能力が十分であること」、「リサイクル率の高さ」、「維持管理の適切な実践」、「コンプライアンスの徹底」、「処理技術のレベルの高さ」、「処理料金が安価」となっている。「地域に密着したサービス業」の位置づけを最も強く意識していることがわかる。

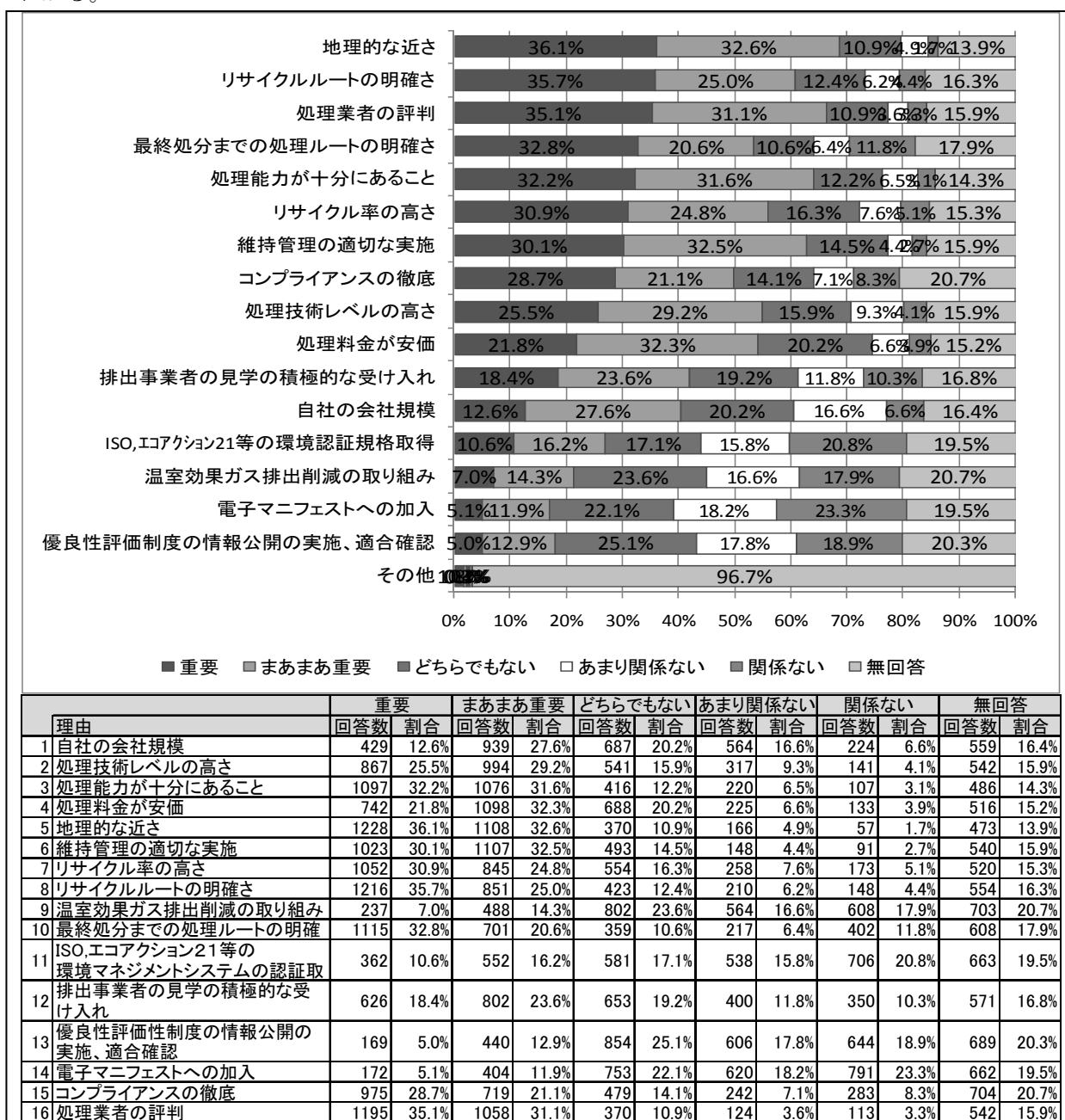


図 9-24 排出事業者が貴社に中間処理を委託する理由

◆ その他、「自社の強み」の自由記述の回答として、次のような点が挙げられた。(以下、多い順)

- ①差別化できている (23 件)
- ②適正処理等により信頼がある (16 件)
- ③競争相手が不在である (4 件)
- ④排出者と強く連携している (2 件)
- ⑤経営方針が優れている (1 件)
- ⑥その他 (12 件)

①差別化できている (23 件)

- 特殊処理
- かわらだけの破砕施設
- 受入時間
- 移動式
- 運搬能力
- 有価物のみ買受け
- E票の発行
- 国内リサイクル
- 骨材を運ぶ車両で返りにコンクリートくずを処理できる
- 可動式のため
- 情報力
- 夜間営業
- 完全リサイクル
- 県の指定リサイクル品
- 預かり在庫廃棄一貫管理
- 機密保持
- 機密保持
- 業者とのかね合い
- 収集運搬能力
- 教育効果
- 再生利用事業登録証明書を取得している
- 情報サービス
- CS の徹底

②適正処理等により信頼がある (16 件)

- 創業以来であるので
- グループ会社を含めた総合力
- 適正処理
- グループ会社
- 関係会社
- 信用力
- チームワーク
- 品質管理
- グループ企業
- 地元対応
- 適正処理

- 組合組織
- 組合員の共同施設
- 公的な共同事業
- 適正処理するために設立された会社の為
- 業界での取組

③競争相手が不在である（4件）

- 他に受け入れ施設なし
- 地域にガラス破砕機の施設がない為
- 島内、唯一の処理場
- 近くに中間処理業者がないため

④排出者と強く連携している（2件）

- 関連会社から受託
- 客先の設備メンテナンス業

⑤経営方針が優れている（1件）

- 経営方針

⑥その他（12件）

- 自社の廃コン処理
- 自社発生物のみ
- 自社は解体工事を行う
- 自社班工事、自社処分
- 自社工事分のみ
- 地域、地元住民との交流
- 地域との融合
- 地域に対するボランティア、近隣小、中学校等の木くず処理のサービス（無償受入）毎年
- 処理場の清潔さ
- 労働災害
- 再販
- 処理の施設に金と時間がない



**Q25. 年1回以上現地確認に訪れる排出事業者の割合**

- ◆ 年1回以上施設に現地確認に訪れる排出事業者の割合について、単一回答で聞いたところ、「7割以上が訪れている」が926件（27.2%）、「半数程度が訪れている」が626件（18.4%）、「3割程度が訪れている」が540件（15.9%）、「1割程度が訪れている」が665件（19.5%）であり、全体的に、現地確認を行う排出事業者の割合は低い結果であった。
- ◆ 年1回以上現地確認を行う排出事業者の割合は、35%程度あると推定される（ $34.9\% \approx 0.7 \times 27.2\% + 0.5 \times 18.4\% + 0.3 \times 15.9\% + 0.1 \times 19.5\%$ ）。  
一方、「優良化促進活動WG」で実施した「排出事業者アンケート調査」結果では、「（すでに委託している処理業者に対して）年1回以上訪問して確認している」との回答が12.7%、「数年に1回訪問して確認している」が8.3%、「特に確認しない」が61.9%と、厳し目に出ている傾向が見られる。
- ◆ 取引業種別に見ると、医療系、商業系の排出事業者の割合は低く、一般廃棄物の許可業者へ委託している場合があることが一因と考えられる。

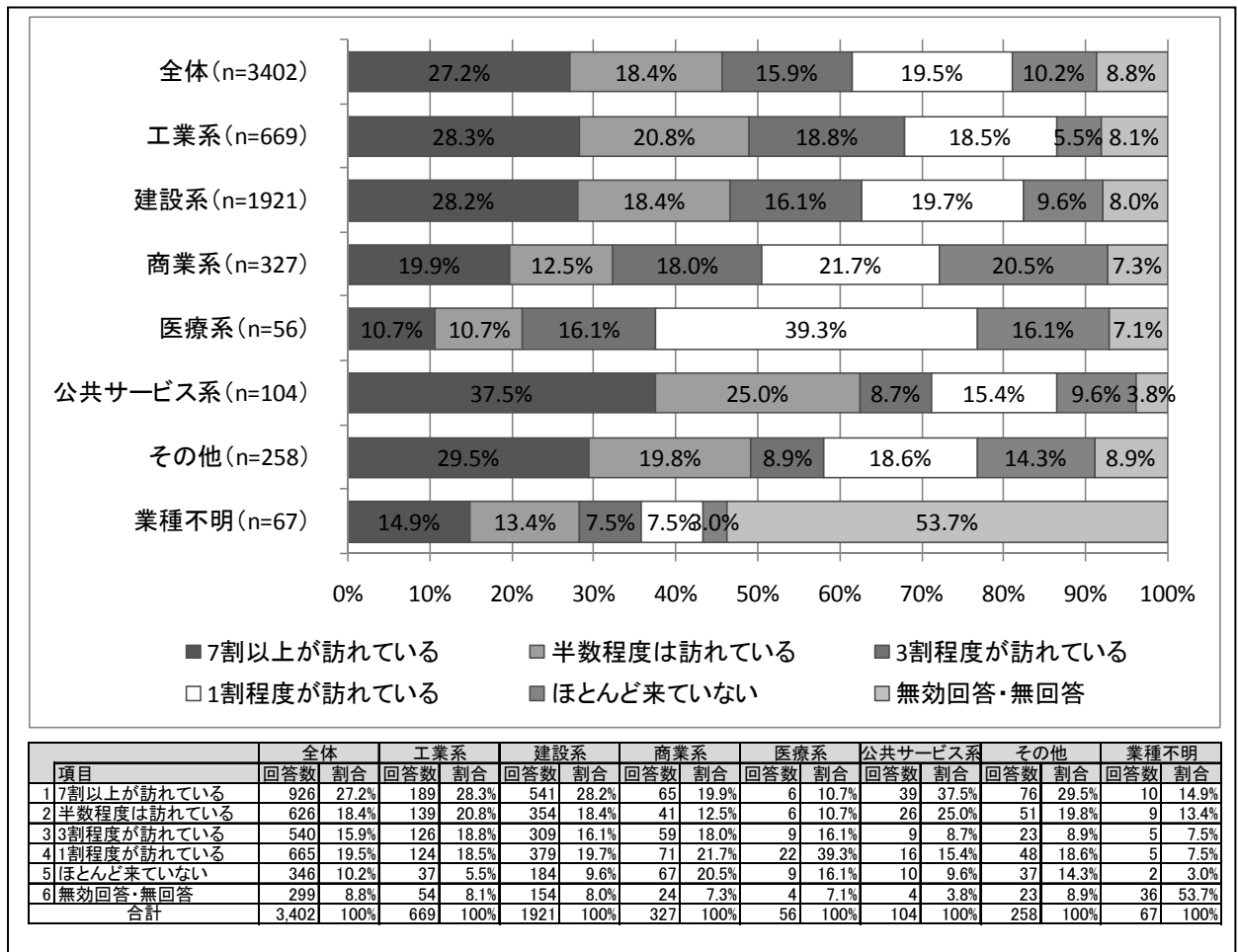


図 9-25 年1回以上現地確認に訪れる排出事業者の割合

**Q26. 年1回以上中間処理後の残さの最終処分先に現地確認に訪れる排出事業者の割合**

- ◆年1回以上中間処理後の残さの最終処分先に現地確認に訪れる排出事業者の割合について、単一回答で聞いたところ、「7割以上が訪れている」が402件（11.8%）、「半数程度が訪れている」が284件（8.3%）、「3割程度が訪れている」が349件（10.3%）、「1割程度が訪れている」が667件（19.6%）であり、全体的に、最終処分先への現地確認を行う排出事業者の割合は低いという結果であった。
- ◆年1回以上最終処分先の現地確認を行う排出事業者の割合は、17%程度と推定される（ $17.4\% \div 0.7 \times 11.8\% + 0.5 \times 8.3\% + 0.3 \times 10.3\% + 0.1 \times 19.6\%$ ）。
- ◆取引業種別に見ると、医療系の排出事業者の割合は低かった。

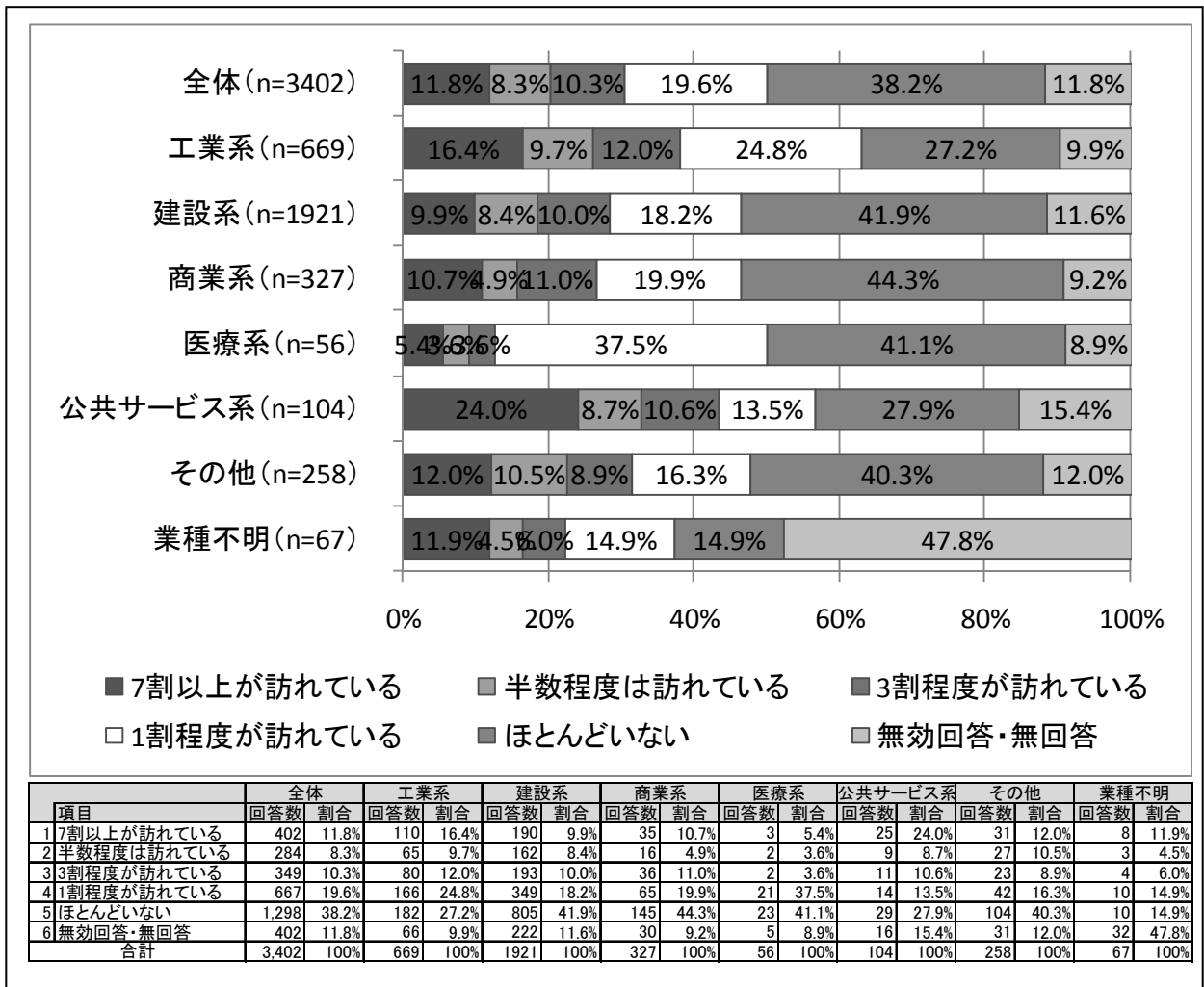


図 9-26 年1回以上中間処理後の残さの最終処分先に現地確認に訪れる排出事業者の割合

## Q27. 排出事業者への改善要望

- ◆ 排出事業者に改善してほしいことについて複数回答で聞いた。特に「改善を強く希望する」点については、「処理業者の適正処理や価格に理解がない」が973件（有効回答3,402件中28.6%）、「契約やマニフェストを適切に運用しない」581件（同17.1%）、「処理業者のリサイクルの取組に理解がない」432件（同12.7%）、「廃棄物排出時に組成や成分の説明がない」374件（同11.0%）、「優良性評価制度について理解がない」170件（同5.0%）、「電子マニフェストの導入をしてもらえない」164件（同4.8%）の順に多かった。

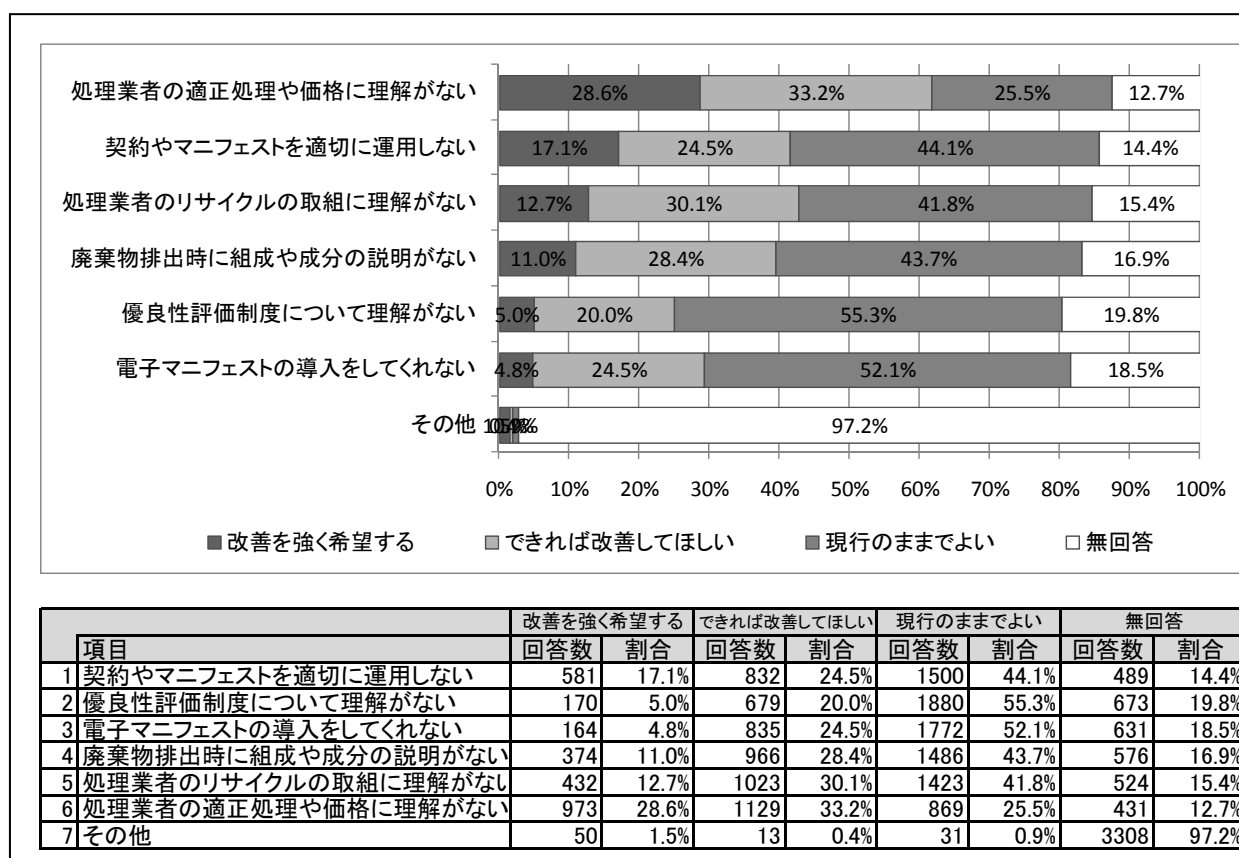


図 9-27 排出事業者に改善してほしいこと

- ◆ 取引業種別に、「改善を強く希望する」の回答数と割合を見ると（表3）、「処理業者の適正処理や価格に理解がない」は、「医療系」（44.6%）が最も多く、「建設系」（32.0%）、「商業系」（29.7%）「工業系」（22.1%）と続く。また「契約やマニフェストを適切に運用しない」は、「建設系」（21.7%）が最も多く、「医療系」（14.3%）、「商業系」（13.5%）「工業系」（10.6%）と続く。「優良性評価制度について理解がない」と「電子マニフェストの導入をしてもらえない」については、特に「医療系」において回答が多い。

表 9-3 業種別にみた「改善を強く希望する」の回答数と割合

項目	全体		工業系		建設系		商業系		医療系		公共サービス系	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 契約やマニフェストを適切に運用しない	581	17.1%	71	10.6%	416	21.7%	44	13.5%	8	14.3%	8	7.7%
2 優良性評価制度について理解がない	170	5.0%	30	4.5%	102	5.3%	19	5.8%	6	10.7%	3	2.9%
3 電子マニフェストの導入をしてくれない	164	4.8%	28	4.2%	96	5.0%	21	6.4%	5	8.9%	4	3.8%
4 廃棄物排出時に組成や成分の説明がない	374	11.0%	82	12.3%	223	11.6%	27	8.3%	10	17.9%	9	8.7%
5 処理業者のリサイクルの取組に理解がない	432	12.7%	59	8.8%	282	14.7%	49	15.0%	10	17.9%	11	10.6%
6 処理業者の適正処理や価格に理解がない	973	28.6%	148	22.1%	615	32.0%	97	29.7%	25	44.6%	25	24.0%
7 その他	50	1.5%	9	1.3%	32	1.7%	1	0.3%	1	1.8%	0	0.0%
計	2,744	—	427	—	1,766	—	258	—	65	—	60	—

◆ その他、「排出事業者に改善してほしいこと」の回答として、次のような点が挙げられた。

(以下、多い順)

- ① 廃棄物の分別や出し方を適切に行ってほしい。(23 件)
- ② 適正処理の認識の低さを改善してほしい。(12 件)
  - ②-1 マニフェストについて (3 件)
- ③ その他 (12 件)

① 廃棄物の分別や出し方を適切に行ってほしい (23 件)

- 受入可能な大きさより大きいものがあつたりもする (建設系)
- がれき類の大きさ (建設系)
- 廃棄物の大きさ等 (建設系)
- 選別の確実性 (建設系)
- 選別をする (その他)
- 分別の強化 (建設系)
- 分別作業 (建設系)
- 分別の徹底 (工業系)
- 分別の徹底 (建設系)
- 分別の向上 (工業系)
- 分級 (建設系)
- ゴミ、木くず、プラスチック等の混入なきこと (建設系)
- 契約以外の処理物混入 (工業系)
- 混入物の除去 (建設系)
- 排出物に塩ビ、金属等の異物を混入しない (工業系)
- 異物混入 (商業系)
- 異物混入 (工業系)
- 異物混入 (建設系)
- ゴミ、別物質の混入 (建設系)
- 排出方法 (その他)
- 持込量のバラつきが多い (工業系)
- 持込みふん尿の水分がまもれない (その他)

② 適正処理の認識の低さを改善してほしい。(12 件)

- 産業廃棄物を発生させる要素のある公共事業発注機関が適正処理を設計に反映させない (建設系)
- 廃掃法の認識 (工業系)
- 契約について (工業系)
- 適法・適正処理の徹底 (工業系)
- 従業員等の教育指導不足 (建設系)

- 感染性廃棄物に名前を作って（医療系：病院・診療所等）
- 処理を行う予定がない（公共サービス系：上下水道・電気・ガス等）
- 廃棄物処理法の普及に関し、業者任せ。行政は怠慢。（その他）
- 廃棄物処理法をルール程度にしか思わない（工業系）
- 産廃の法律に関して（商業系）
- 法の理解がなく価格面だけで比較される。（その他）
- 廃棄物を「捨てる」という感覚がある（建設系）

#### ②-1 マニフェストについて（3件）

- マニフェストについての理解度が低い（建設系）
- 有価物にもマニフェスト（建設系）
- マニフェストについて（建設系）

#### ③その他（12件）

- 環境への社会責任を考えてほしい（工業系）
- 行政等の指導（その他）
- 公共事業者（建設系）
- 処理費が安いのが良い（建設系）
- 処分費（建設系）
- リサイクル費用にお金がかかると理解して欲しい（その他）
- 100%のリサイクル化を自社のPRに使うべき（工業系）
- 燃料として使用（その他）
- 臭気対策（工業系）
- 排出事業者報告書制度（建設系）
- 過積載（建設系）
- アスファルト廃材が慢性的に不足（建設系）

□ 現在及び今後の事業展開について

Q28. 現在取組んでいる分野、及び今後3～5年後に注力して取組みたい分野

◆ 現在取組んでいる分野、及び今後3～5年後に注力して取組みたい分野について複数回答で聞いた。その結果、中間処理業の取り組む力点の置き方としておおむね、「既存施設の改良・増強等」が約5割（現在50.4%・将来50.1%）、「他分野への注力」が約4割（現在45.0%・将来41.3%）、「温暖化対策」が現在3.1%・将来7.8%、「その他」が現在1.5%・将来0.8%のような比率である。

表 9-4 現在及び今後3～5年後の取組みの重点分野

事業展開の方向	現在		将来		有効回答数に対する割合			
	回答数	割合	回答数	割合	現在	将来		
改良・既存施設の増強等	1 処理対象物を現状のまま、既存施設の高度化	520	16.0%	558	11.2%	15.3%	16.4%	
	2 処理対象物を現状のまま、既存施設の大型化	167	5.1%	272	5.4%	4.9%	8.0%	
	3 処理対象物を現状のまま、新規施設の設置	242	7.4%	373	7.5%	7.1%	11.0%	
	4 処理対象物を広げて、既存施設の改良	246	7.6%	394	7.9%	7.2%	11.6%	
	5 処理対象物を広げて、新規施設の設置	213	6.5%	477	9.5%	6.3%	14.0%	
	6 処理対象物を絞って、既存施設の改良	184	5.7%	226	4.5%	5.4%	6.6%	
	7 処理対象物を絞って、新規施設の設置	79	2.4%	193	3.9%	2.3%	5.7%	
小計	1,651	50.7%	2,493	49.9%				
他分野への注力	8 容器包装リサイクル	154	4.7%	134	2.7%	4.5%	3.9%	
	9 家電リサイクル	76	2.3%	97	1.9%	2.2%	2.9%	
	10 食品リサイクル	96	2.9%	154	3.1%	2.8%	4.5%	
	11 廃自動車リサイクル	100	3.1%	67	1.3%	2.9%	2.0%	
	12 廃情報機器リサイクル	76	2.3%	100	2.0%	2.2%	2.9%	
	13 災害廃棄物	34	1.0%	107	2.1%	1.0%	3.1%	
	14 クリアランス廃棄物	1	0.0%	31	0.6%	0.0%	0.9%	
	15 感染性廃棄物	85	2.6%	59	1.2%	2.5%	1.7%	
	16 一般廃棄物処理	281	8.6%	268	5.4%	8.3%	7.9%	
	17 土壌汚染浄化関連ビジネス	66	2.0%	158	3.2%	1.9%	4.6%	
	18 廃棄物コンサルタント事業	54	1.7%	161	3.2%	1.6%	4.7%	
	19 廃棄物処理業の海外展開	31	1.0%	93	1.9%	0.9%	2.7%	
	20 製造業・農業等と連携し、リサイクル原材料の提供	272	8.4%	402	8.0%	8.0%	11.8%	
	21 製造業・農業等と連携し、リサイクル燃料の提供	129	4.0%	245	4.9%	3.8%	7.2%	
	小計	1,455	44.7%	2,076	41.6%			
	温暖化対策	22 焼却炉・溶融炉等の余熱利用による発電	53	1.6%	200	4.0%	1.6%	5.9%
		23 メタン発酵発電・バイオエタノール製造など	49	1.5%	186	3.7%	1.4%	5.5%
	小計	102	3.1%	386	7.7%			
	その他	24 その他	48	1.5%	41	0.8%	1.4%	1.2%
合計		3,256	100%	4,996	100%			

◆ 今後3～5年後に注力して取組みたい分野をより細かく見ると、下表の順に回答が多かった。

表 9-5 今後3～5年後に注力して取組みたい分野（多い順）

（「現在」より「将来」の順位が上がっている項目に網掛けした）

順位	事業展開の方向		件数	有効回答に占める割合
	将来	現在		
1	1	処理対象物を現状のまま、既存施設の高度化	558	16.4%
2	6	処理対象物を広げて、新規施設の設置	477	14.0%
3	3	製造業・農業等と連携し、リサイクル原材料の提供	402	11.8%
4	4	処理対象物を広げて、既存施設の改良	394	11.6%
5	5	処理対象物を現状のまま、新規施設の設置	373	11.0%
6	8	処理対象物を現状のまま、既存施設の大型化	272	8.0%

7	2	一般廃棄物処理	268	7.9%
8	10	製造業・農業等と連携し、リサイクル燃料の提供	245	7.2%
9	7	処理対象物を絞って、既存施設の改良	226	6.6%
10	19	焼却炉・溶融炉等の余熱利用による発電	220	5.9%
11	14	処理対象物を絞って、新規施設の設置	193	5.7%
12	21	メタン発酵発電・バイオエタノール製造など	186	5.5%
13	18	廃棄物コンサルタント事業	161	4.7%
14	17	土壌汚染浄化関連ビジネス	158	4.6%
15	12	食品リサイクル	154	4.5%
16	9	容器包装リサイクル	134	3.9%
17	22	災害廃棄物処理	107	3.1%
18	16	廃情報機器リサイクル	100	2.9%
19	15	家電リサイクル	97	2.9%
20	23	廃棄物処理業の海外展開	93	2.7%
21	11	廃自動車リサイクル	67	2.0%
22	13	感染性廃棄物	59	1.7%
23	20	その他	41	1.2%
24	24	クリアランス廃棄物	31	0.9%

◆ その他、「現在取組んでいる分野、及び今後3～5年後に注力して取組みたい分野」の自由記述回答として、次のような点が挙げられた（以下、多い順）。

- ①現事業の強化（16件）
- ②マテリアルリサイクル（15件）
- ③温暖化対策・バイオマス関連ビジネス・食品リサイクル（12件）
- ④その他廃棄物・環境ビジネス（10件）
- ⑤サーマルリサイクル（6件）
- ⑥異分野の新規事業（5件）
- ⑦設備強化（4件）
- ⑦技術の海外移転・コンサルティングビジネス等（4件）
- ⑦環境対策（4件）
- ⑧その他（24件）

①現事業の強化（16件）

- 排出者との提携（組合との独占契約等）
- 既存施設のまま処理対象物を広げる
- 処理対象物を現状のまま、処理量を増大
- 焼却等を減少して、リサイクル（他社）への持込委託を増やす
- リサイクル機の資源（製品生成）の拡大
- 処理対象物を現状のまま既存施設の100%稼働
- 焼却時間延長（24時間連続焼却）
- 現状維持にて、施設の管理、製品の向上を計る。H18.10新施設（建設汚泥の造粒固化→再利用）許認可取得

- 受入量の変動に対する、経営の健全化
- 既存施設を維持するために価格の安定をしたい
- 現行の社団運営を民間事業者へ委託
- 外部からの受入れについては、不採算のため、中止を検討している。
- 処理対象物は現状のままで生成されるリサイクル製品の多様化
- 残土処分
- 収集運搬業
- 最終処分先の確保

## ②マテリアルリサイクル（15件）

- 建設工事で出る残土の再利用
- マテリアルリサイクル（溶融スラグ）
- 廃プラ類のマテリアルリサイクル
- 廃溶剤のリサイクル業
- 溶剤の有効利用の促進
- 焼却残渣（ばいじん）の再資源化
- 焼却灰のリサイクル
- 建築廃材壁紙リサイクル(マテリアル)
- 農業用ビニール リサイクル
- 瓦破碎品の農業分野への利用
- 木皮選別
- 生木くずチップでの農地土壌改良
- 廃棄物の資源化
- 散水の再利用
- 処理対象物現状のままの新しい建設資材の開発

## ③温暖化対策・バイオマス関連ビジネス・食品リサイクル（12件）

- E3 ガソリンの製造
- BDF
- バイオディーゼル燃量（BDF）関連事業
- 廃食油の再生（BDF）
- CO<sub>2</sub>の固定化(研究済)
- 生ごみ処理
- メタン発酵によるガス化と液肥
- メタン発酵蒸気利用
- 廃油エタノールのリサイクル
- 食品廃棄物の飼料化
- 木材チップのバイオエタノール化
- バイオマスタウン構想への参画

## ④その他廃棄物・環境ビジネス（10件）

- 超臨界処理(超無害化リサイクル)
- 焼却炉・溶融炉の斡碇
- 独自の廃水処理技術の事業展開
- データ消去サービス（熱分解炉）
- 断熱材フロンの省エネルギー型回収
- 廃プラスチックの油化
- 廃プラの油化
- 廃プラ油化。自家発電



- 低濃度PCB、POPs農薬等
- 小規模バイオマス装置でアスファルトがらの溶融又はマイクロ波によるアスファルトがらの溶融

#### ⑤サーマルリサイクル（6件）

- サーマルリサイクル→焼却炉の余熱利用により野菜、果物作り。
- 焼却炉排熱利用
- 公的施設での燃料化（温水プール等）によるコスト低減への協力
- 鶏ふん発電ボイラによる電力、蒸気を製造工程で利用（鶏ふん 105,000 t 18年度）
- 熱源への利用
- エネルギー供給

#### ⑥異分野の新規事業（5件）

- ヒートアイランド対策対応、緑化事業
- 森林事業の強化、山林の経営
- 農業参入
- 高齢者支援サービス事業
- 地球温暖化対策、冷えルーフの販売施工、屋根の熱を外から防ぎ屋内の温度上昇を抑える

#### ⑦設備強化（4件）

- 施設、設備を充実、処理機能の高度化を図り、リサイクルを推進する
- 熱分解装置を拡大したい
- 自社にて再製品化工場建設
- 最終処分場の設置

#### ⑦技術の海外移転・コンサルティングビジネス等（4件）

- 無焼成レンガ製造技術の海外展開によるCO<sub>2</sub>削減、資源保護、CDM取引
- 技術提供（リサイクル、CO<sub>2</sub>削減）
- 発展途上国に技術供与したい
- 廃棄物プロバイダー

#### ⑦環境対策（4件）

- VOC対策
- 現在のVOC放出をヤメル（大気汚染防止法）。VOC対策を活性炭吸着溶剤回収方法にする。（VOC放出→CO<sub>2</sub>+H<sub>2</sub>O）とCO<sub>2</sub>削減になる。
- CO<sub>2</sub>削減
- 臭気低減対策

#### ⑧その他（24件）

- 優良性評価制度の適合
- 太陽光発電
- 廃棄物発生抑制（分別リサイクルの徹底）
- 石油高騰により廃プラの有価化が進み廃プラ収集が困難な状況にある。最優先の課題は廃プラの収集である。
- 産廃業者が一廃業の許可が取れないもどかしさ。（行政には）、うまく利用されている感じ
- 建設残土のリサイクルに取り組んでいます。定置式、移動式プラントを建設しましたが、行政が動いてくれません。

- 資源循環への取組として模索中
- 兼業なので、現状維持が精一杯（資金がない）
- 建設関係不況期のため、現状維持
- 建設業界の不況により事業継続が困難である
- 現状の状態が続けば閉鎖もありうる
- 公共工事（舗装工事）減少の為、廃業へ
- 現状維持
- 特別に計画はない
- 現在のままでいい
- 現状を維持する
- 現状維持
- 現状維持
- 現状のまま
- 事業の縮小
- 会社を解散する予定
- 処分業の廃業
- 現在処理業務を行っていない
- 処理業を行う予定がない

□ 今後の経営手法について

Q29. 今後の経営手法について

- ◆ Q13で今後3～5年後に注力して取組みたい24分野の事業化に際して、選択したい経営手法について複数回答で聞いたところ、「他事業者と連携し、共同で営業活動」、「特定の排出事業者や業界団体のみを対象とした、中間処理やリサイクル」、「他事業者と共同出資して、事業化」、「その他」、「他事業者（施設）の買収」、「特定の排出事業者や再生品利用者等からの出資」、「株式の上場」の順に多かった。

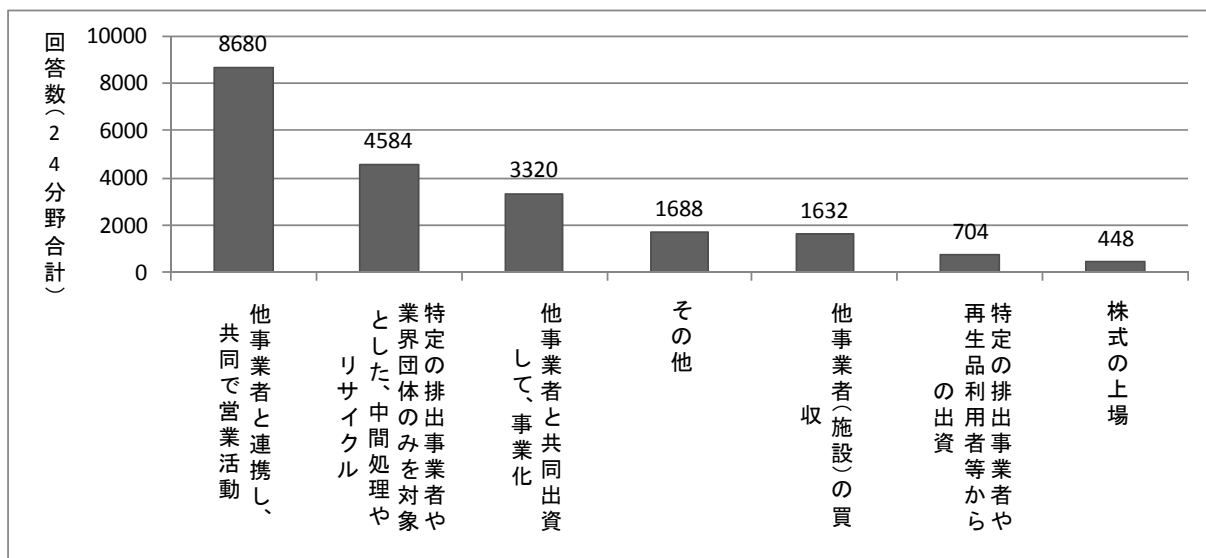


図 9-25 今後選択したい経営手法（多い順）

- ◆ 取引業種別に見ると、医療系において「特定の排出事業者や業界団体のみを対象とした、中間処理やリサイクル」、「他事業者（施設）の買収」の比率が高く、独自による非連携志向が見られる。

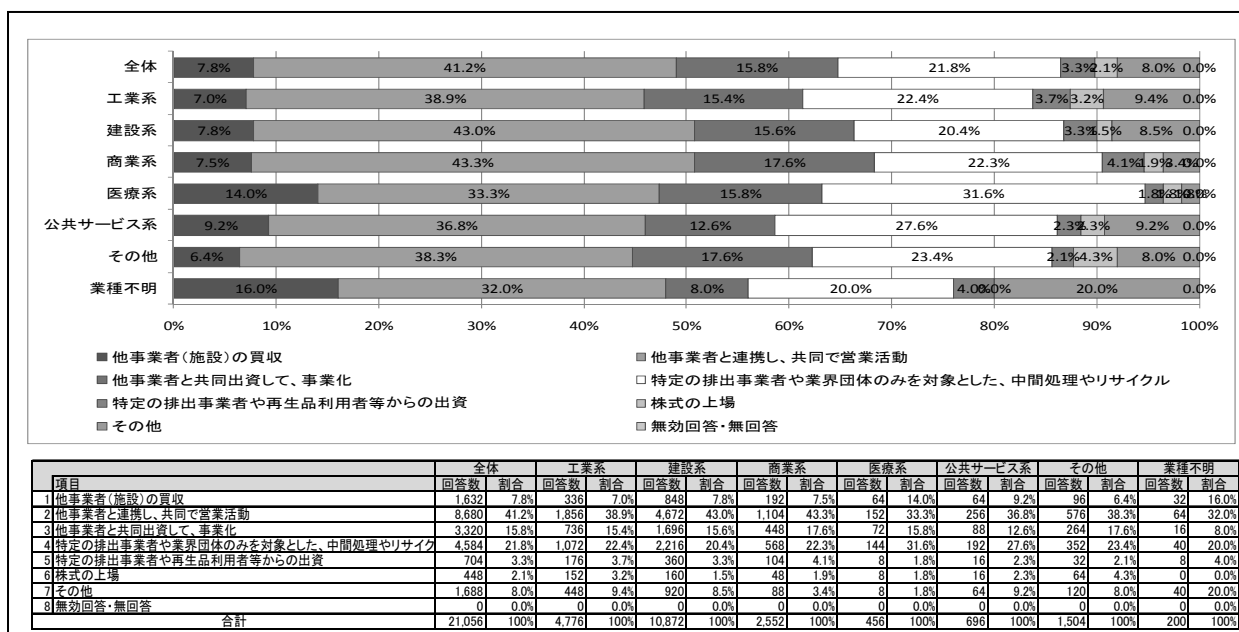


図 9-26 今後選択したい経営手法（取引業種別）

- ◆ 売上高規模別に見ると、規模が大きいほど「他事業者（施設）の買収」や「他事業者と共同出資して、事業化」など投資を伴う積極的な手法が選ばれ、小さいほど「特定の排出事業者や業界団体のみを対象とした、中間処理やリサイクル」の安定化の手法が選ばれている。

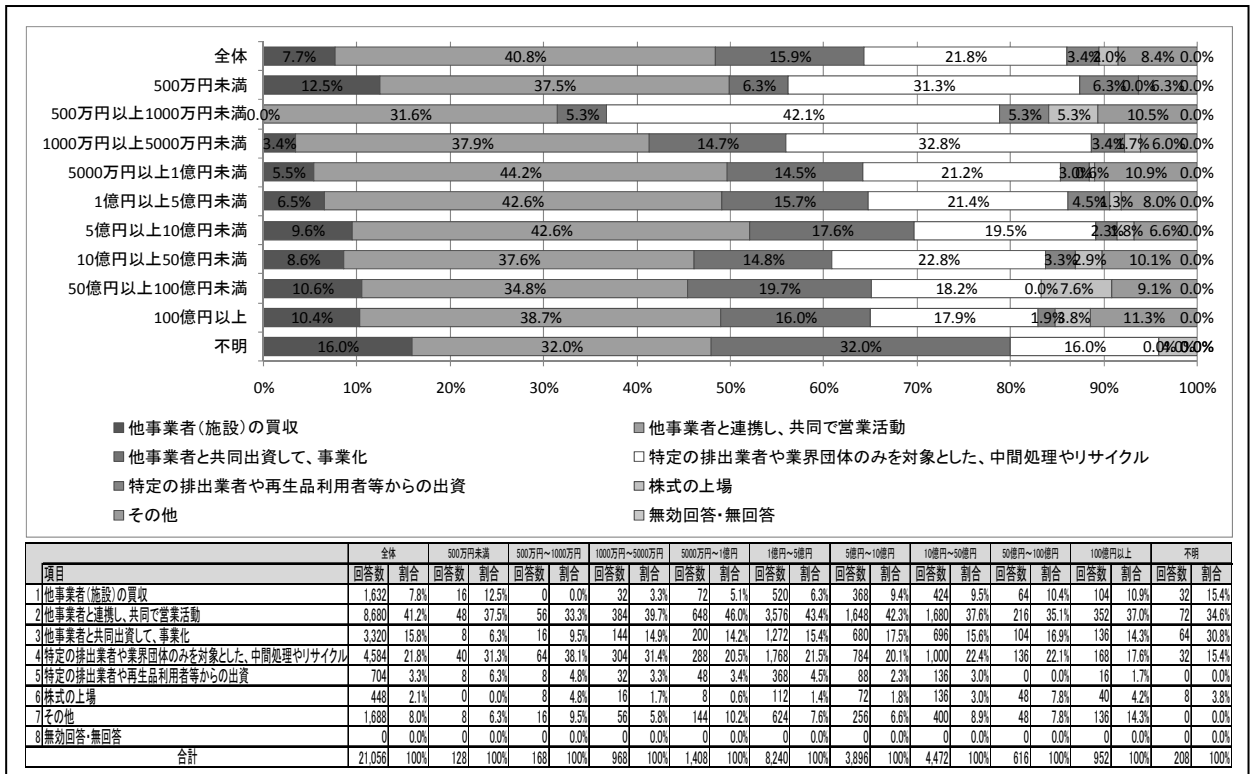


図 9-27 今後選択したい経営手法（売上高規模別）

- ◆ Q12の「今後3～5年後に注力して取組みたい分野」と本設問とのクロス集計を行ったところ、今後の経営手法が選ばれている事業分野を整理すると下表のようになる。

表 9-6 経営手法が選ばれる傾向が高い事業分野

今後の経営手法	左欄の経営手法が選ばれる傾向が高い上位3分野
他事業者（施設）の買収	廃自動車リサイクル 廃棄物処理業の海外展開 焼却炉・溶解炉等の余熱利用による発電
他事業者と連携し、共同で営業活動	処理対象物を広げて、既存施設の改良 製造業・農業等と連携してリサイクル燃料の提供 処理対象物を現状のまま、既存施設の高度化
他事業者と共同出資して、事業化	メタン発酵発電・バイオエタノール製造等 処理対象物を絞って、新規施設の設置 廃棄物コンサルタント事業
特定の排出事業者や業界団体のみを対象とした、中間処理やリサイクル	クリアランス廃棄物 感染性廃棄物 廃自動車リサイクル
特定の排出事業者や再生品利用者等からの出資	廃棄物処理業の海外展開 製造業・農業等と連携してリサイクル燃料の提供 食品リサイクル
株式の上場	廃自動車リサイクル 災害廃棄物 廃棄物コンサルタント事業



⑧技術の海外移転・コンサルティングビジネス等 (1件)

⑩その他 (37件)

①設備強化 (28件)

- 来年の春に移転計画があるので、1年以内に新規施設を設置
- 他現場による新規施設の設置
- 自社にて溶鉱炉を増設し、発生増が見込まれているばいじん化を集荷する
- 自社の炉に発電設備をしたい
- 自社内での施設高度化
- 自社の営業活動を拡大して、処理施設を設置
- グループ会社での新規施設の設置
- 銀行借入れによる単独事業化
- 自己資金による処理能力の増強・改良
- 自社での事業化
- 現行のままで良いが、肥料化施設の高度化
- 中間処理施設の拡張
- 自社独自で施設設置
- 独自に新規施設を設置する
- 自社で新規設備調達
- 自社投資による拡充
- 自己資本
- 自社投資
- 自社での出資 (小規模である)
- 他に場所を確保して借入
- 自社のみで出資
- 新技術・設備の導入
- 当社単独でのパルプチップ施設等
- 工業専用地域に自動選別プラントをオープンすること
- 最終処分場の設置
- 最終処分場
- 他府県の施設
- 海外で施設建設

②現事業の強化 (26件)

- 指定管理者制度の導入
- 離島での、一廃・産廃両面の取組み
- 省エネ補助金の取得
- バイオマスタウン構想への参画＝PFI事業として
- リサイクル化後の原料市場性の確認を充分に実施する
- 電子マニフェスト推進
- 再生品の販路拡大安定化＝公共事業者の利用を拡大
- 生き残り、及び対象物現状で路盤材以外の利用方法
- 主事業の建設業の兼業事業として行う
- 売上増加
- 特に事業化は考えていない。既存施設を整備しながら処理品の品質を上げるだけ
- 時勢を注視しながら、無理に会社の規模を拡大させない。現状の能力で処理の精度など、質を高めるのが先決か。

- 工場・施設の集約化
- グループ工場の統合
- 一部手動なので自動化検討
- 支店を増やす
- 自己資金にて出来る範囲で効率化を図りたい
- 金属くずを主体とした中間処理に力を入れたい
- 中間処理方法の効率化
- 独自の営業活動の拡大
- 親会社関連会社の営業活動強化
- 自社のスキルアップ・効率化
- 処理技術者の能力の向上
- 自社で技術開発
- 地元住民に何か役立つ事をめざす
- 個人へのPR

### ③ 自社対応 (25 件)

- 自社経営の拡大
- 中間処理の単独事業
- 当組合単独事業の推進
- 自社の力で実施
- 自社独自技術を事業化
- 単独、出資、経営
- 中小企業であるが自社のみでの事業展開し、独自性を出す
- 自社・関連会社と取り組む
- 自社単独で
- 自社単独
- 単独
- 独自で事業化する
- 独自
- 独自努力
- 自社独自で事業化
- 自己努力で解決
- 自社で
- 自力で・・・
- 自社にての推進
- 自社で事業化
- 自社だけでやる
- 自力
- 自社対応
- 自社
- 自社

### ④ 協調、連携 (15 件)

- 産学官共同による新規的なリサイクル方法の探索
- 産官学連携
- 現在独立法人との共同開発が終了後バイオマスタウン構想に挑戦
- NPO団体の設立

自治体

- 自治体と共同して、事業化
- 地元行政との取組、リサイクル
- 自治体と協議しながらの新しい条令等の素案を提案
- 行政との連携

#### 大学

- 大学等研究機関との連携による技術開発

#### 処理業者

- 処理業者との連結
- 技術的には他業者と連携していく予定

#### 異業種その他

- 異業種との技術交流
- 自社出資、JA との共同 リサイクル
- 化学者との共同活動(デモなど)
- 他事業者と協同したいが相手がいない

#### ⑤リサイクルの推進 (13 件)

- 特定廃棄物を対象として中間処理やリサイクル
- リサイクル率の向上と省エネ
- リサイクル
- 廃棄物発電
- リサイクル品 (肥料、飼料) の拡販
- 畜産農家のふん尿の処理販売をし経営の手助け
- 建設現場から出る物すべてを 100%処理できる会社になりたいです。
- 建設発生土も受入れて、すべてをリサイクルとして使いたい
- 堆肥の小袋化及びペット化等、商品化を広域流通
- 再生砕石を使用したコンクリート製品の研究
- 家庭で利用出来る「RPF 燃料」の研究
- 地域の家庭に燃料として販売できればいいと考えている (木くずの再利用として)
- 用途拡大

#### ⑥異分野の新規事業 (5 件)

- 農業
- 荒れた農地を購入又は借用し、農業分野への展開→農地法の改定
- 自社農園で取れる果樹の加工業
- 福祉との融合
- 新規事業の拡大

#### ⑦M&A (1 件)

- M&A

#### ⑧技術の海外移転・コンサルティングビジネス等 (1 件)

- 発展途上国に技術供与したい

#### ⑨その他 (36 件)

- 公益法人改革への適切な対応
- 法人施設よりの分離、脱施設化



- 預かり在庫品に対する処理のみを目的としており、処理単体での営業はしない
- 事業の拡大はとも考えられない
- 現状維持、他は考えられない
- 上記以外
- 情報等を収集し今後、検討していく
- 検討中
- 検討中
- 検討中
- 現在のところは具体的には何も予定していません
- 現行のまま実施運営
- 現状のままを進めたい
- 親会社の廃棄物処理が主な業であり、新たな事業化を考えていない。
- 当社は中間処理場を保有する解体工事業・自社工事で排出されたものを受け入れ処理している。
- 事業の現状維持
- 現状の維持
- 現状のまま
- 現状のまま
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持
- 現状維持で特になし
- 現在のままでいい
- 現状のままでよい
- 現状のままよし
- 現状のまま
- 現状の体制
- 自社処理の為
- 事業の売却
- 景気の低迷の為、事業の縮小
- 売却
- 上手な廃業、産廃処分業は廃業
- 処理業の廃業
- 産業廃棄物事業を打ち切りたい。
- 景気があまりにも悪くもう少し様子を見て後に判断

**Q30. Q13、Q14 の取組みの実現に際しての阻害要因とこれを克服するための支援措置**

- ◆ Q13、Q14で挙げられた「事業展開の方向性」や「経営手法」の各項目について、それぞれの「阻害要因」とこれを克服するための「希望する支援措置」について聞いたところ、「阻害要因」について多くの回答が得られたが、Q13またはQ14と関連付けられたものは185件と少数であった。このため、Q13またはQ14との関連の有無にかかわらず、「阻害要因」を分類・集計（907件、複数回答）した。
- ◆ この結果、阻害要因としては、外部環境や法令、資金に関するものが多かった（表6）。

表 9-7 阻害要因の件数（大項目の件数の多い順）

<b>外部環境</b>	<b>286</b>
業界に対する社会的評価の低さ	135
競争の激化	66
再生材の普及不足	34
排出事業者の理解不足	19
その他(再資源化の課題)	13
その他(産廃処理業界の外部環境)	10
再資源化の困難さ	9
<b>法令</b>	<b>284</b>
廃掃法等の許可取得規制	130
廃掃法の規制強化	52
その他(法規制関連)	50
一廃と産廃の区分	18
リサイクルへの廃掃法規制	18
リサイクル関連法の問題	16
<b>資金</b>	<b>235</b>
事業拡大の資金調達	191
その他(資金面の課題)	24
人件費・処理費等コストの増大	20
<b>行政</b>	<b>65</b>
自治体の許可行政・判断・運用	54
取締りの不徹底	7
規制の不足・不徹底	3
都道府県・政令市別の許可主体	1
<b>社内体制</b>	<b>37</b>
人材・人手の不足	30
技術開発	7
<b>合計</b>	<b>907</b>



- ◆ さらに、同じくQ13とQ14と関連付けて回答分について「希望する支援措置」について集計した。
- ◆ この結果、「既存施設の改良・増強」では資金調達や許可取得規制に多くの回答がみられた。
- ◆ 回答件数のやや多かった項目に注目すると、「他分野への注力」では、「製造業・農業等と連携し、リサイクル原材料の提供」において、法制度・基準等改正に関して8件の回答があり、マテリアルリサイクルの用途開発に対する公共による関与や支援、情報提供等の必要性が伺われた。また今後の経営手法で「特定の排出事業者や業界団体のみを対象とした、中間処理やリサイクル」において、法制度・基準等改正に関して5件の回答があり、広域リサイクル認定制度の普及浸透の必要性が伺われた。

表 9-9 事業展開の方向性に関する経営手法と希望する支援措置

		補助金	低利融資	債務保証	税制優遇	法制度・基準等改正	用地確保支援	情報提供	その他	合計	
既存改良増強	Q13-1	対象物現状、高度化	8	1	1	2	7	4	2	1	26
	Q13-2	対象物現状、大型化	2	1	1	2	6	2	2	1	17
	Q13-3	対象物現状、新規設置	5	5		1	7	4	2	1	25
	Q13-4	対象物拡大、既存改良	3			3	7	1		1	15
	Q13-5	対象物拡大、新規設置	4	1			10	2	1	3	21
	Q13-6	対象物縮小、既存改良	3	1	1	1	5	1			12
	Q13-7	対象物縮小、新規設置	2	1	2	2	5	1	2		15
他分野への注力	Q13-8	容器包装リサイクル	1						1		2
	Q13-9	家電リサイクル	1		1		1	1			4
	Q13-10	食品リサイクル	2		1		1	1	1		6
	Q13-11	廃自動車リサイクル									-
	Q13-12	廃情報機器リサイクル					2				2
	Q13-13	災害廃棄物									-
	Q13-14	クリアランス廃棄物									-
	Q13-15	感染性廃棄物									-
	Q13-16	一般廃棄物処理	3	3	2	2	5	3	1		19
	Q13-17	土壌汚染浄化関連									-
	Q13-18	廃棄物コンサルタント									-
	Q13-19	廃棄物処理海外展開	1					1			2
	Q13-20	製造・農業連携R原材料	4	1	1	1	8	1	2	1	19
Q13-21	製造・農業連携R燃料	2		1	1	4	1	1	1	11	
温暖	Q13-22	焼却炉等余熱利用発電	1	2			1	1			5
	Q13-23	メタン・バイオエタノール	1	2		1	3			1	8
	Q13-24	その他	1						3		4
小計		44	18	11	16	72	24	15	13	213	
今後経営手法	Q14-1	他事業者(施設)買収					1				1
	Q14-2	他事業者連携、共同営業		1		1	2		1		5
	Q14-3	他事業者共同出資	1	1			2		1		5
	Q14-4	特定事業者限定の処理等	1			1	5	2	1	1	11
	Q14-5	特定事業者からの出資									-
	Q14-6	株式の上場								1	1
	Q14-7	その他	3		1	2	2		1	1	10
小計		5	2	1	4	12	2	4	3	33	
合計		49	20	12	20	84	26	19	16	246	

※ 各設問について回答数が多いもの3つまでを網掛けした。

◆ その他「希望する支援措置」の自由記述回答の内容

- Q13-1「対象廃棄物を現状のまま、既存施設の高度化」  
国交省積算基準に排出現場での中間処理（コンガラ・アスガラ）歩掛りが確立出来ない様に思う。
- Q13-2「対象廃棄物を現状のまま、既存施設の大型化」  
当社は木くず破砕→炭化事業を行っておりますが、出口なくしてリサイクル事業は成り立ちません。公共事業用の製品として県（長崎）の土木部技術情報室の下に、製品化し、又国交省の NETIS に登録されたにもかかわらず、公共事業で使用してもらえず、会社の存続すらむずかしい。
- Q13-3「処理対象物を現状のまま、新規施設の設置」  
当組合施設は都市計画上で市街化調査区域に立地している為、施設の改良・増強などが難しい状況にある。
- Q13-5「処理対象物を広げて、新規施設の設置」  
産廃、一廃処理に関する許認可手続きは複雑であり、また審査期間に長期間を要するため事業開始に支障をきたすことが考えられる。
- Q13-5「処理対象物を広げて、新規施設の設置」  
リサイクルを拡大したいが、許可などの条件が厳しい。
- Q13-20「製造業・農業等と連携して、リサイクル原材料の提供」  
補助制度は手続き上問題が多い。
- Q13-21「製造業・農業等と連携して、リサイクル燃料の提供」  
リサイクルをした製品の使用用途がない。
- Q13-23「メタン発酵発電。バイオエタノール製造等」  
専門知識を持つ者が居ない。資金不足。
- Q13-24「その他」  
BDF と軽油を混合にした際の軽油取引税の課税。CO<sub>2</sub> 排出ゼロ換算で環境にやさしい燃料であるといっても、税がかかれば割高になり民間には流通しない。
- Q13-24「その他」  
アスファルトガラをマイクロ波で熔融して再舗装するミニプラントがほしいが、大型の電子レンジは自社では作れないので電気メーカーや研究機関と協力して開発したいが資本金がない。（マイクロ波は人体に有害である為むずかしそう）。
- Q14-4「特定の排出事業者や業界団体のみを対象とした、中間処理やリサイクル」  
排出業者と連携しリサイクル活動を希望している。
- Q14-6「株式の上場」  
株式上場に対して証券会社や銀行に理解がない。
- Q14-7「その他」  
廃油処理業を処理船(海上) で遂行しているので処理船の法的制約、施設の更新、設備の保守等に取り組む上でいろいろと制限が起きてくる（技術的にも資金面にも）

## 参考 10 委員会・ワーキンググループ議事要旨

平成 19 年 9 月 19 日 (水)	第 10 回産業廃棄物処理業優良化推進委員会
平成 19 年 9 月 21 日 (金)	第 5 回優良化促進活動ワーキンググループ
平成 19 年 10 月 2 日 (火)	第 5 回将来動向調査ワーキンググループ
平成 20 年 1 月 17 日 (木)	第 6 回優良化促進活動ワーキンググループ
平成 20 年 1 月 25 日 (金)	第 6 回将来動向調査ワーキンググループ
平成 20 年 3 月 12 日 (木)	第 7 回優良化促進活動ワーキンググループ
平成 20 年 3 月 12 日 (木)	第 7 回将来動向調査ワーキンググループ
平成 20 年 3 月 25 日 (水)	第 11 回産業廃棄物処理業優良化推進委員会

## 第10回産業廃棄物処理業優良化推進委員会

### 議事要旨

日時：平成19年9月19日（水）16：00～17：30

場所：（財）産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

#### 平成19年度事業実施計画（案）

- 手続について、本年度最後の委員会の時に、翌年の事業計画を議論する。

#### 評価制度アンケート（排出事業者・適合事業者向け）調査票（案）

- 排出事業者の中で積極的に取り組んでいるところには、意欲的にヒアリングしてほしい。

#### 将来像アンケート（中間処理業向け）調査票（案）

- ヒアリングを受け入れる回答をしてくれたところと、ヒアリングを受け入れないとしても回答内容を見て是非と頼んでいきたい。
- 集計について、5段階評価で聞いているところは、多変量解析によって方向性や、マーケティング、ポジショニングができればいいなと思う。

#### 排出事業者の現状について

- 解体現場を調査した結果、誰が発注者なのか、誰が施工業者なのか分からないとか、全部ではないがマニフェストを知らないという現場もある。解体現場では必ずしも法律の趣旨がいきわたっているわけではないという状況がある。
- 製造業の中でもコンシューマー製品を扱っているところ、家電製品や自動車は、調達から廃棄からその先までサプライチェーン全体で責任を負う体制をCSRの中で取り組んでいる。

#### 優良性評価基準の改訂・高度化の検討について

- 情報開示項目に温暖化ガス排出量を追加することについて、制度を強化するために開示させなくてはならないという義務的な取り組みより、買ってもらえるかもしれないという観点で検討した方がいい。エコアクション21の改訂では、国の温暖化対策や省エネ法に合うようなとり方をしようとしているので、ISOもその表を使えばすぐに測れるということであれば、検討してもいいのではないか。
- 情報公開の項目の追加・見直しについては、せっかくやったものが、逆に緩和されるとやった値打ちがないということになりかねないようにしてほしい。連合会でも揉ませていただきたい。
- 今の適合事業者数が221は少ない。いかに増やしていくかを考える必要がある。なぜ伸びないのか、伸びを抑えている要因を明らかにして、その要因を外せるのかどうか検討するが、緩和することで適合事業者がやる気を失うものでも困る。
- 財務諸表についても、他にメリットがあれば公開すると思う。すでに経理的基礎が確実でないとか許可ができない。最低限である財務諸表を公開しないというのは、自治体の担当者としては疑問を感じる。財務諸表は最低限の事項かと思う。

- 公開期間について、2年間だけ3年間でいいとし、2年後には5年間となり、今の適合事業者も2年後には5年間公開するというように、期間を限定して緩和するという議論をしても良いのではないか。
- 適合マークは絶対にやっていただきたい。
- 優良化事業について一般紙その他で見たことがない。このようなことがどのようにになっているのか、報道機関に知ってもらおう。社会情勢の変化や各自治体の取組について、ピーアールが必要ではないでしょうか。



## 第5回優良化促進活動ワーキンググループ

### 議事要旨

日時：平成19年9月21日（金）13：30～15：30

場所：（財）産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

#### 優良性評価制度情報システムの改良画面

- 許可情報の一覧表示機能の追加について、加工できない実物を示すためにPDFファイルを貼り付けるようにしたわけなので、実物とリンクしているところは確保してほしい

#### 優良性評価制度の関連データ

- 排出事業者A社の子会社委託について、正確な表現にしてほしい。
- 平成18年度に排出事業者16,000件ほど立入検査をした際に、優良性評価制度を知っているかどうか、委託しているところが適合しているかどうか聞いたところ、ほとんどのところが何のことなのか分らなかった。
- 岩手県では国の基準に適合しているところが8社あるのであれば、全国の取りまとめをするときに岩手県の事業者の扱いをどう表現をするのか、検討してほしい。

#### 評価制度アンケート（排出事業者向け）調査票（案）

- 処理業者への不安という表現は不適切である。
- 不安について聞くのであれば、ご懸念があるようでしたら自由記述でお聞きする、あるいは信頼できる業者を選ぶための情報など、質問自体をもう少しポジティブな形で聞いた方がよい。
- Q12で重視している判断材料を聞いているので、Q15、16、17で関連して、どのような情報が不足しているのか具体的な項目で聞いた方がよい。
- Q12の13許可自治体の信頼は表現を見直すべき。
- 選択基準で一番多いのは、料金が安くて近いこと。自社に近いところだからという選択肢があってもいい。
- Q17に災害や事故、しょっちゅう事故を起こしている、を入れてほしい。
- 大企業は本社で回答することを原則としているが、本社でこの内容についてどこまで把握して書いて書けるのか、項目によっては事業所ごとに全然事情が違ってもいい。基本的には全社について答えてほしいのだが、もしだめなら主な事業所について答えても結構とすることが考えられる。
- 優良性評価制度を認知してもらう良い機会なので、趣旨紙をきちんと書いて、こういう観点からやると明記すると良い。制度の概要を示した方がよい。URLを示してウェブで概要を示す方法もある。
- 総務省が認めていないヤミ統計になるのかどうか、解釈が分かれるところであれば、封筒は環境省のロゴ入りが良い。
- Q12の15にISO等だけでなく、エコアクション21も入れていただきたい。

## 処理業人材育成 講師養成講習試行開催実施（案）

- 将来的には講師なので、プレゼンテーション技術も入れないと難しい。

## 優良性評価制度の改訂・高度化の検討の視点（たたき台）

- 電子マニフェストが基準になると、紙マニフェストが法律で使用を認められているのに、なぜ適合事業者になれないのかと言われると、答えようがない。資本金が一千万以下の事業者が全体の30%という状況の中で、得意先が少ない中で細々とやっているのに紙マニフェストで充分だとしたら、将来的に優良性の梯子を外すことが公平なのか。
- 優良な業者さんが問題ないと言っているから基準にするというのは、あまりにも荒っぽいと思うので、長沢ワーキングで行う中間処理業者に対するアンケートの中で、電子マニフェストの普及についてネックがあるのかどうか聞いていただきたい。
- 欠格要件で5年間退出することは良いが、また戻ってくるような審査ではいつまでたっても構造改革が進まない。ここにある許可要件化という案はなかなか難しいとは思いますが、優良性評価制度をどうするのか、また許可制度をどうするのかなど重要な意味を持つので、是非検討を行っていただきたい。
- 情報公開期間について、3年間の期間限定で2年間で良いとするなど、期間限定の推進策を考えておいてはどうか。

## 第5回将来動向調査ワーキンググループ 議事要旨

日時：平成19年10月2日（火）14：00～16：00

場所：（財）産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

### 優良性評価制度の自治体取組

- 適合確認許可件数が多いところ、全くないところの理由を調べ、他県に水平展開すると良いではないか。

### アンケート調査票の体裁

- ぱっと見て、前回と同じようなものが入っているという印象。
- 回答者に何かしら礼状なり、まとめましたという報告はいるのでは。
- 御礼の話じゃなく、この結果はこういう風に使われますというのも匂わせたら良いのじゃないか。

### 調査項目

- 許可をとった時期によって、回答内容も違ってくる。いつ頃許可を取って、建築基準法の51条施設となっているかどうかを聞いた方がいい。
- マスメディアの場合は、どれだけ社会的に反響を得ることができるのか。それとアンケートに答える方が、日頃言えないことをアンケートを通じて答えてもらうことを考える。後半部分で言うと、排出事業者に対する不満はどのようなものがありますか、あるいは自治体や行政に対する不満にはどのようなものがありますかと聞く。
- 収集運搬との関連する事項があまりないし、地理的条件がないような気がする。
- 問17の適合確認の有無は、優良化のアンケートなので、最初の方で聞いて、後の方では、今後の適合確認を1年以内か3年以内で受けるのか聞いた方が良いと思う。問3で電子マニフェストの加入について追加項目で聞いているということなので、4番5番の後ろでもいいのではないかと思う。

### 経営実態の把握

- 企業ということを考える場合、一番目に戦略があり、それを執行する場合に経営手法というかビジネスプロセスがある。またそれを支える経営資源と組織行動があるわけで、その外に産業投資というか競争もある。その中の一端の中で企業活動というものが行われているというのが、私の考えなのですが、そこまで入り込めるのか、そのために相応しい質問なのか。
- 戦略＝こうしたいというものがあるのであれば、阻害要因が何なのか、だいたい経営資源ですから、人、金、ノウハウは特許も含め、この4つが潤沢に満たされてなんでもできる会社はなかなかなくて、その中で何が一番大事な存在なのかというと、例えば人だということであれば、人を充実させるためにスカウトとか人材派遣会社を使うとか、給与を高くするとか、聞こうと思えばどんどん聞けるが、それをどう聞くか。

- 投資計画があるかどうかなど、単純で答えやすいものを聞いた方がいい。
- 現在取り組んでいることが重要だと思うので、自由記述形式でもやむを得ないと思うので、ある程度中身が分るように聞き、そこでの課題が何なのか掘り下げるアンケートである必要がある。
- 現在何に力を入れて、何に問題があり、何をしたいのかということ、答えによって設問が枝分かれする聞き方もある。
- 昨年度調査で設問ごとにはリンクしていないけど、成長阻害要因として聞いている。ここはもうひと工夫。
- 今年は今後の事業展開を深掘りする聞き方で充実したらいい。経営手法は聞いていて答えが出ているので、よほどの意味がない場合は聞く必要はない。ひとつ深掘りという意味では、自由記述欄を設ける方法がある。
- 核となる質問は聞いて、去年と数字が同じであることを確認することも必要ではないか。

#### 排出事業者

- 排出事業者は結構施設を見に来るのですが、それだけという方もあり、疑問を持つこともある。

#### Q4 環境マネジメントシステムの認証取得の有無

- 中間処理施設ではなく、中間処理場とした方がいい。

#### リサイクル

- 技術をどういうふうにするのか、リサイクルの場合はかなり大きな問題があるかと思う。

#### Q7 産業廃棄物のリサイクルの取組とリサイクル率

- 複数工場があれば会社全体でお答え下さい、それが難しい場合には回答用紙をコピーしてプラント毎にお答え頂いても結構です、くらいにしておけば、努めて会社全体で答えてくれるのかなど。
- リサイクルを聞く時に、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル等と明確にした方がいいのかと思うが、最終処分量の削減という意味ではまた違う概念がでる。
- リサイクルの定義が業界で異なる。廃家電リサイクルでは、リサイクル率と再商品化率がある。再商品化率は有価物として引き取られたもの、リサイクル率はお金を払ってサーマルリサイクル等されたということになっている。業界別に調査して文言を調整した方がいいかもしれない。
- サーマルリサイクルは、厳密にいうと食品リサイクルの定義のように、何メガジュール以上という技術的な話になってくる。
- 100 トン燃やして、100 トンリサイクルされたというよりも、普通は投入エネルギーと回収されたエネルギーでリサイクル率を計算する。熱と物質の場合、それをどうやってひとつにまとめるのか更に微妙なので、家電や自動車業界ごとにやっているというのが実情だと思います。全て調べるのは困難。
- 公開項目として検討されているのであれば、その旨を示した方が回答してもらえるかもしれない。リサイクル率を聞かないのであれば、リサイクル率を定義しているかどうか聞いて、定義

ができていないという課題を抽出する方がいいかと思う。標準のものが決めてほしいのか、すでにあるのか、あるいはマテリアルとサーマルに分けてほしいとなるのか分るといいと思う。将来高度なリサイクルを行う余地があるのかどうか、定義を見ることで分ると思う。もう相当高いレベルなのか、あるいはもっと高いレベルに導くことができるのか、わかるとよい。

- 最終的にはこのようなりサイクルができればリサイクルプラントということで許可するというような、構造基準になるとよい。

#### Q16 今後の事業展開について

- 容器包装に新たに取り組むと「新たに取り組む」が続いているのはまずい。現状で申訳程度にやっていると、すでにやっているから新たには取組まないということになってしまう。例えば「注力する」とすればよい。
- 説明されたときのようにゾーニングした方がいい。
- 将来のことに重要度のランク付けをするよりも、やりたいことに丸をつけてもらい、やりたいけれど阻害要因があるとしたら何なのかを聞いた方がよい。

## 第6回優良化促進活動ワーキンググループ

### 議事要旨

日 時：平成20年1月17日（木）13：30～15：30

場所：（財）産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

[記号の見方]

- WGでの発言
  - 後日いただいた意見

#### 排出事業者アンケート（速報）について

- ISO等の認証を取得しているところは、かなり現地確認に行っている印象がある。最終処分場はあまり行っていないようだ。
- 多量の廃棄物を排出している事業者の多くは、現地確認に行っていると思うが、日本全体としてはこのような印象ではないか。
- 千葉県の場合は、排出事業者の責務としてまず契約を求めているが、アンケート結果では50%程度なので、非常に低すぎると感じた。

#### 適合事業者アンケート（速報）について

- 表1について、「無効回答・無回答」の表現は不適切であり、この行を削除。

#### 電子マニフェスト加入の基準化について

- 普及促進のためにあえて基準にする必要はないのではないか。
- 電子マニフェストを使っている処理業者が優良だということにはならないので、説明が難しい。
- この制度は許可申請の際に書類の省略を行うという制度なので、基準化した場合の既存の適合事業者への適用は、次の更新の時までとする方法もある。
  - 基準とすることで、両方の普及の足を引っ張らないかと心配。自治体アンケートでも零細事業者はまだ紙マニフェストを使っている、零細事業者を区別することになりはしないかと危惧されている。また、紙マニフェストでは優良ではないという明らかな説明がつかないという意見もある。
  - 重要施策となっていることは十分に理解できるが、自治体アンケートを検討すると、電子マニフェストの普及促進促すこととなると考えている自治体が多いように思われます。したがって、適正処理の推進に寄与及び電子マニフェストの普及に寄与が91.8%を占めていることは、優良化評価制度の促進とは異なる次元（電子マニフェストの普及促進）での自治体回答であると、考察できる。したがって、優良化評価制度の促進に何ら寄与するものではなく、かえって、申請において二の足を踏ませる恐れがあると考えられるため、基準に追加すべきでない。
  - 新たに基準とすることは、電子マニフェストの普及率の低さもあるため、優良性評価制度への取組み増加への阻害要因となりかねない。例えば、適合確認を加点方法で行うよ

うに改め、電子マニフェスト加入を得点として付加するやり方も考えられる。

- 電子マニフェストを評価基準に追加することについては、将来的には入れていく必要性はあると感じられるが、電子マニフェストの普及率が低い中で評価基準に入れてしまうと、その部分が強調されすぎてしまい、処理業者の総合的な優良性評価の適正さを欠いてしまう可能性があるのではないだろうか。まずは電子マニフェストの普及率を高めるための対策を行い、ある程度の普及率に達した時に評価基準に追加した方がいいのではないか。

### 情報公開期間の短縮について

- 短くしたら申請直前には情報公開するが、適合確認後には財務諸表などの公開をやめてしまうのではなかろうか。
- 適合事業者は情報と取り下げることしないのではないか。適合確認事業者は永久に情報公開をするようにしたらよい。
  - 期間については、現行とおりにする。期間を短縮すると、暫定期間のあり方に誤りがあったとの印象を与えかねないので現行とおりにする。5年たてば、優良化評価制度が必要な事業者は申請してくるので、むやみに期間の変更をすることには、反対である。自治体アンケートでも現行どおりが50%超えているので尊重すべきである。
  - 財務諸表の公開に抵抗感を感じる処理業者が多いため、初回のみならず2回目以降の適合確認も公開期間をゼロとし、申請時には財務諸表も含めてすべて公開をするが、適合確認をされた後は次回事項まで財務諸表のみ公開しなくてもよいものとする。
  - 優良性制度の普及定着に向けては、公開期間の短縮を行うのも一方法と考えますが、短縮した場合は、情報公開推進の観点からも、適合確認の後には常に必要な情報を公開しておかないと、次回の許可申請時に適合確認を受けることができないなどのしくみを採用すべきと考えます。
  - 公開期間としては恒久的に2年に短縮がいいのではないか。公平感を保てるという点と適合事業者数の増加を見込むとすれば妥当な期間であると考える。

### 温暖化ガス排出量・3R取組の情報公開項目追加について

- 中小企業にとっては温暖化ガス排出量の算出は大変ではないか、また処理業界による温暖化ガス排出への寄与率はそんなに高くない。
  - 国施策の重要項目であると考ええると、産業廃棄物事業者は零細事業場が多く過大な負担となるものと考えます。各事業場毎での排出量でなく、業界全体での排出量及び削減量の公表することで良いものであり、基準に追加すべきでない。かえって、優良化評価制度の促進にマイナスであると考えます。
  - 温暖化ガス排出量及び3Rの取組状況についての開示ですが、これらは環境マネジメントシステムのなかで排出量算定や排出量削減等のための様々な取組みが行われていたりすることから、情報開示項目に追加する実質上の意味はあまりないと思われます。また、排出事業者が処理業者を選択する際にぜひとも必要な項目でないようにも思われます。情報開示項目数は、現時点でもかなり多くあるため、一般的には、これ以上増やさない

方がよいのではないかと思います。

- 温暖化ガス排出量や3Rの取り組み状況については、どのような事業形態にしても温暖化対策をはじめとした環境対策への取り組みとして、国全体として必要不可欠となってきた現況を考えると項目として入れていくべきであると考え。さらに、温暖化ガス排出量や3Rの取り組みの開示だけではなく、省エネ対策への取り組み状況や他の環境対策なども合わせた形で開示していてもいいのではないか。
- この2つはエコアクション21をやっていると把握することになっていて、実質的に取り組まないといけないことになっている。そうなるといまは優良性評価制度を普及しなければならぬ状況だから、すでに取り組まれていることをわざわざ取り出して基準にまですることをしなくてもよいのではないか。
  - 現在の事業活動の一環で取り組んでいる事業場が多いので、新たな対応等の必要性が低いと考えるため、国施策の主要課題であるため、業者の3R取組状況が事業者自らの営業セールスと展開すると考えられるため、基準に追加すべきである。

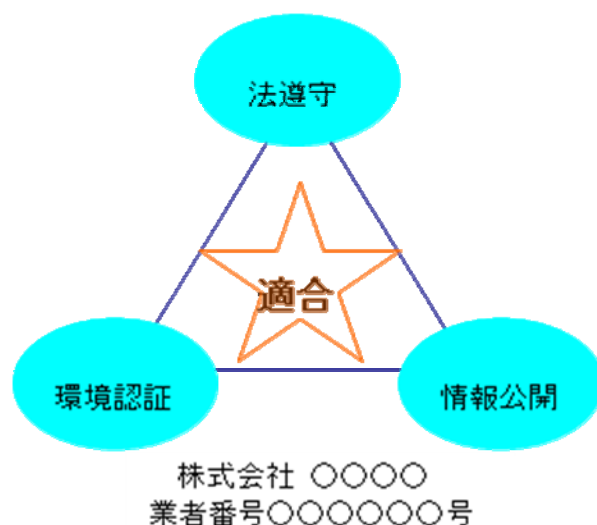
## マークについて

- 優良事業者マークではなく、この制度に則って情報公開をしているというマークでよいのではないか。この制度に則っては情報公開をしている、このホームページを見たら情報を見ることができるという印。制度を知っている人には適合確認されている印と分るし、知らない人には情報公開しているということで理解される。
- 車輻にマークを付けた場合、適合確認を受けていない自治体を通る場合はどうするかという問題がある。
- 表示の義務付けとなると問題になるが、自由に使ってよいのか、使い方も議論する必要がある。
- まず普及策の全体像を議論したらよいのではないか。そのなかでマークをとということになったら進めたらよいと思う。
  - 排出事業者が、優良評価制度に登録されている業者かを確認する人は、運搬車を見る立場のものではなく、契約書や許可証をチェックする者である。そうすると、車にマークを張っていても、あまり役には立たない。マネジメントする立場からすると、排出事業者と締結する契約書に添付する「許可証の写し」の余白にマークを張ったものとする、と規定できれば、わかりやすい。JQAのヒアリングにあるように、登録番号をマークには入れることは必須である。マークは、印刷物で与えるのではなく、登録番号記入の電子情報として与えると余分な経費はいらない。
  - どちらでもいいが、適合年度を入れるべきである。
  - 全国統一のマークが望まれるが、不適合となった事業者の誠実な対応（マーク使用の中止）への不安や、車輻に貼る場所がない等の課題はある。マークよりもマスコットにしたら、馴染みやすくてよいと思う。
  - 優良性基準適合マークの使用方法については、使用可能な方法（会社のパンフレットへの掲示、見積書など顧客へ渡す書類への掲示、会社の玄関や面談室への掲示、従業員の名刺への掲示、営業車両への掲示など）を決め、その使用方法のなかで事業者が自由に



選択するのはどうでしょうか？収集運搬車両表示のように掲示を義務化までする必要はないものと考えます。また、事業者が不適合になった場合の対応を速やかに求めることに重点をおくのなら、すぐにマーク使用が中止できる使用方法のみ（車両への掲示は可、名刺等印刷物への使用は不可など）に限定しておくのがよいと思います。優良性制度の推進・定着に重点をおくのなら、はば広く使用を認める方向にすべきであろうと思います。

- 適合確認を受けていない自治体内での使用等については、適合基準を満たしている事業者がどの自治体で適合確認を受けているか、またどの許可区分で適合確認を受けているかは、申請書提出のタイミングがいつだったか（更新許可時はいつか？変更許可申請があったか？など）、及び申請先の自治体が随時確認を実施しているか、によるところが大きいと思われます。そのため、許可業者がいずれかの自治体から適合確認を受けている事実があれば、シンボルマークを掲示した車両が、まだ適合確認を受けていない自治体内を走行することや、シンボルマーク入りの名刺をまだ適合確認を受けていない自治体内で使用したとしても大きな問題ではないように思います。逆に、マークを業者単位方式（1業者1マーク）とし、マークの表示内容を適合確認を受けていない自治体内で使用されても問題のないようなデザインにしておけばよいのではないのでしょうか？ 1月17日の会合でも意見のあった「情報公開を行っている趣旨の表示」や、年末に参考までにお送りしたマークイメージ「情報公開、環境認証、法遵守の表示」のようなものに業者番号の入ったマークなら、適合確認を受けていない自治体内での使用も可と考えます。



- 不適合になった業者・無断使用への対応、管理体制、自治体に期待できる役割等については、排出事業者が委託契約を結ぶ際、許可証の写しの添付を義務付けられていることから、委託契約の際に許可証上の表記の有無を確認すること、当該許可証に表記がない場合は、適合確認を受けた他自治体の許可証の確認を求めることなど、排出事業者が一定の範囲で基準適合についての確認を行うことは可能かと思われます。不適合になった事業者への自治体の対応としては、HPで公表している適合事業者のリストからの除外、事業者に対しシンボルマークの使用をやめるよう連絡することなどが考えられますが、自治体単位方式でのマークになると、関連自治体が複数（場合によっては多数）あるこ

とから、マーク使用停止の連絡などが不徹底になる可能性が高いと考えられます。その観点からも1業者1マークが適切と考えます。万一の無断使用等に備えて、財団の産廃情報ネットや各自治体のHPに、無断使用等に関する相談先をあわせて表示しておき、自治体が無断使用の連絡や相談を受けた際は、管理主体に連絡するフローが適切であると考えます。マークを作成するのであれば、統一的な管理が一元的になされることが望ましいので、各自治体が管理主体になるのはふさわしくないと考えます。

- 認定証や適合マークは、取引先など対外的な視点から見た差別化（評価基準の適合を受けた業者とそうでない業者）を明確にする上では必要であると考えます。マークについては、よりシンボリックなものであることやパターンの多様化が必要であると考えられる。色や文字によってわかりやすいもの、特徴的で覚えやすいものであることが重要ではないか。また、車に貼れるサイズや名刺に刷れるサイズ、またHP上でアップできる素材の提供など用途に応じて、多様化した形で提供できる方がいいのではないかと考えます。



グリーン経営認証制度（交通エコロジー・モビリティ財団）



エコユニットマーク

エコユニット登録事業（東京商工会議所）

#### 財務諸表について

- 昨今、廃棄物に関する裁判判決等で経理的基礎及び地下水汚染等に関して、許可を取消す判例が多数出ていることから、排出事業者及び産廃事業者等において、高い関心事となっていることから、情報開示を今後も行なっていく必要があるものと、考えます。
- 申請時には財務諸表も含めてすべて公開をするが、適合確認をされた後は次回事項まで財務諸表のみ公開しなくてもよいものとする。

## その他

- 適合事業者のメリット創出として、国や自治体が入札参加資格として加点評価することが望まれる。
- 処理業者への認知度も重要であるが、排出事業者が制度のことを認知していないという声が多いことから、あらゆる業界に対して広く存在を知らしめていく必要があると考えられる。Web 展開のほか、制度の概要をわかりやすくまとめた小冊子やチラシを作成し、各業界主催のイベントやシンポジウムなどをチェックしながら、広範に配布していくことが効果的であると考えられる。予算的に余裕があれば、広告掲載などを通じて継続的に露出していくことも効果的であると考えられる。

## 第6回将来動向調査ワーキンググループ 議事要旨

日 時：平成20年1月25日（金）10：00～12：00

場所：（財）産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

### 優良性評価制度の現状

- ・ 情報公開の期間が長いという意見がある。情報公開に5年、許可更新のタイミングが合わない  
とさらに5年で最長10年もかかる場合もある。
- ・ 排出事業者への認知として、これまでの処理業者への監視業務から排出事業者への監視業務へのシフトを考えている。

### 中間処理業アンケート

#### 全般

- ・ 当期純利益等の対象期間をどのようにされたのか、明記した方がよい。
- ・ 兼業の業種として一般廃棄物処理業のみの回答と専門をあわせて廃棄物処理の専門事業者としてまとめ、兼業事業者との比較をしてほしい。
- ・ 従業員数規模と売上高規模の中間をとって、従業員一人当たりの売上高を算出し、他の業界を比較してみると面白い。

### 基本事項6「兼業で営んでいる業種」

- ・ 昨年の調査の中間処理業の回答と比較してほしい。

### Q3「ホームページの開設状況」

- ・ 兼業と専門に分けて集計をしてほしい。

### Q4「優良性評価制度のための情報開示の実施状況」

- ・ 兼業と専門に分けて集計をしてほしい。

### Q5「優良性評価制度の適合確認の有無と今後の意向」

- ・ 兼業と専門に分けて集計をしてほしい。

### Q6「電子マニフェストへの加入状況」

- ・ 兼業と専門に分けて集計をしてほしい。

### Q8「リサイクルへの取組状況」

- ・ リサイクル率が独り歩きしやすいので、取扱いには注意しないといけない。
- ・ リサイクル率の標準偏差を求めると数値にばらつきがあるかどうか分かる。
- ・ エネルギー回収率100%という数値が多く見られるが（21頁）、これはあまり公表しない方が

よいと思う。きちんと計った数値ではないと思われる。

#### Q9「貴社の強み」

- 排出事業者アンケートとの比較をしてほしい。

#### Q12「排出事業者への要望」

- 具体的に優良性評価制度等の各項目のどの部分に理解がないのかを知りたい。
- 基本事項2「主な取引先」とクロス集計してほしい。

#### Q13「現在取り組んでいる分野」

- 一般廃棄物処理業 251 件となっているが、Q6「兼業で営んでいる業種」で一般廃棄物処理業 550 件から考えると、許可はあるが実際に事業をしているのは半分くらいという実態が見られる。

#### Q14「今後の経営手法について」

- 共同で行うという回答が多いが、企業間の協調的なガバナンスやマネジメントにおいて限界を感じていないのかどうか、もし感じているのであればそのための方法をモデルで示すことがあってもよいと思う。

#### Q15「阻害要因」

- 表 6 ですが、資金調達関連と法規制関連など大括りでも集計してもらえると違う見方ができる。
- 40 頁の「規制強化 22 件」と、39 頁の「廃掃法の規制強化 2 件」の件数があっていない。

## 第7回優良化促進活動ワーキンググループ

### 議事要旨

日時：平成20年3月12日（木）13：30～15：30

場所：（財）産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

#### 基準等改訂①適合証明書は発行、マークは引き続き検討

- 適合証明書発行については、特に意見無し。
- マークは、不適合の場合にどうやって外させるのかという問題がある。
- マークは産廃協会が管理すれば、適合確認が取り消された事業者が使用を続けていても、協会に情報が入ってきて、相互監視できる。不正使用があった場合は、次回発行しないという罰則も考える。
- 許可証やマーク、適合証明書と複数あるのはどうか。許可証の背景としてマークを入れられるよう、国や財団が用意する。
- 周知を図るときには何かシンボルがあったほうが浸透しやすく、個別事業者が利用できるものが多い。
- 信頼できる処理業者を見分けるために情報公開が大切になるわけで、その一環としてマークは有効。

#### 基準等改訂②情報公開期間短縮

- 2年近く待っている事業者に対して、自治体の立場から説明できる趣旨を用意してほしい。
- 自治体の立場であっても、普及をしていくためには手のひらを返したように説明していくことも必要。自治体によって温度差のある部分と思われるので、よい説明内容があればと思う。

#### 基準等改訂③電子マニフェスト加入基準化

- 全産廃連としても電子マニフェスト加入を推進しているので、事務局案の通りでよい。

#### 基準等改訂④3R指標の情報公開は引き続き検討

- エコアクション21や環境ISOの認証取得によって、実質的に取り組まれている。また、リサイクル率といっても、対象廃棄物や集計の捉え方の定義によって大きく異なるため、単純に事業者間の比較をすることはできない。

#### 基準等改訂⑤その他

- 排出事業者への理解、普及促進が必要。
- 関心の低い自治体への取組が必要。
- 普及するためにはもっとメリットを付与する必要があると常々感じているので、引き続き検討していただきたい。

#### 来年度以降の制度の普及等について

- 適合確認された事業者がまったくない県もあるならば、全社ではなく事業者単位であっても認められるような仕組みも必要ではないか。
- 建設業界では全国に本制度も含めて適正処理等の啓蒙活動を進めていくので、講師養成等も含めてご協力いただけたらありがたい。
- 制度の認知度を高めるためには、優良な事業者であると断言できることがもっとも効果がある。
- 随時受付の位置付けがあいまいで、いまの仕組みでもできるという読み方もあるので、推進していくのであれば、環境省がその考え方を示していくということも必要。
- 許可更新の申請はほぼ同じようなことをやって事務手数料は 10 万円ほどで、一方の適合確認申請は随時受付の場合は無料というは気の毒。
- 排出事業者は行政処分を受ける前の指導の有無を知りたいと感じている。

## 第7回将来動向調査ワーキンググループ 議事要旨

日時：平成20年3月12日（水）16：00～18：00

場所：（財）産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

### 中間処理業向けアンケートについて

- 「調査目的」で、「事業の仕組みや課題を整理する」となっており、（調査結果の）サマリーを（冒頭にでも）記載してはどうか。39頁のように多くの事業者がリサイクルに取り組みたいが、46～47頁のようにいろいろと課題があるというのが結論のひとつと思う。

### 規制緩和について

- 収集運搬業の適合事業者同士には車輛の貸し借りを認めてほしいのですが、いかがでしょうか。
- 他の業種であれば、応援を求めることにより対応しているが、処理業ではそのためにチャンス逃している。いまの再委託制度を改めないと、この業界では100億円以上の売上にならない。いま伸びているのは、再生資源や副産物の市場価格が上がっているところ。
- 規制緩和のメリットを享受したいために、形だけ適合申請するところがでるのでは。いまの制度が形のみのもので、危惧を感じる。
- そのためには、立派な事業者だけが認定されるような仕組みに変えないといけない。
- 調査結果として明るい展望よりも現状維持が多く、他産業にみられるような海外進出や川上思考のような広がりがないのは、いまの法規制にも原因があるのではないか。これから排出権取引のキャップアンドトレードの中に、この業界が入ってくるのだという雰囲気はまったく感じられない。
- 制度の趣旨として排出事業者による活用が望まれていても、実態として「処理料金が安価」というギャップの開きがあり、適合事業者が営業上のメリットを感じていないのであれば、適合事業者への規制緩和が次善の策となると考えられる。

### 排出事業者への啓発について

- いまの制度のメリットについては、情報公開を排出事業者が活用できる環境をつくることだが、もっと排出事業者への教育が必要。環境省やわれわれ業界団体が、地道にその点の努力を続ける必要がある。
- 公共工事では役所における積算段階で、処理料金が安価なところを基に作られ、それを競争入札による価格競争で建設会社が受注しているため、積算以上の処理料金が払えないという話をよく聞く。

### その他

- 業界による市場を広げる努力も必要。排出事業者が自社処理している部分をアウトソーシングさせること、一般廃棄物を市町村が処理している部分を民間委託させること。
- 処理業者の中にはこういうことをしたいが方法がわからないという回答もあったようなので、



例えば技術がわからない方はわかっている方から教えてもらえるという適合事業者の場というものがあつたらよいのではないか。

## 第 11 回産業廃棄物処理業優良化推進委員会

### 議事要旨

日時：平成 20 年 3 月 25 日（水）9：30～12：00

場所：（財）産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

#### 排出事業者アンケート結果について

- 1 割の回収率ではこれが標準の意見だとはわからない。
- 対象は会社の規模や地域は実際の構成比率に合わせて抽出したが、産業廃棄物を排出する事業者とはいえ、年に数回しか排出しない小さな会社も含んでいる。今回のアンケート結果は排出量ベースの平均値ではなく、全国の事業者数の平均値。
- 回答者を従業員数規模別にみると、300 人以上の事業所が 5 件しかなく、10 人未満が 194 件で、全回答数が 397 件であることから、ほとんどが 10 人未満。全国規模でみるとこういう構成になるとは思うが、排出量から考えると 300 人以上の事業所が圧倒的に多いはず。対象の抽出についてもっと工夫が必要だったのではないか。
- 排出事業者アンケートの回収率から見て、PR が至ってないとか、意識が足りないというご意見があったが、私どもから見ると意外と違和感がなく、このようなものだと感じた。

#### 排出事業者への普及・啓発について

- 排出事業者アンケート結果（Q20）において、優良性評価制度を「よく知っている」、「まあまあ知っている」を合わせて 10%弱。これはいったいどういうことなのか。
- 適合事業者アンケート結果（Q6）では、排出事業者の制度の認知度が低いとなった。認知度が低いと両方のアンケート結果が一致し、我々は実態だと認識している。
- 中間処理業アンケート結果（Q12）において、排出事業者が「処理業者の適正処理や価格に理解がない」に「改善を強く希望する」が 28.6%で最も多く、排出事業者に対して何らかの働きかけをしていかななくてはならないということが明確になった。
- 環境省としては、今回の提案を受けて見直しをすることとなった場合には、この機会をとらえて一層取り組んでいきたい。その時には環境省だけではなく、地方自治体が排出事業者を集める機会があると思うので、そういった場も活用して行っていきたい。
- PR については、戦略がなさすぎる。どういう普及をしていくのか。マスコミ対策のことや、中小企業なら全国中小企業団体連合会があり、各都道府県に中央会があり、自治体と密接な関係にある。地方の商工会議所であれば協力できる部分もあるかもしれないが、研修などが一番早いと思う。

#### 自治体の意識について

- 自治体としては優良化という文言が使えず、基準を満たしているだけなので、優良化の推進にどれだけ資するのかといわれると、自治体には十分なメリットが見えない。事務量は煩雑になって増える状況なのに、それが実際に活かされるという状況が社会的に醸成できていないということで、一部に消極的なところがあるのではないか。

### 適合事業者数の増加に向けて

- できる限り公開期間を短縮すれば、制度に取り組む業者が増えるだろう。期間については、6ヶ月以上という当初の経過措置期間と同じものを使っていくということ。
- 6ヶ月以上は制度発足時の緊急避難であったので、改訂では1年以上とし、財務諸表は1回、処理実績と維持管理の記録は2回の更新とするか、あるいは株式会社であれば半期決算をするだろうから、半期決算の更新を含めて6ヶ月とするのがいい。
- 一定の適合事業者数となって基盤を広げていかないと、10万近い許可業者がいて250社程度では少ない。排出事業者が優良な処理業者を選択できるような素地を作っていくとだめだと思う。そのためにも随時受付は自治体が自由に裁量できるが、できる限り明確に法の中に位置付けていただかないと、自治体はのらないと思う。

### 適合証明書発行について

- 適合証明書はカードにすべきで、排出事業者等に提示できる方がいいと思う。

### 一時的な5年分の情報開示について

- 5年間分を一括して自治体に提出するのであれば、公開情報を活用する排出事業者にも見えるように、5年分を最初一定期間だけ公開させるという方法もあるのかと思う。すでに適合確認された事業者との均衡を考えたときに、検討に値するのではないか。
- ウェブに載せるということになると、入力等の手間の負担感がある。

### 制度の見直しについて

- 任意のシステムとして動かしているが、政策として任意のまま続けていくのか、法目的達成のためには違った戦略的な対応をとることも長期的には考えるべきだと思う。  
正攻法では適合事業者数が伸びないというのが現状で、やや斜めから見て切り込むということも今後は必要ではないか。  
当初は法改正事項ではないかという話もあったが、タイミングが合わなかったり、いろいろな事情によって施行規則に留まって法改正に踏み込めなかったが、我々が数年間経験を積んで法政策的に間違っていないのであれば、それを進めるような法改正もあるのでは。  
我々のミッションは廃掃法の目的達成であり、来年度はあまり法律のことをガチガチに考えずにご議論ができればと思う。

### 将来動向について

- 中間処理業アンケート結果（Q14）における今後の経営手法について、「他事業者と連携し、共同で営業活動」をしたいが（24分野の事業化に関する回答の合計として）8,680件とかなり突出して多かったこと、それと表6「経営手法が選ばれる傾向が高い事業分野」（42頁）が、今後の処理業者の方向性や将来動向を考える上で、重要なヒントが含まれるのではないかと感じており、今後も引き続き分析をしていく必要がある。
- 個別企業のビジネスモデルを時系列的にダイナミックなプロセスを明らかにすることが1つ重

要な作業ではないだろうか。

- いまいる業者が適合確認を受けることも施策として重要だが、この業界の5年後、10年度がどうなって、その時に制度をどう見直すのか、将来ビジョンも考えておく必要があると思う。5年後も10年後も業者がそのままであるということはないから、考える必要がある。